

平成31年第3回定例会

湯前町議会会議録

開会 平成31年3月 6日

閉会 平成31年3月14日

熊本県球磨郡湯前町

平成31年第3回定例会

会 期 平成31年 3月 6日 (水) から 9日間
平成31年 3月14日 (木) まで

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
3	6	水	本会議	午前10時	開会宣言、会期の決定、諸般の報告、行政報告、予算編成方針、一般質問
	7	木	本会議	午前10時	議案審議 全員協議会
	8	金	本会議	午前10時	議案審議
	9	土	休 庁		
	10	日	休 庁		
	11	月	休 会		13:30 厚生文教常任委員会
	12	火	休 会		13:30 総務常任委員会 15:00 経済建設常任委員会
	13	水	本会議	午前10時	議案審議
	14	木	本会議	午前10時	議案審議

第 1 号

3 月 6 日（水）

平成31年第3回湯前町議会定例会

[第1号]

平成31年3月6日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	行政報告
日程第5	予算編成方針
日程第6	一般質問

2. 応招議員

1番 遠坂道太	2番 椎葉弘樹
3番 森山宏	4番 黒木龍次
5番 味岡恭	6番 金子光喜
7番 高橋一雄	8番 黒木喜巳男
9番 山下力	10番 倉本豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 議会事務局主事 黒木あさみ

7. 説明のために出席した者

町	長	鶴田正己	教 育 長	中 村 和 弘
総 務 課 長	高 橋 誠	会 計 管 理 者	中 愛 北 皆 稻	村 甲 崎 越 森
税 務 町 民 課 長	堤 田 真由美	教 育 課 長	建 設 水 道 課 長	和 正 真 介
保 健 福 祉 課 長	白 川 一 雄	農 林 振 興 課 長	農 林 振 興 課 長	克 一
企 画 観 光 課 長	本 山 り か			己 彦
農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉 田 精 二			

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、平成31年第3回湯前町議会定例会を開会します。

これから、お手元に配付の議事日程表に従い、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉本 豊君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、高橋議員、黒木喜巳男議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（倉本 豊君） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月14日までの9日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月14日までの9日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（倉本 豊君） 次に日程第3、「諸般の報告」を行います。

12月17日、人吉市において、球磨郡町村議会正副議長・事務局職員合同会議が開催されましたので、味岡副議長と共に出席しました。会議の内容は、熊本県町村議会議長の古家陽介事務局長による講演でありまして、「最近の地方議会をめぐる同行について」の演題で、熊本県町村議会議長の財源が少なくなっており、近い将来各町村へ負担をお願いすることが想定されること。また、議員のなり手不足の解消の手立てとして、議員報酬の見直しの方法など、説明がありました。

12月20日、今年度で2回目となる子ども議会を開催しました。湯前中学校3年生が、湯前町のまちづくりについて様々な角度から一般質問を行ってくれました。生徒達は湯前町のことや政治のことについて、改めて関心を持ってくれたものと、議長としては高く評価をいたしました。なお、議会の関与としましては、11月28日開催の事前発表会において、議員が学校に出向き質問の方法など指導を行いました。

1月4日、町職員の辞令交付式が行われましたので、出席しました。

同日、第69回湯前町成人式及び記念植林が行われましたので、出席しました。

1月5日、湯前町消防団出初め式が開催されましたので、出席しました。

1月11日、多良木町において、上球磨消防団連合会放水競技大会が開催されましたので、出席しました。

1月12日、湯前町新春の集いが開催されましたので、出席しました。

1月19日、水上村において、第7回公認奥球磨ロードレース大会開会式が開催されましたので、味岡副議長と共に出席しました。

1月29日から30日にかけて、平成30年度行政視察を行いました。訪問先及び視察の内容は、大分県日田市にある株式会社グリーン発電大分において、「森林資源の有効活用と、バイオマス発電の排温水を利用した産業振興について」、また福岡県嘉麻市議会において、「議会のタブレット導入について」説明を受けました。特に、嘉麻市議会のタブレット導入については、ペーパーレス化による費用の削減と、職員の作業効率の向上など、多岐にわたり高い効果が認められることを確認しました。

2月15日、熊本市において、熊本県町村議会議長会 第69回定期総会が開催されましたので、出席しました。平成29年度決算の認定、平成31年度予算の議決等が行われました。その中で、各郡提出案件の審議では、球磨郡から提出した「球磨川における抜本的な治水対策の促進について」、「球磨地域幹線道路網の整備促進について」の2件が盛り込まれ、今後、県庁、県議会、自民党県連に対し実行運動を行うこととなりました。また、全国議長・副議長研修会及び議長全国大会の際に、県選出国會議員への要望活動も行う予定であります。

2月19日、人吉市において、球磨郡町村議会議員研修会が開催されましたので、全議員出席しました。研修会の内容は、全国町村議会議長会 総務部長兼管理部長三宅達也氏の講演でありまして、「町村議会を取り巻く環境について」を演題に、町村議会がおかれている現状や、議員のなり手不足に関する方策等について、説明がありました。

2月27日、水上村において、林業者大会が開催されましたので、出席いたしました。

12月17日、1月10日、2月14日、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席いたしました。議長会事業並びに諸懸案などについての協議を行いました。

監査委員から、「平成30年度定期監査の結果報告」及び12月、1月、2月の「例月現金出納検査結果報告書」が、また、教育長から、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等報告書」が、お手元に配布のとおり議長あて提出されています。

「緊急議員派遣」は、お手元に配布の一覧表のとおりです。緊急議員派遣の報告書は、先の定例会で議決した議員派遣の報告書と併せて議長室にございますので、そちらをご覧ください。

本定例会の説明員は、町長、執行機関代表及び委任された説明員として、課長職並びに各課担当職員が通知されております。

これで、議長の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会の報告を行います。

球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を求めます。

○1番（遠坂道太君） おはようございます。病院議会を担当しております遠坂です。12月と3月に定例会が2回ありましたので、その分を報告いたします。

平成30年第4回定例会は12月21日に招集され、会期1日で開催されました。議案については、一般質問が1件、及び議案が5件について慎重に審議した結果、全議案いずれも原案のとおり可決されました。

内容につきましては、議案第14号熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてと、組合規約中の独立行政法人熊本県北病院機構設立組合を熊本県北病院機構設立組合とする名称の変更によるものでした。

議案第15号、平成30年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合検診センター事業会計補正予算（第3号）について、収支的収入及び支出の部において、3事業の人事異動及び民間企業との月例給格差の0.19パーセント、賞与格差0.05月分を埋めるための給与改定に伴う給与費の補正と、資本的収入支出の部においては、僻地拠点病院整備費補助金の採択等に伴う補助金の補正をするものでした。

議案第16号、平成30年度球磨郡公立多良木病院企業団上球磨包括支援センター特別会計補正予算第2号については、歳出の部においては、人事異動給与改定に伴う人件費の補正、収入の部においては、それに伴う繰越金の補正をするものでした。

議案第17号、平成30年度球磨郡公立多良木病院企業団病児病後児保育事業特別会計補正予算第1号については、支出の部において、廊下エアコン設置に伴う備品購入費等の補正、収入の部においては、それに伴う繰越金等の補正をするものでした。

議案第18号、平成30年度槻木診療所特別会計補正予算第1号については、歳出の部において、診療所移転に伴う備品購入等の補正、収入の部においては、それに伴う繰越金の補正をするものでした。

最後に一般質問については、多良木町選出の久保田議員より医療費の延滞問題、職員の時間外労働について問われました。

次に、平成31年第1回定例会は、3月4日に招集され会期1日で開催されました。一般質問が2件並びに議案6件（平成30年度補正予算1件）、平成31年度予算5件慎重に審議した結果、いずれの議案も可決されました。

内容につきましては、議案第1号平成30年度企業団会計補正予算（第4号）について、収益において、入院収益の減、町村負担金の変更等により差し引き金額、総額2億3,225万6,000円の減額補正、費用については、給料費、材料費の減等により総額9,345万8,000円の減額を補正、資本的収入及び支出については、支出で建設改良費

当初の減により総額2,544万9,000円の減額補正とするものでした。

議案第2号、平成31年度企業団当初予算について、収益については、総額42億254万8,000円、費用は総額44億9,162万2,000円、損益は2億8,907万4,000円の純損失を見込んでの当初予算編成でした。病院事業では平成30年度実績数値を勘案し1日平均入院患者数147人、外来患者数380人、老健事業では1日平均入所者数84.4人、通所者数42人、検診事業では年延べ受診者数27,442人とされました。資本的収入は企業債、町村負担金、補助金等の総額3億7,570万2,000円、資本的支出では器具備品購入費などの建設改良費、返済金投資総額9億9,098万8,000円となっております。

議案第3号、平成31年度上球磨地域包括支援センター特別会計予算について、予算総額5,325万7,000円となっており、多良木町、湯前町、水上村からの町村負担金、一般管理費等を計上しております。

議案第4号、平成31年度病児病後児保育事業特別会計予算について、予算総額1,098万1,000円、年間利用者数見込み490人としており、自己負担金、町村負担金等を計上しております。

議案第5号、平成31年度水上村立古屋敷診療所特別会計予算について、予算総額1,189万5,000円、年間延べ患者数見込み130人としており、水上村から負担金1,050万円等を計上しております。

議案第6号、平成31年度槻木診療所特別会計予算について、予算総額1,319万4,000円、年間延べ患者数見込み414人としており、多良木町からの負担金930万円等を計上しております。

なお、一般質問では、多良木町選出の久保田議員から、公立病院の新改革プランについて、施政方針に関して、あさぎり町選出の小見田議員から、一般会計の繰入金について問われました。

以上、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告といたします。

○議長（倉本 豊君） 次に、上球磨消防組合議会の報告を求めます。

○6番（金子光喜君） おはようございます。6番議員の金子でございます。上球磨消防組合議会の報告をいたします。

平成31年第1回上球磨消防組合議会定例会は、2月27日午前10時より、上球磨消防署会議室において開催されました。開会に先立ち組合長の吉瀬多良木町長より挨拶があり、その後日程説明を受け、会議録署名議員及び会期を1日とすることを決め、審議に入りました、

議案第1号、上球磨消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、国の労働環境改善の通知に基づくもので、原案のとおり可決しました。

引き続き、議案第2号、上球磨消防組合、一般会計補正予算第2号については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ94万7,000円を減額し、総額を16億2,084万9,000円とするもので、原案のとおり可決いたしました。

議案第3号、平成31年度上球磨消防組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,000万円とするもので、質疑答弁の後、原案のとおり可決いたしました。

なお、一般質問はありませんでした。

会議終了後、庁舎建設の進捗状況について報告があり、予定より遅れがきていること、今後の対応等について説明がありました。その後、現場にも対応いただき施工状況の説明を受け確認いたしました。

以上で、上球磨消防組合議会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで、「諸般の報告」を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（倉本 豊君） 町長から「行政報告」の申し出がありました。これを許します。

○町長（鶴田正巳君） おはようございます。平成31年第3回湯前町議会定例会に当たり、行政報告を行います。

行政報告の内容は配布してあるとおりでございますが、主なものにつきましてご説明いたします。

平成30年12月4日、課長会を応接室で行いましたので出席いたしました。

同日、球磨郡定例町村長会が錦町で開催されましたので出席いたしました。協議事項は、熊本県商工会青年部連合会球磨地区大会の助成について、管内主軸事業上京要望について、熊本県町村会定期総会について、各種行事について、その他でした。

12月6日、第10回議会定例会（第1日目）が開催されましたので出席いたしました。終了後、議会全員協議会が洋会議室で開催されましたので出席いたしました。

同日、自治功労者表彰祝賀会並びに議会広報コンクール特別賞受賞祝賀会が湯楽里で開催されましたので出席いたしました。

12月7日、那須主隆氏全国林業経営推奨行事「農林水産大臣賞」受賞祝賀会が湯楽里で開催されましたので出席いたしました。

12月16日、第66回球磨一周市町村対抗熊日駅伝大会が水上村岩野小学校前をスタート、ゴールとして8区間（人吉球磨管内）のコースで開催されましたので出席いたしました。本町からは3チームが出場し、Aチームが第6位でした。なお、Aチームは昨年度9位から6位への躍進賞を受賞されております。

12月20日、議会運営委員会が議長室で行われましたので出席いたしました。引き続き、第10回議会定例会が開催されましたので出席いたしました。

同日、湯前中学校による子ども議会が開会されましたので出席いたしました。中学3年生36名による一般質問が行われ、6班、15項目について質疑と答弁が行われました。主な一般質問の内容は、少子化対策について、観光について、住環境について、産業振興について、教育について、高齢者対策について、また、その他で10項目の質問がありました。

12月21日、人吉球磨広域行政組合議会定例会が人吉市で開催されましたので出席いたしました。引き続き、同組合の定例理事会が開催されましたので出席いたしました。主な議事の内容は、特別養護老人ホーム福寿荘移譲法人選定委員会について、財政事情の公表について、入札及び随意契約締結結果について、その他でした。

同日、湯楽里株式会社取締役会が開催されましたので出席いたしました。

12月26日、熊本県の田嶋副知事との意見交換会が人吉市で開催されましたので出席いたしました。

平成31年1月4日、仕事始め式を洋会議室で行いました。

同日、第69回成人式を宝陀寺駐車場周辺の町有林で行われましたので出席いたしました。式典後、新成人は町有林内にイロハモミジの苗を記念植樹いたしました。なお、今年の成人者は、男子25名、女子21名、計46名でした。

同日、福寿荘の仕事始め式が行われましたので出席いたしました。

1月5日、湯前町消防団出初め式を小学校体育館で挙行了いたしました。この日は消防団員132名が参加し、各分団と幼年消防クラブの通常点検のあと、放水競技が行われました。結果につきましては、小型ポンプでは、優勝4分団3部(馬場)、第2位が2分団4部(下城)、ポンプ車の部では、優勝が2分団1部(上下染田)でした。また、年間活動総合の部でも、2分団1部(上下染田)が優勝いたしました。

1月8日、課長会を行いましたので出席いたしました。

同日、球磨郡定例町村長会が人吉市で開催されましたので出席いたしました。会議の内容は、管内主軸事業上京要望について、熊本県町村会定期総会について、その他でした。引き続き、球磨地域振興局幹部との意見交換会が開催されましたので出席いたしました。

同日、湯前町交通指導員会新年会が湯楽里で開催されましたので総務課長を出席させました。

1月11日、上球磨消防団連合会放水競技大会が多良木町多目的グラウンドで開催されましたので出席いたしました。本町からも3チームが出場し、成績は小型ポンプの部で

4分団3部(馬場)が4位、2分団4部(下城)が6位、自動車ポンプの部では2分団1部(上下染田)が2位でした。

1月16日、人吉球磨広域行政組合定例理事会が人吉市で開催されましたので出席いたしました。議事の内容は、一般職の非常勤職員の任用等に関する取扱要綱の一部改正について、特別養護老人ホーム福寿荘移譲法人選定委員会委員の候補者選定について、入札及び随意契約締結結果について、その他でした。

同日、JAくま菊生産部会出荷反省会があさぎり町で開催されましたので出席いたしました。

1月19日、東海大学陸上部の陸上教室が町民グラウンドで開催されましたので出席いたしました。参加者は湯前中学校含め、郡市の中学校、高校から約50名が参加いたしました。

同日、第7回公認奥球磨ロードレース大会開会式が水上村で開催されましたので出席いたしました。

1月20日、第7回公認奥球磨ロードレース大会が開催されましたので出席いたしました。大会には高校男子10キロメートルの部、中学男女子5キロメートルの部、女子フリー5キロメートルの部、ハーフマラソン男子、女子で実業団や大学生の招待選手30名を含め、県内はもとより九州内外からの参加者も含めて469名の選手に参加していただきました。

1月22日、B&G全国サミットが東京都で開催されましたので出席いたしました。

2月5日から6日まで、林野庁へ林業成長産業化地域構想に伴う施設整備の支援について、水上村と要望活動を行いました。

同日、球磨郡町村会による平成31年度管内主軸事業要望活動が行われましたので出席いたしました。要望先は、国土交通省でした。内容は、安全で安心できる国土づくりに関する提案及び要望を行いました。

2月11日、橋田實子様の藍綬褒章受章祝賀会が湯楽里で開催されましたので出席いたしました。

2月12日、上球磨消防組合正副組合長会が多良木町で行われましたので出席いたしました。

同日、自衛隊募集相談員委嘱式が球磨地域振興局で行われましたので出席いたしました。また、球磨郡定例町村長会が行われましたので出席いたしました。議事の内容は、球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、熊本県町村会定期総会について、平成31年度新規採用職員研修会について、その他でした。

同日、熊本県土木部長との意見交換会が人吉市で行われましたので出席いたしました。

2月14日、人吉球磨広域行政組合定例理事会が人吉市で開催されましたので出席いたしました。議事は、組合議会定例会の招集及び提出案件について、規則の制定及び規則等の一部改正について、第3次人吉球磨ふるさと市町村圏計画（後期基本計画）と平成30年度実施計画について、構成市町村総務・企画及び衛生担当課長会議について、入札及び契約締結結果について、その他でした。

同日、人吉球磨定住自立圏推進協議会が人吉市で開催されましたので出席いたしました。

2月16日、湯前町職員採用2次試験を応接室で行いましたので出席いたしました。

同日、湯前町社会福祉協議会誕生会が改善センターで開催されましたので出席いたしました。

2月24日、慈光こども園発表会が農村環境改善センターで開催されましたので出席いたしました。

同日、湯前町総合防災訓練を行いました。訓練の内容は、震度6強の地震発生を想定し、発災直後における住民の身を守る行動、職員の初動マニュアルにおける行動確認、自主防災組織及び消防団の初動確認を目的とした訓練としました。

3月1日、職員朝礼を行いました。

同日、平成30年度南稜高校卒業証書授与式、並びに閉校式があさぎり町で開催されましたので出席いたしました。

同日、球磨郡定例町村長会が人吉市で開催されましたので出席いたしました。議事は、平成31年度球磨郡町村会事業計画について、その他でした。

3月2日、多良木高校閉校式が同校体育館で執り行われましたので出席いたしました。

ここで、農業公社につきまして報告をさせていただきます。

農業公社につきましては、昨年6月に新しく理事長を招聘しまして運営を行ってきましたが、前理事長が一身上の都合により任期途中の12月末をもって辞任され、現在は、私が理事長を務めさせていただいているところです。先ほど報告をいたしましたとおり、1月以降3回の理事会を開催し、今後の運営につきまして協議を行ってききました。

その協議の中では、農地を適正な状態で担い手へ引き継ぐことは公社の目的の一つですので、公社が引き受けている農地を一旦精査し、借り受け希望者がいる農地についてはその農地を担い手に引き継ぐこととしました。現在、農業委員会へ借り手の掘り起こし作業を依頼しており、一部の農地については担い手に借り受けてもらうものと考えています。

また、公社職員から3月末をもって退職の意向が示されましたので、平成31年度におきましては水稻等の生産を自社で行うことは困難と判断して、栽培は行わないことと

しました。ただし、残った借り受け農地につきましては、周辺農地に影響を及ぼさないよう、当然ながら草刈などの適正な管理は、責任を持って実施することとし、その方法については現在協議を行っているところです。今後も新理事長へスムーズに運営を引き継ぐことができるよう、協議を行ってまいります。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで「行政報告」は、終わりました。

-----○-----

日程第5 予算編成方針

○議長（倉本 豊君） 町長より「予算編成方針」の表明があります。これを許します。

○町長（鶴田正巳君） 本日、平成31年第3回湯前町議会定例会の開会に当たり、平成31年度当初予算案をはじめ、関連諸議案のご審議をお願いし、平成31年度の予算編成方針を申し上げ、議員の皆様並びに広く町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成31年度湯前町一般会計予算編成方針、平成31年度の当初予算を編成するにあたり、来たる4月に町長選挙が予定されており、本町の次の町長に託すこととしておりますので、骨格予算として、経常的な経費と制度的に継続する経費などを主体に予算を編成したところでございます。それでは予算編成方針を簡潔に申し上げます。

本町の平成29年度一般会計の決算状況では、本町の町税収入は、個人所得と法人所得のわずかな増加はあったものの、平成30年度も前年度決算並みと推測しております。

また、歳出においては、社会保障費、その他義務的経費や施設の維持管理経費が増える中、経常収支比率は平成28年度決算96.6パーセントから平成29年度決算は94.0パーセントに好転しましたが、依然として高い水準にあり、財政の硬直化に向かわないように引き続き努力する必要があります。今後、さらに人口減少や少子高齢化が進む中で、将来にわたり持続可能な財政運営を図るためには、各種の施策が相乗的な効果をもたらすよう事業の重点化、また、新しい事業へのチャレンジも念頭に置いて、平成31年度も前年度に引き続き少子高齢化、人口減少対策、定住促進等の喫緊の課題解決に向けた取り組みを継続しなければならいと考えます。

また、小学校や中学校の長寿命化活用に向けた取り組み、そして湯楽里グリーンパレス施設や保健センター等、公共施設の経年的な老朽化に対応すべく大きな更新に着手していくことになります。

このような財政事情と大きな事業施策を控える中、平成31年度予算の編成は、経常的な経費を主体とした「骨格予算」となりますが、平成31年度も継続しなければ町民生活に影響がある事業や社会経済情勢の変化に対応しなければならない経費等は予算に

反映させ、また、平成31年10月に予定される消費税10パーセントへの増税分をそれぞれの予算項目に反映させているところでございます。

また、これまでの取り組みに対する事業効果と成果を考慮したうえで、限られた財源の中、町民福祉の増進と効果的な行政サービスを提供するための予算となるよう計上いたしました。

以下、重点項目ごとに説明申し上げます。

1、育み、支え合う人と町づくり、(1)後継者対策、本町の農林業、商工業を取り巻く雇用環境は、厳しい状況であります。町の基幹産業である農林業、商工業等の産業を振興していくことは、若い世代を町に定住させることになると思います。各種事業の検証も行いながら、引き続き、国県の事業も活用し、後継者支援を実施してまいります。

なお、これまで実施してきた本町単独事業である後継者対策助成金事業については、近年の動向、他の施策との整合性及び事業者の意向等を踏まえ、より効果的な施策となるよう見直しを行うこととしております。

(2)教育、教育は、これからの本町の将来にとって、重要な根幹をなすものという認識は変わっておりません。老若男女、常に学べる環境整備を含めた様々な支援を進め、町民同士のつながりを育み、調和のとれた地域の推進を図ってまいります。

学校教育では、小・中学校の共通学校教育目標である「ふるさとを愛し、一人ひとりが輝く徳・知・体の調和のとれた児童、生徒の育成」を尊重しつつ、湯前町学校運営協議会を中心に、小、中連携を深め、学校と地域が連携した地域学校協働活動を支援し、「健全な心身の育成と学力の充実、そして、ふるさとを愛する児童、生徒の育成」に努めてまいります。

平成32年度より小学校から順次適用される新学習指導要領に鑑み、先行する道徳の特別教科化も見据えつつ、同じく外国語活動の更なる充実のため、本町教育委員会により外国語活動研究校として湯前小学校を指定し、また、中学校との乗り入れ授業や招待授業等を関連付ける事を通じて、小・中学校の連携により、生徒の授業への意欲を喚起させ、高度な学力の定着と充実を支援してまいります。また、特別支援教育に対し適切な支援員を配置するなど、学校生活の充実を図るとともに計画的かつ効率的な施設の維持管理に努め、児童、生徒の学習環境の充実を進めてまいります。

社会教育では、町民の皆様一人ひとりが、お互いを高め合い、こころ健やかに、生きがいを持った暮らしができるよう、学び、交流する機会や場の提供を行い、各公民分館の活動を支援していくと共に、歴史文化基本構想を基に、総合的な地域文化の保存、活用を行ってまいります。

また、湯前まんが美術館においては、まんが美術館等活用計画を基に町民の皆様に親しまれるような様々な事業を企画し、より身近な美術館として感じてもらえるような施設づくりに努めてまいります。

社会体育の振興では、小学校部活動の社会体育移行に支援を行い、そして関係機関や地域体育組織と連携を図りながら、B & G海洋センターを拠点とした幼児から高齢者の健康づくりを推進してまいります。

2、産業の振興、(1)農林業の振興、本町の農業情勢は、高齢化、後継者不足、燃油・輸送・資材コストの高騰ばかりでなく、TPP11協定の発効など国際的事情もあり、農産物価格等一層の厳しい状況にあります。

このような中、近年では、国の人材投資事業や町の後継者支援対策事業の取り組みにより、本町においては10名の新規就農がっております。引き続き、本町の基幹産業である農業に対し、国、県の支援制度と町の支援制度の周知と活用を行い強い経営体の育成に努めてまいります。そして集落営農組織の再編等、将来を見据えた営農体制の構築の必要性があると考えます。

農業公社は、農地保全や町にある地域環境資源を次世代に継承することを目的として設立後7年が経過しました。公社の経営を行う上で収支状況も見直しながら取り組んでまいりましたが、経営改善に至っていないのが現状でございます。これまでの公社事業の検証とこれからの事業方針、経営計画を見直し、地域に必要とされる農業公社の編成を行う必要がございます。

畜産の振興につきましては、畜産奨励補助金の活用推進と充実を図り、畜産農家の活性化に努めてまいります。併せて、畜産農家と関係機関が一体となり家畜防疫にも努めてまいります。そして、球磨畜産農業協同組合を事務局とした球磨地域における畜産ヘルパー制度が構築されようとしています。関係機関と連携し畜産農家の経営の安定化を図ってまいります。

農地整備につきましては、県営事業の継続事業として、蓑谷地区、仁原地区の農業施設整備、そして団体営事業による植木地区の用水路整備を昨年度に引き続き実施してまいります。また、本町の農業水利施設が整備後30年以上を経過し、老朽化による漏水など営農に支障をきたしていることから、今後これらの農地整備等の改善が図られるよう進めていくとともに農地集積と担い手確保に繋げられるよう努めてまいります。

農地の有効利用を図るために、地域での話し合い等による取り組みを進める必要があり、農業委員会、農地利用最適化推進委員と連携し、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止等に取り組んでまいります。

林業振興につきましては、町有林管理計画に基づき、平成31年度は、間伐、再造林、下刈りの施業を計画しております。また、全国28箇所のひとつに、この奥球磨地

域が林業成長産業化モデル地域に指定され、さらに森林の機能保全と適正管理、木材の安定供給、林業従事者の確保・育成を地域の林業事業体とともに努めていかなければなりません。本年度から、森林経営管理法が施行され、民有林は所有者による適正な管理が求められます。管理放棄林等は一定の条件のもと行政が経営管理を行うこともあるため、森林経営に対する意向調査等を行う必要があります。本年度から森林環境贈与税が交付される予定です。この税を活用した適正な森林管理と林業の振興に役立ててまいります。

鳥獣被害対策としてシカ・イノシシ等の捕獲を実施しておりますが、新たに「アナグマ」の被害が発生しており、鳥獣被害防止計画の変更を熊本県に要望するとともに、鳥獣による被害防止に努めてまいります。

(2) 商工業・観光の振興、商工業の振興につきましては、商圏人口の減少や相次ぐ近隣町村への大型店出店などに伴い町内店舗や事業所の売上高が年々減少し、後継者不足問題が深刻化しているなど、事業者を取り巻く環境が厳しさを増していることから、商工会が実施された事業者意向調査や本町が実施した若者の就労意向調査などの結果を踏まえ、これまでの後継者支援対策の見直しを行ってまいります。また、商工会が自主的に行う商工業魅力アップ事業で取り組む特産品開発やプレミアム商品券発行事業につきましても、引き続き支援してまいります。

観光の振興につきましては、駅周辺の観光施設、湯楽里を含むグリーンパレス及び歴史的文化財などを観光の拠点施設と位置づけ、その受入態勢と情報発信力強化のための取り組みを関係者とともに進めるとともに、人吉球磨管内の市町村、及び県内市町村との連携した取り組みにより交流人口の増加と地域経済活性化を図り、さらに本町の雇用拡大につなげてまいります。また、湯楽里及びグリーンパレスについては、大規模改修に着手して、施設の魅力向上による誘客促進を図ってまいります。

3、住環境の整備、道路対策につきましては、通学生及び住民の方が安全に通行できる環境整備としまして、町道上里古城線歩道整備事業を用地の相談を行いながら進めてまいります。町道舗装修繕工事については、年次計画により実施することとしており、また橋梁等の道路施設整備につきましても、長寿命化計画により、今年度は古淵橋補修工事を予定しています。

農道を町道に移管するため、道路台帳作成業務委託1路線他を行い、交付税算定の基礎資料の整備を行ってまいります。また、県事業におきまして、国道219号歩道整備事業上里工区、県道西の園中里線道路改良事業、県道幸野染田線道路改良事業が引き続き予定されています。今後も必要事業に伴う負担金を予算化していく必要があります。

公営住宅につきましては、昨年度、若者の移住定住を目的とした一般住宅1棟3戸をふるさと納税の活用事業として整備をさせていただきました。本年度においても1棟3戸の整備と外構整備を行ってまいります。

昨年度、街なみ環境整備事業において「街なみ環境整備事業計画」を策定しました。本年度は、湯前町の地域資源である、美しい景観と周辺施設の統一の取れた街なみを形成するための始めとして、下里御大師堂の保存修理設計に向けた事業化も計画してまいります。

今年度から、湯前町ブロック塀等耐震化支援事業として、通学路沿線等の危険ブロック塀撤去等に取り組むこととしております。

合併処理浄化槽につきましては、引き続き、公共下水道の区域外で、未設置の方に対し推進を図り、家庭排水による環境悪化の改善を図ってまいります。

4、健康・福祉の増進について、（1）健康の増進、介護予防と保健事業の連携を推進し、健康寿命の延伸に努め、子どもから高齢者までが安心して生活が送れるように、健康増進施策を推進します。健康診断の受診率の向上を推進し、体調変化の早期発見に努め重症化を防止し、日常からの食事・運動など規則正しい生活習慣が重要ですので意識向上に努めます。健康状態の管理と重症化防止のために、健康診査、各種がん検診、歯科検診などを推進します。未受診者対策や健診後は保健師や管理栄養士の専門職種が支援していくこととしています。

介護予防拠点施設として多くの公民分館での通いの場の環境整備を進めており、継続して活動の支援を行ってまいります。また、子供が生まれやすい環境整備のため、支援策を検討し、子供を持ちたい家庭の支援を行ってまいります。

（2）福祉の増進、町民各家庭の状況の把握に努め、関係機関との連携により、相談支援体制の整備やきめ細かな支援策による対応に努めます。一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯、また認知症の方に対し、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、通いの場の支援を行い、地域の中で日常的に見守り、支える体制を地域住民の方の理解と協力を頂きながら整えてまいります。

児童福祉施策につきましては、国の幼児保育料無料化の政策や国・県の補助政策の把握に努め、「子ども子育て支援事業計画」に基づき質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を行うと伴に、未来を担う子ども達を安心して、地域で子育てできるよう児童福祉事業を進めてまいります。また、子育て支援の政策の一つとして出生祝金や子ども医療費の対象年齢引き上げについて検討してまいります。

5、行財政運営、財政運営にあたって、歳入では自主財源の根幹である町民税及び法人税ともに僅かながら増加はみたものの、国の地方交付税に47パーセントと大きく依存している本町においては、当然、余裕のある財政規模ではない厳しい局面が続いてい

ると認識しております。また、町財政の経常経費削減を更に意識し、行政財政再建計画に基づいた中期的な収支見込みに配慮し、人件費や、扶助費、公債費の義務的経費の抑制に努め、更に行財政運営の効率化と円滑化を図っていく必要があります。

併せて、町政推進プロジェクトによる町単独補助施策の見直しの答申に基づき、事業の目的・内容・効果等を十分精査させていただき、限られた財源で今後の各施策の効果的な取り組みになるよう再編成を図ってまいります。

ふるさと納税については、返礼品割合等に対する国からの指導強化のほか、制度の見直しなど大きな環境変化がございました。これらへの対応を適切に行うとともに、魅力ある返礼品の充実と拡大に事業者とともに取り組み、町出身者の方々はもとよりこれまで本町に関心を寄せていただきました方々にご支援のお呼びかけを行うなどしてふるさと寄附金の推進を図ってまいります。また、寄附金の活用についても、寄附者の本町への応援の想いを形として反映させるため、貴重な財源として効果的に活用させていただきたいと考えております。

地域産業の振興、人口減少対策と定住促進対策など、地方創生に関わる地域づくりについては、創意工夫を重ねながら、「第5次湯前町総合計画」、「湯前町総合戦略」を着実に推進することに重点を置き、総合戦略は最終年度となるため、新たな戦略の策定に着手をいたします。

財政調整基金は財政収支における臨時的または緊急的な事業実施等の増加、将来の不測の事態に備えるための基金でございます。今年度、地方債償還が大きくなることからその財源に充当することとし、また、今後の公共施設の老朽化対策等へ対応するため公共施設等整備基金の充実を図ってまいります。

平成30年度湯前町国民健康保険特別会計予算編成方針、国民健康保険は、都道府県が財政運営の責任主体として、その安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、運営の中心的な役割を担った新国保制度となって2年目を迎えます。初年度は、新たな公費投入や手厚い激変緩和措置等により、県全体で順調にスタートし、本町においても同様に運営してまいりました。制度改革後は保険給付費を全額県が負担することになりましたが、その財源となる納付金については、被保険者が納める国保税でありますので、今後も受益者負担の原則のもとに適正な徴収を行い、引き続き歳入の確保に努めてまいります。

歳出においては、被用者保険適用事業所の増加や被保険者の減少により、保険給付費が減少傾向にあります。しかしながら、県へ納める納付金は医療費水準を反映して算定されるため、今後は特に保健事業の充実が大変重要となってきます。きめ細やかな保健指導や特定健診未受診者に対する勧奨など、本町の医療費抑制に努めてまいります。

以上を踏まえ、国民皆保険の最後の砦として、適切な医療を安心して受けていただくために、引き続き安定した運営を目指してまいります。

平成31年度湯前町下水道事業特別会計予算編成方針、本町の下水道の接続率は、平成30年4月現在、82.1パーセントとなっております。下水道施設は、健康で快適な生活基盤となる必須の施設ですので、今後も接続率の向上に努めてまいります。平成29年度に策定しました「湯前町下水道ストックマネジメント基本計画」に基づき、今後、施設の老朽化の進行状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検、修繕等を実施いたします。また、将来にわたり事業を安定的に継続するための経営の基本計画である「下水道事業経営戦略」により、経費抑制等を意識した経営に取り組んでまいります。併せて、経営の安定化を図るため、受益者に対する啓発や収益率の向上に努め、将来を見据えた経営状況の的確な把握に努め、公営企業法適用について情報収集を行い、安定した下水道事業運営に努めてまいります。

平成31年度湯前町介護保険特別会計予算編成方針、介護保険制度は、市町村が保険者として運営され、40歳以上の方が保険料を負担し、介護や支援が必要と認定された時に、費用の一部を支払ってサービスを利用するものです。保険者として、介護を必要とする方が安心して適切なサービスが受けられるよう3年を一事業期間とする介護保険事業計画を定めており、平成31年度は第7期湯前町介護保険事業計画の中間年度にあたります。65歳以上の高齢者全体が減少する中で、介護認定率の高い85歳以上の高齢者が増加するという介護保険財政に取りまして大変厳しい環境であり、今年度は介護保険給付基金を活用して、熊本県から前期事業期間に借り入れた資金の償還金と保険料不足分を補うこととしました。本町の85歳以上人口は、2024年度頃まで微増から横ばいに推移することから、今後も、介護や医療のニーズが高まることが予想されます。

また、認知症高齢者や高齢独居世帯・高齢者のみの世帯も増加していく見通しとなっております。こうしたことに対応するため、高齢者の自立支援や介護状態の重度化防止に向け、各地区公民分館を活用した通いの場での介護予防を推進します。

また、町と地域の介護、医療、保健、福祉がお互いに連携をとり、その地域で必要なサービスの提供ができるよう、一人ひとりに応じたサービスを一体的に継続して行う地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。身近にある公民分館という通いの場ができ、外出する機会が増え、体力が保たれることと共に、地域住民同志の会話が増え、お互いの笑顔があふれ、住みやすさを実感し幸福度が向上することへ繋がっていくことを期待しております。健康寿命を延伸し、一人ひとりが期待され輝く地域をつくるため積極的に事業展開を進めます。

今後も、介護保険事業の適正な運営のために、さらに保険給付費の適正化と健全な財政運営に努め、保険制度の理念である高齢者の自立した生活の支援を進めてまいります。

平成31年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算編成方針、後期高齢者医療保険は、高齢者に係る医療の約9割を現役世代からの支援金と公費で支える仕組みとなっております。近年はそのあり方が問われ、世代間、世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成29年度より段階的に見直しを実施されています。

平成31年度においても、旧被扶養者に対する軽減期間を資格取得日から2年間に限るなど安定財政に向けた改正がなされます。

また、制度発足以降、被保険者数・医療費額共に毎年更新を続けており、広域連合においても、医療費削減への方策として、医療機関への適正受診等と呼びかけております。本町においても、歯科口腔健診や体の健診を継続して実施し、健康寿命の延伸が図られるよう推進してまいります。今後も、運営主体である熊本県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、情報を共有しながら、健全な財政運営に努めてまいります。

平成31年度湯前町水道事業会計予算方針、本町の水道は、現在、普及率96パーセント台と高い水準にあります。今後は、水需要の減少に伴う収益の減少や水道施設の老朽化に伴う維持費の増加が見込まれる中で、より効率的な事業経営が求められています。

施設管理については、企業債による財源により重要な管路の布設替えを行い、翌年度以降、補助事業を活用し、老朽化した配水管の更新と併せて管路の耐震化を進めていくこととしています。本年度は、配水管更新工事、施工延長1,286メートルを予定しているところです。

また、配水管等の漏水調査を行い、有収率の向上に努め、最少の経費で最大の効果を上げることを目指し、水資源の保全を図り、老朽化施設の更新や維持管理の強化に努め、安全な水道水を安定的に供給できるよう努めてまいります。

以上、平成31年度の予算編成方針についてご説明申し上げました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） 以上で「予算編成方針」を終わりました。ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時18分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

日程第6 一般質問

○議長（倉本 豊君） 次に日程第6、「一般質問」を行います。

本定例会の通告者は4名です。順番に発言を許します。

一つ、農地流動化に向けた取り組みについて、金子議員の質問を許します。

○6番（金子光喜君） おはようございます。6番議員の金子でございます。今回久々のトップバッターでの登場でございます。ですが、鶴田町長に対応していただきますのは今回が最後ということで、非常に複雑な思いで質問者席に着かせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

私は通告しておりましたとおり、農地流動化に向けた取り組みについて一般質問させていただきます。まず始めに、本町の農地流動化の現状についてお伺いいたします。先日来、先ほど、町長の話でもありましたが、全員協議会等でも説明がありましたとおり、平成31年度には本町農業公社が休止状態になってしまうという報告を受けまして、非常に残念に思った次第であります。農地を農地としてしっかり次世代に引き継ぐために、湯前農業の旗印を目指して発足して7年間頑張ってきただけに残念でありませんが、今後の対応が急がれるところです。

そこで、農地を農地として維持していく方法の一つとしての流動化の促進について、しっかりした対応を農業委員会とともに行政が力を注ぐ必要があるなということで今回の質問に至った次第です。現状、どの程度流動化が進んでいるのでしょうか。過去10年ぐらい前から調査をしていただきたいということでお願いしておりましたが、答弁を求めます。

○農業委員会事務局長（吉田精二君） ただいまの質問に対しましてお答えしたいと思います。流動化といいますか、担い手の農地の集積というふうなことで、観点から発表させてもらいたいと思いますが、過去10年間ということで、平成21年からのデータで発表したいと思います。

平成21年におきましては、農地全体の面積が607ヘクタールに対しまして225ヘクタールで、30.06パーセント。それから、平成22年におきましても同数字でありまして、30.06パーセント。それから、平成23年度におきましては、607ヘクタールに対しまして238ヘクタール、39.21パーセント。平成24年度におきましては、607ヘクタールに対しまして239ヘクタールの39.37パーセント。それから、平成25年度におきましては602ヘクタールに対しまして260ヘクタール、43.19パーセント。それから、平成26年度におきましては602ヘクタールに対しまして262ヘクタール、43.52パーセント。平成27年度におきましては598ヘクタールに対しまして271ヘクタール、45.32パーセント。それから、平成28年度におきましては598ヘクタールに対しまして296ヘクタール、49.50パーセン

ト。それから、平成29年度が596ヘクタールに対しまして314ヘクタール、52.68パーセント。平成30年度、これは予定でございますが、596ヘクタールに対しまして335ヘクタール、56.21パーセント。以上のようになっております。

○6番（金子光喜君） 担い手への集積についてご答弁願ったところですけども、周辺町村との比較というのも確かお願いしておったと思いますけども、そのへんの数字はわかりますでしょうか。

○農業委員会事務局長（吉田精二君） 県内の農地集積率の一覧表が出ておりますので、それを元に発表させてもらいたいと思います。これは平成28年度のデータでちょっと古いものでございますが、県内全体の平均の集積率が44.5パーセントとなっております。郡内におきましては人吉のほうから、人吉が27パーセント、錦町が67パーセント、あさぎり町が86.9パーセント、多良木町が57パーセント、湯前町が43.5パーセント、水上村が24.1パーセント、相良村が80.5パーセント、五木村が6.1パーセント、山江村が25パーセント、球磨村が5.9パーセントということで、本町におきましてはちょうど中間あたりにあると思います。

○6番（金子光喜君） 担い手への集積ということで確認させていただきましたけれども、担い手の定義というのがですね、非常に曖昧でありまして、実際、70歳でも一生懸命営農されて、担い手であるという自覚があれば確か担い手であったと思いますけども、そのへん確認させてください。

○農業委員会事務局長（吉田精二君） うちのほうで担い手として定義づけている部分につきましては、本町で作成しております人・農地プランで将来農地を担うべき人というふうなことで登録された人に集まった農地を集積しているところであります。

年齢につきましては、一応その人の状況を見まして農業を勤めていけるというようなところで判断して、年齢は特に定めてはおりません。

○6番（金子光喜君） ですから、担い手に集約されてきたということを考えてみてもですね、いまさきほど答弁があったとおり、年齢については定めておられないということで安心しているわけにはいかないのかなというのが私の率直な気持ちであります。

確かに、健康で70歳で、80歳で担い手として頑張っていたいただくことは必要なことかもしれませんが、この状況が10年、20年と続くわけではないというのは大方の方が考えておられることと思います。約10年前になりますが、平成21年・22年当時ですね、当時、産業振興課で農地の維持に関する画期的な調査が行われていたのを記憶しております。農地と耕作者をデータ化しまして、将来、耕作をする農家が高齢化していき、20年後には耕作者が大きく減少し、耕作放棄地が100ヘクタールもしくは200ヘクタール以上出る可能性があるかと試算され、改めて驚いたところですし、その対策の一つに本町の農業公社設立があったように思っております。

要するに、このままいくと非常に農地の担い手の問題で大きなターニングポイントが来るのではないかということで考えておりますが、担当課長、農林振興課、また、今、答弁いただいた農業委員会事務局長、どう思われますかまずお伺いしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 今、議員のおっしゃられたことにつきましては、当然のこと、想定できることでございますので、それらの対策は何らかの形とっていかなければいけないのかなというふうに考えているところです。

○農業委員会事務局長（吉田精二君） 私のほうからは、農地の貸し借り状況の傾向というようなことから話させてもらいたいと思っておりますけれども、現在、利用権を設定されている部分につきまして、特に圃場整備された農振農用地等の貸し借りにつきましては、ほぼ申し出があった場合には担い手の方等に落ち着くような状況であります。ただ、農地が分散されたような貸付になっておりまして、非常に効率的に悪いのが現状であるかと思いません。

それから、中山間地部分につきましてもいろいろ誰か作っていただく方がいらっしやらないかということで相談があるわけですが、なかなか借り手が見つからないということで、今後はその付近についてどのような方向で進めていくかということが課題になろうかと思っておりますので、地域で話し合いとかも進めていかなければならないかというふうに考えております。

○6番（金子光喜君） 地域でしっかり話し合いを進めて、対応していくというような流れが一番理想的かと思っておりますけれども、人生100年時代になってきてまして、高齢の農家のほうでもしっかり農業ができるような元気な方が増えてきてですね、良い部分もあるわけですが、そういった形でいきなり営農が不可能になってしまうことも十分考えられるわけでありまして、そのときの対応として県の方でも制度を作っていただいて、県の農業公社のほうで様々な制度があって、農地バンクというのがありましたけれども、そのへんの利用状況については本町どの程度されているのか、また、申し込み等がどの程度あったのかお伺いさせていただきます。

○農業委員会事務局長（吉田精二君） 詳細な数字は、今、集計中でございますけれども、現在5ヘクタール弱ほど利用がぁっているところでございます。

○6番（金子光喜君） 500ヘクタール超えるくらいの農地が田んぼの場合ある中で、5ヘクタールくらいの利用ということで非常に少ないのかなというのが最初の実感であります。この件に関しては、まだまだ周知が十分ではないのかなと私も思っておりますが、現状でもなかなか農家の方に知っていただけないというのが悩みなのかなと思っております。

要は、いろんなことをもう少し周知していくことで、貸す側が安心して貸されるようなシステムの構築が必要になってくるのかなと思っております。もちろん受け手側の育成

というのも必要ですけども、農地バンクを利用した場合ですね、貸す側のメリットとしてどういったものがあるのかということを知りたいという農家の方にもわかるように説明していただくと、今後の対応にもつながるのかなと思いますけども、答弁を求めます。

○農業委員会事務局長（吉田精二君） 農地中間管理事業というものが国の事業でありますけども、この農地中間管理機構、熊本県のほうでは県の農業公社のほうをやっておりますけども、その中で経営転換協力金というものがあまして、新たに貸し手の農地の自作地を除く全てを新規に担い手にこの事業を利用して貸した場合につきましては、10アールあたり3万5,000円の交付金が出るようになっております。

また、平成31年度以降につきましては、この単価が減額というふうな情報も入っておりますが、詳しいことはまだ耳に入っておりません。以上です。

○6番（金子光喜君） 3万5,000円という話でありましたけども、それは貸借を開始した年1回だけでしょうか。

○農業委員会事務局長（吉田精二君） はい、その1年目だけということになります。

○6番（金子光喜君） 制度としては評価できる場所もあると思いますけども、初年度1回だけの交付金ということで、なかなか出し手側に対するメリットとしては、あまり大きくないのかなというのが実情ではないかと思っております。高齢化されてですね、一生懸命頑張っておられるのはですね十分評価できると思うんですけど、なかなか若い後継者であったり若い担い手に農地が集積できていないというのは非常に悩ましいところなのかなと思っております。

先日ですね、農家の若手の集まりといいますか、ある中でですね、ある担い手の方が話しておられました。早く出すなら出してもらったほうが、今の年齢なら自分たちも規模拡大に力を入れられる時期だと思っておる。だけどあと10年、20年先は農地があるから作ってくださいと言われてもそこまで頑張れるかは自信がない。20年は待てない。早めに出してもらいたいような流れを作るべきじゃないか。

現状、出し手側のメリットが先ほど申しましたように少なすぎるという理由からか、また、小作料が現状低下傾向にある中ですので、なかなか出し手側のメリットが感じられないので、もう少し、そこに行政の後押しがあって、農地の流動化に本腰を入れて支援していくような流れがあれば、耕作放棄地問題も大半は解決するのではないかなというような話をしたところなんです。何人かで話したわけですけども、具体的にです。

例えば、貸し手側に、10年間は利用権設定なり貸借契約をすれば、毎年10アールあたり5,000円なり1万円なりの協力金が出るとすれば、その分、負担感がなくなって、出し手も受け手も増えてくるのではないかなという話が出たところです。計算すると5,000円のとて100ヘクタールで500万円、1万円のとて100ヘクタールで1,000万円の計算になります。その金額なら農業が主産業の本町の予算として可能なライ

ンではないかなというような話でした。金額等はあくまでも例えばの話ですが、何らかの流動化の潤滑剂的なものは必要ではないかという結論になったところです。

担当課長、先日、通告のときにもですね、同様の話をお話ししたところですけども、今のような話についていかが感じられたかご意見をお伺いしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 先ほど、農業委員会事務局長のほうより集積協力金と農地バンクを利用したお話がございましたけれども、今、県内でですね、似たような単独事業で行っているところを調べてみたところです。

県内には10市町村がそういう取り組みをしております。ただ、毎年というわけではなく5年以上の1契約についてというところで、農地の借り手に補助しているところが1市1町、農地の出し手に補助しているところが1つの市がございました。また、農地の借り手、出し手双方に補助しているところが2つの市、4つの町、1つ村というふうになっております。

この中で、郡内ではですね、農地の借り手、出し手双方に補助しているところが1自治体というところがございました。先ほど申しましたとおり、補助の内容としては5年以上の利用権の設定を行い、1契約につきというところがございます。出し手のほうへの補助しているところで10アールあたり2万円というようなことになっております。農地の出し手、借り手双方に補助しているところで高いところで借り手のほうへ田の場合でございますけれども10アールあたり1万5,000円。出し手のほうにつきましては10アールあたり8,000円というふうになっているところです。

これらの町村の中でもそれぞれ補助の単価、田、畑別に、それぞれ新規の場合であったり、その後の再設定の際にも単価を新規の場合よりも下げて補助しているというところもそれぞれ違いがあるようでございますけれども、他町村の例を、今、申し上げましたけれども、湯前町でこれらの取り組みについての検討は今まではしたことがないと思われましても、財政的なこともあろうかと思えますけれども検討してみてもよいのではないかというふうに思います。

私のほうからは、今のところはこのような答弁となろうかと思えます。

○6番（金子光喜君） 仕組みであったり金額であったり、詳しい内容については別として、流動化に行政がしっかり支援していくことの必要性については感じておられるのかなと思いますけども、必要性について確認されたのかお気持ちをまずお伺いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 必要性については感じているところでございます。また、別の意味になろうかと思えますけども、現在、農林振興課と農業委員会事務局と一緒にしまして用水路改修事業のほうを取り組んだ地区、今、取り組んでいる地区につきまして、平成30年度からになりますけれども、それぞれの地区のですね、役員さんと用水路改修工事を機にいたしまして、地区内の農地集積を担い手に集める検討会を始めてい

るところでございます。今後もですね、役員さん、農業委員さん、農地利用最適化推進員さんと一緒になって連携して進めていければなというふうに行っているところです。

また、用水路改修事業に取り組んでいる地区の中いくつかございますけれども、この中の1つの地区を選定いたしまして、農地集積加速化事業という県の事業もございますので、これにつきまして、平成31年度に取り組めないかなと検討しているところでございます。

○6番(金子光喜君) その地域全体の農家で話し合うことは非常に大切なことだと思います。流動化といいますか、売買も含めてですけども経営体の面積を増やしていくことについては農家の体力を付けていく大きな柱だと思います。そういう意味でも流動化の促進は、本町農業の発展には欠かすことのできないものではないかと考えておりますが、ここで町長の答弁を求めたいと思います。

○町長(鶴田正巳君) これまでの施策の中で重きを置いてきたのは、作れなくなった方の農地をどう受けていくかという受け手側の対策が主ではなかったかなというふうに思います。その中であって、思いの外、集積してこなかったのは元気で頑張って耕作をいただいているのだろうという側面もあると思いますし、相対での貸借の中で進んだものというふうに思っております。

先ほど、担当課長申しましたように、県の事業でありますとか、地域での取り組みというのがですねとても重要であるというような思いがございますので、そういった作り込みの中で、もし上手くいけば、ある制度を利用できればと思いますし、進み具合で検討が必要かなという思いでございます。

○6番(金子光喜君) 町長に答弁いただきまして、集積の件についてはその地域とか全体で話し合っただけで農家で話し合いながら進めていくのが重要という話がありましたが、その通りだと思っておりますけれども、前回ですね、12月の一般質問で耕作放棄地対策について伺ったところですけども、その際に将来的には8割くらいの農地を担い手に集めたいというような答弁だったと記憶しております。現状、先ほど報告がありましたが、集約が進んでいる部分については、5割くらいは進んでいるということでありましたけれども、10年後、20年後では担い手の数も大きく変わってきますし、いわゆる8割の分母の部分が大きく制約されてくると思いますので、その流れはしっかり対応していく必要があるかと思っております。

そのことは、先ほど、町長の答弁の中にありました全体の話であったり、今、人・農地プランという形でされていたり、農業委員会の農地利用最適化委員さんの活動であったり、制度で対応できている流れも現状はあるのかなと思いますけれども、非常に若い担い手が不足している中、十分な対応ができると考えられますか、お伺いさせていただきます。

○農業委員会事務局長(吉田精二君) 先ほども農地の流動化の現状というようなところ

でお話しましたように、農用地区域内の農地につきましてはほとんど貸し手があった場合に借り手が見つかるという状況。その部分につきましては借り手側のほうは安心されるわけですが、借り手側のほうからしたらやはり分散して非常に効率が悪い状況であるというようなこと。先ほどの農地プランの話になりますけども、地域内で話して、例えば分散した農地をどのように集約化していくことが、非常に問題になってくると思いますので、その付近につきましてはやはりその地域、それからその団地内での話し合いを今後進めていく必要があると思います。

そのために農家の意向を聞く、担い手の農家がどれだけ集積したいのか、それから貸し手のほうは何年頃までには手放してお任せしたいのかを把握して、データベース化して持っておく必要があると考えております。

○6番(金子光喜君) 最初にもちょこっと触れましたけども、担い手に集約したからそれで良いではなくて、担い手の高齢化というのがここ10年、20年くらいで必ず出てくると思います。受け手であった担い手の方の年齢が高齢化して一転、出し手になる。誰か他の人が作ってくださいというような流れになってくることが想定されますので、そのへんの体制づくりというのも併せて必要かなと思います。もちろん、その場合受け手となる後継者の育成というのも併せてしていく必要があると思っております。

本町の場合、先ほどの町長の施政方針でありましたとおり、10名くらいの若い後継者が育っておるといのはかなり明るい話題かなと思いますけども、もっともその数字を増やしていく必要があるのではないかと思います。

今あるですね、国の制度であったり県の制度と併せて、町の積極的な取り組みを組み合わせ、農地の維持であったり、農業振興に繋げていくべきだと考えております。町の早い時期での先送りしないような流れの中での対応が必要だと思います。それ次第で町の農業の振興が大きく変わる可能性もあるのかなと思います。

是非、前向きに積極的に取り組んでいただくことを現担当課長に期待して私の質問を閉じたいと思いますが、今までの流れについてのご感想なり答弁を求めたいと思います。

○農林振興課長(稲森一彦君) 担い手という言葉以外に認定農業者という方もおられます。湯前町内に約50名の方というふうになっているところがございますけれども、こういう方々を強い経営体のほうに向けていくことだというふうに考えております。強い経営体とは個人的な意見になるかもませんが、自主的に切り開く農業経営を行い、利益をどうすれば出していけるかを考えて行動する農業者等を育成することだと考えております。

例えばですけども、親のほうが行っている農業をそのまま継続して更なる経営を発展する方以外にもですね、IターンとかUターン、Jターン等で新規に就農される方、兼業農家の方であっても退職後に専業農家になり、意欲的に農業経営に取り組む方であれ

ば経営体としての位置付けはできるのかなというふうに思います。そういう方々ですね、育成を行っていくことが重要になってくるのかなというふうに考えております。

○6番（金子光喜君） 流動化と併せて、そういった形で若い経営体の育成というのもしっかり取り組んでいただくことをお願いしますし、また、この問題については私が議員である以上、しっかり執行部と協議しながら前向きに進められるように私も挑戦してまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで、一つ、農地流動化に向けた取り組みについて金子議員の一般質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

関連質問はありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） これから様々な担い手の対策が取られていくと思いますが、その中における公社の役割というのは町長どのお考えでしょうか。

○町長（鶴田正巳君） いろいろ考えられると思いますけれども、今、金子議員の質問にございました担い手の育成、そういったところでの役割も一つ。具体的に申しますと意外と集積、公社自体にも集まってこなかったということは、それだけ担い手のほうの存在もあるのかなというような思いがございますので、そういったときに公社がどういう立ち位置でそのことに関与をしていくのかというようなことになろうかと思えます。

今後、今、金子議員質問があったところ、そのことが担い手の方も早く集積が図ればというような観点が一つ抜けておったなという思いがございますので、そのことにあって、公社がどうしていくのかというようなことになろうかという思いでございます。

○議長（倉本 豊君） 他にありませんか。

○1番（遠坂道太君） 一つですね、やはりこう農地の耕作放棄地がやはり結構多いわけですね。その中で、農振地の中にそういうところも含まれているという形があります。そういった形で今後ですね、農振地あたりの見直しというのはどうされていくのか、そのへんお伺いしたいと思います。

○農業委員会事務局長（吉田精二君） 農振地につきましては、おおよそ5年ごとに全体見直しをしなければならないというようなことで、実は平成31年度で全体見直しを考えているところでございます。

特に、山間部の生産性の低い部分につきましては、色々な障害等もあるものですから、農振農用地から外したほうがいいんじゃないかというふうに私個人の考えではございません。

それと、宅地の周辺にある農地につきましては、やはりあの今後の利用状況、それから売買等の件も勘案した場合に除外する方向で今ピックアップしながらリストを作ってい

るところでありまして、その部分につきましても今後外すところで検討しているところ
でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかに。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで一つ、農地流動化に向けた取り組みつ
いて、金子議員の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時59分

再開 午後12時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。日程第6一般質問の途中です。

一つ、合宿誘致の方策について、一つ、情報化の推進について、遠坂議員の一般質問を
許します。

○1番（遠坂道太君） 皆さん、こんにちは。1番議員の遠坂でございます。通告に従い、
質問させていただきたいと思います。始めに合宿誘致の方策についてですが、合宿とい
うのは私たちが中学生のときは学校での合宿というのを記憶に覚えているところでござ
います。またあの社会人さん、また大学生と、私が記憶するところには熊大医学部のラグビ
ー、それから社会人であればユニチカのバレーボールの選手の方がおいでになったとい
うのは、私も学生時代に記憶しておるところでございます。

その中で、本年度も龍谷大学女子柔道部の合宿が2月22日から2月26日まで行わ
れました。14年間湯前で開催していただいたということは大変ありがたいというふう
に思っているところでございます。

そこで、湯前町においての合宿誘致、現状の状況であります。どのようになっている
のかお尋ねしたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） まずは、グリーンパレスの合宿棟の利用状況からお知ら
せさせていただければと思います。グリーンパレスの合宿棟ですけれども、こちら合宿の実
績としまして、平成29年度、前年度におきましては、合計で520名の方にご利用いた
だいております。

その内訳といたしましては、年代別に見ますと、小中学生が11団体の289名、高校
生が1団体の27名、大学生が3団体の182名、一般の方々が2団体の22名となっ
ております。それから、種目別に見ればですね、サッカーの方が5団体の121名、ソフト
テニスの方が1団体の20名、剣道が1団体の90名、柔道が1団体の26名、バレーボ
ールが1団体の27名、野球が1団体の25名、バスケットボールが1団体の52名、陸

上が1団体の6名、それから吹奏楽部ですとか、各種学年行事ですとか、文化祭の実行委員会ですとか、そういった文化的な活動をされるための合宿、これが5団体ありました。総計の520名のご利用ということになっております。

それから平成30年度、今年度におきましては、2月末までの実績となりますが、年代別に見ますと、小中学生が6団体の176名、高校生が2団体の46名、大学生が0、一般の方々が4団体の57名ということになっております。これをまたですね、種目別に見ますと、サッカーのほうで3団体の100名、ソフトテニスで1団体の34名、バレーボールが1団体の21名、野球のほうで3団体の68名、あと、先ほど申し上げましたようなスポーツ以外の文化的な合宿につきまして4団体ございました。総計の279名のご利用がっております。これはまだ3月分は未集計となっておりますことを申し添えさせていただきます。

それから、月別の利用状況も一応集計いたしておりますのでご報告をさせていただきます。平成29年度4月が0件、5月が3件、6月が1件、7月が2件、8月が4件、9月が1件、10月が2件、11月が0、12月が2件、1月が0、2月が1件、3月が1件の総計の17団体でございます。

それから、平成30年度につきましてですけれども、4月が2件、5月が0、6月7月が1件、8月が2件、9月が3件、10月が1件、11月が0、12月が2件、1月2月は0、総計の12団体ということになっておりまして、春から夏場にかけてが集中しているような状況で冬場についてはある程度ご利用がないというような状況になっております。

以上、ご報告申し上げます。

○教育課長（北崎真介君） 教育課のほうから合宿カウントではございませんけれども、加えてB&G周辺のスポーツ関連の団体の利用状況をお話しします。

日帰りの施設利用としてですが、グラウンドのほうでは野球の大会運営が主で、平成29年度が5団体330名、平成30年度は2月までの集計ですが、260名程度となっております。

体育館につきましては平成29年度が13団体の970名、平成30年度がバスケットの実質4団体72名を含む23団体458名の利用でございました。その他にあるほとんどがビーチバレーなどの大会運営、トランポリンやニュースポーツ関連の使用がっております。プールにつきましては、合宿の一環と思われる団体の利用は、平成29年度が3団体の207名、平成30年度が6団体243名の利用がありました。

しかし、利用者の大半は学童や管内の子ども会の利用が主でありました。

以上でございます。

○1番（遠坂道太君） 利用状況につきまして、ご説明いただきましてありがとうございます

ます。この数字を見ますと、非常に合宿棟のほうも大分利用させていただいているという
ような感じも見受けられるところがございますし、また、スポーツ関連にしろ施設を無駄
なく使っている部分もあるし、使っていない部分もあるというような形の数字の見え方
ではなかろうかと思えます。

隣の水上村さんにおいては、皆さんご存じのとおり、長距離選手のトレーニング施設と
して水上村クロスカントリー場、水上スカイヴィレッジというものが整備をされてお
ります。平成28年度に発足した水上村産業推進機構を中心に県内から利用者や合宿チ
ームなどを受け入れる体制ができておるといことでございます。その中でも旅館、民
宿、飲食店さらに食材を供給する農家あたりも含めて、水上村への新しい人の流れを
作ることが、それに併せて雇用、村の地方創生の実現を目指す重要な拠点基地とし
て、今、活動されているというふうになっております。

また、スポーツ庁あたりもですね、スポーツを通じた地域・経済活性化のためのスポ
ーツ産業の活性化、スポーツ環境の充実、観衆が見込めるスポーツイベントの開催、大
規模スポーツ合宿の誘致等のスポーツを核とした地域活性化に向けた取り組みを推進し
ております。また、スポーツと他産業との融合を図りながら、スポーツを我が国の成
長産業と転換していくために取り組んでおられるというのが一つのスポーツ庁の考
えでございます。

そこで、湯前町として、スポーツ合宿誘致の方策ですね、どのように考えておられ
るかお尋ねしたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） まずは、企画観光課のほうからご報告をさ
せていただければと思います。ご承知のとおり、合宿棟の管理・運営につきましては
湯楽里株式会社指定管理をいたしておりますので、湯楽里におきます誘致活動の現
況についてをご報告させていただきます。

湯楽里におきましては、合宿棟PR用のパンフレットを作成しておりまして、それ
を活用して、各種学校、旅行会社、キャンプ用品販売事業所など、関連の事業者へ
の営業活動を行っているところです。また、ダイレクトメールでの営業活動の他、
ホームページ、フェイスブック等、インターネットを活用した情報発信を行って誘
客活動を行っているところです。

また、町におきましてもですね、湯楽里との連携を図りながらですね、町のほう
においてもPR等の連携を行っているところです。

○教育課長（北崎真介君） 先ほど、企画観光課長が述べた意外には、教育課
単独ではそういった方策といたしますか、実際の合宿誘致については取り立てては
行っておりません。

もちろん、先ほど、課長が述べたとおりに湯楽里の観光パンフレットの中にも
合宿ができるという施設のB&Gの紹介とかも、こちらもちちゃんと確認を取って
行って、連携しな

がらやっているところでございます。

○1番（遠坂道太君） 今、本山課長からもご説明ありましたように、パンフレットを私も見て知っているんですけども、一応核となる、どこがやるのかということがありますよね。その中で、合宿を受け入れる場として、それ相応の受け入れる環境が必要となると思います。練習施設、宿泊施設、食事、医療サポートなど多岐に渡るんですけども、今後そういった受け皿体制の構築を行っていくためにですね、核となる人材、また、核となる組織が必要になっていくのではなかろうかというふうに思うわけでございます。

町として核となる誘致活動をしていくためには、人材、組織等についてどのようにして今後考えておられるのか、そのへんお尋ねしたいと思います。

○教育課長（北崎真介君） なかなか難しいお話だったんですが、合宿誘致ということに関しましては、何を目的にするかにもよるんですけども、いくら合宿誘致を図ったとしても肝心の施設が老朽化ですとか、給湯室が劣っていれば進められないものであらうと思われまます。

もし、合宿誘致を強力にしていこうとなれば、そういったところを調整する人、ポスト等があれば議員のおっしゃるとおり有効ではないかと思っております。先ほど申しました目的が施設の利用促進なのか、宿泊の観光目的なのか、それを全部含んだところでの目的なのか、色々それによって方針とかやり方も変わってくると思いますので、これから関係部署とかと連携を図りながら慎重に考えていきたいなと思っております。

○1番（遠坂道太君） 今、北崎課長からご説明がありました目的と言われましたけど、今後、湯前町に観光施設といったものを作るのがございます。

2月の新聞でございましたかな、球磨商業の生徒さんたちが提案をしておりました。人吉球磨には観光施設があまりない、それは事実だと思います。人を呼ぶということに対しての形、交流人口を増やしていくことも一つの考えであって、スポーツというものもそういうもんじゃなかろうかというふうに私は考えております。

その中で、核たる人材、中心となる人物が必要となってくるわけですね。私たちが鹿児島の大崎に行ったときも、視察昨年度しましたけども、そのときにですね、やはり私、副町長にもお尋ねしたときには、いま学校にある施設を有効に使って、優秀なトップクラスの陸上選手を呼びたいというふうな形でおられたです。どういうふうにするんですかと言ったら、地域協力隊の中で精通する人を募集します。そして、大学なり、会社のスポーツの関係についてPRをしていくと言っておられました。こういった気持ちがある人材を、今後、定住人口が見込みがない以上は、こういう交流人口を増やしていくということを今後考えるべきじゃないか。そのためにはスポーツを利用するということを考えていただければと思いますが、そのへんにつきまして答弁をお願いします。

○企画観光課長（本山りか君） 企画観光課のほうから、移住定住とか交流人口の促進と

いう観点からお話をさせていただきますれば、やはりスポーツは議員おっしゃいますとおり、今いろんな世界大会の誘致ですとかオリンピックも来年に控えておりまして、それに伴う町への流入人口が増えるとかですね、また、宿泊所がたくさん来ていただくとか、そういった観光的な波及効果というのが考えられると思います。

私も同感でございます、そういったことを進めていこうとは思いますが、なんせ人材のところではなかなかストップしてしまうところがございます。人材を誘致して活用したときにですね、その人材を以てですね、またそれなりの成果を出すということが大前提での取り組みになるかと思っておりますので、そういったことも含めましてですね、いろんな制度を使いながらできることがあれば進めていきたいと考えております。

○1番（遠坂道太君） 今、本山課長のほうもいろいろ検討させていただくということですが、次の質問に移っていきたくと思います。施設周辺の整備計画につきまして質問いたします。

まず、宿泊施設ですが、現在の合宿棟、数年前に整備されてあると思いますが、利用された団体に施設の利便性あたりについて聞き取り調査をされたことがありますか。そのへんをお尋ねいたします。

○企画観光課長（本山りか君） こちらも湯楽里における現況を申し上げさせていただきますと、アンケートという形でのニーズ調査は行っておりません。ただし、ご利用いただいたお客様のご要望については、随時確認をさせていただいているという状況です。これまでのご要望としましては、洗濯機や乾燥機設置のご要望がたまにあったということを知っております。

ただし、その都度ですね、当然合宿棟には備えてありませんので、町中のコインランドリー等をご案内いたしまして、そちらのご利用をいただいていることでご理解をいただいているところです。洗濯機等の導入につきましては多額の経費が見込まれまして、できれば湯楽里の町中のいろんなところを活用させていただいて連携を図るという意味でも、町中のランドリーを活用させていただいているところでございます。

またですね、ちょっとこれはクレーム的なところなのですが、夏場にですねやはり虫、昆虫類が入ってきたりしてクレームがあったというのが数件あったと聞いております。これに関しましては、清掃などですね、そんなことに従業員一同でですね取り組みまして、お客様にご迷惑がからないよう努めているというようなことでございます。

あと、全体的には大変皆さま喜んでお帰りになっていただくというケースがほとんどということで聞いておりまして、料金につきましても高すぎるというようなご要望はないと聞いております。

○1番（遠坂道太君） お客様についての確認は取っておるということで、本当は利用された団体等の意見も少しずつは入れながら、取り組みながら検討・計画されたらというふ

うに私は思っているところがございますし、また、お風呂については湯楽里がございますけれども、シャワーについてはそんなに1つくらいでなかっただろうかと思えます。やはりスポーツをされたら汗を流して、お風呂に行かれるのも結構ではありますが、やはりシャワーもう少し考えていただければというふうに考えておるところでございますし、また、部屋の整備の中、畳部屋が主流になっておりますが、それもやはりベッドのほうに切り替え、2段ベッド、3段ベッドといった形で、やはりそうすると人数も結構入りますし、仕切りとかも今後検討されたらどうかと思えます。

次の質問に移ります。周辺の整備でございますが、合宿棟の周りも相当傷んでいるようでございます。また、サル小屋沿いの道路が狭くなっております。視界が非常に悪くなっています。車両も離合するのも大変でございますし、今後ですね、施設周辺の整備計画はあるのかお尋ねしたいと思えます。

○企画観光課長（本山りか君） 合宿棟から湯楽里に登っていく道路のことだと思うんですけども、そちらにつきましてはですね、議員ご承知のとおりですが、何年前にですね、ローラースケート場を解体しまして、ゲストハウスを整備した際にですね、道の拡幅を行っております。それによってですね、今まで離合ができなかったところなんです、あの箇所を活用して離合していただいているところがございます。

実際ですね、問題解消をしましたにつけてもですね、まだなお出っ張りの部分といえますか、コンクリートのポンプの跡みたいなんですけども、そちらのほうが出っ張りの部分ということでやはり交通事情を考えればですね、危険な所もあるかと考えます。ただし、その撤去のためにはですね、またそれ相当の金額がかかるということでございまして、そちらにつきましては今後の検討課題とさせていただければと思えます。また、事故等が発生した場合、そういったときには個別の対応をさせていただければと思えます。

それから合宿棟のですね、施設につきましては、建設後ですね相当の年数を要しまして、40年近くですかね、かかっておりますが、これにつきましては別途、今会期中に提案をさせていただきますグリーンパレス周辺のですね、施設整備計画の中に整備箇所として一応ご提案をさせていただくつもりとしておりますので申し添えさせていただきます。

○1番（遠坂道太君） 道路のほうはですね、お客様から私も聞いておりますし、湯楽里のほうに上がってお風呂に入られる方も結構ございますので、そのへんでやはり私のほうに話があったわけです。今後はやはり検討していただければと思えます。

次にですね、練習施設であります、現在、グリーンパレスには総合グラウンド、体育館、テニスコート、海洋センタープール、グラウンドゴルフ場、スポーツ施設もですね充実しているというふうに思っているところがございます。合宿を行うには素晴らしい環境ではなかろうかというところがございます。今後、スポーツにおける施設のですね整備

計画等はあるのかお尋ねしたいと思います。

○教育課長（北崎真介君） スポーツ施設の整備計画でございます。今、ございます総合計画の中でお示ししておりますのが、テニスコートの整備ということでございます。テニスコートはかなりの老朽化で、実際、なかなか合宿ですとかそういったところの利用が少ないというところで考えております。

また、近々ご説明したいと考えております、老朽化が非常に著しいプールでございます。こういったところの整備を考えております。今のところそういった各施設の充実を図るという方向で進めております。

○1番（遠坂道太君） このテニスコートの話は、前から話が出ておったわけですが、1つですね、いつも私も前から質問しているんですが、弓道場で購入された土地もあるんですが、あれの利活用は検討するということで、検討してあるんですかね、そのへんをお聞きしたいんですが。

○教育課長（北崎真介君） それはあの、御大師堂の弓道場と現在の土地の関係がございまして、検討はもちろんずっとしておりますけれども、結論はまだ出ておりません。

○1番（遠坂道太君） この話はもう1年以上になるんですよね。それをやっぱりこうどうするか方向付けなっとですね、してほしいわけですよね。やはり安くもない土地を購入しているんですから、どちらの方向に持って行くのか、今後、早めに取り組んでいただければというふうに思っておるところでございます。

そこでですね、2つ私のほうから提案させていただきたいと思います。合宿の誘致に関するのですが、1つは交流人口の増加を目指し、町内の利用者はもちろんのこと、町外スポーツ団体、文化サークル活動団体呼び込むために、湯前町でスポーツ合宿、文化サークル活動合宿を行う団体に対しての助成を考えてはどうか。1つ、現在、龍谷大学の柔道部の練習場として、中学校の柔道場を利用させていただいております。小中学生と一緒に練習をしておられます。児童生徒との交流の場としては良いと思います。

そこでですね、やはりB&Gの体育館がございまして。B&Gの体育館が利用できるようにですね、畳の整備をできないか。また、整備をすることで、今まで柔道の湯前では大会というのが無かったわけですよね。そういったスポーツの大会もですね、開催できるのではなかろうかということをご提案いたします。

最後に、これは陸上の為末選手が言っとったわけですが、「スポーツは地域を変える力がある」と言っておられます。やはり合宿が盛んになってきたら、地域も変わってくると思います。宿泊、飲食などの関係産業に好景気が出るのではないのでしょうか。もちろん健常者だけでなく、障がい者、競技者も対象として、いろいろな形の関わり方があり得ると思います。ここで、一つ、合宿誘致の方策について質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） ただいま、一つ、合宿誘致の方策について、遠坂議員の一般質問

が終わりました。

これより、関連質問を許します。

○2番（椎葉弘樹君） 先ほど、教育課長のほうから、合宿施設の目的については、関連部署と話し合いながら検討したいという旨の答弁がございました。それについて、合宿所は平成21年くらい以降から合宿所として運営されているわけですが、そこで町長にお伺いします。この合宿施設の目的がないまま現状は運営されているのでしょうか。それとも、明確な目的があるのでしょうか。

○町長（鶴田正巳君） この合宿所の活用を始めた時点ではですね、湯楽里あるいはグリーンパレスそういったロケーション、それと使われていなかった今の合宿所等の活用としてはというようなことで、湯楽里、グリーンパレスとのタイアップの中で始めたというふうに思っております。どういう活用をするかというのは、お客さまがお選びになるというようなことだと思いますので、合宿で使われる際に合宿で利用しやすいような環境ができればということを進めてきたというつもりでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 合宿所の施設は町の施設ですので、指定管理に出す前に町として明確な目的を持っていないとちやいけいかなと思っています。そして、今、湯楽里が指定管理で受けているわけですが、B&G側は町の管理になっています。今後、湯楽里の指定管理とB&Gの町の管理、どのような連携を図られていくのか、そのお考えをお伺いします。

○町長（鶴田正巳君） 総合グラウンド、それから体育館、プール、それと合宿棟、それから湯楽里というのが同じ地域内、近いところにあるというようなことでございますので、体育施設にあつてはB&G、教育課の担当でございます。そのへんの総合乗り入れというのは、大いにやっていただければという思いでございます。

その施設にあつて、その合宿所までは湯楽里が指定管理の中で見ておるわけでございますので、その管理、それから体育施設の管理にあつてはB&Gがしっかりと、教育課ですね、教育課がしっかりと見ながら、そして連携を図っていくということになるというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） 他にありませんか。

○5番（味岡 恭君） 大変あの、グリーンパレスの芝生広場、大変美しくて非常に評判が良いと思うのですが、キャンプの利用とかオートバイでの利用とかかなり増えているかと思えます。その中で、施設の中でトイレの個数がちょっと少ないような感じもするのですが、実際どうなのでしょう。足りているのでしょうかお尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） 今、ご質問のトイレの件なんですけども、こちらのご要望についてはですね、さほど聞いてはおりません。ただですね、芝生広場の活用の中で、キャンプの方が電源をご利用される、これについてがちょっと少ないような話、または街

灯があればというような話もありまして、ただ、街灯等についてはですね、やはり暗いほうが良い方もいらっしゃる、ケースバイケースだとは思われますが、声としましてはそういったものが上がっておりまして、トイレに関しましては、今のところご要望は何っていないところです。

○議長（倉本 豊君） ちょっと本題から外れよるかなという感じがするんですが。

○5番（味岡 恭君） これも施設のほうに関連するということでお尋ねしたいんですが、湯芽科房というのが昔ありましたけども、今後のことで何か考えておられるのか、利用を。お尋ねいたします。

○企画観光課長（本山りか君） その件に関しましては、まだ、その検討を行う体制的なものありましてですね、検討ができていないところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

ないようですので、続きまして、情報化の推進について、遠坂議員の質問を許します。

○1番（遠坂道太君） 関連質問が終わりましたので、次の質問に移りたいと思います。一つ、情報課の推進についてお尋ねいたします。この案件につきましては、昨年6月、椎葉議員よりも、ICT利活用の課題と今後の対応についてということで一般質問をされておられます。

まず、過去に民間企業から職員の招聘を行って、積極的に情報化の推進を図ってこられたと認識をしています。町における情報化の推進とはどのような位置づけであるのかお尋ねをいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 本町の情報課の位置づけということでございます。総合計画、また、総合戦略にもいくつかの事業として挙げておりますので、町の施策の一つの大きな事業、推進項目であると思っております。

これまで、九州電力からICTに特化した職員の方を出向いただいて取り組みを平成26年度行ってきました。そのときにも彼と色々な取り組み、何ができるのか、何をすべきかというのをですね、ICT推進協議会の設立当時、その設立総会の議案の中にも盛り込んだところで、今後進めていきましょうよというところで、これまでやってきたところでございます。

○1番（遠坂道太君） 位置づけにつきましては、今、課長もご存じのとおり、総合計画の中の本当の実施計画にあたり、情報化に関する最上位の課題ではなかろうかというふうに私も思っているところでございます。自治体職員さんもこのへんご存じのない職員さんもいらっしゃいますので、そのへん十分ですね、職員さん達も理解されているようお願いをしたいと思いますし、また、情報化の推進の中で、対象範囲というふうになってきます。

やはり行政の感覚、また、住民の感覚でどのように担当課長としても分類されているの

か、どのへんを重視して情報化の推進について取り組んでおられるのか、そのへんをお聞きしたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） これまでの取り組みの中で、大きな項目としては、高齢化事者医療、福祉、少子化、学校教育、産業振興地域活性化というふうな目的、そして、4つの重点事項としましては、1つが6次産業化の推進、それについては、ゆのまえかじりサイトだったりそういったサイトを構築してやってきた。

2つ目に学校教育の充実ということで、これまでオンラインの漫画授業だったりしてきております。これについてはこのICT利活用協議会の中できっかけを作って、今教育課のほうで継続をされているというところでございます。

3つ目に高齢者向けサービスということで、タブレット教室だったり、また、高齢者ではありませんが、子ども向けのキッズプログラミングだったりというふうな取り組みも独自でやってきておまして、また、高齢者見守りという分野では、今、保健福祉課で具現化した一つの実績の効果のあるものだと思っております。地域の情報発信力向上ということで、いろんなSNSの講座だったりを繰り返しながら、また、Wi-Fi環境の整備を行ってきたというふうなところで考えております。

総合計画にも、実施計画にも目標を持って示しているのが、インターネット加入世帯も400世帯という目標を持ってきましたが、今386世帯ということで、ある程度、目標・目的は達成してきたのかなと思っております。町民の皆さまもこれにはご協力いただいたところかなと思っております。

○1番（遠坂道太君） 今、高橋課長からも詳しくご説明いただきました。やはりこう行政の視点での分類というのは大きく2つに私は考えておったわけです。行政の情報化と地域情報化と2つに分類されるんじゃないかというふうに思っております。

また、町民の視点での分類というのは、行政内部の情報化、町民と行政の接点の情報化、地域産業活性化に資する情報化、この3点に分類される。課長が言われた内容についてはその内容がほとんど当てはまるということでございます。

その中で、町のICT利活用に関してですが、民間委託の件については、椎葉議員も質問されておりました。そのとき、町長もどの部分が民間に出てくるのか含めて担当課と取り組みをしてみたいというふうに答弁をされております。その後ですね、検討されたのか、まず担当課長にお尋ねいたします。

○総務課長（高橋 誠君） これまで行ってきたICT推進協議会での取り組み、民間委託できるICT関連業務、情報統計係の担当職員の意見も参考に申せば、職員で行う情報発信サイトの更新作業であったり、職員が行うIP告知端末の故障の調査だったり、Wi-Fiスポットの管理だったり、いろんなことが考えられるというところがございますけれども、他にもあるかもしれませんけれども、民間委託する業務については新たなコス

ト増となることも常に考えておかなければいけないということでございます。その取り組みについては、今までやったことをプラスアルファで委託するのか、またはそれがどの分野なのか、その区切り、委託経費がどの程度までを試算すればよいのか、そういったスタンスをまず決めてから行ったほうがいいんじゃないか。

また、先進地の事例の調査もですね、まだまだ勉強不足なところがございますので、そういった情報化の民間委託というもの、そういったものは庁舎内のあらゆる部署の考えも、また、まとめながら進めなければいけないのかなというところもございます。

そういった意味では、すぐすぐには民間委託をどれとどれを行うんだという方針については固まっていないところですので、これはまた新しい組長様のご意見も確認しながら進めなければいけないというところで、担当課の総務課では考えているところでございます。

○1番（遠坂道太君） 時期尚早で、やはり半年も経ってない時期にまだ進んでないという、これは重々わかっておったわけでございます。今後は職員数も少ないというわけですが、その中で委託される部分については今後検討されればというふうに私は思っているところでございます。まあ、その中で、熊本県内においてもですねICT、ロボットを活用して行政事務等、いろいろと活用されている自治体もございます。

また、今年1月29日と30日で、我々議員ですね研修が開催されました。その中で日田市と福岡の嘉麻市に研修に行ったわけですが、嘉麻市において、ペーパーレス議会を導入するにあたり、タブレットを議会関係に導入されたということで研修に行ったわけでございます。そのとき、タブレットを入れたことによって、連絡や確認の効率化ができた。また、紙使用の保全や検索といった低コスト化の実現も利便性が飛躍的に向上したということでありました。湯前町の議会としてもですね、議会改革調査特別委員会の中でも1つの調査項目にも取り上げてあります。研修にも執行部からも担当の方も出席がありました。

本町においてもですね、今後、どのような方向性を持って情報の推進について取り組んでいかれるのか。担当課長のほうにお尋ねいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 今後の情報化等については、新たな推進の方向であったり、ICT活用の着火剤になるような、私の頭の中でのアイデアとしてはまだゼロに等しいところでございますが、行政が今後、自治体が行う情報化としては、住民のために活用を進めるとしたならば、総務課という部署である以上、今後そういった利活用と併せて、全国的に地震など自然災害が発生している中でですね、そういった防災面での情報化の強化、そういったところがウエイトを高くすべきところなのかもしれません。そういったところに民間の支援、活力、アドバイス等々がですね、得られればということも私も個人としては考えておまして、庁舎内の情報化としてもですね、マイナンバーの利活用であっ

たり、そういった町民の利便性に繋がるような利活用も国から強く勧められているということもございますので、そういった施策と、それには個人情報保護という大切なところのセキュリティ的なところも必ず出てきますので、そういったものも情報統計系の業務ウエイトとして高くなっているのが今の現状でございます。今後も高くなってくると見込んでおりますので重視したい、民間での業務委託もさることながらですけども。

また、福祉、教育産業への利活用も重要ですよと前提の元での取り組みを続けなければいけない、頭に置いていかなければいけないと考えています。

○1番（遠坂道太君） 今、課長の意見聞きましたけども、町長に最後聞きたいんですが。今後の情報化の推進についてですね、どのように町長として今後次の町長に対してお繋ぎをされるか。そのへんお聞きしたいと思います。

○町長（鶴田正巳君） これまで始まりは湯前町にあっては、ICTの取り組みは、先ほど、日當さんの存在もあって、KIAIのメンバーの皆さんのおかげもありまして、他所よりも早く着手したと。ただ、その利活用の部分で総務課長がいろいろ構想持っておるようでございます。

そういったものを使いやすくより安価に、そして住民の皆さんが必要としているものをどう提供できていくかということが課題であるというふうに思っておりますので、担当課でしっかりと協議をしながら提案ができればというところです。

○1番（遠坂道太君） 今後いっそうですね、情報化の役割を果たすことを考えております。ICTというのはやはりこう生きているんじゃないかろうかと思っておりますので、やはり進化をしております。そういった中で、町民の利便性や地域経済の活性化など、地域活動を解決するためにも取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

これで、一つ、情報化の推進について質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、情報化の推進について、遠坂議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

○2番（椎葉弘樹君） 今後の方向性について総務課長のほうに伺います。先ほど、防災面での活用であったり、マイナンバーでの活用が示されました。ただ、私、前回一般質問でも言ったように、地域産業、農林商工業の生産性向上に対するICTの利活用というのも非常に大事な要素だと思っております。ある農業者の方は、JAと町との連携によってICT事業を推進できないかという意見もちらほらと出てきております。

そこで農林商工業へのICT利活用については、どのようにお考えなのかをお尋ねします。

○総務課長（高橋 誠君） ICTを超えて、今、AIだったりIOTだったり、難しい言葉で進んでいます。RPAとかロボットを使ったものも今、あらゆる分野でできていると思っております。難しいところございまして、議員言われましたように日進月歩で

進んでいるのがこの分野かなと思います。

そういった中で、農業分野等々に活用については、総務大臣からの通知です、2月28日のやつなんですけども、全国の首長様に総務大臣メールということでありまして、この中でICTの今後を考える場合は参考にしませんかというところできていますが、先ほど言いました、AIだったりRPA、ロボットだったりというところで、その中にスマート農業というの提案されております。これについてまだ中身を私もじっくり読んでいないところではありますが、収穫ロボットであったり、無人草刈りロボットだったりとかですね、ドローンとかも使っているような事例が示されている。

こういったこともですね、これだけに留まらず我が町の農業にこういったものが使えるのかというのは、JAさんともひとつ話をする機会もあってもいいのかなと思っておりまして、可能などころがあれば取り入れるのもJAさんとのタッグを組む1つの施策にこのICTが使えるのかなという感じはしております。

○2番（椎葉弘樹君） 答弁は要りませんが、例えば公社において、公益性があるのであれば、その公社がICTの分野を仲介するとか、あと現場の声というのが非常に大事ですので、地域農林商工業者の声を聞きながらどういうニーズがあるのかというところの確認もこれから必要になってくるのではないかと思います。そのあたりを今後の検討課題として取り組んでいただければと思います。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで関連質問を終わります。

これで遠坂議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時54分

再開 午後2時11分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

日程第6、一般質問の途中です。一つ、補助金等の見直しについて、一つ、国民健康保険について、高橋議員の一般質問を許します。

○7番（高橋一雄君） 私は通告しました2つの項目について質問いたします。最初に補助金等について質問いたします。

補助金等は町の財政から町内の個人や団体に対して援助されるお金だと考えますが、本町が取り組んでいる福祉的な施策の支出については、産業育成のための補助金とは性格が違っているものと私は考えます。平成16年、17年、本町では財政再建団体でも

ないにもかかわらず、財政再建計画が打ち出されて、町民から喜ばれていた施策、住民福祉の施策が廃止されたり削減されたりしました。

あのときからおよそ15年経ち、職員によるプロジェクトチームによる補助金等の見直しが答申されたと聞いていますが、その結論は出たのか。福祉的な施策についても検証し、結論は出たのか。プロジェクトの担当課長に質問いたします。

○総務課長（高橋 誠君） 職員プロジェクトによります、補助金の方向性に関する答申書が昨年10月に、町長宛て答申されたところでございます。

この中で、あらゆる分野、55事業について職員のほうで検証を行った結果がこれだと私は思っております、答申されたものについては実際に実行しますよというところまでには、判断までには至っていないところでございます。

○7番（高橋一雄君） 実行しますという判断ではないという答弁をいただきましたが、質問を続けたいと思います。

障がい者福祉年金についての見直しも出ています。現行約100万円ですが、平成16年の財政再建計画で障がい者福祉根金が削減されたとき、私は障がい者の方から本当に困ったという話を聞きました。役場にとってはたかが1,000円でも、低所得の障がい者の方にとっては本当に残念な町の対応だったと今でも思っています。

それで、担当課にとっては障がい者の方の生活費等に充てられている継続という評価が、何でプロジェクトでは見直しになるのか理解できませんが、理由の説明をお願いします。

○議長（倉本 豊君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時15分

再開 午後2時16分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○総務課長（高橋 誠君） 先ほど言いました、55項目の中に福祉施策も入ったところでの答申の内容については、今、町民が委員となっている行政改革推進委員会、こちらのほうで審議をお願いしているところで、最終的なご意見をいただくのが来週の11日、今年度最後となりますが、行政改革推進委員会を行います。その中で、今回の補助金見直しの項目も含めたところでご意見を頂戴しようというところでございます。

併せて、この行政改革計画についてもご承認いただいて、これからの3年間、平成31年度・32年度・33年度までの3年間で随時できるものを具体化していければというところで思っております、また、その中で課長会が行政改革推進本部となりますので、そういったものを確認しながら方向性を出していくというふうな流れになっていく

かと思っております。

その中で新町長、首長になってから確認するところがほとんどでございますので、それ以降に本格的に進んでいくのではないかというスケジュールで私の中では思っております。

○7番（高橋一雄君） 見直しプロジェクトについては、今後も協議をされるという答弁であり、中には廃止が検討されていることもあります。新年度の予算にはこのプロジェクトは反映されていないし、判断は次の町長の政治判断とか、また、各協議の結論とかを待つということですか。確認してよろしいですか。

○総務課長（高橋 誠君） 議員認識のとおりで間違いのないと思います。

○7番（高橋一雄君） 私はプロジェクト案の答申の福祉施策に関する答申は撤回してほしいという立場ですが、以上で質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、補助金等の見直しについて、高橋議員の一般質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、関連質問を終わります。

一つ、国民健康保険について、高橋議員の質問を許します。

○7番（高橋一雄君） 私は、昨年12月議会の一般質問の中で、子育て支援策の一つとして、国保の均等割の減免を提案しました。

それに対して町長は、全国知事会や国への要望は承知しているし注視している。しかし、高齢者も含めた本町の国保の運営をどうやって進めていくのが重要という答弁でした。

そこでお尋ねしますが、知事会とか議長会、地方6団体と言いますが、その中の一つ、全国町村長会での国保を各自自治体運営をされているわけですが、町村会での国保の構造的な問題点とか国への要望とかを湯前町でも共有されているのか、それとも別の見解を持っておられるのかお伺いします。

○町長（鶴田正巳君） 町村会での要望は私も共有しているというふうに思います。湯前町もですね。

○7番（高橋一雄君） 12月議会での均等割については、ゼロ回答であったと理解しています。それ以前の問題としてやはり湯前町での国保加入者との負担と、それから医療給付、それを動かすことがやっぱりこの財政の中で精一杯ということであり、ゼロ回答であったと理解します。

しかし、地方6団体と認識を共有されているのであれば、それ以後の質問をしたいと思います。これは平成26年ですが、全国知事会のほうで、都道府県が国保を運営する

前の前提として公費1兆円の投入をということで国と自民党に求めました。これは国保新聞のそのときの記事です。公費1兆円の投入元、公式に規模と水準に初めて言及されたとされています。公費1兆円を投入するとどういうことになるかということ、協会けんぽは所得割りですが、国保は均等割とか平等割りとか入ってきます。それを廃して、協会けんぽと近いような国保の保険税になるということです。

そこで、独自に調べてみますと、年収400万円の4人世帯、湯前町では均等割が医療分と支援分とで3万2,000円1人取られます。そして、モデル世帯だと41万8,000円ばかりになります。ところが協会けんぽのほうでは、本人の所得にかける分しか金額は出ません。子どもが何人おっても変わりません。20万2,600円です。国保の世帯の方は、4人からまた子どもが増えて5人になれば、更に国保税が上がることになります。

この差額、認識は共通ということでしたが、職員は国保に入っていないから、子どもが増えても痛みは感じないと思いますが、農家とか自営業、あるいは他の保険に入らずに国保に入っている方の子どもが増える度に国保税が増えていくという痛みを感じ取っていただきたいと思いますが、質問はしませんが、そういう想像力を持っていただきたいと思います。

そこで、この均等割、湯前は手一杯で取り組む余裕はないということだと思いますが、全国の自治体では3割免除とか、それから驚いたのは岩手県宮古市は、ふるさと納税の市長お任せを活用して国保の子どもの均等割を廃止することを決めたと。平成31年度から。こういうニュースも入っています。

このような全国の取り組みについては、国保新聞とかに掲載されると思いますが、調査なりされていますか、お伺いします。

○税務町民課長（堤田真由美君） ただいまの質問にお答えいたします。

取り組まれているのは財政規模が大きい市に多いということを感じました。1つ目には石川県加賀市で、今年度から子どもの均等割2分の1軽減が実施されています。その財源は、軽減均等割分をですね、所得割に振り替えて世帯主に一律課税されております。

その他には仙台市で18歳未満の均等割を3割減免、東京都の清瀬市では、前年所得300万円以下で申告済みの世帯で18歳未満の子どもが2人以上いる世帯の第2子以降の均等割を最大5割軽減されております。

その他にも大きな市についてはいろいろ軽減されております。以上です。

○7番（高橋一雄君） 大きな自治体での取り組みが多いと答弁でしたが、小さい自治体だからこそ予算の数値が少なく取り組みやすいという面もあります。私は次の町政になってから定住促進重要な取り組み課題となってくると思いますので、引き続き要求

してきたいと思います。

最後になりますが、本町でも子ども医療費無料化を中学校3年生まで実施しています。他町村に比べて取り組みが遅かったですし、周りの町村は、今度は高校3年生までというところが増えていますが、どのように湯前町での取り組みを自己評価されていますか。質問します。

○町長（鶴田正巳君） 医療費の無料化等々につきましても、それぞれ段階的に取り組んできた思いでございます。そのことについて議員のお考えというのを今お伺いしたところでございます。そういったことも含めて、今後の議論の中で決定していこうというふうに思っております。

○7番（高橋一雄君） 医療費無料化の高校生までの引き上げについては、本町の補助金見直しプロジェクトチームの中でも高校生の怪我というのは学校で発生して、そちらのほうの保険で効いて、町の持ち出しは少ないという評価がされています。高校生までの引き上げも年数を掛けるのではなく、なるだけ早い時期に、新年度の予算では取り組まれていませんので、補正予算として取り組んでいただけるよう検討を強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、国民健康保険について、高橋議員の一般質問が終了しました。

これより、関連質問を許します。質問ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで高橋議員の一般質問を終わります。ここで、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時31分

再開 午後2時44分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

日程第6、一般質問の途中です。一つ、第三セクターに対する町の関与について、椎葉議員の一般質問を許します。

○2番（椎葉弘樹君） 2番議員の椎葉です。第三セクターに対する町の関与について一般質問を行います。

まず始めに、全国の第三セクター、略して三セクは、地域活性化を支援するために設けられ、それぞれの立場で役割を果たしてきました。

しかし、自治体財政の硬直化や民間事業者との競合など三セクを取り巻く状況が大きく変化しています。平成19年の財政健全化法成立以降、総務省から三セクの抜本的改

革に関する指針や、三セクの経営健全化に関する指針といった総務省の指針が示され、全国の自治体で抜本的な改革が進んでいます。全国の三セクの数はこの10年間で15パーセント減少し、平成29年3月末で7,500余りです。減少傾向の理由は三セクの自立、統合、廃止が進んでいることです。本町の三セクは、湯楽里、農業公社、球磨プレカットの3つで、球磨管内では一番多いです。財政規模が小さい本町で、3つの三セクを経営することは、上手くいかないときのリスクも当然高くなります。町は地方自治法243条により、湯楽里と農業公社における事業の経営状況を議会に報告しています。

しかし、総務省指針に基づく点検・評価の仕組みがありません。今回の一般質問では、町が2分の1以上出資する湯楽里と農業公社を取り上げ、三セク法人に対する町の関与について提言します。

要旨の1、三セクへの財政的関与、農業公社の基金と湯楽里の大改修はどのように考えているかについてお尋ねします。

まず、農業公社の経営再建からです。総務省指針で、地方債を財源とした三セクは、経営破綻をした場合に出資金債の繰り上げ償還が求められ、町の財政運営に大きな影響を及ぼすおそれがある、とあります。資本金、基金は平成30年度末で残り約1,500万円となりました。8期連続赤字経営となっています。

そこで、町長に伺います。農業公社の基金が底をつく場合、どのような対応を考えておられたのかについて伺います。

○町長（鶴田正巳君） 農地保全や町にある地域環境資源を次世代に継承する。それから、生き残りのために産業を創出する。そういった目的で設立をした農業公社であろうかと思います。その中にありまして、農地の保全につきましては、経費が伴いながら保全をしていく仕組みでございます。

このことにつきましては、1点目としましては、農地の集積が思うように集まらなかった。このことは先ほど、金子議員の質問の中でも申しましたように、まだまだ経営をいただいているということがあったのではないかと思います。

もう1点が、生き残りのための産業を創出するということにやや前がかりになりまして、それぞれの作物の生産でありますとかそういったことを公社がやってきた、であることが大きな赤字になった原因ではないかというふうに思っております。

そういった中で、今後、展開をするのであれば、その資金の残高、そういったこともしっかりと見据えながら事業をどういうふうに絞り込む、あるいは形態を変えながらやっていくかということが課題になろうかと思えます。そういったことを協議しながらの展開ではなかろうかというふうに思っております。

○2番（椎葉弘樹君） ということは、協議された結果、公社を継続するという方向で

あれば資本金、町からの投資を考えておられたということでもよろしいでしょうか。

○町長（鶴田正巳君） 町から投資をする場合には議論になるかと思えますけれども、何をどうしていくか、そのことがどういう効果があるのかという議論をしなければなかなか今後の投資ということについては難しくなるだろうという印象です。

しかし、今後来るであろう課題をしっかりと認識しながら、何をやっていくかという議論の先に、また、町からのそういう支援をするのであれば、支援になるかというふうに思います。

○2番（椎葉弘樹君） 今、2つほど答弁をいただいた中で、やはり町として三セクの運用で資本金が枯渇しそうになったときに、どのようなルールがあるのかといったところは明確な根拠というのが無く、ただ、総務省の指針ではこれが概要的に示されている部分があります。それを紹介しますと、「三セクの経営破綻で巨額の債務を負うリスクがあることから、特別な理由がない限り新たな損失補償は行うべきではない」。そして、財政援助の制限に関する法律というのがありまして、この中でも「自治体は会社等の債務に関しては補償契約ができない」ということから、新たな投資に関しては慎重な対応が求められます。

そこで、農業公社に財政的関与で再投資を行う場合は、次の町長と議会のほうに相当な覚悟と責任が生じるわけです。町長にお尋ねしますが、経営状況が厳しい三セク法人において、財政的関与を判断する指針や基準はこれまで作っておられなかったのか、規定されていなかったのかということはどうでしょうか。

○町長（鶴田正巳君） この農業公社を始める際に、大まかな目標とか目的はあったわけですが、そういった具体の決まり事というのは無かったというふうに認識しております。

○2番（椎葉弘樹君） 続きまして、湯楽里の大改修の費用分担について伺います。

平成27年の経済建設常任委員会の調査におきまして、前支配人からは当時の預金額8,000万円の活用について、運用や大改修を視野に入れてはどうかという意見が取締役会で出ているということでした。

しかし、平成30年秋の取締役会では、資本金の使い道について、施設の更新は原則町でという意見もあったそうです。

そこで、町長に伺います。三セク施設の大改修にかかる費用の分担を現状はどのように考えておられますでしょうか。

○町長（鶴田正巳君） 現状にあっては、その湯楽里株式会社自体が運用益を得まして、それがたくさん生まれているというような状況であれば、そのこともしっかりと活用ということになるかと思えます。ただ、現況としまして、日常的な営業をどうやっていくかということまでのことが精一杯でございます。

ただ、現場におきましては、しっかりと利益を出さないといろんな修理も改修もできないというのは今の支配人を始め、職員の意識としてはそういうものを持っておるころでございます。

ただ、現況としては町の財産である建物については、町が出資をしなければいけないという思いでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 湯楽里が第三セクターの法人であるから、そして財産が町だから町が基本的にはそれを見るっていう考え方は一つの方法ではあるんですが、やはり湯楽里というのは1つの独立した法人ということを考えましたときに、やはりこの、町が全額見ていかなくちゃいけないという決めごとはしっかりとルールをさだめておかないと、後々の施設改修のときに影響を来してきます。総務省の指針によりますと、「三セクは地方公共団体と独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人」というふうにあります。行政主導というのが続いていきますと、やはり法人が成長しないばかりか、行政負担というのも当然減ることはありません。

そこで町長に伺います。三セクにおける施設の維持管理は自助努力で自立を目指すように町が指導していく考えはないでしょうか。

○町長（鶴田正巳君） 現行の認識で申しますと、100万円を上限としまして、それ以内については維持・管理についてはやっていくというようなことで認識をしております。

ただ、大規模な改修ということになりますと、やはり現況の収支等々を鑑みましたときに、行政の手助けなしではなかなか思うようにいかないというのが現状であるというふうに認識しております。

○2番（椎葉弘樹君） 実はあの、湯楽里の老朽化に関しましては、3年以上前から指摘されており、平成29年3月に町の公共施設等維持管理計画で示されています。

しかし、それ以降、湯楽里の個別計画というのは策定がない状況です。平成30年2月に策定された湯楽里の中期経営方針、平成32年までの3年間の分につきましては、個室対応など施設の改良なども示されていたわけです。

しかし、大改修の中にこれは含まれておりません。大改修の調査を町から湯楽里に依頼したのが半年前です。10月半ばに町長、副町長の立会で現地調査が行われており、取りまとめが11月の中頃ということで、昨年の後半になってから大改修の内容がばたばたと進んできたということでございます。今年1月から空調故障で客室の1室が利用できない状況もあったり、1月25日には薬湯の部品が壊れてお客様サービスに影響が出ている部分もあります。

そういったところも含めて、これまでの経過は、湯楽里は財政的関与に大きく影響しているんだなあということを感じながら、この依存体質というのは、自立した経営を目

指して湯楽里をそういう法人に向かっていく必要があるのではないかと思いますので、町長はどのようにお考えでしょうか。

○町長（鶴田正巳君） 理想的には湯楽里の経営が安定して、そしてそれぞれの経営ということで町の関与が少なくなる、財政支援も少なくなるということが理想ではありますけども、こと、その建物に関してでありましたり、そういった試算についての持ち分であるとか、譲渡であるとか様々な条件があろうかと思ひ、それを語るほど経営に余裕があるわけではございませんけども、しっかりとした経営を行っていただきながら、なおかつ地域の皆さんに喜んでいただきながら、そして、安定した経営を図れるというのが理想ではあるというふうに思います。

○2番（椎葉弘樹君） 以前の一般質問でも申し上げましたが、球磨プレカットさん等は、出資の比率を下げて、民間の社長を置いて、そして、自立経営で色々と活動されています。

湯楽里の場合は公共サービスという一面も多くあるのですが、スタート時点は町が1億円の資本金と、そして建物を提供して、それが町からの投資になっているわけですから、そこからスタートと考えましたときに、維持改修費用をまた、町がずっと今回の3億円を超えて、また20年後に3億円を超えるというような繰り返しというので果たして良いのかというところは、協議の必要があるかと思っておりますので、是非、執行部の皆さんにもお願いですが、その観点は行政が全部支出をするのが当たり前という考えではなく、やはり行政の支出が少しでも抑えられるような行政改革も必要ではないかなと思っているところです。

続きまして、要旨の2の三セクへの人的関与はどのように考えているかについて伺います。現状、湯楽里と農業公社の代表者には町長が就任しています。三セクの社長と理事長を兼任することは、町長と併せて三重の責任が生じています。総務省指針では、三セクの経営責任は経営者にある。そして、三セクの役員に町長が就任する場合、その職責を果たしうるのか十分に検討することが求められています。

そこで、町長に伺います。三セク経営者としての職責は、これまで十分に果たすことができたと考えておられますか。

○町長（鶴田正巳君） 職責を兼ねるといふことのその複雑さと、それから過重については、今、議員ご指摘のとおりでございます。できうるならばということで、農業公社にあっては理事長を招聘したところでございますけれども、その条件でありましたり、それからその責任でありましたりというようなこともありながら、なかなか難しかったというところがございます。

それから、湯楽里に関してもですね、再三その社長を私が兼務していることが良いのかということも協議をしたところでございますけれども、今の湯楽里の立ち位置あたり

を見れば、やはり町長が社長でないと議員ご指摘のようその責任の所在も含めて、なかなか難しいところがあるということでございました。

もう1点申し上げますと、議員ご承知のとおり私が社長をしておることで人件費の抑制にはなっておるわけですが、その人件費の分、見合う分の仕事ができる、そして、なおかつ営業成績を上げられるというような社長がいらっしゃれば、それはもうやぶさかではなくお願いしなければいけないし、お願いしたいという思いでございます。

○2番（椎葉弘樹君） その町長のこれまでの経験を踏まえまして、これからも町長・副町長というのは、当面代表、社長にはポストに就いていく、町長と副町長あたりが湯楽里と農業公社の社長、理事長についていったほうが良いという考えでしょうか。それとも、もう先々では経営が上手くできないから変わっていったほうが良いというお考えでしょうか。経験を交えてお考えをお尋ねします。

○町長（鶴田正巳君） 先ほど申し上げましたように、その職責の立ち位置での責任というのをございますし、そういったことをしっかりと理解していただきながら、経営手腕を振るっていただくような方がいらっしゃれば、湯楽里の社長にあってはその町長・副町長の位置で必ずしもやらなければいけないものではないというふうに思っております。

ただ、農業公社もしかりでございますけれども、ただ、その方向性なり、それから事業内容をですね、しっかりと組み立てていくためには、やはり行政とのしっかりした協議が必要だと思っておりますので、そのことが上手く進むことであれば、これはもう民間の方の手腕も活用というのは、当然あり得るというふうに思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 総務省の指針によりますと、「町は三セクの役職員の選任について、職務権限や責任にふさわしい人材を広く求め、民間の経営ノウハウを含めた適切な知見を有する人材が積極的に登用されるよう努める。」とあります。結果論かもしれませんが、以前のユビキタスも農業公社も公募によらない町長による採用というのは、結果的には上手くいっていないということだと思えます。

そこで、町長に伺います。総務省の指針でもありますように、民間の経営ノウハウを含めた適切な知見を有する人材を広く公募すべきではなかったのか、なぜ公募しなかったのかについてお尋ねします。

○町長（鶴田正巳君） 公募も大きな選考の一つの方法ではあったかと思えますけれども、近隣の三セクでありましたり、事業体でありましたり、その公募によって上手くいく場合もあれば上手くいかなかった場合もあるというようなことで、当時申し上げたと思えますけれども、関係性のある方でしっかりした方がいらっしゃればという思いでの選考であったというふうに思えます。

○2番（椎葉弘樹君） 町長や副町長が、その第三セクターのトップに立つというの

は、行政主導でいくのか、それともそうでないのかというところの大きな選択肢になりますので、今後の大きな課題だと認識しております。それについては、やはりあの次の町長も含めてしっかりと検討していかなくてはならないところだと思っております。

次に、要旨の3、三セクの設立目的はどの程度達成できているかについて伺います。町は三セクに対して公共的・公益的な設立目的や目標を明らかにして、必要な指導や適切な支援を実施しなければなりません。湯楽里の設立目的は「地元産物を使った料理を提供する地域農業再生の拠点、減農薬で栽培した地元の農産物を使った薬膳などの健康料理を提供する」とあります。湯楽里における地元産物の使用状況を調べてみました。米は農業公社からの100パーセントの仕入れ、地元生産者の米は使われていないということでした。また、野菜は焼く10パーセントを町内農家とAコープ湯前から仕入れており、地元野菜の使用割合は低いです。

そこで、企画観光課長のほうに伺います。湯楽里の設立目的、地域農業再生の拠点というのはどの程度達成できていますでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 数字的に申し上げることは私からは現時点でできませんが、農産加工の体験室、こちらについてはですね、一応あの定期的に活用がなされておりまして、これまでも料理関係ですね、地域農産物を活用した加工等の教室等も開かれておりますので、ここではある程度達成ができていないかなということと考えております。食材の供給という点ではですね、そちらのほうではですね、いま議員の資料のとおりですね、現況におきましてはなかなか達成できていない状況で考えております。

○2番（椎葉弘樹君） もう一回課長のほうに伺います。減農薬で栽培した本町農産物は現状ゼロということで認識しています。

そこで、湯楽里の設立目的にありました「減農薬の農産物を使った健康料理の提供」というのは達成できているとお考えでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 減農薬の農産物ということで、町内にはいろんなそういった活動をされていらっしゃる農家の方々もいらっしゃると思いますが、その方々の契約は今はですね、レストランにおいては契約等はなされておらず、レストランメニューの中にもですね、使われていない状況だとは思っております。

ただ、これが減農薬と言えるのかどうかはわからないのですが、料理長の食材の調達の中で、そういったもの、薬膳的なものですね、そういったものは少しはお考えの中であって、時折はですね、季節に応じた食材の提供もなされているのではないかと思います。ただ、いわゆる減農薬、栽培された方々との連携というのはですね、今のところなされていないような状況と考えております。

○2番（椎葉弘樹君） 湯楽里においては地域農業再生の拠点として20年間経営され

てきて、今の答弁を聞きますと、まだまだ地域農産物の流通というのは、町内ですね、農産物の流通というのはうまくまだできていないのではないかという状況を確認しました。

農業公社の設立目的についてもいろいろ確認しようとしたのですが、まだ方向性というのが今理事会のほうで協議等もされておりますので、これについてはここではあえて確認はしませんが、やはりこの農業公社というのは設立の目的の要点というのは、耕作放棄地を解消しながらの生産性の高い農地を整備することも大きな目的ではないかなと思っています。今、目先の農地を解消していくというのは、金子議員一般質問でもありましたとおり、将来的な不安要素はありますので、農業公社の役割は今後大きく認識をしています。

そこでですね、公益性を考えますと、町で生産した農産物というのを例えば湯楽里や学校等に流通、安定供給していく役割というのも湯楽里、農業公社等でも考えられるのかなと思っておところが課題かなと思っています。

そこで、町長のほうにお伺いします。町が三セクの点検・評価を継続的に行うため、設立目的と数値目標というのを明確に示していくという考えはないでしょうか。

○町長（鶴田正巳君） 設立目的にあっては、その議員ご指摘のようなことで、またこの作った当時、農水省の予算でということもあって、そういった文言も入ったんだろうなというような思いです。これは私の思いですけども、そういった印象もあるところでですけども、設立目的「食の健康拠点施設」というようなこと、そういったことをですね、しっかりと確認しながらいくということは当然必要なことかというふうに思いますし、それから地域にあって湯楽里の必要性をというふうに問われたときにですね、そのことを明確に答えられるようにするためにもそういったものが必要ではないかという思いでございます。

○2番（椎葉弘樹君） この湯楽里にしても農業公社にしても、設立目的とかどこを目指した目標があるのかということところは共有ができてないと思います。やはり、そういうところを地域の皆さんと共有しながら、三セクというのを一緒に作り上げていくという方向性も必要だと思っております。ですから、やはりそういう達成目的等を意識しながら、今後自立の道であったり、統廃合の道であったりそういったところもしっかりと点検・評価していく必要があるのかと思っています。

それでは要旨の4番目、三セクの経営状況は点検・評価を十分できているかということに移ります。総務省指針では、「町は三セクが自ら評価を行うよう指導・監督・要請を行う」とあります。課長に伺います。三セクの経営状況は、これ課長はどちらかな。総務課長にいますのですかね、企画観光課かもしれません、三セクの経営状況を町として点検・評価できていますでしょうかお尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） 今のご質問ですと、三セクというご質問ですが、私のほうからは湯楽里の点検・評価についてのご報告をさせていただきます。

企画観光課につきましてはですね、毎月取締役会のほうに出席をさせていただきまして、毎月々の経営状況を確認させていただいております。意見等を述べる機会はそんなにはないのですが、ただ、点検・評価という意味では毎月やっておりますし、あとは当然ですね、議員ご承知の、先ほど冒頭で言われたような、自治法に基づく9月議会での経営状況報告、これについてですね一応把握をさせていただいております。これについては、議会の場でお示しをさせていただいているような状況でございます。

後は、点検・評価とはちょっと逸れるかもしれないのですが、町の監査委員様に毎年点検をしていただいておりますし、または、顧問税理士の方に評価をしていただき、また、分析の結果等についてもですね、ご意見をいただいてその点について把握をしているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） せっかくその点検・評価の内容があるのですしたら、議会に事業報告、経営状況を報告する際にそれも添付して報告した方がよろしいのではないのでしょうか。課長に改めて伺います。

○企画観光課長（本山りか君） 9月議会におきましてはですね、単なるその数値的なもののご報告にとどまっているのは否めないと思います。そういったご要望がありましたらですね、今後はですね、そういった分析・評価のところも踏まえまして、できる範囲で述べさせていただければと思います。

○2番（椎葉弘樹君） 農業公社については、点検、評価のほうはどのようにされてますでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 収支における経営状況はちょっと別としまして、農地の維持・保全に対応する組織としての役割を果たすことができた・できなかったというような点検・評価はすることは必要だというふうに思っています。そのためにですね、農業公社をの設立した8年前の状況と現在の地域の農地の状況としてですね、町としてももう一回再調査をする必要があるのかなというふうに思っています。

地域の農業状況も踏まえたところで5年程度ごとに調査しながら、その時々合った状況に応じまして農業公社の動きもあるのかなという、それに対する点検・評価というのもまた別にあるのかなというふうに思っているところです。

○2番（椎葉弘樹君） やはりあの、行政は三セクの管理も当然なくちゃいけません。点検・評価もしなくちゃいけません。ですから、やはりこの点検・評価の仕組みをしっかりと社内だけではなく、町も管理した結果を議会のほうにもしっかりと報告していく仕組みが必要ではないかと思っております。

そこで、町長にこれまでを振り返っての点検・評価というのは十分できていたのか、

それについてお伺いしたいと思います。

○町長（鶴田正巳君） 農業公社におきましては、その収支の数字というのは見えてきておりますし、このことは議会の皆さまにもご報告をしております。ただ、その事業の目的でありましたり、それからなんといいですか、その完成度、目的に対してどれだけの達成率があったのかとかそういったこと、そういったことをしっかり分析していかなければいけなかった、そのことがこの間にできていなかったということ、それから、思いが先行しましてなかなか現状とそぐわない部分もあったのではないかなという印象でございます。

それから、湯楽里につきましてはですね、売上高とか、温泉の来客数でありますとか、宿泊の稼働とか、ご利用者数とかそういったものはですね、掘んでおるわけでございますけれども、議員ご指摘のその設立目的等に対してどうだったのかということにつきましては、残念ながら日々の運営に追われておりまして、そういったところを注視できるまでには至っていなかったのが私の印象でございます。

○2番（椎葉弘樹君） 先ほど、課長の答弁をきいていますと、湯楽里は企画観光課、農業公社は農林振興課のほうでそれぞれ点検、評価のような確認はされているということでした。

ただ、今後を考えたときに、それぞれの課でやったほうがよいのか、それともどこか1つのところでしっかりと三セクの経営状況を見ていくのかという課題はあると思うんですが、それについてはどこに確認すれば。町長に確認した後に。はい。

○町長（鶴田正巳君） 点検・評価を何のためにやるのかという1つの目的の中に、地域の皆さんにお知らせどういう形でやっていくかというのは今後の取り組みになりますけれども、そのことをしっかりと公表して、その存在をしっかりと認識をいただく、広くですね、そういったことは必要ではないかというふうに思います。

○2番（椎葉弘樹君） 点検・評価のそのチェックポイントが明確であれば、課がそれぞれ分かれていてもいいのでしょうか、そこが明確でないとそれぞれの視点というのが変わってきますので、この後、提案しますけれども、点検・評価のポイントの明確化のためにもこの指針というのが1つ重要になってくるのかなと思っています。

最後の要旨に入ります。三セクの経営状況は、議会と住民に情報公開ができていますかといったところについてお尋ねします。

総務省指針では、「町は議会・住民に対して三セクの財政書類や経営指標、例えば経常収支比率、自己資本比率、流動比率など、現状の経営状況に至った理由、将来の見通しなどについてわかりやすい説明を行い理解を得る」となっております。

例えば、湯楽里の指定管理料は、平成21年度に導入して以来、平成30年度1, 180万円で町の支出を抑制できているんですが、その努力というのが情報公開されてい

ないところです。三セクの事業報告を受け、議員各位が毎年度それぞれの視点で経営指標について算出し、経営分析を行っています。この中に、経営指標や点検・評価があれば、私たち議会を始め、住民の方が見る際にも、無駄な努力・無駄な作業というのがなくなっただけです。

そこで、企画観光課長のほうに伺います。三セクの事業報告は、町の財政的関与を把握するために、指定管理料、経営指標、点検・評価の結果も併せて示す考えはないでしょうか。お尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） まず、今のご質問を分けて考えさせていただければと思います。指定管理料につきましてはですね、毎年の新年度当初予算ですとか、予算の計上の際に、いろんな経緯を踏まえてご説明を差し上げているところで、それが年度ごとに比較ができるような資料はご提出をしていないのですが、そういったわかりやすいということが必要であればですね、そこもデータを比較できるようにですね、これまでの経緯をわかりやすくご説明する機会を設けさせていただければと思います。指定管理料ですね。

それと後、経営指標につきましても、湯楽里のほうでですね、先ほどお話しがありました平成30年の2月に策定されました中期計画、この中で経営目標なるものが設定をされております。これもですね、設立の趣旨に沿うような形でですね、設定をされておりますと私は考えておまして、先ほど、議員ご指摘のですね、湯楽里の設立の趣旨の中なんですけども、これにはですね、加えまして、食と健康のみならずですね、健康は繋がっているんですが、住民の福祉向上、こういった観点もあるかと私は考えております。または、地域活性化、それと交流人口の拡大、こういった趣旨も踏まえてですね、経営目標が設定されていることと私は考えております。その経営指標があります限りですね、その経営指標の達成度、これを図る必要は当然あると思います。

ですから、それが当然湯楽里内部では行われておまして、町としましてもですね、その達成度なるもの確認はしていく必要は当然ありまして、または、その先にですね、やはりそれを公開していくという必要性も十分に感じております。それが無いといろんな今回の大規模改修ですとか、それに対するご判断ですね、住民の方々でありますとか、議会の皆さまのご判断が得る材料がないということになると思いますので、そこらへんをですね十分私も考えを持ちまして、機会をですね作らないといけないんですけども、どの機会であつてと言われるとですね、先ほどの9月の定例議会の際にですね、そういったところをお示ししていければなと考えております。議会のこの場で発言することがすなわち住民の皆さまにお知らせすること、イコールということで考えておりますので、そこを踏まえまして対応させていただければと考えております。

○2番（椎葉弘樹君） あと、「町の三セクの役職員数の数と給与の見直し、組織・機

構のスリム化など徹底した効率化を進めることが必要不可欠」ということで総務省指針に載っております。三セクの事業報告には役員数や職員数、給与等は示されておられません。

そこで、また課長にお伺いしますが、三セクの事業報告はその雇用状況や町の人的関与を把握するため、役員数、職員数、人件費も併せて示す考えはないでしょうか。お尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） ご指摘のとおりですね、そういった数値についてはどの場でもご報告した経緯はなかったかと思えます。

ただ、私どもがですね湯楽里のほうの株式会社の総会に出席させていただきまして、把握できる数字ですので、当然ですね、そういったことも併せてですね、ご報告の必要があればですね、併せてさせていただければと思えます。

○2番（椎葉弘樹君） 報告の必要があると思っておりますので質問をしているところです。

あと、湯楽里と農業公社における毎年度の経営状況というのは、単年度分しかありません。前年度分との比較が非常にしにくいです。湯楽里とグリーンパレスの売上合計は、平成21年度が1億4、000万ほど、そして、平成30年度も1億4、000万ほどということで、ということで横ばい。そして、雇用数も平成21年度が30人、平成30年度が30人と横ばい。このような年度の比較というのをできれば、非常に経営状況というのを確認しやすいのかなというふうに思っています。

そこで、課長に再々度伺います。三セクの経営状況というのは、数年分の数値データを比較できるように、たとえば5年分なら5年分で横並びに数値を出して評価ができるようにする考えはないでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 先ほど申し上げました点検・評価の中でですね、当然私ども内部ではですね、そういったデータも持ち合わせております。これは湯楽里開設当初からのものを持ち合わせております。これの公開がなされていなかったこと、反省しまして、先ほどのような機会がございましたらですね、併せてご報告をさせていただければと思えます。

○2番（椎葉弘樹君） 公開する機会というのは例えば9月の決算、三セクの事業報告の場合、そして、ホームページ等を活用した住民への公開の部分が該当するかと思います。そこについてはですね、様式が変わるわけですので担当課のほうでご検討いただいて、またこのようなイメージで出しというところをまたお示しいただければと思うところです。

あと、最後の総括質問をさせていただきます。3セクの経営健全化に関する指針を示さない理由を以前の一般質問で尋ねましたときに、町長の答弁は「そこまでのレベルに

達していない、そこまでの作業ができていない」ということでした。

そこで町長のほうにお伺いします。ここまで質問してきた内容を踏まえまして、第三セクターの経営健全化に関する指針というものを本町でも策定して、継続的に点検・評価する仕組みを作るべきではないでしょうか。お尋ねします。

○町長（鶴田正巳君） 先ほど、担当課長のほうからも具体については答弁を申し上げたところございまして、第三セクターの経営健全化に関する指針ということに基づきまして、三セクの経営に関わっていかなければいけないという思いでございまして。その中であって、総務省の指針にございまして点検・評価等々その結果についてもお知らせをしなければいけないということで、先ほど、課長が申し述べたように取り組みをいたしていかなければいけないというふうに思っております。

○2番（椎葉弘樹君） その指針の策定等の取り組みというのは、さほど時間を要する作業ではないと考えております。そうしたときに、その点検・評価の情報公開であったり、三セクの経営健全化に関する指針というのはいつの時点で導入されるお考えなのかについて、これは企画観光課長のほうにお伺いしたいと思っております。

○企画観光課長（本山りか君） 三セク全体のお話ということなので、私が発言すべきかというのちょっと躊躇しますけれども、今、町長が申し上げたとおり、当然、国から平成26年におきましてそういった指針が出されてございまして、当町としましてはですね、総務省の指針に沿ったやり方を、手法はですねいろいろそれぞれあるかと思うんですが、その総務省の趣旨に則れば、今議員から再三ご指摘があった点については取り組みが可能と考えてございまして、新たなるその町独自の指針が必要かと言われると、私のところでどうかなという思いもありまして、ただ、他の町村の状況を見まして、策定してあるところは手法のところを具体的に書いてあるというようなことが総務省の指針との違いかと考えております。

なので、その町単独版というのがですね、ある程度、先ほど、議員のほうでですね、簡単にできるのではというお話もございましたが、担当としてはですね、作るからには充実したきちんと今後の指針となるようにですね、作りたいという思いもありますので、これは今後の町版の分についてはですね、検討課題とさせていただいてもよろしいでしょうか。総務省の指針に従ってその内容では当然進めていくべきとの国からのお達しもあっておりますので、それはやってまいりますということです。

○2番（椎葉弘樹君） 当然、課長のほうでやりますという明言はできないと思っておりますので、是非、次期の町長のときにですね、この三セクの指針を町独自で作る必要があるのかといったところは確認をしていただきたいと思っております。

私が何故ここを強く言うかと申しますと、本町には、やはり3つの3セクを持っているので、しっかりと財政的な関与であったり人的な関与といったところ、点検・評価の

やり方、そして情報公開のやり方というのをしっかりと作り込んでいかないと、後々に町の財政的に影響を与えてしまわないようにしなくちゃいけませんというところを思っ
ての今回の提案になっておりますので、そのところはしっかりとご承知おきいただき
たいと思います。

それでは終わりにですね、私事ですが、病気の治療のために13日14日のほうはち
よっと議会のほうはお休みさせていただきます。

私が議員になってからの一般質問というのは、26定例会で43項目を数えます。鶴
田町長にはこれまで6年間様々にご対応いただきましてありがとうございます。鶴田町
長最後の一般質問が私だったことを胸に刻みまして一般質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで、一つ、第三セクターに対する町の関与について、椎葉
議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで一つ、第三セクターに対する町の関
与について、椎葉議員の一般質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 本定例会に通告された質問がすべて終わりましたので、これで一
般質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次の議会は、7日午前10時に開きます。

議事は、条例改正等及び補正予算等を予定していますので、ご参集願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後3時38分

第 2 号
3 月 7 日 (木)

平成31年第3回湯前町議会定例会

[第2号]

平成31年3月7日
午前9時59分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	議案第 6号	湯前町過疎地域自立促進計画の一部変更について
日程第 2	議案第 7号	湯前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第 8号	湯前町住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 9号	町道路線の認定について
日程第 5	議案第10号	平成30年度湯前町一般会計補正予算(13号)について
日程第 6	議案第11号	平成30年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算(5号)について
日程第 7	議案第12号	平成30年度湯前町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
日程第 8	議案第13号	平成30年度湯前町介護保険特別会計補正予算(第4号)について
日程第 9	議案第14号	平成30年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)について
日程第10	議案第15号	平成30年度湯前町水道事業会計補正予算(第4号)について

2. 応招議員

1番 遠坂道太	2番 椎葉弘樹
3番 森山宏	4番 黒木龍次
5番 味岡恭	6番 金子光喜
7番 高橋一雄	8番 黒木喜巳男
9番 山下力	10番 倉本豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村 洋一 議会事務局主事 黒木 あさみ

7. 説明のため出席した者

町長	鶴田 正己	教育長	中村 和弘
総務課長	高橋 誠	会計管理者	愛甲 正之
税務町民課長	堤田 真由美	教育課長	北崎 真介
保健福祉課長	白川 一雄	建設水道課長	皆越 克己
企画観光課長	本山 りか	農林振興課長	稲森 一彦
農業委員会事務局長	吉田 精二		

開議 午前9時59分

-----○-----

日程第1 議案第6号 湯前町過疎地域自立促進計画の一部変更について

○議長（倉本 豊君） ただいまから、平成31年第3回湯前町議会定例会、第2日目の会議を開きます。日程第1、議案第6号、「湯前町過疎地域自立促進計画の一部変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（鶴田正巳君） おはようございます。議案第6号について、提案理由の説明を申し上げます。湯前町過疎地域自立促進計画の一部変更については、本計画に事業の追加等を行うに当たって、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものです。

詳しくは課長に説明させます。よろしく願いいたします。

○企画観光課長（本山りか君） 私のほうから議案の詳細についてご説明させていただきます。現行の過疎地域自立促進計画、通称過疎計画は、平成28年度から平成32年度までの計画として策定しております。今回の一部変更は、この計画に事業の追加を行い、財源として過疎債を活用したいと考えるためご提案するもので、去る2月15日に県との協議が整いましたことから、ご提案をするものです。

議案書の2ページをお開きください。変更箇所につきましては、変更前と変更後に分けて記載しております。まず区分の1、産業の振興の（8）観光又はレクリエーションの事業計画に、変更後のほうを見ていただきますと、湯楽里・グリーンパレス施設整備事業を追加しております。この事業の追加につきましては、議会の皆様はじめ、関係者の皆様方との協議の中のご意見を踏まえまして、開設後20年を経過しました、湯楽里本館及びグリーンパレス施設の大規模改修を行わせていただきたくご提案するものです。

3ページをお開きください。次に区分の4、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の（1）現状と問題点のところ、保健センターを追加しました。町民の健康増進及び保健衛生の向上に資するため、平成12年に建設されましたが、約20年経過したことで設備の老朽化による故障が生じまして、その対策が課題となっている。と記載しております。またその下ですが、2の対策のところ、町民の健康づくりや生きがいくりの拠点として機能を維持するとともに、本町の健康福祉の中心拠点として更なる活用を図っていく。と記載しております。

4ページをお開きください。区分の4、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の事業計画の表の中でございますが、事業名としまして、（7）市町村保健センター及び母子保健センター、事業内容としまして、保健センター空調更新工事、事業主体として湯前町を追加しております。この事業の追加につきましては、保健センターの空調設備が

老朽化しまして、使用が困難になっております、更新をしたいためご提案をするものです。

5ページをお開きください。ただいまご説明しました、内容のご参考としまして、年度毎の概算事業費を掲載しております。下線を引いている分が今回の変更箇所となります、まず中ほどの、湯楽里・グリーンパレス施設整備事業としましては、概算事業費としまして、31年度に3億5,000万円を計上しております。

次に、そのすぐ下になりますが、街なみ環境整備事業につきましては、町内案内看板等の整備に係る補助事業の活用見込みが整いましたため計上しております。平成31年度に設計委託料500万円、平成32年度に工事費1,000万円を計上しております。

次に、その下になりますが、保健センター空調更新工事としまして、平成31年度に3,000万円を計上しております。なお、今後の流れとしましては、本日この議案をご可決いただきましたなら、速やかに関係大臣にこの旨を届け出をいたします。その後、事業着手、過疎債借り入れの協議、そして過疎債借り入れの申請を行うこととなっております。以上ご説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2番（椎葉弘樹君） 平成30年9月、公共施設等整備基金の質疑の中で、山下議員から、ここ4、5年で更新する必要がある施設は、と問われました。その時の町長の答弁の中に、小学校、中学校、改善センター、役場、町営住宅等ということで、湯楽里が含まれておりませんでした。

これは、その時は認識がなかったのか、それとも答弁に漏れがあったのか、いずれでしょうか。

○町長（鶴田正巳君） 認識としては協議をいたしておりましたので、答弁の中での説明不足ということで、というふうに思います。

○2番（椎葉弘樹君） この湯楽里の22箇所の修繕箇所において、9箇所の施設で誘客促進、売り上げ増加の目的が示されています。湯楽里の社長として今回の改修でどの程度の誘客促進、売り上げ増加を見込んでおられるのかお伺いします。

○町長（鶴田正巳君） 具体の数字につきましては、まだお答え出来るほどの根拠は持っておりませんが、現行、運用しております施設の傷み具合、それから更新等々が必要であるというような認識のもとに洗い出しをしたところでございまして、その目標値については、また、それぞれ協議をしながら出していかなければならないと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） これは来年度の実行だと思っております。そのときに目標値とか計画をしっかり作りこんでおかないと、本当に原状回復の改修になってしまうのでは

ないかと思っております。

担当課長のほうにお伺いしますが、今回の改修の目的に利便性の向上というのがうたわれています。今回の22箇所はすべて原状回復なのか、もしくは10箇所の利便性向上という目的の中で、施設改修機能改善を目的とするのかそのあたりの見解を伺います。

○企画観光課長（本山りか君） 今回の改修につきましては、全協等でも議員の皆さんに情報提供をさせていただきまして、大きく分けまして1点目は改修、既存の原状回復というもの、それから、先ほど、議員のほうからご指摘がありましたとおり利便性の向上、誘客の促進、そういった新たなる、更なる誘客に向けた改修というものに分けられるかと思えます。

そのことによりまして、どれくらいというのが数字で示せてないことは非常に反省点として残りますが、ただやはりそれをおいておいたときにですね、今後停滞していくのみという判断をさせていただきまして、ここで1度、またリニューアルをやって、それで消費税の増税の問題もありまして、なかなか施設の利用料の増加も今まで行ってこられてなかったという経緯がございますので、今回その大規模改修をやることで、それを対外的に公表しまして、それに基づく誘客を図っていきたい。それをやるからには、職員のほうの意気込みも変わってくると、モチベーションも上がると予測しまして、今後ですね、おっしゃるように費用対効果が少しでも上がるように、職員さんの努力、もとより私たちの指導助言を含めてやっていきたいと考えております。

○議長（倉本 豊君） 他にありませんか。

○1番（遠坂道太君） 改修工事に入られるわけですが、だいたいの予定としてですね、期間としてどれくらいの期間をみていらっしゃるのですか。

○企画観光課長（本山りか君） 今、会期中の当初予算で、関連予算を計上させているところですが、そこで設計委託料をまず計上させていただいております。その設計委託料の如何によりまして工事の期間が見えてくるものと考えておりますので、それから推察をしていただければとおもいますが、ただ執行部としましては、なるだけですね湯楽里を利用いただいておりますお客様に支障のないように進めて参りたいと考えておりますもので、予算の規模が整います限り、なるだけ休館をしなくて済むようにですね、工事スケジュールをきちんと迷惑がかからないような工事スケジュール組みを考えていつ、なるだけ早期に改修を終わらせたいという気持ちでおります。

○1番（遠坂道太君） このお客様がですね、いつ頃だろうかと懸念をされていることがあるものですから、どの工事を優先していくかという形をとりながら、工事をしてほいただければと思います。

○企画観光課長（本山りか君） 今回ご提案しました過疎計画につきましては、当然そ

の過疎債の活用、これのために追加させていただいたものですので、これはあくまでもこの議決をいただきまして、県への過疎債の協議を、借り入れの協議をしなければなりません。それによって財源の確保の額が確定して参りますので、その財源の確保に左右される部分が大いに考えられますので、そういった財源の確保の額、それとお客様への利便性を損なわないような工事スケジュール組みに取り組んで参りたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号、「湯前町過疎地域自立促進計画の一部変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（倉本 豊君） 起立全員、したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2、議案第7号 湯前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第2、議案第7号、「湯前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（鶴田正巳君） 議案第7号について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものの、一部を改正する条例について、上位法令の厚生労働省令に基づき条例の一部を改正するものであります。詳細につきましては課長に説明させます。よろしく願いいたします。

○保健福祉課長（白川一雄君） 議案第7号、湯前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、説明を申し上げます。

平成31年4月1日より学校教育法の改正により、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学の制度が設けられました。専門職大学は前期後期

に課程を区分することができることされましたので、この専門職大学の前期課程の修了者は短期大学の卒業者と同等の教育水準を達成することとし、短期大学学士相当の文部科学大臣が定める学位が授与されます。このため放課後健全育成事業に従事する放課後児童支援員になれる資格の規定に専門職大学の前期課程を修了した者の含む、を加える改正を行うものであります。

新旧対照表 8 ページをご覧ください。条例第 10 条第 3 項第 5 号に専門職大学の前期課程を修了した者を挿入するものであります。

7 ページをご覧ください。この条例の施行日は、平成 31 年 4 月 1 日からであります。以上、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○3 番（森山 宏君） 確認の上で、私自身がちょっとわからないものですから、確認の意味で質問します。

今、担当課長が言われた前期課程を修了した者、これは前期課程修了者とか修士とか博士とかの免状が発行されるのでしょうか。

○保健福祉課長（白川一雄君） はい、そのとおりでございまして、通常大学の場合は 4 年ですが、先ほど申しましたとおり、前期と後期が分かれることも可能ということで、前期に 2 年ないし 3 年で卒業される方もおられるということで、前期を終了して、卒業されたかたには短期大学博士相当の学士が授与されるということで、そのかたについても、放課後児童支援員になれるという規定を設けないとできませんので、その改正が必要になったということでございます。

○議長（倉本 豊君） 他にありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 7 号、「湯前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（倉本 豊君） 起立全員、したがって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 3、議案第 8 号 湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第3、議案第8号、「湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（鶴田正巳君） 議案第8号について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、上位法令の公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の改正にかかる所要の改正が必要となったため、条例を改正するものです。

詳細は課長に説明させます。よろしくお願ひいたします。

○建設水道課長（皆越克己君） 議案第8号、湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明します。

議案書10ページの別記をご覧ください。公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則について条ズレが発生しております。このため本町住宅管理条例中の当該条の引用箇所について、条ズレに伴う改正が必要となりました。別記のとおり5つの条例を改める条例改正になります。

今回改正の大元は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第7次一括法により公営住宅法について改正が行われました。この改正に関し必要な政省令の規定を改正するため一部改正する政令が公布されました。このため住宅管理条例で引用されている部分の条ズレの改正になります。附則として、この条例は、公布の日から施行する。としています。

以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号、「湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（倉本 豊君） 起立全員、したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4、議案第9号 町道路線の認定について

○議長（倉本 豊君） 日程第4、議案第9号、「町道路線の認定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（鶴田正巳君） 議案第9号について、提案理由の説明を申し上げます。

町道の路線として2つの道路を町道と認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については課長に説明させます。よろしくお願いたします。

○建設水道課長（皆越克己君） 議案第9号、町道路線の認定についてご説明申し上げます。議案説明資料も同時にご覧いただきたいと思ひます。

1ページになります。位地図になります。整理番号125、路線名、上京手田上線、起点及び終点につきましては、上段が起点、下段が終点になります。延長が456.5メートルです。この路線につきましては、野中田地区の中溝にかかります橋梁から田上地区の上溝までの路線を町道へ移管するというございます。

また、整理番号126、路線名中園藤木線につきましては、先に協議をお願いいたしました県道錦湯前線の町道移管に伴う町道認定となります。延長が1,323.0メートルになります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○1番（遠坂道太君） ちょっと私も疑問に、わからなかったものですから、整理番号125の路線につきまして、なぜ町道にしたのか、その理由だけ聞かせてください。

○建設水道課長（皆越克己君） これにつきましては、順次農道等につきまして、町道に規格に合うものにつきましては、順次計画的に取り組んで行っておりまして、今回はこの路線につきまして、台帳整備する調査等を行い、その準備が整いましたので、今回、町道認定のお願いをすところございます。

○1番（遠坂道太君） わかりました。農道から町道に格上げというふうに理解したらよろしいのですかね。その中で他に地図を見てどれ町道かわからない点があるものござから、それがまた、どれがこの縦線の路線がどれが町道なのか、今度、黒木さんのところから中札さんのところが一つと、他にはあるんですか、町道。

○建設水道課長（皆越克己君） 今回お示ししております資料につきましては、当然、今回該当する路線のみでありますけれども、町道自体、もちろん農道につきましても、管内一覧図のなかでですね、それぞれの農道町道等の区分で落とし込んでありますので、議員、必要でしたら一覧表で資料として渡したいと思ひます。

○4番（黒木龍次君） 農道から町道へ認定する、格上げすると、交付税の対象で若干違ってくると思ひますが、私が一番危惧するのはですね、要するに補助整備をする時に

農家の方々の共同利用によって、道路というのはできているわけでございます。

それを町道に格上げするというふうなことになりますと、営農耕作上、ここに車を止めて、今まで作業をやっていた人達が、町道だから通行の邪魔になるから、どこかに退けるというふうなトラブルが生じないとも限らないかというふうに思いますので、そこは何らかの配慮をお願いしたいと思います。

○建設水道課長（皆越克己君） 一応、道路認定上、農道から町道に認定するものでありますけれども、実態といたしまして認定後規制をすとか、その農作業ではなくて、一般的な町道としての規制等々をかけるということではありませんし、そのあたりについてはですね、特別に何らかの措置はしないが、町道として普通に従来どおりの利用する分については何ら支障は無いかなと思っているところでございます。

○4番（黒木龍次君） 是非ですね、そういうトラブルが生じないように格段の配慮をお願いします。

○7番（高橋一雄君） 町道認定で、交付税措置が増えるということを先輩議員が何回も発言されていましたが、今回のこの町道認定によって、平成31年度の交付税措置上がるとすればどれくらい上がる見込みとお考えですか。

○建設水道課長（皆越克己君） 申し訳ありません。その点につきましては、概算として、資料で金額的なものは算出しておりませんが、規定上は農道から町道へと上がると、基準日以降の交付税算定措置には、算入されるというふうなことは思っておりますけれども、今計算でいくらですという見込みは資料としては、持ち合わせておりませんので、また調べさせていただきたいと思います。

○建設水道課長（皆越克己君） すいません。目安としてですけど、1キロメートル当たりといいますか、キロ70万円という概算値になるということで、今回が456メートルということであれば、その半分程度の概算値になるということで、平成32年度以降の算入見込みということでもあります。

○7番（高橋一雄君） 旧県道が新しく中園藤木線に町道としてなるわけですね。そうすると、県と入れ替える東方線はまだ町道のまま、だから新年度は東方線の交付税措置と、新しい中園藤木線の交付税措置のダブルでいただけると考えていいのですか。

○建設水道課長（皆越克己君） 今回の県道錦湯前線につきましては、町道認定としてお願いするわけですけど、まだ当面の間、町と県のダブルという認定の形になっておまして、従来どおり交付税関係の措置でいいますと、従来どおりのまま、県道については県、東方線については町道のままなので、町道としての管理という形で、今回につきましては、当面の間、二重でありますけれども、管理については、県道錦湯前線につき熊本県のほうでやってもらうというかたちになります。

当面といいますのは、熊本県のほうが、県道錦湯前線をはずすという告示を終わった

時点までが、県のほうで管理していただきまして、それ以降が町のほうで管理するという形になります。期間的には2年か3年になろうかとおもっております。

○議長（倉本 豊君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時32分

再開 午前10時34分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩終わり、会議を開きます。

○建設水道課長（皆越克己君） すいません。先ほどの町道認定後の交付税関係等につきましては、当面の間まだ従来どおりで、県道錦湯前線につきましては、県の管理ですので、県道のまま、従来どおり東方線につきましては町道認定のままですので町の管理、交付税関係もそのままという形になります。

○4番（黒木龍次君） えーとですね、今、上がっている東方線と県道錦湯前線、これの移管についてはやぶさかではございません。それは県のほうも必要ということで申請がなされているものと理解します。

なにせ、県道錦湯前線がなかなかうまくいかないということで、付け替えがなされるものと理解しますが、町として東方線に投資した経費、これは相当な経費かかっているものと理解しております。それでそれに見合った経費を、県道錦湯前線についても投資していただいて、改良できる部分につきましては、改良をしていただくというのが当面の筋ではなかろうかというふうに私どもは考えます。そのところも配慮をお願いしたいと思います。

○建設水道課長（皆越克己君） 具体的な実施箇所等につきましては、また、今後、協議を重ねていくことになろうかと思っております。そんな中で本町の要望はお伝えして、なるだけ住民の方の要望に答えして、努力はして参りたいと思っておりますのでございます。

○4番（黒木龍次君） 是非、そういう方向性を持って、協議をしていただきますよう、お願いいたします。

○町長（鶴田正巳君） この道路の移管につきましては、球磨盆地の南部の交通体系をどう整備していくかという、球磨郡人吉の交通体系の中でたいへん重要な箇所であるということでございます。

ただいま、黒木議員からご指摘がございましたように、これまで町が整備をしてきた分についての思い入れもございますし、そういう予算的のこともあったことでもあります。この県道につきまして町に移管されることになるという、そのことをしっかりと担当課も受け止めながら話をしているところでございまして、具体的にどこがどうなります

というお話は今できないところはありますけれども、そのことは、県のほうにもしっかりと伝えていきますし、今後もそのことは申し上げていかなければならないということでございます。

ただ、今回、認定をいただくということになれば、球磨南部の道路整備のほうが進んでいくのかなという思いがございますので、今、議員ご指摘の点については、担当課のほうにもしっかりと受け止めておくようにということで、話をしているところでございます。

○5番（味岡 恭君） 先ほどの黒木龍次議員と同じ質問になるかと思いますが、その県道付け替えに関しましては、湯前町民としては、かなり便利になると、全体的にみますと確かに便利になると思いますが、私たち南部地区の生活道路でございます。今、上村地区まで歩道がありますが、それ以降の多良木に向かつての道路、歩道もございません。黒木議員が言いましたように、一部未改良の部分がございます。大変離合がしにくく、普通車離合もできません。大型が通ります。

特にそのような、県に如何にするかということ再度詰めてもらって、今後、責任持って改良していただきますよう要望いたします。

○建設水道課長（皆越克己君） 地元のほうからもですね、要望として上がってきている分もありますし、ただいま、議員ご意見がありましたとおり、町といたしましても、要望につきましては最大限努力して参りたいと思っております。

○5番（味岡 恭君） 現在の県との打ち合わせの中で、現在の見通しはどうなっているのか、県道の改良部分とか、歩道とか、先ほども言いましたけれども、そのへんの今の心積もりといいますか、今の計画はどうなっているのでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） 現状のところ申しますと、想定されるといいますか、要望する部分につきましては県のほうに要望を伝えてあるところであります。

ただ、現状といたしましては、手順的には今回お願いいたします町道路線認定でありますとか、一つ一つ手順を踏んで参りたいと思っておりますので、交渉に入りますときにつきましては、現状として、どうなるというふうな見込みは立てていないといえますか、町として要望をしたいというものにつきましては、また交渉のなかで実現ができるように努力を重ねてまいりたいというふうに思っております。

○5番（味岡 恭君） もし、県のほうで改良工事部分ができない、舗道ができない、何ができない、というときには、町のほうでも今後計画はやっていくという責任はあるのでしょうか、約束はできるのでしょうか、約束といいますか、計画は立てられるのでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） まず、当面はですね、県のほうと具体的に実施する箇所につきましては、重ねてにはなりますけれども、最大限努力して、実現できるように交

渉を進めて参りたいと思っております。

○7番（高橋一雄君） 新しい町道のほうが、交付税措置になるのが2、3年先という答弁でしたが、湯前町ではこの3月議会で町道認定するわけですね、県のほうの仕組みはよくわかりませんが、県議会では、この問題が議題にすらなっていないということですか。

○建設水道課長（皆越克己君） 現状といたしましては、町道認定をいたしまして、町と県との引継ぎ工事を実施する前に協議が行われるわけです。協議が終わった後に、引継ぎ工事等がされるかにまた先ほど申しましたように、2、3年になるかなと思っておりますけれども、それから県のほうは、先ほど申しましたとおり、県道錦湯前線のほうを外すというふうな手順になってまいりますので、その時点で、県のほうでの手続きを具体的にさせていただくという形に、県道から外すという作業ですね、になってくると思います。

県議会での議決というのは、先ほどもうしましたとおり、まだ2、3年先になるのかなど、議決といたしますか、議題として何らかの提案があるのは、この先になるのかなどおもっております。

○7番（高橋一雄君） 熊本県は熊本地震の復行が第一だと私は考えていますが、本来ならばお互いの議会同士で、同じ時期に県道認定はすべきだったと考えます。まあ今回は仕方が無いと思いますが。

○2番（椎葉弘樹君） あのいろいろ質疑が発散しておりますが、町長にお尋ねします。整理の意味でですね、今回県道から町道に移管する話は、県との覚書に基づいて整備箇所を確約した上での締結ということで、今回、町道移管の提案をされていると思います。

だからその町道移管した後は、町が責任をもって対応していく、ていうそれだけだと思うのですがいかがでしょうか。

○町長（鶴田正巳君） 移管した後の管理については、そういうことになっていこうかと思えます。先ほどから議論があっておりますのは、県道を町道にした場合、その道路の整備はどうするのだという議論だと思っております、そのことにつきましては、県と協議の中で、町からの要望も申し上げておりますし、そのことをしっかりやっていただきたいということ。

それから、その後につきましてはですね、町のほうの管理になっていこうかと思えますので、町道での管理、あるいは必要があれば改修ということになるかと思えますけれども、そのへんは移管の後の話ということになるかと思えます。

○2番（椎葉弘樹君） だからあの、建設水道課長がいろいろ努力するとか言われてますけど、やはり認定を受けるまでの期間は努力を本当にされるのか、もう覚書をしてい

るから、その覚書があつて処理を進めていくのか、どちらなのでしょう。

○建設水道課長（皆越克己君） 先ほども申しましたとおり、現場でどうするかという協議につきましてはこれからやるところでありますので、要望について実現できるように、努力をして参りたいと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） その要望というのは、覚書と考えていいのか。

○建設水道課長（皆越克己君） はい。覚書に沿ったところで努力して参りたいと思えます。

○3番（森山 宏君） 何度も言うようですが、味岡議員のほうからもありましたが、2番の椎葉議員からもありましたが、覚書においてはですね、中ごろから先の部分、未改修というのが残って、手付かずの状態の案だったです。

そして、町道東方線は今までの年月と経費をかけております。それが今度の移管することによって2年間でいう時間が決まっていますよね、2年間でいう時間がきまっていれば、逆にその分を県のほうで是非施行してほしい。あれが町道になった場合に、町境のところの離合もできない道というのが問題になってくると思います。町単でするよりも県でやってもらうように、是非、要望してください。

○建設水道課長（皆越克己君） あの、おっしゃるとおり覚書の区間につきましては、先ほど言われました、又五郎橋から先、町境につきましては含まれておりませんので、そういった町としての、覚書以外の要望につきましてはですね、最大限実現できるように努力を重ねて参りたいと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） あの、最大限努力するといわれましても、これまでもたぶんされてきているわけで、もうしっかりと全協で話してその合意した覚書の部分はしっかりと、県と責任を持ってやっていくということを言ってもらえればいいと思うんですよ。

それから、それとプラスアルファで努力目標というよりは、それはもう町に移管した後の話でしっかりと対応していけばいいと思うのですが、そこは明確に答えてもらえませんか、いったりきたりしているの、答弁が。

○議長（倉本 豊君） 暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午前10時50分
再開 午前11時03分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩終わり、会議を開きます。

○建設水道課長（皆越克己君） 錦湯前線の町道移管につきましては、覚書を締結しておりまして、覚書については舗道設置につきましては区間が限られておりますけれども、旧道全線につきましては、植樹帯改良、側溝補修、舗装補修等を実施するというこ

とで、この具体化につきましては、また今後、最大限に努力するというところで思っているところです。それにつきましては、まだ、さらに町としてできないことも、今後、社交金等を利用しましたところで、整備についてまたさらに努力して参りたいというふうなことを思っております。

○議長（倉本 豊君） 以上で質疑を終わります。これから討論をおこないます。討論ありませんか。

○議長（倉本 豊君） 反対者の発言を許します。

○7番（高橋一雄君） 私は先ほど質疑のなかで、しょうがないと発言しましたが、取り消させていただきたいと思います。

現在の錦湯前線については道幅が狭いなど、地元のほうから様々な要望がだされています。これを県議会のほうではまだ、県のほうではここを入れ替えるという東方線に入れ替えることが決定されてないうちに、町道にするということはダメで、県道のうちに県が責任を持って改修をしていただきたいと思います。

このために、この路線認定には反対いたします。

○議長（倉本 豊君） 他に討論ありませんか。

○議長（倉本 豊君） 賛成者の発言を許します。

○2番（椎葉弘樹君） これまでも県道錦湯前線というのは、県と交渉してきてなかなか実現できない部分もありました。今回の県道移管を契機にですね、町道に移管して速やかにそういうところの、不便な場所を改修していくほうが、解決も早いと思いますので、私は賛成討論ということでさせていただきます。

○議長（倉本 豊君） 反対者の発言を許します。

○5番（味岡 恭君） 私たち南部地域の者にとって、県道錦湯前線について、多良木、あさぎり方面に行くときの生活道路であります。あそこは大型も通りますし、離合もできません。そのために不便をしております。まあ、バックをしたり前進をしたりして、待つですね交通の不便さを感じております。

それを理由に反対をいたします。

○議長（倉本 豊君） 賛成者の発言を許します。

○8番（黒木喜巳男君） 県道錦湯前線につきましては、球磨郡の南部の地域の振興と発展をめざして、県道を整備して、交通の体系を作るというものでございます。そして、現在残っております県道錦湯前線につきましては、昔測量設計から済んでしましまして、工事に着工しましたけれども、一部分、今、残っている区間だけが県が用地交渉などの不都合ができてできなくなりました。だから県道が町道になってから、今なら用地交渉が可能になる時代と思っておりますので、町で進めればよいと思っております。

是非、速やかに認定していただきまして、交通の向上にはかかっていただきたいと思います

○議長（倉本 豊君） 他に討論ありませんか。

「ありません」の声あり

これで討論を終わります。

これから、議案第9号、「町道路線の認定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（倉本 豊君） 起立多数。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第10号 平成30年度湯前町一般会計補正予算（13号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第5、議案第10号、「平成30年度湯前町一般会計補正予算（13号）について」を議題といたします。

本案の説明を求めます。

○町長（鶴田 正巳君） 議案第10号、平成30年度湯前町一般会計補正予算（13号）の提案理由を、ご説明申し上げます。

今回の予算につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,864万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億5,703万3,000円とするものです。主な補正につきましては、年度末であり、歳入差出全般にわたり、各事業の実績を見込み、調整をおこなったものです。

また、財源調整を行い、繰越金を確保し基金への積立等を計上したものです。併せて地方債の補正を行うものです。

詳細につきましては、課長に説明させます。よろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 一般会計補正予算（13号）の内容についてご説明いたします。事項別明細書の歳出15ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、人件費を含め全項目にわたり事業が完了し不用額が生じたもの、また、年度末までの事業を見込んで不用額が出るものを更正減額しました。なお、不足が見込まれますものにつきましては、追加計上したものです。それでは主なものにつきましてご説明申し上げます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、給料は副町長不在の期間がございしますので、更正減額いたしました。また使用量及び賃借料の電算機器リース料は、職員用パソコンの利用の数の減により、更正減額いたしました。また採用試験関係の不用額を減額しております。

次に、目3 財政管理費、節2 5 積立金の上から財政調整基金積立金、減債基金積立金、ふるさと創生基金積立金につきましては、利子分を積立金に計上しました。16 ページになります、公共施設等整備基金積立金につきましては、利子分と合わせ2, 014万4, 000円の積立を計上しました。ふるさと応援基金積立金については、平成30年度のふるさと納税の寄附金は3, 200万円と減額修正とし、返礼品等の必要経費を除いた金額1, 499万9, 000円の積立金を計上しました。今年、平成30年度のふるさと納税の寄附金ですが、前年度8, 800万ほどの実績からすると36パーセント大きな落ち込みでございます。総務省の指導による3割以下の規制が大きな要因となっていると考えております。

次に、目5 財産管理費、委託料は、庁舎耐震補強工事設計管理委託料、旧南部保育所改修工事設計監理委託料、入札残による不用額を更正減額しました。

目6、公有林管理費は、事業実績により不用額を更正減額しております。

目7、交通安全対策費でございます。需用費の燃料費、光熱水費は町内の街灯電気料に3月末までに不足額がみこまれますので、12万5, 000円を計上しました。

17ページです。目8、防災諸費、備品購入費の自主防災組織用照明機器等購入費にて、各公民分館25箇所に発電機とLED照明機器を配備しました。入札残による不用額を更正減額しております。

次に、目9 企画調整費は、地域おこし協力隊の応募による採用がなく報酬旅費需用費の費用弁償、需用費の修繕料、車両借上料、それぞれの費目を更正減額しました。また、ふるさと納税が3, 200万円の見込みの修正減額しておりますので、報償費の返礼品、役務費の通信費と運搬費は、委託料のポータルサイト委託料、それぞれの費目を更正減額しました。

18ページです。負担金補助及び交付金は、住宅リフォーム補助金、空き家リフォーム補助金とも実績見込みより更正減額しました。次に、くま川鉄道経営安定化補助金はくま川鉄道の整備として、議案説明資料2ページを同時にお開けください。線路施設関係で、TPC枕木交換、レール交換、軌道整備補修、路線関係で踏切関係です、遮断機取替え、車両関係で重要部検査、エンジンオーバーホールなど総額5, 855万円の施設整備事業を実施し、その費用を次に議案説明資料の3ページになりますが、人口、路線規模、財政規模などで案分して算出した額423万1, 000円を計上しました。

次に、目10 地域活性化事業費は実績によりそれぞれの費目を更正減額しました。なお、負担金補助及び交付金のくまもとメディアコンテンツコミッション協議会負担金は7市町村で連携した取り組みでございますが、今年度は実施がされなかったことから、更正減額しております。

目11 情報通信管理費は、実績によりそれぞれ更正減額しております。

目12地域再生戦略推進費は、地域おこし協力隊の1名の方が、4月末をもって退任され、その後の隊員の就任がなかったことから、報酬、共済費、旅費、隊員住宅料ほかを更正減額しました。

次に、19ページになります。負担金補助及び交付金の湯前町生き残り事業推進連携協議会補助金の実績により、そして地域農産物を活用した特産品・新商品開発支援事業補助金は事業実施要望がなかったため不用額をそれぞれ更正減額しました。

次に、項2徴税费、目1税務総務費、及び目2賦課徴收费は、実績によりそれぞれの項目について、不用額を更正減額しました。

20ページです、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の共済費は、共済費の保険料に窓口対応の嘱託職員のかたの社会保険料に不足が見込まれますので1万1,000円を計上しました。委託料は今年度が住基ネットワークシステム、戸籍総合システム、それぞれの機器を新しく更新する年でありまして、実績によりそれぞれ更正減額しました。負担金補助及び交付金の個人番号カード等関連事務負担金は、通知カードから個人番号カードに申請発行数によって増減するもので、発行数が低かったことにより負担金が減額したことから更正減額しました。なお、歳入により充当する国庫補助金は、併せて減額しております。

次に、項5統計調査非費は、目2指定統計費は実績により不用額を更正減額しております。

款3、民生費、項1社会福祉費。目1社会福祉総務費は、実績によりそれぞれの費目を増額または更正減額しております。21ページです、扶助費の更生医療給付事業扶助費は対象者がおられることから、年度末までの不足額を計上しました。重度心身障がい者医療費助成金は当初見込みよりも申請件数が増加したため不足額を計上しました。その他各扶助費助成金について、今年度の実績見込みによりそれぞれ更正減額しました。繰出金は国民健康保険特別会計繰出金で出産一時金分、国保基盤安定費、国保財政安定化支援事業の対象分をそれぞれ更正減額しております。

目2老人福祉費についても、実績によりそれぞれの費用を増額、または更正減額しております。委託料の在宅老人等短期保護事業委託料は対象者に短期入所の委託料が増がございましたので8万5,000円を計上しております。負担金補助及び交付金の健康管理血圧計購入補助金は3月末までの導入地区17地区の実績を見込み不用額を更正減額しました。

22ページです。扶助費の老人福祉施設入所措置費は養護老人ホーム入所分であり、実績見込みにより更正減額しております。償還金利子及び割引料は平成29年度実績による返還金を計上し、また、繰出金は介護保険特別会計の繰出金を計上しました。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費についても、実績により増額または更正

減額しております。負担金補助及び交付金の延長保育事業補助金、放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金は23ページの放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善等事業補助金は、実績見込み及び国県の補助基準額引き上げに伴う増額分を計上しております。歳入の国庫補助金についても調整して計上しております。

また、保育補助者雇上強化事業補助金、保育体制強化事業補助金、保育園等におけるICT化推進事業補助金は、それぞれ実績により更正減額しました。これは歳入のほうで国県の間接補助事業であるため、国庫補助金から県補助金に組み替えて減額の調整の上、計上しております。

目2児童措置費負担金補助及び交付金の広域入所運営負担金は、各種負担金認定のため、4月に遡及して増額する分で不足額を計上し、また、扶助費の児童手当は実績見込みにより更正減額しました。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は、事業実績見込みにより、それぞれの費目を増額または更正減額しております。扶助費の子ども医療費助成金は、3月までの不足見込み額96万円を計上しました。また、償還金利子及び割引料は、平成29年度実績により返還金を計上しております。

次に、目2予防費は実績によりそれぞれの費目を増額または更正減額しました。24ページです。なお、健康管理システム制度改正対応業務委託料は風疹追加対策の機能を組み込むもので、10万4,000円を計上しました。

次に、款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費の報酬は、最適化推進活動実績に応じた報酬として、農業委員の活動実績により交付されるもので、遊休農地の発生防止や解消などの成果実績により363万9,000円を計上しております。なお、歳入の県支出金に農地利用の最適化交付金の同額を計上しております。

25ページです。目2農業総務費は、実績によりそれぞれの費目を増額または更正減額しておりますけれども、給与費及び職員手当、共済費につきましては、職員の初任給決定、及び昇格運用の誤りによる差額の不足額を計上しました。

目3農業振興費は、実績によりそれぞれの費目を増額または更正減額しました。

26ページです。目4畜産業費は、実績によりそれぞれの費目を増額または更正減額しておりますけれども、負担金補助及び交付金の酪農ヘルパー制度補助金、37万1,000円は、農家利用による3月末までの不足が見込まれること、また、畜産奨励補助金43万2,000円は、農家の畜産連携及び肉用繁殖牛の導入頭数の実績が増えたため不足額を計上しております。

次に、目5農地費の委託料の、植木地区用水路改修工事実施設計業務委託料は入札残によるものでございます。更正減額し、負担金補助及び交付金の県土地改良連合会負担金は、事業費割の特別賦課金でありまして、県営事業蓑谷ため池、仁原用水、植木地区

の特別負担金あわせまして、23万9,000円を計上しております。

次に、県営農村地域防災減債事業負担金は養谷ため池事業の町負担金で、また特定農業用管水路等特別対策事業負担金の仁原地区用水路分の町負担金が確定しましたので計上しております。

27ページでございます。項2林業費、目1林業振興費は実績によりそれぞれの費目を更正減額しておりますけれども、負担金補助及び交付金の、林業・木材産業振興施設等整備事業補助金は、湯前木材事業協同組合、並びに上球磨森林組合の高性能林業機械導入費と品質向上施設整備への町単独の補助金の合計587万円を計上しました。

款6商工費、項1商工費、目2商工振興費の負担金補助及び交付金ですけれども、湯前町小規模事業者持続化補助金は、町内の一つの事業者による事業実施がございました。事業費には商工会を通じた県からの補助金ございましたが、補助残の自己負担金に相当する額の二分の一の町補助金に相当する額12万3,000円を計上しました。

目3観光費は、実績によりそれぞれの費目の更正減額をおこなっております。委託料の湯前駅周辺整備工事設計管理委託料及び、水車・からくり小屋解体工事設計委託料は、入札残による不用額をそれぞれ更正減額しております。

28ページです。款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、実績によりそれぞれの費目の更正減額をおこなっておりますけれども、負担金補助及び交付金の、国費事業費補助金は、県道幸野染田線と西の園中里線の改良事業に伴う負担金を計上しております。また、耐震診断等補助金は、我が家の耐震診断をされた方がおられませんでしたので、歳入の県補助金にまわして更正減額しております。

次に、項2道路橋梁費、目1道路維持費の委託料で、橋梁補修詳細設計業務委託料は入札残による減額でございます。小口橋補修設計でございます。歳入のほうで、水上村、多良木町の負担分担金を併せて減額し、地方債の道路整備債も減額しております。

項3河川費、目1河川総務費は、浅牧谷川沈砂地工事に伴う登記委託料で実績により不用額を更正減額しております。

次に29ページです。項4都市計画費、目1公共下水道費、下水道会計の特別繰出金は下水道事業の起債事業が少額となったため、起債をせずに一般財源で対応することとなったことから183万1,000円を計上しました。

項5住宅費、目1住宅管理費は、実績により不用額をそれぞれ更正減額しました。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費は、県防災消防ヘリコプター運航連絡協議会負担金の確定により、1万円の不足が見込まれますので計上しました。

目2非常備消防費は、消防団員年報酬など更正減額を行い、旅費の特別旅費は、10月に富山県で行われた全国消防操法大会の旅費、また、委託料では富山県までのポンプ自動車運搬費用で実績により更正減額しました。

目3 消防施設費は、補償補填及び賠償金は野中田地区における上水道敷設工事に伴い1カ所の消火栓設置が必要となったため、負担金63万7,000円を計上しました。

30ページです。款9 教育費、項1 教育総務費、目1 教育委員会費は及び目2 事務局費は、事業実績により不用額をそれぞれ更正減額しました。なお、負担金補助及び交付金は、平成30年9月から自治体国際化協会のALT派遣から民間の英語指導助手契約に切り替えたため、負担金が不要となったため更正減額したものでございます。

項2 小学校費、目1 学校管理費の共済費及び賃金は、支援員の小・中学校間の異動により、免許保有者の人数が増えたことに伴い、3月末までの不足額を計上しました。その他の項目は事業実績により不用額を更正減額しております。

次に、31ページです。目2 教育振興費は扶助費で、学用品費補助、給食費補助、修学旅行費補助とも実績により不用額をそれぞれ更正減額しております。

項3 中学校費、目1 学校管理費は、先ほど小学校費で説明しましたところでございますが、支援員の小・中学校間の異動により、免許保有者の人数が減ったことに伴い、不用額を更正減額し、その他実績に伴いそれぞれの不用額を更正減額しました。

なお、使用料及び賃借料でICT関連機器等使用量は、当初予算で中学校のパソコン教室のタブレット機器をリースで考えておりましたが、電源地域交付金を活用した一括購入に変更し対応できたため、使用料をそのまま更正減額しました。

目2 教育振興費は、扶助費で学用品費補助、給食費補助、修学旅行費補助とも実績により不用額をそれぞれ更正減額しております。

次に32ページでございます。項4 社会教育費、目2 公民館費は、委託料を中央公民館清掃委託料の3月までの不足額が見込まれることから、6万7,000円を計上しました。また、中央公民館改修工事設計業務委託料は国の町並み景観整備事業の補助事業の配分見直しにより、今年度は実施しなかったもので、1,000万円を更正減額しました。併せて歳入の土木費国庫補助金を減額の上、調整して計上しております。

目3 文化財保護費委託料は、御大師堂周辺整備に係わる埋蔵文化財包蔵地の調査委託料で、実績により不用額を更正減額しました。

目4 美術館費は、事業実績によりそれぞれ更正減額しておりますが、委託料において当初予算で国の地域創世推進交付金事業を活用した美術館特別展事業委託料、まんが美術館グッズ作成委託料を計上しておりましたが、補助対象外との協議がなされたため564万円の更正減額をしました。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費、負担金補助及び交付金は当初予算においてB&G財団が障害者の子供たち向けのウォーターマットなどの機材を配備し、本町に配備するための町負担金22万円を予定しておりましたが、B&G財団の体験格差解消事業としての取り扱いに変更され、海洋クラブに補助することになりましたので、B&G活

動器財追加配備補助金の22万円を減額して、社会体育補助金に金額変更の上、14万円を計上しました。

また、社会体育活動全国大会等出場補助金は弓道競技の全国大会出場の補助金を、先の12月議会で補正の上、議決いただきましたが、別途県からの補助金が支給されることが判明しましたことから、減額いたしました。

目2体育施設費は、先の9月定例会で議決いただいておりますけれども、小学校における運動部活動の社会体育に移行する準備事務に携わっていただくための、嘱託職員に対する雇用の経費でしたが、12月に正規職員の採用を行い、その業務を担当することで、嘱託職員の雇用の必要がなくなったということで、報酬他それぞれの費目を更正減額しております。

33ページになります。目3給食費になります。実績により不用額を更正減額しました。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農地災害復旧費について、農地と農業用水路、道路工事の各設計業務委託料、工事請負費につきまして、それぞれ入札残の不用額を更正減額しました。

34ページです。款11公債費、項1公債費、目1元金は、平成19年度に借りました臨時財政対策債を1億212万4,000円を借入れ、変動利率を採択しておりますが10年経過しましたので、借入れ率の見直しをされて、1.3パーセントから0.01パーセントとなっています。ですが元利金等支払いですので利子分の支払額が減少し、元金支払いが増加の上調整され62万1,000円を計上しました。

目2利子は、当初予算で新規借入分については、利子を1パーセントで見込んでいましたが、実績の利率が0.01から0.3パーセントでございましたので、その不用額を更正減額しております。

次に、9ページに戻っていただきたいと思えます。歳入についてご説明いたします。歳入につきましては歳出の事業の変更に伴いそれぞれの財源となる歳入の調整を行い計上しました。

款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税は今回の補正予算の財源の分の調整として、2,854万3,000円の普通交付税を計上しました。

款11分担金及び負担金、項2分担金、目1農林水産事業分担金は、歳出の款10災害復旧費の潮山農地災害復旧事業分担金の国庫補助率が増額での査定をされていますので、農地所有者の分担金78万6,000円を減額できております。

項2負担金の目1民生費負担金は保育所広域入所児童保護者負担金他実績に伴う増額を計上しました。

款13国庫支出金、項1国庫負担金は、目1民生費国庫負担金つてですけれども、国

の負担金決定見込み額に伴い増額または更正減額した金額を計上しております。

10ページでございますが、款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、地方創生推進交付金になりますけれども、歳出における企画調整費と美術館費のソフト事業における交付金の額の確定に伴い計上しております。

目7農林水産業費国庫補助金は、農地・農業用施設災害復旧事業費国庫補助金についてですが、潮山農地災害、大谷排水路、上溝災害の増額分を計上しております。

11ページから13ページになりますが、款14県支出金の県負担金、県補助金、県委託金のそれぞれの項目は、平成29年度の事業実績に応じまして各補助金等の交付決定見込みを調整した金額にて更正して計上しております。

13ページでございます。款15財産収入、目2利子及び配当金は、各種基金の利子を計上し、上球磨森林組合から222万2,000円、球磨プレカット株式会社から157万9,000円の配当金をいただいておりますので計上しました。

款16寄附金は、一般寄附金は歳出のほうで説明しましたが今年度よりふるさと納税の寄附金の伸びが見込めず、5,000万円を3,200万円に下方修正するものでありまして、1,800万円を更正減額しました。

款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は当初予算で計上していた繰入金4,000万円を、財政調整し更正減額しました。また、ふるさと応援基金繰入金は、平成30年度の若者向け住宅建設など、充当事業の実績見込みにより920万5,000円の更正減額をおこないました。

14ページをご覧ください。款18繰越金は今回の補正財源として繰越金を計上しております。

款20町債、目1の総務債の、臨時財政対策債は7,217万3,000円としていましたが、許可額が7,097万5,000円と決定されましたので、119万8,000円を更正減額しております。また、歳出での事業費の確定見込みにより、道路整備債、駅周辺整備事業債を更正して計上しております。

次に、6ページをご覧くださいと思います、表2、地方債の補正です、変更でございますが、歳入で説明しました、町債借入額の変更に伴い限度額を変更するものでございます。

17ページ以降に給与費明細書をつけております。以上説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 13ページの利子及び配当金について伺います。果実運用型である地域福祉基金と人材育成基金は計上されていますが、中山間ふるさと水と土保全基金の利子分が計上されていません。この時点で計上されていない理由をお伺いします。

○総務課長（高橋 誠君） 今、言われた基金の利子については、当初予算で存目計上

しておりますけれども、その存目の金額まで至ってないところで、ということでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 平成29年の実績では、1万4,169円でした。平成30年度は1,000円未満ということによろしいでしょうか。

○議長（倉本 豊君） 椎葉議員、答弁を後にまわして、次の質問に入ってよろしいですか。

○2番（椎葉弘樹君） はい。

○2番（椎葉弘樹君） 同じく、定額運用基金の中の奨学金・入学準備金の貸付基金の利子というのがここに計上されていません。同類の土地開発基金の利子については上がっているものですから、これについても確認したいと思います。

○議長（倉本 豊君） この件につきましても、後から答弁をいただくということですよ。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） お伺いいたします。防犯カメラの設置工事がですね17ページの交通安全対策費のほうで計上されていますけれども、200万円が減額になっております、もともとの金額からすると半分くらいしか使っていないのかなと思っておりますけれども、設置箇所が減ったのか、内容を変えられたのかそのへんの答弁を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） 当初予算のほうで、防犯カメラのほう上げさせていただきました、ふるさと納税の寄附金を活用する事業となります。設置台数としては当初目的とした台数よりも減りまして、減ったところで考えまして、小学校、中学校、駅前の駐輪場、この3カ所の設置をおこないました。そのほか教育費のほうで2カ所、城泉寺、八勝寺この2カ所、合計しますと5カ所の防犯カメラの設置をしておるところでございます。

○6番（金子光喜君） もともと10基くらいの予定で計画されていたと思いますけれども、減った理由をお願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 防犯カメラについては、設置したほうが良いというご意見と、LEDの防犯灯そちらのほうを重視するということで、われわれも考えまして、LEDの防犯灯そちらのほうで明るさを大事にしたところの防犯を意識したところで、まずは重要箇所の防犯カメラについてだけを今年度設置させていただいた、今後についての防犯カメラの設置については未定でございます。

○6番（金子光喜君） 防犯カメラについては、様々なご意見があるかと思っておりますけれども、多良木警察署とかのご意見を伺うと、様々な犯罪の解決に結びつけてきた経緯を考えれば、もしよければ設置していただければいいのかなという話が前回もあっており

ましたので、今回は見送られたにしても、町の安全という部分に関しましては効果があると思いますので、再度ご検討をいただくことは必要かなと思いますので申し延べさせていただきますと思います。以上です。

○議長（倉本 豊君） 他にありませんか。

○5番（味岡 恭君） 33ページですね、給食費の光熱費がございますが、減額90万円されております、平成29年度の決算は430万円程度、今年度の予算が450万円程度でございました。決算見込みがだいたい360万円程度になるのじゃなかろうかと思いますが、なぜそのように安くなったのか、LEDに切り替えられたのか何か理由はあるのでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） 主な理由といたしましては、電力会社の変更を行いました。民間の九州電力ではなく、民間の会社に切り替えまして、これだけの実績があがっています。

○5番（味岡 恭君） そうしたら平成31年度も安い会社との契約になるのでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） 教育委員会のほうではですね、給食センターだけでなく、小・中学校も切り替えて、包括的に考えているところでございます。

しかし、役場庁舎はいろんな面で別の会社からもいろんな引き合いがあっております、そういったところで、総務課と協議しまして、新年度はまた別の全体的は方向で協議をすすめていく方向で協議しております。

○5番（味岡 恭君） 湯前町の予算も非常に厳しくなっております。その関係でやはりそういうところも、少しでも追求していただければいいかと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 電気料については、給食費だけでもこれだけの効果があるところがございますので、また電力会社、電気会社ですか、その競争もさせていただきながら、まだまだ減額できる余裕があるのかなと思っておりますので、これも行財政改革計画の中にも盛り込んで、今後3年間のうち、そういった取り組みを積極的にさせていただきたいなと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○9番（山下 力君） 27ページの負担金補助及び交付金のところで、林業・木材産業振興施設等整備事業補助金のところの、587万円これは上球磨森林組合と湯前木材事業協同組合の補助金だろうと思います。まあそのうちの湯前木材事業協同組合のほうについて、3点ほどお尋ねをしたいと思います。

まず、1点めは、湯前木材事業協同組合は設立のときから、共販事業を目的として設立をした組合というふうに理解しております。今回、高性能の機械を導入いたしまして、素材生産事業に取り組むということだろうと思います。いわゆる、組合の設立の目

的事业の目的等々で新たに素材生産事業を展開することになりましたけれども、いわゆる中小企業等協同組合法をクリアしているのか、いわゆるこの素材生産事業に含みますということを、総会等で議決承認等を得られているのかお聞かせいただきたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 議員おっしゃられたとおり、湯前木材事業協同組合につきましては、中小企業等協同組合法により事業をおこなうというふうになっております。この中小企業等協同組合法の第9条の2に、事業協同組合、事業協同小組合のできる事業は次のとおりとなっております、この中で、生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査、その他組合員の事業に関する事業となっております。湯前木材事業協同組合の定款の中に事業のなかに組合員のためにする、流木の購入、素材の生産販売となっております、中小企業協同組合法に資する事業ということは、書いてあるということでございます。

○9番（山下 力君） ということは、総会等で議決承認されておるということで、法律はクリアしておるということですね。確認をいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 今、議員おっしゃられたとおりでございます。

○9番（山下 力君） じゃあ分かりました。2点目に、全協等で今まで発言をしておりますけれども、この湯前木材事業協同組合に対して、今回高性能の機械を導入されます。いわゆるこの補助金適正化法案等々がありますんで、これにしっかりまもっていただくように、担当として組合のほうに文書等で丁寧な説明をしていただきたいというふうに思います。町長そのように組合のためにこういう発言をしますけれども、しっかりと担当のほうにですね説明するように指示をしていただきたいというふうに思いますけれども、町長の見解をお聞かせください。

○町長（鶴田 正巳君） 今回のこの補助につきましても、これまでご審議をしていただきました。補助金の適正化ということでしっかり厳守するよというご意見をいただいております。まさにそのとおりでございます、補助金によりまして、事業が円滑にいくことと、それから適正に活用ができることを、担当課を通じましてしっかりと伝えるようにしたいと思います。

○9番（山下 力君） まあ、そのようにお願いをしておきたいと思います。3点目ですね、これは、これからの検討していただきたいなということでございますけれども、今回湯前木材事業協同組合に5パーセントの補助率で補助金を出すわけですが、湯前町が出資しております球磨プレカット株式会社、上球磨森林組森林組合、等々に、今、水上村と湯前町が、今、補助金を出しておりますが、そういう2つの会社が出資しておる会社、そして、先ほど補正にも出ておりますけれども、配当金をいただいておりますと、この湯前木材協同組合は現在組合員が40事業者、その内町内は17業者、

あと23業者は町外であります。ただ湯前町に工場があるということだけで、湯前町が5パーセントの補助を出すのは、私は理解できませんし、もう少し下げているのではないかと考えています。この考えを町民のほうにも、詳しい方に尋ねてみますと、自分も納得しないがという意見も聞いております。ですから町の財政も厳しいですし、それから施設の更新等々もたくさんあります。ですから担当課と財政課等々で調査をしながら検討をしていただきたい。

今後、湯前木材協同組合は平成32年度くらいから製材所の建設等々加工施設の整備をする計上もありますので、相当な補助金が必要になると思います。ですからしっかりと調査をされて、検討をしていただくようお願いをしたいと思います。町長の見解をお聞かせください。

○町長（鶴田正巳君） 確かに出資しておる組織と、そうでない組織があります。そういう組織との違いが事業規模による補助金の額の等々、今後、町の事業等々との兼ね合いも出てこようかと思えます。当然のことながら、財政部局と担当課との協議が必要かと思えます。今回お認めいただくとすれば、この金額であるから次もそうなんだ、というようなことではなく、その都度その都度の協議が必要となつてこようかと思えます。

これは事業規模にもよります違ってくると思えますので、担当課、それから財政としては、そういう認識で今後あたっていかなければならないと思えます。話を今おっしゃられたとおりでございますので、そういう方向性なり約束事を、今後、また、協議ということになるかと思えます。

○9番（山下 力君） この意見は私個人の意見であり、こうせろとは言っておりませんので、しっかりと検討をしていただきたい。そして町の財政に不利益が出ないように、そういった補助を出すような、そういった仕組みをお願いします。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（高橋一雄君） 年度末で5,864万円更正減額されております、これは歳入のほうもそれだけ減っています。その中であって、年度末に地方交付税が1,854万3,000円入っています。これは単年度主義ですから、使い切るという方針ではないといけないと思いますが、今回の補正でなんに使われたのかが見えないので、説明をお願いします。

○総務課長（高橋 誠君） 地方交付税につきましては、補正予算等で2,800万円上げておりますけれども、交付確定額に応じたところで、この補正は出たところでございまして、今回のこの補正で調整させていただきたい、当初予算に上げていた財政調整基金からの繰入金、これを無くして元に戻したところで調整させていただいたところでございます。あと歳出につきましては、使い切るということではなく、各課、各担当職員が、それぞれ意識をもって減額して予算の使用のほうを考えて使い切った。私はそ

ういうふうを考えております。

○議長（倉本 豊君） ここで昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩終わり、会議を開きます。

ただ今、議案第10号平成30年度湯前町一般会計補正予算（13号）についての質疑の途中です。発言を許します。

○6番（金子光喜君） 21ページになります。老人福祉費ですね、健康管理血压計購入が予定されておりまして、当初予算では500万円程度組んであったのですが、不用額が半分以上出ている。購入が少なかったのか、先ほどの説明では17地区ということでしたけども、減額された理由を教えてください。

○保健福祉課長（白川一雄君） いま現在、通いの場ということで100歳体操を実施していただいている分館が19分館ございます。

健康血压計の購入につきましては、ふるさと納税を財源として購入することになっておりまして、平成30年度には500万円ということで、財源が最初に決まっていたところでございます。保健センターの玄関に置いておりますような、血压計と全く同じようなものを置くようにしまして、血压計とそれを乗せるテーブルとイスもセットになったものでございます。

これにつきましては、定価が39万4,000円するところでしたが、一緒に購入するということでですね見積もりを取りましたところ、12万9,600円まで下がりまして、同時期に入れるということで、そういったところで単価が大幅に下がったというところで、19分館のうち2分館はうちの分館にはありませんと言われたので、残りの17分館すべての分館に整備した上で、財源が残ったというところでございます。

○6番（金子光喜君） 将来的にはできれば全分館で、100歳体操の取り組みとか、健康づくりの拠点としての活用を求めるわけでありませけれども、そういう場合、また、追加でお願いされた場合対応できるか確認してよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（白川一雄君） 地区の公民分館数は、24分館が建物としてございます。これにつきましては、今19されておりますのであと5分館があるところがございます。まだ未実施の地区におきまして、他の地区の活動内容を紹介しながら、できるだけ取り組んでいただくよう推進はしております。

始めていただきますと、もちろん血压計を置いてですね、他の分館でもしております

ように、介護予防拠点の施設として、空調の整備、手すり、スロープ等を希望に応じて整備するようしております。

ただ、個数が少なくなりますとこういうふうに値段が大幅に下がるかどうかわかりませんが、これにつきましては、財源を確保しながら進めていきたいと思っております。

○6番（金子光喜君） 高齢の方の健康のコントロールといたしますか、ご自身のセルフメディケーションにつきましては血圧に関しては、かなり重要なものになっております。個人で買われている方もいらっしゃると思いますけれども、集まられた皆さんで血圧のはなしをするなど健康に関しての話題づくりにも必要な部分になってくると思いますので、しっかりした対応をお願いしたいと思っております。

○7番（高橋一雄君） 31ページの教育振興費等について伺います。本町では12月補正で、入学祝い金を所得確定後ではなくて、入学前に支給するというのを確定しましたが、余っているのは支給が済んだけど余っているのですか。

○教育課長（北崎真介君） 前回、補正をお願いした件につきましては、ただいま2月の教育委員会の定例で承認いただいて、ただいま支払いに向けて準備をしているところでございます。予算に対しては、あくまで概算で計上しております、実際の認定数が実績を上回っておりますので、その分の更正減額ということでございます。

○7番（高橋一雄君） 本町では文科省のほうで、単価を引き上げた時に連動して引き上げたと思いますが、現在、国会で審議中の新年度予算案の中で、文科省は要保護世帯の単価引き上げを計上しています。内容は制服代やランドセルを支援する入学準備金、小・中学校修学旅行費、中学校、卒業アルバム代小中、となっております。

まだ国の予算は決定されていないところですが、これは新年度の予算でありますから、入学準備金に反映させるべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） まず、平成30年度予算で支払うものでございますので、平成30年度の金額で支給するというので、前倒しした分も行う予定であります。

ただ、新年度になりましてその差額をどうするか、といたしますのは我々まだ検討が必要かというところで、文科省とか県とかに相談をしながら考えていきたいと思っております。

○7番（高橋一雄君） 文科省の引き上げた金額を申しますと、入学準備金小学校が、従来4万600円であったものを、5万600円に引き上げる。中学校は4万7,400円であったものを5万7,400円に引き上げる。1万円引き上げるわけです。そして本町が行っている準要保護世帯の財源は地方交付税措置されていることは、新年度予算が決まれば、単価基準が引き上げられているということで、町のほうの地方交付税にも入ってくるのだと思います。これは前倒し支給が終わったから済んだという話ではなくて、やはり、是非、国の単価引き上げを反映して、本町でも準要保護世帯への入学祝い

金を検討していただきたいと思いますが、当然、検討すべきではないでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） はい、実際、平成30年度支給した分につきましては、それに交付税措置はされるということでもあります。ただ、新年度になって1万円に対しての差額の交付税措置があるかということは確認してみないとわかりません。それを含めたところで相談検討なりをやってすすめていきたいと考えております。

○議長（倉本 豊君） 他にありませんか。

○1番（遠坂道太君） 27ページですね、林業振興費の中で、負担金補助及び交付金の中で、有害鳥獣捕獲補助金ですけれども、平成30年度予算が880万円で、ここで56万5,000円と減額になっているのはなぜでしょう。

○農林振興課長（稲森一彦君） この分につきましては、鳥獣害捕獲補助金が、鹿、猪、猿の捕獲に関する補助金でございまして、現在までの捕獲頭数、そして今後の見込みをいたしまして、その不用額がでるところでの減額となっております。

○1番（遠坂道太君） 3月一杯の部分までは財源としてあるんでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 見込みでありますけれども、その分十分見込んでありますので、最終的には不用額というのが出ると思いますが、それを見込したところでの更正減額ということにしております。

○1番（遠坂道太君） はい、わかりました。次の23ページですけれども、保健衛生総務費の中で、扶助費で不妊治療費助成金ですが70万減額で、これ実績あったのか教えてください。

○保健福祉課長（白川一雄君） これにつきましては、平成30年度の新規事業ということで、子育て支援の一環で子供を産みやすい環境を作ろうということで不妊治療費助成制度を始めたところでございます。

これにつきましては、平成30年度は実際の申請等の実績はなかったということでございます。ただ、現在のところ相談が1件きておりますので平成31年度も引き続きそういう申請に備えての予算確保はしておるところでございます。

○1番（遠坂道太君） はい、まあ一応平成30年度は実績なかったけれども、平成31年度もしかするとあるということですね、やはり町民の方にわかりやすいようなパンフレットあたりを作られると啓蒙しやすいのではなかろうかと思っておりますのでそのへんよろしくをお願いします。

○2番（椎葉弘樹君） 16ページの公共施設等整備基金積立金についてお伺いします。今回2,014万4,000円を積立られています。平成29年度が約25万円ということですので、そこで総務課長のほうにお伺いします。このペースでこの基金というのは足りるのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 今回のペースではまだまだ足りない基金の積立ペースだと

思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 昨年の決算時におきまして、総務課長の答弁を参考にしますと、平成30年度も含めて財政シミュレーションをして、計画的な積立額をお示しできるように努力したいとのことでした。この計画的な積立額というのは出されていますでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 積立金については、日々、歳入歳出、補正予算も含めて精査してきているところでございますが、今回の補正額で2千万程。来年度もこの2,000万円を基準として積立をしていきたいと思っておりますけれども、それ以上の上回る基金に努めたいと考えております。

○2番（椎葉弘樹君） 2,000万円だと今の答弁では足りるという印象を受けたんですけど、実際のところいくらか積立していけば計画どおり進めることができるのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） その付近の詳細なシミュレーションはまだ行っていないというのが正直なところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 町長に伺います。同じく決算の時に、町長の答弁は計画的な積立をすべきだという質疑に対して、状況の指示配慮が足りなかった、ということで答弁されています。それを受けて半年たって平成30年度の積立、これは担当課ではまだシミュレーションができていないということでした。指示というのは行われていないのでしょうか。

○町長（鶴田正巳君） その適正な金額がいくらなのかというようなことを含めて、その積立できることがどういうところからの資金を元に積立てるのかというようなことは、当然協議をいたしておりますけれども、倫理的なものであったり、計画変更であったり様々な要因がからんでくる場所であると思っております。そういったところを見越ながらのことなわけですけど、そのへんのしっかりしたことはまだ計画はできていないということではないかと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） これは湯楽里の大改修と同じで、早め早めに計画を立ててシミュレーションもしっかりやっていかなくてはならない事案かと思っております。以前、白川総務課長時代に40年間で346億円、それを65パーセント圧縮しても125億円くらいかかるのではないかと試算もされているので、是非、早急な検討をお願いしたいのですが、総務課長いかがでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 財政担当の係長とも相談しながら、早急にシミュレーションしながらすすめていきたいと考えております。

○議長（倉本 豊君） 他にありませんか。

○5番（味岡 恭君） 24ページの予防費、委託料の成人肺炎球菌予防接種委託料、

当初予算が336万円程度あったかと思いますが、170万円程度の減額になっておりますが、なぜなのか、受診者が少なかったのか、その理由をお尋ねします。

○保健福祉課長（白川一雄君） 成人肺炎球菌予防接種につきましては、平成26年度からですね65歳到達時と65歳以上の方で5歳刻みですね、70、75、80というように5歳刻みの方を対象として接種を行ってきたところです。

これにつきましては対象のかたに案内を送りまして、病院への案内をしているところですが、今回、平成30年度で5年間の過ぎまして、一回りしたところでございます。実際のところは6割ほど接種が終わっていないというところで、本来は平成30年度で終わるところでございましたが、国もまだ接種をされているのでない方が相当いるというところで、平成31年度からまた新たに5年間かけて、まだされていない方対象として延長がされたところであり、本町としても本人への通知を含めて推進をしていきたいと思っております。

○5番（味岡 恭君） 受けなかったことにより、どういう障害がでてくるのでしょうか、お尋ねします。

○保健福祉課長（白川一雄君） 高齢者になりますといろいろ入院の原因が様々でございますが、最終的に死亡の原因の大きな原因に肺炎があるということで、こういう肺炎予防を、今、強力にしているところでございます。もちろん予防接種をしていることで、少しでも肺炎にかかりにくいということの推進でございますので、65歳以上の高齢者を中心にして推進をしておるところでございます。本人のためでございます。

○5番（味岡 恭君） 先ほども、個人向けに手紙等でお知らせをしているということですがございますが、そのへんも周知して完全なる100パーセントの受診ができるように、推進をしていただきたいと思っておりますが、今後の対策はどうお考えかお尋ねします。

○保健福祉課長（白川一雄君） 先ほども申しましたように、平成31年度からまた新たにされていない方を対象として延長されましたので、本人通知を送りまして推進をしていきたいと、国のほうでもこれにつきましては、マスコミ等を通じて周知がされるものと思っているというところでございます。されていない方につきましてはご理解を得て推進をしていきたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） 他にありませんか。

○1番（遠坂道太君） 29ページですけれども、街なみ環境整備事業費の委託料で、310万9,000円の減額になっております。これはどのような策定業務委託をされているのかご説明お願いいたします。

○建設水道課長（皆越克己君） これにつきましては年次計画によりまして、進めているところでございますけど、30年度におきましては書いてありますとおり、計画策定

業務というところで、駅周辺桜町通り、里宮通り周辺とかそういったエリアとか、御大師堂周辺ですけれどもそこらあたりの今後の環境整備についての計画策定というところで、内容につきましては住民の方々のご意見を伺う機会を得るということで、そういった会議等を推進してまいりまして、コンサルに委託しておりますけれども、そちらのほうに2月までに計画としてまとまっているという業務内容になっております。

○1番（遠坂道太君） コンサルに頼んでいるということでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） 計画自体については、はい、業者のほうに委託しております。

○1番（遠坂道太君） それに対して、町民の方の意見の聞くということですが、やはり町民主張のなかの取り組み、コンサルはお金がかかるので、もう少し策定の仕方を考えてほしいなと思っておりますけれども。

○建設水道課長（皆越克己君） はい、地域住民の方のご意見というのが非常に大事になってくると思いますので、そういった意見を聞く機会をもうけながら計画自体をまとめてきているということです。

○1番（遠坂道太君） はい、今後そういった形を、住民の方の意見を十分に聞くような策定をとっていただきたいなと思います。

○保健福祉課長（白川一雄君） 先ほどの肺炎球菌のことで、料金のことをお知らせしますと、全額は8,734円いるわけでございます。これが1,200円で受けられるということで、非常に少ない金額で受けられるということで本町も推進をしたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） 他にありませんか。

○総務課長（高橋 誠君） 先ほど椎葉議員からのご質問で、13ページの財産運用収入の利子分についてでございます。表記していない部分の中山間ふるさと基金についてですが、これについて存目1,000円に対し、実際入ってきているのが681円ということで、681円での調停、またこれが決算になっていくということでございます。今回の補正の中ではあげていないというところでございます。

もう1つの奨学金貸付基金利子、これについては、総務課査定のほうでは1,900円台だったのですけれど、実際開けてみますと2,008円ということで、利子が入ってきているようでございます。本来であれば、予算の上げ方としては存目1,000円ですから、残りの1,000円を上げるべきではないかというところでございます。

ただ、実際に入ってきたものを調定としてあげていきますし、決算としてあげていきます。実務の歳入の業務としては特に問題はないところでございますが、やはり予算の作り方としては、実際の歳入をあげていくのが本当かなと思ひ反省しております。以後、気をつけたいと思います。

○2番（椎葉弘樹君） 今、上げられました2つの基金については、たぶん平成29年度以前から抜けおちていた項目でございますので、今後またそのあたりは留意していただきたいと思います。

また、中山間ふるさと水と土保全基金につきましては、果実運用型でございます。これも681円という利回りですので、今後この果実運用型の基金の仕方については、しっかりと町の収益になるような取り組みをしていかなければならないと思いますが、税務町民課長にそういった改善のお考えがあるのか、お尋ねしたいと思います。

○会計管理者（愛甲正之君） この基金の運営につきましては、今のところ基金毎の定期預金で対応しているところでございますけれども、31年度からはこの基金毎の運用ではなく、まとめるものはまとめて、金額を大きい単位にしまして一括運用ということやっていきたいと考えております。小さい金額ですと利率の上乗せとかありませんので、そのあたりを含めたところの一括運用の大きな金額にして、少しでも利息を稼ぎたいと思っておりますが、ただ、金融機関によりましては利率の上乗せがありませんので、そのあたりも考えながらやっていきたいと考えております。

○議長（倉本 豊君） 他にありませんか。

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号、「平成30年度湯前町一般会計補正予算（13号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（倉本 豊君） 起立全員、したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第11号 平成30年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第6、議案第11号、「平成30年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（鶴田正巳君） 日程第6、平成30年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についての提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ293万

4, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1, 293万4, 000円とするものです。主な補正につきましては年度末であり歳入歳出全般にわたり各事業の実績を見込み調整を行ったものです。

詳細につきましては、課長に説明させます。よろしくお願いたします。

○税務町民課長（堤田真由美君） 議案第11号、平成30年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算第5号について、ご説明いたします。

8ページをお願いいたします。歳出から説明いたします。款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費を1, 900万円、目2退職被保険者等療養給付費を80万円、目3一般被保険者療養費を20万円、項2高額療養費、目2退職被保険者等高額療養費を10万円、実績見込みにより減額いたしました。後期障害認定による切り替えも含めた被保険者の減が大きな要因となっています。目1出産育児一時金については、出産育児一時金繰入金の減により、財源更正しました。

款3国民健康保険事業費納付金については、保険基盤安定繰入金、国保財政安定化支援事業繰入金の減により、財源更正しました。

9ページ、款6基金積立金には、国民健康保険給付基金積立金に、1, 000万円を追加計上しました。国保は、安定運営が一番になりますので、今後の財源不足に備えるため、また、平成36年度からは県下保険税統一化への検討がはじまりますが、加入者への負担を少しでも軽減する策に対応するために積み立てるものです。

最後に、款7諸支出金については、目4国庫支出金返還金、節23償還金利子及び割引料に、平成29年度療養給付費負担金の実績確定により、超過交付分の返還金として、1, 300万3, 000円、平成29年度特定健康診査・保健指導国庫負担金返還金として、1万6, 000円を計上しました。

また、目8県支出金返還金に、平成29年度特定健康診査・保健指導県負担金返還金不足分として、1万5, 000円を計上しました。

次に、歳入について、7ページをご覧ください。款3県支出金、目1保険給付費等交付金については、歳出で説明しました保険給付費の実績見込みにより2, 010万円を更正減額しました。

次に款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）から節5出産育児一時金繰入金までが、一般会計補正にて款3民生費から国保会計への繰出金を減額しました額、合わせて120万5, 000円をそれぞれ、各節の繰入金を、増、減額いたしました。

款6繰越金については、前年度繰越金2, 423万9, 000円を財源とするため、計上いたしました。

以上、歳入歳出合計それぞれ293万4,000円を追加する補正予算となります。よろしくお願ひします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑をいたします。

○2番（椎葉弘樹君） 一般会計の関連になりますが、基金の利子分、国民健康保険給付金の分が昨年度は計上されておりましたが、今年度計上されていません。その理由をお尋ねします。

○税務町民課長（堤田真由美君） それにつきましては、1ページなのですが、ご覧いただきたいと思いますが、当初からこの4の財産収入の財産運用収入に組んでおりましたので、今回は上がってないということです。

○2番（椎葉弘樹君） ということは、下水道会計等は別に上げてありますけど、ここについては今回この項目に上げていくことでよろしいのでしょうか。一般会計とは見え方が違うものですから、その考え方だけお伺ひします。

○税務町民課長（堤田真由美君） 今後もこういう組み方を、国保のほうはさせていただきたいなと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号、「平成30年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

「賛成者起立」

○議長（倉本 豊君） 起立全員、したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第12号 平成30年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第7、議案第12号、「平成30年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第4）号について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（鶴田正巳君） 日程第7、議案第12号、平成30年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第4）号についての提案理由の説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ493万1,000円を減額

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,786万8,000円とするものです、主な補正につきましては年度末であり歳入歳出全般にわたり各事業の実績を見込み、調整を行ったものです。

また、地方債の補正を行うものです。詳細につきましては、課長に説明させます。よろしく願いいたします

○建設水道課長（皆越克己君） 議案第12号、平成30年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第4）号についてのご説明を申し上げます。歳入歳出予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

7ページをお願いいたします。款1下水道事業費、項1下水道事業費、目1下水道事業費は、497万円を更正減額しました。節1報酬、節9旅費につきましては、下水道事業審議会委員報酬、費用弁償の実績による減額になります。節3職員手当等につきましては、扶養手当の不足分による補正になります。節19負担金補助及び交付金につきましては、球磨川上流流域下水道事業費工事負担金、437万1,000円を更正減額しました。平成30年度を予定していた予算配分が低く、平成32年度以降に先延ばしすることで事業費減となりました。節27公課費につきましては、消費税及び中間申告納付後の不用額を更正減額しました。

また、款2下水道維持管理費、項1維持管理費、目1公共下水道維持管理費は、国庫支出金及びその他の特定財源の財源更正になります。

次に、3基金積立金に関しましては、節25基金積立金利子として3万9,000円を計上しました。

次に、歳入です。6ページをお願いいたします。款2国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道事業費国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金20万円を更正減額しました。

款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、一般会計事業費繰入金としまして、183万1,000円を計上しました。項2基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、20万円を計上しました。

款6町債、項1町債、目1下水道事業費債につきましては、流域下水道事業債680万円を更正減額しました。

款7財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金につきましては、積立金利子3万8,000円を計上しました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑をおこないます。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号、「平成30年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第4号について）」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第13号 平成30年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第4号） について

○議長（倉本 豊君） 日程第8、議案第13号、「平成30年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（鶴田正巳君） 日程第8、議案第13号、平成30年度湯前町介護保険特別会計補正予（第4）号についての提案理由の説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ776万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,560万4,000円とするものです。主な補正につきましては介護サービス等諸費、高額介護サービス等費、特定入所者介護予防サービス等費など、年度末であり歳入歳出全般にわたり各事業の実績を見込み調整を行ったものです。

詳細につきましては、課長に説明させます。よろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（白川一雄君） 議案第13号、平成30年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。今回の補正は全項目に渡り年度末までの実績を見込み不要額につきましては更正減額し、不足が見込まれるものにつきましては追加計上したものです。主なものにつきましてご説明いたします。事項別明細書歳出からご説明いたします。

8ページをご覧ください。款1総務費、項3介護認定審査会費、節19負担金補助及び交付金の球磨郡介護認定審査会負担金は前年度繰越金の確定に伴う更正減額を計上しました。

款2保険給付費、項1介護サービス等費諸費、節19負担金補助及び交付金の介護サービス等給付費は、通所介護や通所リハビリ、短期入所生活介護などの居宅介護サービス給付費と、介護老人福祉施設、介護老人保険施設などの施設介護給付費が増加し、地

域密着型通所介護などの地域密着型介護サービス給付費が当初より減少しておりますので、決算見込みにつき調整して計上しました。

9ページをご覧ください、項4高額介護サービス等費は、介護保険のサービスを利用し、その利用額が高額となった場合に所得段階に応じて定められた上限額を超える利用者負担額につきまして、その費用を給付し利用者の経済的負担を軽減するためのもので、決算見込みにつき増額計上しました。

項5特定入所者介護予防サービス等費は施設入所者等で所得の低い方につきまして、居住費、食費の利用者負担金が軽減されています。例えば福寿荘のような多床室でありますと、第1段階であれば居住費につきましては本来1日840円の負担が0に、食費につきましては1日1,380円が300円に軽減されます。1日あたりの差額が、1,920円となります。これを介護サービスの負担割により負担しており、1年後となりますと1人当たり70万円の負担軽減となっております。決算見込みにより増額計上しました。

介護保険制度はこのように利用者の負担軽減策があり、介護施設においても大部分の方が1割程度の負担で利用でき、更に低所得者については様々な負担軽減策がありますので、この制度の維持に努めなければならないと考えているところであります。

次に、歳入を説明いたします。5ページをご覧ください。款1保険料、項1介護保険料は、本年度の調定実績につき調整し計上しました。

款3国庫支出金、6ページの款4支払基金交付金、款5県支出金、款7繰入金、項1一般会計繰入金は介護保険の負担割合に基づき歳出の変更に伴い調整して計上しました。

7ページをご覧ください。款7繰入金、項2基金繰入金は本年度の保険料の不足のための財源調整のため300万円を計上しました。

なお、本年度は9月定例議会におきまして、第6期からの繰越金を財源としまして、基金積立金を714万8,000円計上しており、結果としまして平成30年度は介護保険給付基金を歳出の基金積立金5,000円と合わせまして415万3,000円増額することができました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑をおこないます。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号、「平成30年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（倉本 豊君） 起立全員、したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第14号 平成30年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第9、議案第14号、「平成30年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（鶴田 正巳君） 議案第14号、平成30年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,861万1,000円とするものです。

詳細につきましては、課長に説明させます。よろしくお願いいたします。

○税務町民課長（堤田真由美君） 議案第14号、平成30年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算第2号について、ご説明いたします。

6ページをご覧ください。歳出からご説明いたします。款2後期高齢者医療広域連合納付金は、節19負担金補助及び交付金について、保険基盤安定負担金を、実績見込みにより90万円を減額しました。

次に、歳入になります。5ページに戻っていただき、款3繰入金、節1保険基盤安定繰入金について、実績見込みにより90万円を減額しました。

以上、歳入歳出それぞれ90万円を減額する補正予算となります。よろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑をおこないます。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号、「平成30年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第10 議案第15号 平成30年度湯前町水道事業会計補正予算（第4号）
について**

○議長（倉本 豊君） 日程第10、議案第15号、「平成30年度湯前町水道事業会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（鶴田正巳君） 議案第15号、平成30年度湯前町水道事業会計補正予算（第4号）についての提案理由の説明を申し上げます。

今回の水道事業会計補正予算につきましては、営業収益に受託工事収益に消火栓設置工事負担金を追加し、営業費用、総経費に市町村共済組合負担金の不足額を計上するものでございます。

詳細につきましては、課長に説明させます。よろしく願いいたします。

○建設水道課長（皆越克己君） 議案第15号、湯前町水道事業会計補正予算（第4号）についての説明を申し上げます。収益的収入及び支出の補正になります。第2条第1款、第1項営業収益7,403万9,000円に63万6,000円を追加し、7,467万5,000円とし、第1款第1項営業費用4,197万4,000円に9,000円を追加し、4,198万3,000円とするものです。

6ページをお願いいたします。平成30年度湯前町水道事業会計補正予算（第4号）見積の基礎によりご説明いたします。収益的収入、款1水道事業収益、項1営業収益、目2受託工事収益、節3他会計工事負担金63万6,000円を計上しました。本年度実施の排水管敷設工事に伴う消火栓設置工事1カ所に要した費用で、一般会計から支出するものです。

また、収益的支出、款1水道事業費用、項1営業費用、目4総係費、節5法定福利費に9,000円を計上しました。これは市町村共済組合の納付金の不足分についてお願いするものです。

以上で説明をおります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑をおこないます。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号、「平成30年度湯前町水道事業会計補正予算（第4号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（倉本 豊君） 起立全員、したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

以上で本日の日程は、全部終了しました。

次の会議は、3月8日午前10時に開きます。

議事は、一般会計予算を予定していますので、ご参集願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後1時53分

第 3 号
3 月 8 日 (金)

平成31年第3回湯前町議会定例会

[第3号]

平成31年3月8日
午前9時59分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1 議案第16号 平成31年度湯前町一般会計予算について

2. 応招議員

1番 遠坂道太	2番 椎葉弘樹
3番 森山宏	4番 黒木龍次
5番 味岡恭	6番 金子光喜
7番 高橋一雄	8番 黒木喜巳男
9番 山下力	10番 倉本豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 議会事務局主事 黒木あさみ

7. 説明のため出席した者

町長 鶴田正巳

教	育	長	中	村	和	弘	総	務	課	長	高	橋	誠
会	計	者	愛	甲	正	之	税	務	町	長	堤	田	真
教	育	長	北	崎	真	介	保	健	福	長	白	川	由
建	設	長	皆	越	克	己	企	画	観	長	本	山	り
農	林	長	稻	森	一	彦	業	委	光	長	吉	田	精
情	報	長	有	馬	博	士	農	員	事	長			二
	統	係						会	務				

開会 午前9時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから平成31年第3回湯前町議会定例会、第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第1 議案第16号 平成31年度湯前町一般会計予算について

○議長（倉本 豊君） 日程第1、議案第16号、「平成31年度湯前町一般会計予算について」を議題とします。新年度の予算案については、先に町長から予算編成方針の説明があったところです。

ここで、本案の審議の方法をお諮りします。最初に事項別明細書の歳出から、款ごとに説明を求め、質疑は款、一部、項ごとに行います。

次に、議決に付された各表と歳入全科の説明及び質疑をし、附属調書等の説明は省略します。

最後に、予算案全体にわたって補足又は総括しての質疑をすることにしたいと思います。これにご意義ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、事項別明細書の歳出から、款ごとの説明、質疑は款、一部、項ごとに行い、次に議決に付された各表及び事項別明細書、歳入の説明と質疑をし、最後に、予算案全体にわたって補足又は総括しての質疑をすることにいたします。

最初に、事項別明細書の歳出、款1、議会費の説明をさせます。

○議会事務局長（西村洋一君） 款1議会費を説明いたします。25ページから26ページをご覧ください。本年度予算額として6,968万円を計上しました。前年度と比較して222万円の増額となっています。平成31年度一般会計予算の歳出に占める割合は、2.6パーセントとなっています。

なお、町長の予算編成方針のご説明では、平成31年度の当初予算は骨格予算ということでありましたが、議会費には政策的な事業はありませんので、通常どおり計上しております。

まず、増額の理由からご説明いたします。主な理由は3点ございまして、1点目は、古い本会議の会議録を電子データ化するための経費でございます。本町におきましては、明治22年に我が国が町村制を布いた時から現在までの、議会の会議録が全て保管されております。

ただし、その中には保存状態が極めて悪い物もあり、紙が崩れ落ちて朽ち果てようと

している物もございます。そこで、会議録は本町の貴重な歴史的資料・財産でもございますので、電子データ化して将来にわたり保存を可能にするための費用を計上したものであります。

なお、本年度は、まず明治時代の分を計上しておりまして、次年度以降、大正・昭和と続けて参りたいと考えております。

2点目は、「住民に見える議会」の推進のため、本会議の一般質問の様子を撮影いたしまして、インターネット配信する費用を、新たに計上するものです。前回の議会改革調査特別委員会の時から調査を始め、最も安価な方法を選択いたしました。

最後に3点目は、年4回発行しております議会だよりの印刷製本費につきまして、昨年度までは16ページで予算計上していたものを、本年度から4ページ増やし、20ページとするためであります。以上の3点が、増額の主な理由となっております。

それでは、節1報酬から順にご説明します。節1報酬から節4共済費までは、議員及び議会事務局職員の人件費関係を計上しています。節1報酬には、本会議の会議録を外部委託していたものを、本年度から自主作成するための嘱託職員報酬1名分、156万5,000円を新たに計上しております。このことは、地域住民を雇用することによって、仕事づくり・定住促進・所得の町外流出防止の効果が生まれ、地方創生の取り組みにも繋がると考えております。

なお、この費用に関してはこれまでの外部委託を止めることにより、捻出できるものであります。

節2給料と、節3職員手当等の説明欄の増減は、人事異動によるものでございます。

なお、議会事務局はこれまで時間外勤務手当は計上しておりませんでしたが、議会だよりの発行はじめ、議会改革調査特別委員会開催に伴い、各種調査をはじめとする事務量の増加が予想されますので、新たに9万円を計上いたしました。

節4共済費の中の議員共済負担金は、議員年金制度廃止に伴います共済給付金の給付に要する費用を支払っているものです。年々減少しておりまして、前年度と比較して35万9,000円の減額となっております。

節8報償費の講師謝金につきましては、存目計上としております。

節9旅費は、各種会議、議長会や協議会関係、特別研修、要望活動などの費用弁償及び事務局職員の普通旅費を計上しました。この中で、議員会議出席に伴う費用弁償に、議会改革調査特別委員会開催の費用弁償を増額計上しております。

なお、議員出張の数は年々増えておりますが、早めに計画することで、割安の航空券やホテル等を予約することができますので、従前の予算と同程度の計上で済んでおります。ただし時、には、グレードをかなり落とす場合もございますので、議員の皆様のご理解、ご協力に感謝するところでございます。

節10 交際費は、前年度と同額の70万円を計上しました。

節11 需要費は、はじめに説明しましたとおり、議会だより等の印刷製本費に71万2,000円を計上しました。

節13 委託料は、こちらも初めに説明いたしました、会議録電子データ化業務委託料150万円、本会議映像配信業務委託料81万円を、新たに計上しました。

節19 負担金補助及び交付金は、熊本県及び球磨郡の町村議会議長会負担金など、各種協議会負担金を計上しております。

以上で議会費の説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○7番（高橋一雄君） 会議録電子データ化の取り組みの説明の中で、古い会議録を電子データ化するということでした、私は湯前町史の中で、明治大正期の議会の様子をみたことがあるんですけども、市町村合併で旧町村の資料がなくなったという話もありますし、近代の歴史資料として大変貴重なものと考えています。ですからこれを、湯前町のなかだけにおいておくのではなくて、大学の研究者等に情報発信して、この取り組みを、事業の歴史的意義をきちんと確認するべきだと思いますが、そういう情報発信の予定はありますか。

○議会事務局長（西村洋一君） はい。当然、大学教授ばかりではなく、町民の皆様にも情報発信できるよう、ホームページ等で閲覧できるようにしたいと考えております。

○議長（倉本 豊君） 他にありませんか。

○9番（山下 力君） 全国でですね、議員のなり手不足が話題になっております。全国の町村議会の選挙で無投票当選がそういう状況のなかで、30パーセント近くが無投票という状況でございます。なり手不足の要因でですね、そのような中で、全国で議員報酬の引き上げがなり手不足の解消の1つではなかろうかという議論が全国の町村、特に地方で活発になってきております。

そうした中で、湯前町は平成15年に国の三位一体改革によりまして、湯前町も平成16年に行政改革が実施されまして、湯前町の行政改革の第1回目の再建計画にも書いてありますように、町長はじめ特別職、職員、そして非常勤の特別職、議会の報酬削減、給料削減を実施しております。まあその中で、町長はじめ特別職は、3年で元に戻っておりますし、職員のほうは2年で元に戻っておりますし、非常勤の特別職は5年くらいで元に戻っていると思います。議会だけが、延々と現在に至っております。

ですから、この行政改革の案にしましても、第1回目の財政計画書には、議会議員の報酬5パーセントと書いてありますけれども、第2期から5期まで全く議員が報酬削減していることは書いてありません。これはちょっと議員として残念に思うところであり

ます。

そうした中で、問題提起をしたいと思えますけれども、鶴田町長もですね平成20年頃自分たちの給料も元に戻っていますんで、議員のほうも元に戻したいということで、特別報酬審議委員会を開催していただいています。

しかし、その特別報酬審議委員のみなさんが、その当時議員を見る目が非常に厳しく、厳しい意見が出たというふうに聞いております。その後、町長も議員報酬に対しては、一切触れられておりません。

そうした中で、議員報酬がどのような財源で支給されておるかということを考えてみますと、議会は憲法で地方自治体に議会を置くというふうに、定められています。ですから国県から議会費の報酬に対して補助金等はありません。いわゆる議会費は職員の皆さんの給料と一緒に税と地方交付税でまかなわれています。そうした中で、詳しく私わかりませんが、毎年の決算の歳出に対して、議会費が何パーセント占めるかということですが、毎年下がってきております。特に歳出が大きかったときは、特に下げ幅がひどいです。

その中で、占める割合が議会費の経費が下がったら財政需要額に算定するときはその額を計上ですよ、上がったら財政需要額に算定する、ということは議員報酬を上げたら財政需要額の算定を上げますから、交付税が増えるということになるのではないかと、いうふうに私思います。そこを総務課長わかる範囲で説明をいただければと思います。難しい問題ですので、最終日までいろいろな勉強されてその仕組みを教えてくださいというふうに思います。

今、議会もですね、いわゆる議会力アップ、議員力アップで資質向上のために、今、私たち努力はしているつもりでございます。いわゆる、特別研修を入れたり、あるいは議会だよりの充実等々にがんばったりしておりますので、そこをと、先ほど問題提起したやつでそのようでしたら、改選後でも結構ですが元の5パーセントくらいには戻していただくような検討というか、処置をしていただけないかというふうに私は思っております。

私たちこの2人のように、長い人はいいんですけども、今後、若い人が出てきていただけるような体制を作る必要があるのではなかろうかと思っておりますので、どうでしょう町長そういった状況でしたら、元に戻すという町長の考えというか、見解をお示しいただければと思いますが。

○町長（鶴田正巳君） 今、議員ご指摘のように、各自治体での議員のなり手不足、それから議員におかれましての報酬の問題、これは大きな関係があるかと思えます。

それぞれの職場で、あるいはそれぞれの生業のなかで、そのことをしっかりとやっていただける年代の方あたりが、議会に出られる場合には、それなりの報酬等々もなけれ

ば、なかなか議会に席を置くということも難しい判断でないかと思えます。

定数の問題も各地で議論されておりますけれども、その適正な定数という考え方、それから議員のみなさまの報酬というものがどうあるべきだということは、今後の議会の議員のなり手を含めての、大きな課題であるというふうに思っておりますので、今、議員ご指摘の点については、継続的な協議あるいは、考え方が必要になってこなければ、議会制の根本に関わる問題だというふうに認識をいたしておりますので、そのことはしっかりと心にとめておきながら、次の行政の中で協議をしていただければという思いでございます。

○9番（山下 力君） 町長が4月で、任期満了で勇退されますので、新しい町長にもですね、そのところはしっかりと引き継ぎをしていただいて、実現へ向けて協議されることを引き継ぎをしていただきたいと思いますと思っております。

○議長（倉本 豊君） 他にありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので続いて、款2総務費の説明を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） 同じく26ページです。款2総務費をご説明申し上げます。

総務費は、5億2,186万3,000円を計上しました。前年度と比較して、4,789万9,000円の減であります。歳出に占める構成比は19.3パーセントになります。以下、目ごとに主なものを中心にご説明申し上げます。

目1一般管理費につきましては、2億2,387万2,000円を計上しました。前年度と比較して510万9,000円の増でございます。増の主な要因は、人件費関係で、退職手当組合負担金の増、臨時職員賃金の増、特定個人番号制度構築支援、会計年度職員導入制度構築関連の経費の増が主なものでございます。

節毎に、主なものをご説明いたします。

節1報償費は、区長報酬ほか各種審査会の費用を計上し、今年度は、これまで税務町民課が所管していた固定資産評価審査会を、他の部署で所管、また審査することが望ましいとされているところですので、総務係事務に予算を動かしております。

27ページになります。節2給料、節3職員手当の町長・副町長分につきましては、当初は町長分のみとし、副町長分は存目計上としております。

節7賃金の臨時職員賃金は、目5財産管理費に計上していた電話交換業務を民間派遣会社に委託していたものを、一般の臨時職員の雇用に変更し、その他の総務課の各種事務を補助していただくことを含んで仕事をしていただくものです。

節9旅費は、費用弁償で、区長費用弁償ほか各種審査会の委員費用弁償を計上しております。そして2年に1度の区長研修を、昨年実施したため今年度は実施しないことによる減額が主な要因です。

節10交際費の町長交際費は、前年度実績を考慮して200万円を計上しました。

節13委託料と節14使用料及び賃借料に、職員の業務に使用している総合行政システムに係る電算関係経費等を計上しております。その中で、イントラサーバー関係保守委託料の減は、議会費でご説明しました「本会議映像配信業務委託料」のユーチューブを利用した新たな取り組みを行いますので、これまでの既設の議会本会議録画の映像配信の機器分を廃止したことによる減額でございます。

今年度のみは臨時的ではございますが、マイナンバー取扱事務における内部監査の実施など、国が示す特定個人情報の安全管理制度構築のための支援業務委託料、そして、例規整備支援業務委託料は、平成32年4月から会計年度職員制度が導入されることに伴い、臨時職員、嘱託職員、特別職非常勤職員の雇用形態など大きく変化することから、制度導入における構築作業を含め、関係する町条例を改正する必要が多岐にわたることから業務を委託するものです。

また、これも臨時的ではございますが、総合行政システム改修委託料は、電算用パソコン端末3台のOSサポートが終了に伴うアップグレード作業、その端末分の住民向け帳票に記載する氏名・住所の外字文字の抽出作業とサーバー管理端末のフォント変更、住基ネット接続端末との切り替え対応作業を委託するものです。

節14使用料及び賃借料で、電算システム使用料が増えてございます。年金受給者支援給付金システムが追加されることによるものです。また、ソフトライセンス使用料の増は法制業務支援システムの使用料の増になります。総合行政ネットワーク機器使用料の増は、今年10月までに、国の専用回線LGWANが新しいものに移行されますので、町側の接続機器ルータも新しいものに更新する必要がありますのでその機器使用料が増となったものです。

30ページです。節18備品購入費は、総務課で管理する持ち出しも可能なノートパソコンで、保健福祉課の健診システムを組み込まれたパソコンとして兼ねておりますが、OSサポートが終了することから新規購入し更新するための購入費になります。

節19負担金補助及び交付金になりますが、個人番号制度中間サーバー整備負担金359万1,000円と、全年度よりも増となっております。これは、国が東日本と西日本の2箇所に設置する中間サーバーですが、現行システムから次の新システムに更新されることと、この整備費については、地方自治体が負担することになっております。自治体規模により負担率は異なって算出されますが、これには補助金ではなく交付税措置による算入で対応されることになっております。

目2文書広報費につきましては、707万2000円を計上しました。主なものは広報誌、旬報紙の作成印刷に要する経費、また、町例規データベースシステム保守委託料を計上しております。

なお、節14使用料及び賃借料に、広報旬報デザイン作成ソフト使用料、広報旬報デザイン用フォントライセンス使用料、また臨時的ではございますが、広報用備品購入で専用パソコン2台の購入費用を計上しております。本町の「広報ゆのまえ」は、担当者の積極的な取り組みにおいて、先の熊本県広報コンクールにおいて、6年連続で第1位選ばれております。大変名誉なことでございます。この広報誌の作成作業には、印刷会社とのデザイン校正作業、連絡調整作業に時間が相当かかっていることから、その負担を軽減できるようソフトを導入し自前でデザイン構成作業まで行い調整時間を短縮させ、その分、他の業務に宛てる時間が設けられること。そして、5年間のコストを比較した場合、旬報広報の作成印刷を含め総合的に860万円程度の経費削減を見込んでの予算計上でございます。

31ページです。目3財政管理費につきましては、479万4,000円を計上しました。統一基準モデル財務書類作成支援業務委託料は、新地方公会計の連結財務諸表、町の財務状況を表す財務書類を住民にわかりやすく公表するものでございます。国は、統一的な公会計モデルの導入要請で、本業務委託の中でその要件を満たすもので新方式の貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務諸表4表を普通会計の平成30年度決算書を元に作成委託するものでございます。

また、併せて統一的な基準による財務諸表作成にも関係する固定資産台帳管理システム保守業務委託料を計上いたしました。

節25積立金は、当初予算では全て存目計上いたしております。

目4会計管理費につきましては、会計事務に要する経費を計上しました。

目5財産管理費につきましては、2,491万2,000円を計上しました。前年度と比較して3,899万8,000円の減でございます。役場庁舎及び普通財産の維持管理経費を計上しております。主な減の要因は、庁舎耐震補強工事・設計関連、旧南部保育所トイレ改修工事・設計関連が主な減の理由になります。

節11需用費の修繕料は、不測の公用車修理に対応する予算を確保したく、また、町長室の壁面の補修経費を計上したものでございます。

32ページです。節13委託料は、旧南部保育所の運動場等の草刈りを予定しております。公共施設個別計画作成業務委託料は存目計上いたしました。また、今年度から庁舎空調機の3年に1度の定期点検業務委託を計上いたしました。

また、分煙機解体委託料、分煙機リース料は、改正健康増進法により、受動喫煙学校含む行政機関の室内での全面禁煙が7月から施行されますので、庁舎内の分煙機器を撤

去いたします。

なお、役場敷地内では、喫煙しない方に配慮した喫煙場所と設備、いわゆる囲い等を設ける等の対応が必要となりますが、具体的な場所と対処方法が未確定なため今後の補正予算で対応させていただければと考えております。

工事請負費は、町有施設解体工事、指定緊急避難場所整備工事は、いずれも存目としました。以上です。

○農林振興課長（稲森一彦君） 33ページになります。目6公有林管理費です。

目6公有林管理費につきましては、5,749万5,000円を計上しました。町有林の維持管理に要する経費が主なものです。前年度と比較しまして、919万5,000円の増額となります。町有林管理計画書に基づいて森林の整備を行っており、町有林の間伐事業、また、JTの森として指定しています造林事業委託料において増額によるものです。

節12役務費に、町有林834.22ヘクタール分の森林災害保険料1年分343万5,000円を計上しました。

節13委託料に、5,160万1,000円を計上しました。内訳としまして、町有林造成事業委託料としまして、2,741万8,000円で、下刈り41.30ヘクタール、間伐30.78ヘクタールを計画しています。また、JTの森造成事業委託料としまして、2,018万2,000円で、再造林8.04ヘクタール、防護柵1,800メートル、下刈り30.81ヘクタールを計画しています。なお、JTの森ゆのまへにつきましては、本年度から3期目の協定となり、5年間で212.18ヘクタールで、再造林、下刈り、主伐、間伐などを計画しています。それから、公有林管理委託料として400万円を計上しました。

登記委託料と節17公有財産購入費に、それぞれ1,000円を計上しました。これは、森林組合を通しまして私有林を町に購入していただけないかということで、昨年度より、所有者の方などと協議を行っており、存目計上させていただきました。取得の準備が出来ましたときに、補正予算をお願いしたいと思っています。

節14使用料及び賃借料に、森林GISシステム使用料50万6,000円を計上しました。

節19負担金補助及び交付金のなかで、JTの森などの森づくり活動に要します経費として、森づくり実行委員会補助金130万円を計上しました。以上です。

○総務課長（高橋 誠君） 先ほど一般管理費のほうで説明しました30ページのほうの訂正でございますが、個人番号制度中間サーバー整備負担金359万1,000円のところでございますが、これの財源のほうですが、交付税措置としていたしましたが、これ

には旧設備と新設備がございまして、新設備のほうにつきましては、補助金で対応するというございます。大変申し訳ございません。

○総務課長（高橋 誠君） 購入費の次になります。同じく34ページです。次に、目7交通安全対策費です。1,014万1,000円を計上しました。交通指導員の活動経費、交通安全対策に要する経費を計上しております。

節11需用は、被服購入費に交通指導員24名の制服更新費用を計上いたしました。

節15工事請負費の交通安全施設設置工事として、カーブミラーについて、新規を3箇所、鏡面取替を3箇所予定し、町道区画線引き含め、109万8,000円を計上し、LED防犯灯設置工事については、ふるさと寄附金の状況が36パーセント程度まで落ち込んでおりますので、充当できる数量も考慮し、今年度の補正予算として計上を考えたいと思っております。

目8防災諸費は、115万1,000円を計上しました。平成30年度は町の総合防災訓練を実施したところですが、平成31年度については計画しないところのございますので減額となっております。

35ページです。節11需用費で、消耗品費と印刷製本費を存目計上しておりますが、球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金、補助率3分2を活用した事業を計画しております。補助事業の確定が行われましたら、今後の補正予算に計上したいと考えております。

節13委託料は、災害情報発信システム構築委託料を存目計上しております。これは、総合計画にも載せているICT情報化の防災への取り組みのひとつと捉えておまして、大雨豪雨など警報等の発令時に防災担当の情報発信作業など膨大となり労力面と時間的な面で改善させる必要があります。このシステムは複数のメディアに一斉配信可能で、防災情報や職員参集連絡、メール、LINE、電話、各種SNS、FAX配信可能となり、同文を手間無く複数の伝達手段を確保したいというものです。経費等の詳細が示され次第、補正予算でお願いできればと考えております。

次に、災害対応工程システム委託料を存目計上しております。これもICT情報化の防災への取り組みのひとつと捉えておまして、これは、ボスシステムとよばれており、大雨台風襲来のほか、地震など大きな災害発生時の職員が行う災害対応業務をタイムライン化しパソコンやタブレット等で把握できるシステムで、災害時の業務を熟知していない職員でも必要な情報を確認できるものです。全国的に導入の呼びかけをされており、熊本県も県下市町村に推奨されておりますので、経費等の詳細が示され次第、補正予算でお願いできればと考えております。

節18備品購入費の災害時備蓄用備品購入費は、存目計上いたしております。これは、マンホールトイレや避難所用蓄品の購入を考えております。球磨川水系防災減災ソ

フト対策等補助金、補助率3分2を財源として活用するもので、補助事業の確定が行われれば、今後の補正予算に計上したいと考えております。以上です。

○企画観光課長（本山りか君） 次の目9企画調整費についてご説明申し上げます。

35ページとなります。目9企画調整費につきましては、6,183万4,000円を計上しました。今回減額となっておりますが、この主な理由につきましては、ふるさと納税、それから協力隊、または骨格予算であること、こういったことが要因で減額となっております。企画調整費は、各種計画策定、ふるさと納税、地域おこし協力隊、移住定住、公共交通などに係る経費となります。主なものについてご説明いたします。

36ページをお開きください。節8報償費にふるさと納税返礼品代900万円を計上しました。次年度のふるさと納税額について、今年度の実績額相当の3,000万円と見込んで計上しておりますが、前年度に比べ110万円の減額計上となりました。ふるさと納税制度については、返礼品の調達割合や地場産品の定義など返礼品の取扱いについてのルールが統一化され、ルールに沿わない寄附はふるさと納税として取り扱われなくなるなど、ルールが厳格化されます。返礼品に係る経費については、節12役務費に240万円、節13委託料に424万6,000円をそれぞれ計上しております。

節11需用費に光熱水費として6万6,000円を計上しておりますが、前年度に比べ6万円の減額計上となりました。これは、これまで空き家の利活用策の一環として取り組んできました、まんが教室、デジタル工作教室、子育てコミュニティカフェの事業をレールウイングの展示体験販売施設で実施することに変更したいと考え、関連経費を減額計上しております。

節13委託料には、子育てコミュニティカフェ運営委託料とデジタル工作教室運営委託料を存目計上しました。この事業はこれまで、町職員が直営で実施して参りましたが、今後はより事業効果を高めるため民間事業者に委託したいと考えております。新町長のご意見も踏まえ、6月議会で改めてご提案させていただきます。

37ページになります。節19負担金補助及び交付金の中で、人吉球磨スマートインターチェンジ整備促進協議会負担金を計上しております。前年度に比べ、151万6,000円の減額計上となりました。工事が終わり、今年秋頃の供用開始予定となっております。負担金の内訳は、協議会への出向職員の人件費、事務的経費の他、開通式典の費用等となっております。

30年度から3年間の期限付きで始めました住宅リフォーム補助金及び空き家リフォーム補助金については、いずれも前年度同額のそれぞれ、200万円と450万円を計上しました。

また、球磨郡結婚対策推進協議会負担金3万円を計上しました。この経費はこれまで目10地域活性化事業費に計上しておりましたが、事業の趣旨を踏まえ、費目替えを

行っております。

地方創生推進交付金事業に係る移住定住者助成金を存目計上しております。これは国の新規交付金事業であり、東京都等の都市圏に在住されている方が地方に移住され起業または就職された場合で一定の要件を満たされれば支援金が支給されるものです。熊本県と県内市町村が連携して取り組む事業となっており、本町も取り組みたいと考えております。事業詳細確定後、6月に改めて予算の補正をお願いしたいと考えております。

款2総務費、項1総務管理費、目10地域活性化事業費、ページは37ページからとなります。目10地域活性化事業費につきましては、80万2,000円を計上しました。前年度と比較しまして706万7,000円の減額となります。主な減額の要因は、節19負担金補助及び交付金の中で、イベント実行委員会補助金を存目計上したことがあります。漫画フェスタのあり方を含め、新町長のご意見を踏まえて6月に補正予算を提案させていただきます。また、くまもとメディアコンテンツコミッション協議会負担金も同様の考え方で存目計上しております。以上です。

○総務課長（高橋 誠君） おなじく38ページです。目11情報通信管理費につきましては、光ケーブルを活用した行政情報、防災情報を伝達させる情報通信システム機器等の維持管理費等に要する費用、3758万円を計上しております。

節13の委託料は、光ケーブル幹線系統の光伝送路保守委託料、庁舎内の情報センター機器、各家庭のIP告知端末機器保守、光伝送路電柱移転に伴う保守委託、ブロードバンド機器保守等、インターネットによる本町情報発信サイトの地域情報化推進事業委託料を計上しております。

なお、告知放送機器更新業務委託料は、行政放送防災放送を職員側で入力する庁舎側のサーバー機器で、導入後8年を経過しているため機器の入替作業とデータ移管作業を含め委託するものでございます。

町ホームページリニューアル業務委託料は、平成30年度に職員プロジェクトで企画したものでございます。本町のサイト構成が10年以上経過しており、スマホやタブレット等の現代の情報端末での閲覧に対応していないことや、高齢者を含めた利用者が支障なく利用できること、カテゴリ内の情報を管理する機能、職員側での情報掲載作業の容易性向上、また災害発生時などの機能充実といった総合的な更新に併せ、観光移住サイトといった別で管理するホームページも統合、外国語対応するなどの経費を計上し、情報化計画策定業務委託料は存目計上としました。

節14使用料及び賃借料にブロードバンド回線接続使用料、光伝送路電柱共架料、情報通信システムサーバ機器使用料、インターネット接続回線使用料など計上しております。なお、平成31年2月末の接続世帯は386世帯となっております。

節15 工事請負費の宅内IP告知端末機器設置工事費は、新築など新規世帯8世帯分、121万1,000円を計上しました。

節18 備品購入費はIP告知端末20台、光回線終端装置などそれぞれ10台分の購入費197万5,000円を計上しました。

節19 負担金補助及び交付金のICT利活用協議会補助金は、存目計上しました。

39ページをお開き下さい。目12 諸費につきましては、1,106万9,000円を計上しました。

節19 負担金補助及び交付金に、人吉球磨広域行政組合負担金ほか各種協議会の負担金、職員研修費等を計上しました。以上です。

○農林振興課長（稲森一彦君） 40ページの中段ほどになります。目13 地域再生戦略推進費です。目13 地域再生戦略推進費につきましては、平成22年度に新設したものです。この中で、生き残り事業推進連携協議会を中心に、農業公社設立準備、農の6次産業化に関すること等の業務を行い、近年は、農業支援などの地域おこし協力隊事業、地域農業のあり方検討、農業研修生受入の検討等を行ってきました。これらについては、既に湯前町農業再生協議会があり、検討事項や構成員となる委員の方も同じ方もおられるということで、昨年度の総会の際に、湯前町農業再生協議会に再編させてもらいたと提案し、再編しても良いのではとの意見もいただいたところです。

つきましては、生き残り事業推進連携協議会で検討してきたことの中で継続すべきものは、湯前町農業再生協議会で協議していく。また、地域再生戦略推進事業費の中で予算化していた、新商品開発などを支援する補助事業などは、款5 農林水産業費 項1 農業費 目3 農業振興費へ予算の組み替えるようにし、廃目とさせていただくようにしました。以上です。

○税務町民課長（堤田真由美君） 続きまして、40ページからになります。項2 徴税費、目1 税務総務費については、人件費、物件費等の経費が主なものです。先ほど項1 一般管理費でも説明がありましたように、平成31年度から固定資産評価審査委員会に係る予算については、総務課へ引継をしています。

前年度と比較し、849万9,000円増の4,764万6,000円を計上しました。13 委託料に、地方税ポータルシステム更改作業対応業務委託料236万6,000円を計上しました。内訳は、全国地方団体に対して、一度の手続きで電子納税をすることができる仕組みとなる、地方税共通電子納税システム導入に係る費用104万8,000円とその導入に係る既存の審査システムと国税連携システムの更改分、131万8,000円となります。法人や特別徴収義務者においては、一括納入が可能となり、納付先ごとの納付書作成や指定された金融機関に持ち込むといった事務負担が無くなります。

また、新規で登記済通知書入力支援システム業務委託料は、平成32年4月より法務局からの登記済通知書の電子データ提供が本格運用となることから、本町の受入システムの導入が必要となり、11万4,000円を計上しました。

節14使用料及び賃借料については、節13委託料で説明しました。地方税ポータルシステム使用料に、31年度から導入します地方税共通電子納税システム利用料を含め127万7,000円を、30年度途中から契約形態を変更し稼働中の地籍管理システムリース料として、86万9,000円を、42ページになりますが、登記済通知書入力支援システム利用料に26万3,000円を計上しました。

次に、目2. 賦課徴収費については、徴収に要する経費として、昨年度と同額の62万5,000円を計上しました。

項3戸籍住民基本台帳費については、職員の人件費をはじめ、戸籍住民基本台帳事務に要する物件費、経常的経費2,574万8,000円を計上しました。前年度比24万7,000円の増となりました。

主なものは、節19負担金補助及び交付金に、個人番号カード等関連事務負担金87万6,000円を計上しています。これは、通知カード・個人番号カード関連事務及び認証業務関連事務に要する費用に相当する金額の総額見込みにより、住民基本台帳人口の割合により各市町村に交付され、国庫補助10分の10の手当があります。この額を、機構が定める手数料を徴収することが出来る規定により「地方公共団体情報システム機構」に支出するものです。以上です。

○総務課長（高橋 誠君） 44ページです。項4選挙費でございます。目1選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員の活動経費として19万円を計上しました。目2選挙啓発費は、明るい選挙推進委員の活動経費として6万2,000円を計上しています。目3県議会議員選挙費は、4月7日執行の熊本県議会議員選挙に関する期日前投票また当日の投開票日の経費について、それぞれ計上いたしました。

45ページです。目4町長選挙費は、4月21日執行の湯前町長選挙に関する期日前投票また当日の投開票日の経費について、それぞれ計上いたしました。

46ページです。目5参議院議員選挙は、7月に予定される参議院議員に関する予算については存目計上いたしました。

47ページです。目6県知事選挙費は、来年3月に予定される熊本県知事選挙に関する予算については存目計上いたしました。

48ページになります。項5統計調査費、目1統計調査総務費2万4,000円につきましては統計調査事務費と負担金を計上しております。また、目2指定統計費につきましては、工業統計調査、経済センサス調査、農林業センサス調査を予定しており、事務経費を計上しました。以上です。

○監査書記（西村洋一君） 48から49ページをご覧ください。項6 監査委員費、目1 監査委員費は、昨年より1万2,000円増の114万7,000円を計上いたしました。

年間の監査実施計画に基づき、地方自治法に定められています決算審査、定期監査、例月現金出納検査に係る経費や、県及び郡の監査委員協議会の研修会への参加経費を計上しています。以上で監査委員費の説明を終わり、款2 総務費全般の説明を終わります。

○企画観光課長（本山りか君） すみません。先ほどのご説明の中におきまして、誤りがございましたので、ご訂正をさせていただければと思います。

ページは36ページになります。企画調整費の中の、節11 需用費の高熱水費の額を、私6万6,000円と申し上げましたが、6万円の誤りです。ご訂正をお願いいたします。それともう1つ誤ってご説明しております。ページは37ページです、目10 地域活性化事業費のところなんですけど、主な減額の要因につきまして、イベント実行委員会補を存目したことと、くまもとメディアコンテンツ Kommission 協議会負担金もということで申し上げたのですが、すみません、このくまもとメディアコンテンツ Kommission 協議会ではなくですね、節8の報償費の中の38ページの一番上になります。マンガを活用したまちづくり事業検討会外部有識者謝金、これが存目ということになります。すみませんでした、申し訳ありません。

○議長（倉本 豊君） ここで暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午前10時58分
再開 午前11時14分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

款2 総務費の質疑は項ごとに行うこととし、まず、項1 総務管理費の質疑を行います。ページ26ページから40ページまでです。

○5番（味岡 恭君） 28ページです。一般管理費の委託料のなかにですね、今年度から5月1日から新元号が始まることになると思います。その中で新元号に対するシステムの切り替えの委託料が入っていないように見えますが、どこかに入っているのでしょうか、お尋ねします。

○総務課長（高橋 誠君） 電算運用支援委託料において、平成30年度において、既に委託業者の方で対応済みということで、いつ変わってもすぐに切り替えることができるということになっています。

○5番（味岡 恭君） そしたらもうシステム的には全部完了しているということでござ

いますが、他にまだ手配済みのところがないというか、手当しなくてはならないという方法はないのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 職員で使用している電算システム、庁舎内ですね、その中ですべて完了しているというところで、私の中では認識しております。

○議長（倉本 豊君） 他にありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 30ページの広報・旬報デザイン作成関連について伺います。基本的に民間でできるものは民間でという考えが、私の中ではあるのですが、このデザインの作り込みを公務として対応すべきなのかというところは考えなければいけないところかと思っておりますが、総務課長はどのように考えておられますか。

○総務課長（高橋 誠君） まず30ページの18の備品購入費でございますが、説明の文字の訂正でございます。広報・旬報デザイン作成用パソコン購入費でございますが、その旬という字が1文字漢字の変換ミスで間違っております大変申し訳ございません。まず今説明ありましたデザイン作成のほう、職員のほうが今日々デザイン会社とやりとりをやっているところでございます。これをまあ自前でやっていくのだというところでございます。

これを民間委託するとですね、コストのほうが増になっているというところで、ここを自前の職員でやったほうが、作業的にはスピーディさと、正確性が生まれるということ、今のところでは、職員側で全てやっていくというところで担当は考えているというところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 経費削減につながることは、ご説明のなかでわかったのですが、その公務員の仕事として、そのデザインの作り込みというところまでまあ、継続的にやっていっていいのかというところを聞きたいと思っておりますが、それについてはいかがでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） いま現在では、そのまま続けさせていただきたいと思いません。

○2番（椎葉弘樹君） 専用のソフトを使った場合、人の担当の入れ替えがあった時に、そのソフトの使い方等を学ばなくてはなりません。たぶん、今の担当が変わった時に、じゃあすぐ対応できるのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） その付近の導入した後のソフトの使用方法等については、担当のほうではすぐに引き継ぎができるもので選択したいというところで考えております。

○2番（椎葉弘樹君） おそらく先ほどの経費削減の860万円ほどですかね、その中にはその引き継ぎの作業等のロスとなる部分は含まれてないのかと思います。後ほどその経費削減の詳細については改めてご呈示いただければと思うところです。

そして最後に1点だけ、これは印刷製本費が今194万円かかっているところが、印刷会社の分の制作の部分を役場で引き受けるから、印刷代だけが発生するという認識で来年度以降も印刷製本費が大幅に削減されるという認識でよろしいでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 印刷の製本ですけれども、広報誌のほうは、昨年253万6,000円の当初予算です、それが194万円ということで、大幅削減についてはそのデザイン費、その構成の委託を含めたところでの、その印刷の構成、デザインのほうがなくなるといって純粋に印刷代だけがこの今回の当初予算に入っているということでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 今回の194万円の当初予算、印刷製本費というのは、このソフトを使った時の製本代なのか、それとも最初のうちは、ソフトが入っていないわけですから、最初は印刷会社をお願いしなければならない、何月から切り替えていこうところを含めたところでの金額なのでしょう。

○総務課長（高橋 誠君） 議員言われるとおり、私の答弁間違っておりますけれども、その広報印刷代の中にこのソフトを入れてからの、導入の削減と導入するまでの従来のままの委託、といいますか印刷、それが混在していると思いますけれども、それが、いつから導入できるかというのはちょっと確認させていただきたい、導入にどれくらい時間がかかるかということですね。

○9番（山下 力君） 40ページの負担金、幸野溝土地改良区の負担金について、お尋ねいたします。この40万円については昭和60年ごろからスタートして最近では負担金になっておる40万円でございます。負担金ということですので、幸野溝事務所が毎年どのような事業を展開して、いわゆる湯前町に法令上支出義務経費として、40万円をいただいているものと思います。だからそれに答えて町は40万円を出していると思います。どのような幸野溝がそういう事業を行っているのかお聞かせください。

○総務課長（高橋 誠君） 幸野溝土地改良区への補助が開始されたのが、調べたところ昭和39年度からということでございます。その当時の資料が現存していません、手元にあるのがですね、平成元年の資料でございます。その元年の資料では、39年度の補助が開始時の目的が記載されておまして、その中では防火用水としての機能、雑用水としての機能、それに家庭から排水される汚泥水の沈殿除去等に関わる部分で、当時は湯前町、多良木町、岡原村、上村のほうに、補助金というかたちで、また貴重な助成金として運用資金にあてているということで、残っているところでございます。

これまでについては、今年の分の助成金申請のほうですけれども、湯前町、多良木町、あさぎり町さんのほうに、それぞれ申請出されておまして、用水路、農業用水の他に、防火用水、雑用水、それから先ほど言いました、家庭から排水される汚泥水の沈殿除去、公衆衛生面の機能を有する維持管理助成金として申請があがっておりまして、それに対し

て、助成金の支出を行ってきたということでございます。

まず、総務課のほうでは、防火用水の町を縦断する細長い防火水槽というとらえ方ではないんですが、そういったものの使用として、維持管理の助成金として出資してきたと私のほうは認識しています。ただ湯前町が40万円なんです、それが土地改良区でどのように使われ方をしてきたか、私のほうも詳細に、これとこれ、というかたちでは、把握していないところでございます。

○9番(山下 力君) いろいろ言い訳を、今、説明いただきましたが、負担金でなぜ出すのか、負担金はいわゆる法令上の湯前町が義務的経費として、支払いをするときに負担金として支出されるものと思っております。

例えば、国県の道路工事をする場合に、国県はこしこ出しますから、湯前町はこしこ出してくださいというのが負担金。あるいは町村会や議長会が運営していくときに、湯前町はこしこ出してくださいというのが負担金ですよ。今回の場合は負担金に該当しないと思うんですよね、そこのところどういうふうに、説明できますか。

○議長(倉本 豊君) ここで暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午前11時27分
再開 午前11時28分
-----○-----

○議長(倉本 豊君) 休憩を終わり、会議を続けます。

○総務課長(高橋 誠君) 議員おっしゃいますように、助成金というかたちでなく、やはりこれは補助金としてのとらえかたのほうが正しいんじゃないかと思っております。

今後幸野溝土地改良区と協議していただいてこの付近の確認と、必要があれば修正をさせていただきたいと思っております。

○9番(山下 力君) 先ほど課長が説明したとおり防火用水のために流すということで、40万円を計上したと、まあ補助金申請があったと、だったらですね、その40万円を議会で削除した場合、幸野溝事務所は幸野溝に水を流さないのですか、幸野溝土地改良区の目的からいってそういうことはできないと思いますよ。ですから先ほどの説明は言い訳です。そこはちょっと町長、地方自治法157条、いわゆる地方公共団体等に町長は指揮監督権があるんですよ。ですからいろんな土地改良区もそういう公共的団体ですから町長として、即、幸野溝事務所の役員の皆さんとそういった協議をしていただいて、最終日までに、そのまとめた案を出していただければというふうに思います。

それとですね、今国は、地方創世、人口減少対策、若者の雇用の場を確保せよというのが地方の大きな課題ですよ、人口減少対策として、そのような時ですね、土地改良区は2、3年前に職員を退職された方が、再任用されています。そして今年3月退職される方

も、再任用という話を聞いております。

その理由はわかりませんが、ですから若手の職場を確保するという意味では町長はその公共団体に指揮監督権があるのですから、そこも少しは町として、減少対策にこういう考えかたがあるんだということを、やはり理事の方と協議をする必要があるんではなかろうかと思えます。

ですから先ほどの負担金の話と、雇用問題、2つについて理事会で協議をしていただいて、14日まで何らかの回答ができれば、回答をしていただきたいというふうに思います。

○町長（鶴田正巳君） その内容をお尋ねの上協議をお願いしたいというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（高橋一雄君） 35ページ、地域おこし協力隊員の2名を想定されているということですが、本町では4名の方に頑張っておられた時期があります。2名で必要と考えて2名なのか、私は何名必要かとなったら、その分は予算を立てていいと思うのですがいかがですか。

○企画観光課長（本山りか君） 今回の2名の任用の要望につきましては、まずお1人目につきましては、移住定住促進に関わる活動をやっていただきたい、ということで考えおります。その活動の例としましては、移住希望者の方向けの相談の対応、それから空きやバンクの運営、ふるさと納税を通した町の魅力発信、ということを考えてお1人を要望させていただきます。

もうお一方につきましては、町の情報発信に関する活動をやっていただきたいということで考えおります。町の総合情報サイトであります、ゆのまえかじりの運営、それから地域情報や町内イベント等の取材および広報に関わる活動、ICT関係機器を活用した取り組みの企画及び運営、ということでお2人を要望させていただいているというところです。

○7番（高橋一雄君） 私もそうですが、若者は一度は東京とか都会にあこがれますが、東日本大震災の後、若者の田園回帰の流れの説があるという考え方の本を何冊も読んで、そういう流れを感じていますので、大胆に、他の自治体も地域おこし協力隊の募集が増えたと思いますが、予算を組む時はもっと大胆に組んで、若者を湯前町に求めていただきたいと思えます。

○企画観光課長（本山りか君） 私のほうもですね、個人的見解でございますが、やはりそういった若者の町への定住移住をすすめて参りたいと思っておりますので、今後そういったところの趣旨を踏まえて、さらにはこの制度はですね、国からの特別交付税で措置をされますので、財源的にも満たされておりますので、きちんと活用がやっていけるよう

に、今後また企画部門だけでなく、他の必要な部署、定住ができるように、仕事にすぐ3年で終わりではなくですね、3年後につながるような職種のほうへの、定住が見込めるようなところで計画をやっていきたいと思っております。

○総務課長（高橋 誠君） 先ほどの旬報関係のデザインの方法ですけども、パソコンについては、購入後すぐに作成可能ということで、デザインソフトもすぐに、インストールしましたら、操作可能ということで、最低でも4月の2週目からの運用ができるということで、5月発行分からこの導入したのものについての作成での発行ができるということでございます。

○2番（椎葉弘樹君） ということは、平成31年度予算であがっている、広報紙印刷代194万円というのは、そのソフトを使った時の印刷代がこれだけかかってしまうということでしょうか。高いような気がするんですが。

○総務課長（高橋 誠君） 印刷代というのは納品として、紙で印刷されてくるんですが、その印刷代だけというのが、194万円ということでとらえていただきたいと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） であれば、そこは判断したいものですから、予算の確定までに会議が終わってからで結構ですから、860万円の根拠についてお示しいただきたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○9番（山下 力君） 各課残業手当、予算計上されていますので、総務課に代表してお尋ねしたいと思います。時間外手当を予算計上しているということは、そういう時がくるということで予算計上していると思いますが、どのようなときに各課の担当課長は管理する立場から、部下に残業を指示するのか、そここのところ総務課長代表して答弁いただければと思いますが。

○総務課長（高橋 誠君） 各課時間外手当については、残業ということもあるんですけども、夜の会議等々への出席そういったもの、あと緊急的な業務、明日まで報告しなければならない、国県に報告しなければならない業務、そういったものが発生した場合や緊急的な止むを得ないもの、残業を申請してそれを許可するという、時間外での仕事をさせるというふうなことで、許可と指示はしているというところでございます。

○9番（山下 力君） 基本的にはそういう考え方だろうと思っております。各課の課長さんは管理職ですから、部下がどういう残業をしているか把握はしておいていただきたいというふうに思います。これはなぜ私が聞くかといいますと、毎晩庁舎内の電気が遅くまでついているんですよ。それを、住民の方が見てですねいわゆる役場は忙しいですねと何をされているんですかという尋ね方をされますんで、それに答えきれないので質問をしたわけでございますので、そういった管理はしっかりしていただきたいというふうに思

います。

それと今年の4月から働き方改革関連法が施行されます。いわゆる国は地方自治体にも時間外の上限を規制を設けるようにと指導をしている、求めているというようなことも記事にかいてあります。

県は国に準じて、働き方改革関連法で上限を決めております月45時間、年間360時間、国は求めていますけれども、町の対応は今年の4月からどのような対応をする考えでおられるのか、どのようなまとめかたをされているのか町長の見解をお聞かせください。

○町長（鶴田正巳君） 先ほどの残業のこととも絡むと思いますけれども、一時期、財政改革とか再建とかいうようなことをもとに、職員の数が減ったという経緯がありました。ただ現行の職員の数も適正な数がどうなのかということも含めて、現状としては、まだ具体の対応には至っていないということをございます。

○9番（山下 力君） 私は、国が地方自治体にも求めているということを発言しましたけれども、これは事実かどうかでしょうか。国は地方自治体にも上限を設けるように求めているのか。

○総務課長（高橋 誠君） やはり地方自治体のほうにも、それを求めるような文書が来はじめていますということなんです。

○9番（山下 力君） 正式にはまだ来ている状況ということですから、町長早くそういう状況を踏まえて、働き方改革関連法に乗っ取った職員の使い方、仕事の与え方をしていたきたいというふうに思います。

それから先ほど総務課長の説明で今年の7月からいわゆる自治体の室内での禁煙なるという説明をされています。これは健康増進法の改正に伴って施行されるところですが、湯前町はどのような対応を考えられるのか、7月からですね、先ほど総務課長はまだ決まっていないので、今からするというような説明がありましたけれども、町長どのような対応をされるのかお聞かせください。

○町長（鶴田正巳君） このことにつきましては、事実上庁舎内は禁煙ということで、敷地内にあつては、それなりの喫煙所を設けなければいけないということをございまして、実は先般JTからもおいでいただいて、その規制に合うにはどうしたらいいかというような、協議をしたところをございます。

これは法律でございますので、そういった趣旨での対応をしなければならないということではないかというふうに思います。

○9番（山下 力君） 今朝の新聞ですか、城北のある市議会で、いわゆる議員がどう対応するのかという、一般質問を行った結果、その市長はきっぱりと全面禁煙すると、いわゆる健康増進法でタバコを吸わない人、望まない人が、受煙喫煙をなくすという法改正

の趣旨を重く受け止めたいと、ですから全面禁煙にするという判断をされています。新聞の記事ですよ、タバコを吸う愛煙家の方も、仕方がないと、いうコメントもされています。町長そのような判断できないですか。

○町長（鶴田正巳君） 敷地内ということよろしいでしょうか、議員のご指摘は、現行であってはその法の規制の中でどうすればいいかということ協議しているところがございます。その全面禁煙が果たしてどうなのかと、今の時点では私、どうなのかという印象でお伺いしたところでございます。

ただこのことにつきましては、継続的に今後オリンピックを契機にということ動いておりますので、協議は必要かと思っておりますけど、現時点では私としてはちょっと難しいのではなからうかという印象を持ったところでございます。

○9番（山下 力君） 庁舎内でタバコを吸うことができないというふうになれば、当然愛煙家の方は外に出ます。そのときですね、タバコ休憩は設けるのでしょうか。休憩時間、いわゆる午前10時と昼休みと午後3時、それ以外には吸ってはダメというような愛煙家の方との決めごとは必要かと思っております。

そこでお互いが妥協していただければ、室外の喫煙所は裏ではなくて、表ですよ、町民から見えるところに喫煙所をつくって休憩時間に吸っていただく、そういった方向で喫煙所を設けるようにしたらいいと思いますが、町長の見解はいかがですか。

○町長（鶴田正巳君） 今のご意見も参考にしながら、そういう協議になろうかと思っております。

○9番（山下 力君） とにかく健康増進法はそこを目的としてますので、そこはしっかりと判断をしていただきたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（黒木喜巳男君） 私は37ページ、空き家のリフォーム補助金が、昨年同様450万円計上されております。先日の補正におきまして、300万円更正減額されておりますが、今年度は450万円の需要があるのでしょうか。お伺いします。

○企画観光課長（本山りか君） はい、本年度の実績につきましては、空き家リフォームは1件の実績ということで50万円でございます。今後3月末までに、事業の完了報告までできるものが対象となりましたことから、いまのところご相談等もなく、もう必要ないということで減額をさせていただいております。

次年度の450万円が必要かどうかということに関しましては、一応今年度同様ということで、組ませていただいたのですが、私どもとしては、当初このリフォーム補助金を立ち上げた際にですね、趣旨としましては、大きなものについて、空き家の利活用を推進したいというのが大前提であったところです。

議員ご承知のとおり、平成26年から空き家の調査をしまして、もう町内にはすでに2

00軒程度の空き家があるというところでは、これは空き家の管理については当然所有者のかたの管理が大前提であります、ただそこに近隣の住民の方へのご迷惑等、影響等もございましてことから行政が看過することはできない、ということから、このリフォーム補助金にいろんな経緯を踏まえながら至ったところでは。

450万円が妥当かと言われれば、これまで受けてきた相談の中で、なかなか進まない、というのが実情でございまして。ただしそれを何で私たち始めたかと申しますと、やはりそういう所有者のかたへの啓発というところが行政の役割ととらえて、啓発を行っているところでは。その意味も含めまして、今後も空き家の利活用をはかっていきたい、やりたい、そういう思いがございまして、今年度やってみた検証を踏まえましてですね、ではどうしたら空き家の利活用が進むのか、そういったところも含めてですね、この予算で啓発に力を入れていきたいという思いで450万円同額組ませていただいております。

○8番（黒木喜巳男君） 是非ですね、そういう活用をしていただきたいと思いますと思っておりますが、また、そういう希望がないときにですね、住宅リフォームのほうは同じ200万円ですけど、全額使いきっておられます。たしか去年の全協のときも組み替えの話がございましたが、そういうことは考えておられませんでしょうかお尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） この点に関しましてはですね、平成30年度の6月補正に向けまして、私どもから予算の組み替えにつきまして、これが拙速だったと反省しておりますが、議員の皆様にも実情を踏まえて、ご提案をさせていただいたところでは。その際のご意見についてはですね私の中で2つに割れたかと思っております。

1つは移住定住の観点から、もう1つは地域への経済波及効果、この2点で議員趣旨のご意見を伺ったつもりでおります。当然ですねこのリフォーム補助金の要項におきましては、趣旨を2つ捉えておりまして、今申し上げました、移住定住の観点、それから地域経済波及効果への観点、2点がございまして。

どちらも重要ととらえておりますが、ただし当初の設立の要項の趣旨は空き家の利活用、移住定住促進というのが大きな部分、大半を占めていると私は思っておりますので、その点につきまして反省をしてですね、そのことを捉えて、そのときは補正にまで予算の計上をしなかった、という経緯がございまして。

この補助金につきましては、3年の時限立法でさせていただいております。ということではですね、私どもは3年間の期限を付けましたのはですね、やはり補助金をやってみて、これがどういった効果をもたらすのか、そういうことを検証したいというのがまずあります。やはり何でもですね、補助金とか新しい事業をするときには、やってみないとわからないところがあるものですから、本当にこの1年やっただけでもですね、非常に多く

の課題も見えて参りました。ですので、またはですね初年度に応募していただいた方、それから今後応募ご予約の方、そういった方々、平等性の観点からもですね、やはり3年間は検証をやりたいということですので、3年間は同じやりかたでやらせていただけないかと考えおります。

○8番（黒木喜巳男君） 確かに趣旨はよくわかりますけども、住宅リフォームのほうは希望者が多くてできなかったということも聞いております。出来ましたらそっちのほうにまわせばですね経済効果もありますので、是非そういうことで一応検討していただきたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） 移住定住の趣旨があると申しましたが、移住定住またこれも2つに分けて考えますと、今お住まいの方々、住民の方々が、今後住み続けたいと思われるときが、おそらく住宅の改修をされると思います。ですので、定住の意味は非常にあるかと思えます。

一方、空き家についてはですね、今、町民の方でも世帯を分離したりとか、そういったこととかありますが、これは外から来られる方の住宅の確保、という観点がございますので、その両方も踏まえながら、考えていきたいと思っておりますが、先ほども申し上げましたとおり、3年間は検証の期間ととらえさせていただき、その検証の結果をですね、お示しいただいた後にですね、またいろんなご意見をいただいて、制度の見直しを考えていきたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） 他にありませんか。

○3番（森山 宏君） 黒木議員のと関連しますけど、今言われた住宅リフォーム、これは申請者を9件あったうち4件は断ったと、私たち付け替えを要望したんですけども、空き家リフォームのほうに付け替え措置から、住宅リフォームのほうへは付け替えを検討されなかった、そして31年度も同じ方向性とおっしゃります。今課長がおっしゃったように、移住の空き家バンクというのわかりますけども、定住のほうで考えていただいて、今おらす住民の方、町民の方が出ておられた子供さんとか、町外に出ておられる、ご子息、孫と一緒にやっぱり湯前で、「住もごたんな、じいちゃん、ばあちゃんと住もごたんな」と言うときのリフォームていうのが、この住宅リフォームだと思うのですよ、定住促進の意味からもですね。移住も確かにわかります。難しいのもわかっております。ただ家があったら、実家があったら帰ってこられるときの住宅リフォームていうのを、企画観光課のほうで作っていただいた、これの利活用を考えたときですね、断るのじゃなくて、これの付随して経済効果もありますよ、断るのじゃなくてですよ、これだけの要望があったとしたら、実質5件と1件でしょ、300万、実質もっていけばあと50万また返すのではないかなと思えますけども、するとまるまる住宅リフォームのほうですか、そっちのほうで、対応でき

たわけよね、ですから3年間の時限立法とおっしゃるのであれば、逆にですね時
限立法ですので、その中の用途、付け替えていうのは、1年で検証、平成31年の途
中からでもいいですので、付け替えのできるような融和な発送というか考えをもた
れる検討機会はないですかね。

○企画観光課長（本山りか君） 定住を今後されたいという方々に関しましても、実際、
今年度、5件要望がございまして、採択をさせていただいたところです。

その5件の内容も私たち詳細に分析したわけではございません。議員が今おっしゃっ
たように、何のためにこの改修をやるのかというのが、ある程度この補助金を希望され
たご家族の構成ですとか、ていうのが少しずつ見えてくるんですね。たった5件なんですけ
ども、そこらへんもですね、分析の対象として私たちとらえておまして、どういったニ
ーズが本来必要であって、どういったニーズに対して行政が支援をしなければならない
のか、といったことも考慮して幾必要があると考えおりますので、そういった意味で検証
をさせていただきたい。

今をもっても、非常に意見が分かれるところで私たちも対応に大変苦慮をしておりま
す。担当がですね、窓口で「なんでですか、予算これだけこっちにはあるのでしょうか」と
いうご相談もあり、担当が非常なエネルギーを以て対応してるわけなんです、議員のお
っしゃる趣旨もよくわかりますので、そういったところも、どちらがどうなのか、とい
うのもまた今後、今年度も今ひとつ検証をさせていただいて私たちなりの分析をした結
果を皆様に公表して参りますので、その時点でのご判断をお願いしたいと考えおります

○議長（倉本 豊君） ここで昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時58分

再開 午後12時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。ただいま款2、総務費、項1総
務管理費の質疑の途中です。発言を許します。

○5番（味岡 恭君） 37ページの先ほど黒木議員と森山議員が聞かれましたけ
ど、その関連でまたお尋ねしたいと思います。住宅リフォーム補助金ですが、先ほど
話しを聞いておりますと、用途がはっきりしてないと、移住定住の住居の部分にしか
補助金は出せませんよという文言は、はっきり書いてあるのかお尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） すいません、要項のほうには一応補助要件としまし
ては、先ほどのような世帯の要件とか、そういうのはありませんで、ただ住宅を改修して2
年以上お住まいの意志を確認させていただければ、それで済むこととございます。

○5番（味岡 恭君） もう少しですね、はっきりと用途、つまり補助金を出すとい

う用途は、はっきりと明確に出しておいたほうがいいのではないかと思います、再度お尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） 要項の中にはですね、こういった要件が該当になるというというのは、はっきり謳ってはおります。

○5番（味岡 恭君） わかりました。それともう1点ですね、住宅リフォーム補助金についてお尋ねします。これが今年で2年目、1年目の時にいろいろ200万円の予算でやられたときいております。その時に申込者が多数おられたと、その締め切った後にも数人の方からもうないのかなという話もお尋ねしました。

ということで、先ほどから聞いていて、順番制というんですか、先着順というんですか、なんかはっきりしてない部分のあったものですから、ある程度の期間を区切って、抽選なら抽選というやりかたのほうがいいのではなかろうかと思いますが、今後いかがお考えでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） その点に関しましてはですね、先ほど前からご説明しております。現時点での補助要項には明記してないところです。そのことから、今年度先着順という形で滑り出しをやっております。

そういったところから、今年度先着順で始めてしまったもので、次年度、3年間続くわけで、あと2年残っておりますがそのやり方で、公平性をもって同じやりかたですすめさせていただきますだけだと思います。

○5番（味岡 恭君） 改築する方には非常にいい補助金だと思います。そういうことでやはり公平性を保つためには、期間を区切って申し込まれた後抽選か、まあ他の方法をとられるとか、みんなに公平になるように対応していただきたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） 今私が申し上げました趣旨としましてはですね、今年度申込をされて、先着順というやりかたでさせていただきましたので、次年度にお申し込みをされる方につきましても、今年度との公平性を保つために先着順というやり方でさせていただきますだけだと思います。

○5番（味岡 恭君） 住民からすれば、先着順であれば少し不公平がでるのではないかというふうに思いますので、ある程度期間を区切って、その中で抽選、または他の方法、平等に考えられるような対策をとっていただきたいと思います、再度お尋ねします。

○議長（倉本 豊君） 暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午後1時04分
再開 午後1時06分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。発言を許します。

○2番（椎葉弘樹君） 現在の住宅リフォーム補助金の要項を見ますと、移住という目的趣旨が入っておりません。一方、空き家リフォームのほうは移住定住となっております。ということは、住宅リフォームにおいては湯前町に住んでいる方が条件を満たせば対象になるわけで、その要件を先ほどの味岡議員の部分も含めて要項は速やかに検証して、速やかに直していくべきだと思うのですが、そのへんについてはいかがでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 要項のほうにそもそも今ご議論いただいている採択のやり方、そういうところが明記していなかったものですから、こういったことになってしまったのかなと反省しておりますので、今後どちらにするのかの検討も含め、考えさせていただければと思います。

○2番（椎葉弘樹君） そしてですね、今年度の募集というのは、これからされるのではないのですか。今、3月ですけど、ということはまだ十分検討されて、どういう募集にするのか抽選にするのか若干余裕がありますので、そのへんも含めて検討いただきたいと思えます。

○企画観光課長（本山りか君） そのつもりでご提案をさしあげておまして、当然ですね、この予算をご可決いただければ、すぐ募集の段取りにはいらないといけませんので、先着順でやるのか抽選でやるのか、というのも今決めないといけないことなんですね、そういったことも踏まえまして、本日の議論も含めまして検討させていただき、この場でお示しできるようにというようなスケジュール管理で、今回の当初予算の議決までに結論を出させていただき皆様にご理解いただければと思います。

○議長（倉本 豊君） 他にありませんか。

○6番（金子光喜君） 私はふるさと納税についてお伺いさせていただきたいと思えます。返礼品に関しましては3割以内ということで通達がありまして、どこの自治体も同じラインに並ぶことになりましたので、昨年よりかなり減ったかたちでの予算立てになっておりますけれども、やり方次第では、ここは大きくなっていく可能性もあるのかなと思っております。

現状ですねお米の返礼品については、1番多かったわけですけども、農業公社の運営が厳しくなってきたということで、そこの対応はどうなっているかということと、あとほかのリストでですね、新しくこういったものに取り組みたいというのがあればですね、ご提示願いたいと思えます。

○企画観光課長（本山りか君） 米に関しましては、うちの返礼品の中で、順位で申しませんが、第3位であります、その100パーセントに近い数字を農業公社様からご提供いただいて返礼品として取り扱いをさせていただいております。

公社の経営状況から今年度は作付けをされないという情報はいりまして、その後担

当とも協議をしたところでございました。正式な農林課との協議は設けておりませんが、ただすぐに取り組まないと、第3位を誇る返礼品でありまして、非常に機会を損失してしまいます。ということからできれば農家さんとかにですね、個別ではあってもですね今現に1人の事業主さんとしてご登録いただきまして、数量としてははすくないのですが、少なからずでしております。

そういったところも踏まえまして、農家様にご協力いただけるところはいただいております。またJAさんとの関係もございまして、そういったところも、できるのか、できないのか、そういったところも含めて検討を取り急ぎやっていきたいと考えております。

そして新しいアイテムについては担当課のほうでこれまではずっとやって参りまして、なかなか実情を申しますれば、職員体制の問題もございましてそこへの取り組みが今年度は非常に手薄になっております。こういった問題もございまして、あとはふるさと納税の返礼品についてどうとらえて、町の財源としてとらえて、体制を整えてまでやるのかやらないのかそういったところも検討しないと、ただそのアイテムを1つ2つ増やすとか、随時的な対応になりかねませんので、そういった大きな問題ところの解決を計って参りたいと思っております。

○6番（金子光喜君） 町の取り組んでおられる取り組みの中で、いわゆる利益を上げるような活動につながってくるというのはここだけなのかなと思います。財政力の小さい町村がいろんなことをしながら広く国民に支援をお願いするという流れでできたのがこの制度ですので、しっかり取り組んでいくことで、財政力というのもおのずとついてくると思いますし、可能性はあると思います。

そのへんしっかり検討いただいた上で、本町の魅力きらりとひかるところを探していただきながら検討いただきながら、取り組みに加えていただきたいと希望するところで、農家の底力も実際あると思います、町の底力もあると思います、しっかりこのへんも町のほうでも探していただいて磨きをかけていくことで、よりよいこの制度が生きてくる形になると思いますのでがんばっていただければと思います。

○企画観光課長（本山りか君） ふるさと納税はそもそも町に応援をいただける寄附の制度でございまして、この趣旨は間違えないようにまず第1点はとらえております。返礼品についてはですね、やはり市町村ががんばって、こういったところもありますと、売り込んでいく市町村間の競争になっております。そこは議員おっしゃるような姿勢でやって参りたいと思っております、

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○9番（山下 力君） 40ページの職員の研修費についてお尋ねをいたしたいと思いません。今年227万円の予算を計上されています。どのような予定がなされているのかお聞

かせください。

○総務課長（高橋 誠君） 職員研修費につきましては、まず職員の階層別研修といたしまして、主事級、係長級、課長級そういった階層別研修をおこなっております。あと専門的な研修、スキルアップ研修ということで、各課の業務に応じた研修の個別研修を予定しています。あと全体研修については、個人情報保護関係また会計年度職員の関係もあると思います、また人事評価とうの全体研修を予定しております。

○9番（山下 力君） 今、説明を受けたような計画はしっかりとやっていただきたいと思えますし、そのほかにですね職員の個人個人で自分の質アップのために、こういう研修を受けたいという職員の方もおられると思うんですよ、そういった時に今考えられる研修先はどういうところがあるんでしょうか、例えば1ヶ月か2ヶ月か3ヶ月かこの場を離れて自分を磨いてくるという研修先というのは、どういうところが想定されるんですかね。

○総務課長（高橋 誠君） やはり地方公務員としての自分を磨きあげるということで、過去には自治体とか、2ヶ月、3ヶ月といった長期的に専門的に受けてくるという研修もありましたが、これについては、最近では、ここ何十年かは受けた職員はいないと思います。

もう1つは、B&G関係もありました。これについては今年度ちょっと今の職員体制では派遣できないところがございます。ただそういった自治体とかのですね希望を募りながら行っていただく気持ちのある人にはやはり、叶えさせてやりたいなというところはあります。

ただ、やはりまだそのほかにもですね、スキルアップについては研修を見つけていただいて、どうしても行きたいなら行かせてやれるような手配はしたいと思っております。

○9番（山下 力君） 今、総務課長がそういった方がいれば応援したいという答弁でございますが、職員の中にもそういう気持ちを持っておられる方はおられると、ですからやはり町長はじめ管理職の方がそういった声に耳を貸して、行ってこいと、勉強になるぞと、そして町のリーダーになってくれというような、後ろから押してあげるというような姿勢も必要ではないかなと思います。そういった時に、今、課長も言いましたとおり、ここ私が知る限り福祉課長が何十年前に行かれていますと思うんですよ、その後あまり行っておられないという状況だと思うんですよ。ですから、そういった研修に毎年何十人は行かれないと思いますが、少なくとも1人くらいは行かせるような、行っていただけるような雰囲気を作っていただければと思います。

その時にですね、町には人材育成基金があります。いわゆる上限として6,150万円があるわけですが、これが最近使われていないと思うんですよ、せっかくあるのですから、ただ6,150万円は果実運用型ですので、わずかな今の利子の状況じゃ果実はうま

れないと思うんですよね、そこで会計責任者今の利率を考えたときに6,150万円の人材育成基金の果実はどれくらい出るのかお聞かせください。

○会計管理者（愛甲正之君） 現在、ご存じのとおりでございますけれども、マイナス金利という状況という中です、いま現在、店頭金利が0.01パーセントというかたちになっておりますので、6,150万円です、6,150円というかたちになりますが、いま現在、預けている分はその倍額の0.02パーセントで契約をいただいておりますので12,300円という金額になります。

○9番（山下 力君） 町長、今、聞かれたとおり、せっかく人材育成基金があるので、果実運用という基金ですので、今、言われたとおり6,150万円じゃあ、1万2,300円の果実しかない、それじゃ先ほど後押ししてでも勉強に行っていこうという人のためには使われない状況なんですよ。

その現状について、町長どのような見解をお持ちですか。

○町長（鶴田正巳君） その人材育成基金については、今、果実運用型であるとすればその運用であるとそのとおりだと思います。その中で、今、総務課長が説明しましたとおり、研修等々の予算あるいは、そういう思いがあればということでございますので、運用としての人材育成基金の運用がそうであるならば、そのことを変えるか、あるいは他の財源をもって研修にあてるか、ということになってこようかと思っておりますけれども、議員ご指摘のとおり職員それぞれの研修はですね、投資としてやっていかなければならないことだと思いますので、そのへんの工夫が必要かと思っております。

○9番（山下 力君） せっかくですねそういう職員ができた場合ですね、使いたいと思うんですよ、使っていただきたいと思うんですよ。その時に果実運用型じゃだめですから、この基金をですね取り崩し型の基金のほうにですね切り替えるというような考えも必要かと思っております、この件についてどうでしょうか。

○町長（鶴田正巳君） そのことはやぶさかではございませんで、人材育成のために使うという目的と、それから内容をしっかり見定めながらの運用ができるようにすればということでお伺いしたところでございます。

○9番（山下 力君） まあとにかく職員の方にですね、そういった積極的な働きかけを、勉強してこいということと、その基金の見直し、これをしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

総務課長そういう姿勢でですね、新しい町長との協議に入っていただきたいというふうに思います

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） 私はですね、例規システムについてお尋ね申し上げます。29ページですね、例規整備支援業務委託料、それから30ページの文書広報費の中で町例規デ

データベースシステム保守委託料とありますけども、まあ一応、最初のほうはこの本のほうだと理解しております。後のほうはデータベースでホームページのほうだと思いますけれども、今後どちらの方向に持っていかれるのか、両方とも今後ともやっていかれるのかお尋ねしたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 29ページの例規整備支援業務委託料については、説明の中で申し上げましたとおり、平成32年の4月にですね会計年度任用職員、この制度が導入されることにあたり、本町の多岐にわたる例規、条例、要項にわたってきますのでその業務支援を行ってもらうための委託料となっております。

これは年度・年度、新たなテーマごとに発生した場合の例規を想定しているわけで、今年度については会計年度任用職員に関しての例規整備を改正関係も含めてですね、委託するところでございます。

町例規データベースシステム保守委託料、これは30ページですね、これについては議員おっしゃられるとおりですね、例規集全体をホームページのほうにアップして公開しているその保守委託料となっております。

それぞれ目的が分かれているといういい方になるんですけれども、全体的なものは、この30ページのもの、例規整備が年代ごとにわかるものは、それぞれ29ページの例規支援のほうで行っていくという形でございます。

○1番（遠坂道太君） はいわかりました。例規集ございますけれども、ホームページのほうからひらきますと、やはり詳しくデータベースが出てきていないというふうに思うんですよね、詳しい内容が知りたいときも、ちゃんとしたものがでていないと、この補助事業にしるその中身が載ってないものですから、そのあたりの整備もされるわけでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 例規データベースシステムのほうは、町の例規集すべてを載せているところでございます。これには条例、規則、要項、と載せております。各課で持っているような、内規と言いますかそういったものについては順次あげていくようにということで言うてはいるところでございます。

まさに町民のほうに公開していくことが、このデータベースシステムでございますので、そういった方針で今後も進めて参りたいと思っております。

○1番（遠坂道太君） はい、今後やはりそういった、課長のほうから言われましたように、中身のほうも詳しくわかるような形での、整備をしていただければ幸いです。

また、いろんな事業の取り組みにしる、農家の方も、そういうふうな中身を見た形での、先ほどもリフォーム関係がありましたように、やはりその理解がですね、進め方がはっきりわかっていないと思います。そのへんが分かればいろんな迷いもないと思いますので、今後そのような取り組みをしていただければと思います。

○2番(椎葉弘樹君) 39ページの町ホームページリニューアル業務委託料についてお伺いします。

まず、この来年度にかかるランニングコストについて、現状と今回提案されている内容の比較をどのように考えられているか伺います。

○情報統計係長(有馬博士君) 当初予算に計上している予算ですけれども、これホームページの構築費ということで考えておまして、ただこれを実際にプロポーザル方式で提案募集する際には、構築費のみではなく5年間程度の保守関係経費も提案にふくめていただくというふうに審査をして、委託業者を決定したいと考えております。

○2番(椎葉弘樹君) 私がお伺いしていたのは、現状とランニングコストと今回提案される予定のランニングコストの比較についてです。その数値がわかれば、お伺いしたいと思います。

○情報統計係長(有馬博士君) 現在、すみませんちょっと正確ではないですけど、年間60万円から70万円程度の維持費がかかっているホームページが3サイト、そしてもう少し低廉な額になりますけれども1サイトと、合計4つのウェブサイトに対して維持費を払っている状態で、おそらく合計で200万円弱くらい、180万円、190万円ぐらいの年間の予算がかかっているのではないかと記憶しておりますけれども、それを1サイトにまとめていくということになりますので、その分のコスト、年間の保守料の削減効果が出てくるものと、今回当初の構築費としては大きくなってきますけど、それらのサイトをメインのサイトとサブサイトという形に統合していく形で考えておりますので、年間のそういった保守料というのは低廉に押さえていくことができるのではないかと考えおります。

○2番(椎葉弘樹君) 県内の自治体で、私ちょっと調べてみたんですけど、荒尾市と山都町、これがプロポーザル方式を採用してのホームページの構築をされています。ご紹介しますと荒尾市のほうが、上限500万円でのプロポーザル、そして山都町では上限570万円でのプロポーザルとなっております。

また、年間の維持費については、荒尾市のほうは94万円ということになっております。それと比較した時に、本町が高くなっている理由というのは、その4つのシステムを合体するから、合わせるから高くなっているのか、それとも今はただ細かく見積もっていないので、だいたい800万円くらいかかるだろうという想定なのか、その見積りの根拠をお伺いします。

○情報統計係長(有馬博士君) 割高になっているということで、原因としまして一番大きいのは、先ほどちょっと説明で出しましたけど、サブサイトの構築というもののデザインの経費がですね余計にかかってしまう。行政のサイト1本ということであれば、ウェブサイト1本分のウェブサイトのデザインでいいわけですけど、現在、地域情報発信サイト

として設けております部分、そして観光サイト、そして美術館のサイトがございますけれども、全2社、情報発信サイト、そして観光サイトについては1つのサブサイト、そして美術館のサイトはですね、これはきちんとのこしておこうということで、2つめのサブサイトということで考えおりますので、2つのサイトの分のデザイン構築費が余分にかかってしまうということで、予算がこのようなになっているということで、実際にはプロポーザル方式で、一社随契ではなくてですね、ということでなんとか押さえていけないかとは考えおります。

○2番(椎葉弘樹君) この複数のサイトを1本にまとめているから少し割高になると解釈したんですが、自治体の本来あるべきサイトと、果たしてそのサブサイトというのを行政が持たなくてはいけないのかという議論は当然必要かなと思っていて、これは持つことによって当然自治体の負担は増えていきます。そのあたりのプロジェクトでの検討経緯というのはお示しいただくことはできないのでしょうか。

○情報統計係長(有馬博士君) お示しすることは可能でございます。整理もしてございますので、今年度平成30年度の職員のプロジェクトチームでの検討内容という形でありますので、お示しすることは可能でございます。

○2番(椎葉弘樹君) その検討結果を見た上で、この金額が妥当なのかということは判断させていただきたいと思いますが、課長の説明の中に外国語対応等も入ってありましたので、それも、いま現在、果たして外国語対応も含めたほうがいいのかということも含めて、ちょっと確認させていただきます。

○議長(倉本 豊君) ほかにありませんか。

○9番(山下 力君) 金子議員と関連ですけれども、ふるさと納税について、課長の説明で皆さん方理解しておりますけれども、本来の目的は自治体を応援する基金なんですよ、ですから課長の考えもあると思いますけれども、製品の返礼品だけでなく、いわゆる政策、町はこういう事業に取り組んでおります、これに応援してくださいという政策とか事業とかあれば教えてください。

○企画観光課長(本山りか君) 現在のところ、そういった政策に対する応援のようなものは持ち合わせておりません。

○9番(山下 力君) 大切なことだと思うんですよ。原点に戻って、ですからこれは町長部局としっかり話し合っ、いっぱいある中でこれに特化して発信しよう、そして応援していただきたいと、それを考えていただければと思います。

○議長(倉本 豊君) ほかにありませんか。

○5番(味岡 恭君) 33ページの公有林管理費の中の役務費の中の森林災害保険料343万5,000円ほど今年度の予算が組んでありますが、約40万円か50万円近く今年度は上がっております。この値上がりしたのは契約の内容が変わったのか、面積が変わ

ったのかそこらへんをお尋ねいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 契約につきましては、部分部分等ございますけれども、単年で契約するもの、3年、4年で契約するものがございます。今年につきましては、3、4年で契約するものの更新時期でありまして、そういうことで額が上がっているということあります。

○5番（味岡 恭君） これは立木保険なのでしょうか、内容は。

○農林振興課長（稲森一彦君） そうですね、立木になりまして、山火事だったり、風水害等による立木保険ということになっております。

○5番（味岡 恭君） 立木の他には何か補償というか保険はないんですかね、入るやつは保険に。

○農林振興課長（稲森一彦君） 立木だけになっているかと思っております、内容によっては火災だったり、土砂災害による立木とかというふうなこともあるかと思えます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） 33ページですけども、14の使用料及び賃借料の森林GISシステム使用料ですけども、効果についてお尋ねしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） これにつきましては、森林基本図、森林計画図、森林簿ですね、これらの基本情報をデジタル化してシステム化したものになります。これにつきましては作業計画であったりとか、あと補助事業を実施するときなどに当然地図情報をつけて出しますので、そういうふうなものに主に使っているところでございます。

○1番（遠坂道太君） 境目がわからないとか、そのあたりについても正確な形がでるのでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） それにつきましては森林情報というところで、境とか所有者というのは森林整理簿というのがあります、それも含めましてこのデータ化の中で管理しているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（森山 宏君） 33ページの一番上、町有施設解体工事、これはどこの施設なのかお尋ねします。

○総務課長（高橋 誠君） 今、存目であげているところでございますが、旧南部保育所、下村にございます旧南部保育所のほうに、旧旧南部保育所を使っておられる団体が、そちらのほうに活動の拠点を移動されるということで今考えおります。その後、旧旧南部保育所、馬場でございます、そこに、今、潮大橋の下にですね、小川邸というところで倉庫代わりに使っているところがございます、その倉庫代わりに使っている小川邸が朽ち果てていくところで、ちょっと危ない倉庫がわりになっているということで、旧旧南部保育所にイベント関係の倉庫の機能を移して、潮大橋の下の旧小川邸のほうを取り壊せればと

いうところの解体工事の存目計上になっております。

○3番(森山 宏君) 旧旧南部保育所の利用者が移動するということは、ちょっと聞いていたもんですから、まあ移動されるほうが了承したかしないか分かりませんが、それと今度は旧南部保育所、下村のほうですね、町有地草刈り等委託料で65万9,000円上がっております。これは旧南部保育所のみ草刈りのことですか。

○総務課長(高橋 誠君) 説明が不足しておりました。旧南部保育所他、町内の町が管理しているところ、代表的に言えば球磨川鉄道の沿線のつつじ関係、草刈り関係でございます。職員のほうでも年に数回やっているのですが、それでも追いつかない部分を町有地草刈り等委託料で賄うというところでございます。

○議長(倉本 豊君) あとは総括もありますので、次に進みたいと思います。

次に、項2徴税費、項3戸籍住民基本台帳費、項4選挙費、項5統計調査費、項6監査委員費は一括して質疑を行います。質疑ありませんか。ページは40ページから49ページです。

○1番(遠坂道太君) 41ページの委託料で不動産鑑定委託料とありますが、これはどういったかたちでの鑑定をされるのか、お尋ねしたいと思いますが。

○税務町民課長(堤田真由美君) はい、こちらの不動産鑑定委託料につきましては、土地の評価事務が円滑かつ公平に行われるよう、総務大臣の告示した固定資産評価基準に基づき適正な把握、評価し固定資産税の適正、公平な課税をするための委託料となります。

○議長(倉本 豊君) ほかにありませんか。

○6番(金子光喜君) お尋ねいたします。個人番号カードに関してお伺させていただきたいと思います。43ページにですね負担金補助及び交付金の中に、負担金についての87万6,000円が出ておりますけれども、こういった内容なのかをまずお伺いさせていただきたいと思います。

○税務町民課長(堤田真由美君) これは通知カード、個人カード関連事務及び認証業務に関する事務の費用に関する負担金になっております。

○6番(金子光喜君) 分かりにくかったですけど、それと現状個人番号カード取得されているのかお伺いします。

○税務町民課長(堤田真由美君) ただいまマイナンバーカードの交付数は352枚となっております。申請はその他にプラス80枚ほどありますけど、死亡されたり、転出されたりして、未受領もあります。

○6番(金子光喜君) ただ住民の割合からすると1割くらいということになるかと思いますが、その状況ではカードの意味が半減するかと思いますけれども、通知カードはそれぞれの家にきているかと思いますが。個人番号カード、マイナンバーカードを作って

くださいという流れは、また国のほうから強く言ってきているのでしょうか。

○税務町民課長（堤田真由美君） はい、マイナンバーカードについては今後保険証の内容を記載するとか、国のほうもいろいろ考えおりますが、なんせこちらのほうで使うところがあまりないというのがちょっとネックになりまして、今のところ身分証がわりに申請をされてるのが主な現状です。

もう少し利用が、中の利用ができるような状況が見えてくればこちらのほうも申請を促すこともできるんですが、なかなか利用ってところがネックになって、こちらのほうも申請をしてくださいねというお願いができない状況にもあります。そういう現状でもあります。

○6番（金子光喜君） テレビ等でですね、将来的には保険証のかわりになるような対応をしたいという話があっておりましたので、まあいろんな形で町のほうもこの普及に力を入れていただくのかなと思っておりましたので、まあ今後いろんな形で国のほうからも言ってくるとは思いますが、しっかりと対応していただくことを、希望します。

○議長（倉本 豊君） 他にありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので次に移ります。款3民生費の説明を求めます。

○保健福祉課長（白川一雄君） 49ページからになります。款3民生費をご説明申し上げます。民生費は8億3,039万円を計上しました。前年度と比較して4,035万5,000円の減であります。歳出に占める構成比は30.6パーセントになります。

以下、目ごとに主なものや新規の項目を中心にご説明申し上げます。目1社会福祉総務費につきましては、3億1,827万1,000円を計上しました。前年度と比較して2,086万6,000円の減であります。減の主な要因は、節13委託料に計上しておりました上中球磨巡回支援専門員整備事業委託料について、事務局町村当番が本町から水上村に変更となったために、皆、減となったこと、及び節19負担金補助及び交付金の町社会福祉協議会補助金、節20扶助費の障害児通所事業扶助費の減などによるものです。

節1報酬の民生委員推薦会委員報酬は、民生委員の3年の任期が満了する年でありますので推薦会を3回分計上しました。節2給料から節4共済費にかけて常勤職員8名分の人件費を計上しました。

50ページの節19負担金補助及び交付金は、社会福祉協議会補助金2,161万千円などを計上しました。

51ページの節20扶助費は、障害者総合支援法等に基づく障害者支援のための扶助費を現在の実績見込みにより1億8,456万1,000円計上しました。障害者の居宅介護、生活介護、施設入所、就労継続支援などに要する経費である障害者介護給付

費、訓練等給付扶助費、障害児の放課後等デイサービス事業所や児童発達支援事業所などに係る障害児通所事業扶助費等が主なものです。昨年度までの福祉タクシー事業助成金は、路線バス利用への補助も併せて行うため高齢者等移動支援助成金と名称を変更して計上しました。

また、昨年度までの障害者地域生活支援事業等扶助費は、その内容や国県の補助区分を基に、節13委託料の地域活動支援センター事業委託料、節19負担金補助及び交付金の地域活動支援センター事業負担金、障害者相談支援事業負担金、節20扶助費の障害者日常生活用具給付事業扶助費、障害者移動支援事業扶助費、障害者日中一時支援事業扶助費に分類し計上しました。

52ページの節28繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金4,954万2,000円を計上しました。

目2老人福祉費につきましては、高齢者の福祉施策を検討するための会議開催経費、敬老祝い金、高齢者の自立した生活を支援する高齢者生活福祉センターの指定管理料、敬老会開催及び各地区老人クラブ活動補助金、老人福祉施設入所措置費、及び介護保険特別会計への繰出金など、前年度より3,244万2,000円減の1億6,041万2,000円を計上しました。減の主な要因は、介護保険特別会計繰出金の減によるものです。

節8報償費の敬老祝い金については、高齢者への敬老の意を表すとともに長寿を祝福し、高齢者の福祉の増進を図る内容について、有効で効果的な支援とするため、そのあり方を検討する予定であり、議会の皆様とも協議を重ねながら進めていく予定としています。

節13委託料に高齢者生活福祉センター指定管理料などを計上しました。

節19負担金補助及び交付金の地区老人クラブ補助金は、全地区の老人クラブ会員が、平成30年度は1,181名であり、昨年を引き続き1人当たり1,000円程度補助できるように120万円計上しました。

53ページの介護予防拠点整備事業補助金は、県補助金申請時点までに生き生きクラブを開始した新規分館の整備を要望したいと存目計上しました。健康管理血圧計購入補助金は、生き生きクラブを実施している分館に、ふるさと納税を財源として、血圧計を設置し活用してもらうための購入補助金4分館分を計上しました。介護予防拠点活動補助金は、拠点整備として空調機器を整備しましたのでその電気料や生き生きクラブなどの運営のための経費への支援を行うために月額3千円を補助するために23分館分を計上しました。

節20扶助費は、養護老人ホーム入所措置費として、人吉球磨管内の3箇所の養護老人ホームへの入所者10人を見込み、2,400万円を計上しました。

節28繰出金は、介護保険特別会計繰出金として前年度より2,886万3,000円減の1億1,156万2,000円を計上しました。昨年度は第7期の初年度にあたり財政支援として3,500万円の基金積み立てのための繰り入れを計上したためであります。

目3社会福祉施設費につきましては、老人憩いの家及び年輪館などの維持管理費として節11需用費の修繕料に30万円を計上しました。以上です。

○税務町民課長（堤田真由美君） 目4国民年金費については、国民年金事務に係る経常的経費として9万4,000円を計上しました。前年度比63万8,000円の減となっています。委託料の減が主な要因です。30年度は2件のシステム改修を行いました。

続きまして、54ページになります。目5後期高齢者医療費については、前年度比298万4,000円減の9,947万5,000円を計上しました。事業の運営主体である熊本県後期高齢者医療広域連合へ納付する負担金7,261万円と後期高齢者医療保険特別会計への繰出金2,379万4,000円が主なものです。内、療養給付費負担金については、過去3年間の実績により熊本県全体で医療費を見たところで、平成31年度見込みとして広域連合で算出された額になります。以上です。

○保健福祉課長（白川一雄君） 54ページになります。目6プレミアム付商品券事業費は、本年10月の消費税及び地方消費税の10パーセントへの引き上げが低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的とする事業で、その実施に関する必要な経費を国が全額補助するものです。

具体的には2019年度住民税非課税者と3歳未満の子が属する世帯主が購入対象となり、非課税者と3歳未満の子一人当たり2万5,000円の商品券を2万円で購入できるものです。

本町においては、非課税者を1,140人、3歳未満の子を約60人としますと合計1,200人に最大2万5,000円の商品券が購入でき、3,000万円の規模となります。事務的な必要経費も含めて、今後、補正予算で肉付けを行い10月からの実施に向けて準備していきたいと考えております。

目7臨時福祉給付金事業費は廃目でございます。

55ページの項2児童福祉費、目1児童福祉総務費については、子ども子育て協議会及び児童虐待等の対策に係る会議開催等の経費を計上し、節8報償費の出生祝い金は子育て支援の一つの政策として存目計上しました。

節13委託料の病児病後児保育事業委託料は、上球磨4か町村で公立病院に委託して実施している病児病後児保育事業について、本町が事務局町村となり3町村からの負担金と国及び県の補助金を歳入で受け入れ、歳出の委託料で公立病院に支出するため計上

したものです。また、子ども子育て支援事業計画業務委託料は、平成32年度から5年間の子ども子育て支援事業計画策定のための委託料を計上しました。

節19負担金補助及び交付金の放課後児童健全育成事業補助金、放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金、保育補助者雇い上げ強化学業補助金、保育体制強化学業補助金など保育所などへの各種補助事業を計上しました。放課後児童健全育成事業補助金は、湯愛学童クラブへの申込者が多数であるため、平成29年度に建設した建物に加えまして、新たにユニットハウスを設置し、既存のクラブ室定員60名、ユニットハウス定員30名で運営し放課後児童健全育成事業学童クラブへの全員の受け入れを行い、子育ての支援を行うこととして必要経費を計上しております。

56ページの目2児童措置費は、慈光こども園及び湯前保育園の運営費、児童手当など前年度当初予算と比較して166万8,000円増額の2億970万8,000円を計上しました。

節19負担金補助及び交付金は、慈光こども園及び湯前保育園の運営費、広域入所運営費負担金を、それぞれ入園見込み児童数などにより1億6,043万3,000円を計上しました。湯前保育園は4月当初の入所児童71名を見込み、慈光こども園は1号認定10名、2号及び3号認定31名の計41名を見込み、平成30年度の算定単価により計上しました。広域入所運営費負担金は、14名分を計上しました。

なお、国の幼児教育保育無償化による制度変更は、詳細が判明次第補正予算により対応したいと考えております。

節20扶助費は、児童手当を4,927万5,000円計上しました。

項2母子福祉費は、ひとり親家庭等医療費補助金、母子会運営補助金など51万4,000円を計上しました。

項3災害救助費は、災害の発生に備え災害被害者の救助、救護に係る費目を前年度同額計上しました。

以上で款3民生費の予算内容の説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） 暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午後2時02分
再開 午後2時21分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。ただいま民生費の説明が終わったところです。質疑を許します。

○議長（倉本 豊君） 質疑ありませんか。

○5番（味岡 恭君） 55ページのですね出生祝い金、存目で上がっていますが、だ

いたいの構想はわかりますか。

○保健福祉課長（白川一雄君） 出生祝い金につきましては、子育て支援の一環として昨年の4月の全員協議会でも一度ご相談申し上げたところでございますが、まず球磨郡管内の状況を申しますと、9町村のなかで出生祝金が無いのが本町と相良村だけとなっております。相良村に問い合わせますと、平成31年度からですね入学祝い金として強化したいと、それについては、中学校入学時に3万円、高校入学時に5万円ということで議会のほうに提案したいということで聞いています。

ということで本町が出生祝金をまだ持っておらずにですね、管内の支給状況を見ますと、球磨村と五木村、錦町、あさぎり町、多良木町が第一子から10万円、山江村が5万円、水上村が3万円というふうな状況でございます。本町がまだ持っていないということで、子どもが生まれた際のお祝いということで、出生祝い金の制度をするべきではないかということで、改選後の新しい町長にもご相談いたしまして、できれば6月議会からでも始めて平成31年度4月からの出生分から適応できればなと希望をしているところでございます。できれば10万以上のものを始めてですね、他の町村に引けをとらないところで始められればなという希望を持っておるところでございます。

○5番（味岡 恭君） 今の説明がありましたように、今、無いのが相良村と湯前町だけでございます。是非ですね児童数も減っております。このまま特殊出産率をあげるためには、出生祝い金でもですね出していただければ助かると思いますので、がんばっていただきますようお願いいたします。

○1番（遠坂道太君） 関連ですが、先ほど白川課長が出生祝い金をお考えで、取り組んでいくということでございます。それでですね、政策の一覧とかですね、リーフレットの関係はあるんでしょうかお尋ねします。

○保健福祉課長（白川一雄君） それは県内の町村の一覧ということで、例えば子ども医療費の対象年齢とか、まあ広く言いますと給食費とか修学旅行費とかそそういったところまで含めた県内の町村の状況ということでしょうか、湯前町の施策の一覧ということですか、まあ予算条例等でお示ししているというところでございますが、子育て支援の内容につきましては、これまで厚生文教常任委員会でもというところでございますが、いろんな会議の場でお示しをてきたところというふうに認識しております。

○1番（遠坂道太君） あの一応委員会だけではなくてですね、町民の方にお知らせするというかたちでの、そういうふうなものを作ったらいいのではないかと、やはり入学式とか入園式あたり、そういうときにも利活用できるのではないかと、というふうに考えているところでございますが、そのへんについてはどうでしょうか。

○保健福祉課長（白川一雄君） まず妊娠をされた際にですね、母子手帳交付の際にですね、町の行っているサービス、出産支援等をご説明しまして、例えば保育園を通じた子育て

て支援等の案内も十分やっているつもりですが、更にその部分は徹底してやっていきたいと思っております。

○1番（遠坂道太君） はい、今後、やはり徹底してされると、まだまだやはり子供が、出生率が上がると思っておりますのでよろしく願いいたします。

○7番（高橋一雄君） 本町では、不十分な施策のなかで、現場では妊娠から出産、そして乳幼児の成長、現場でお母さんたちに寄り添って対応に当たられると思いますが、県内でも時々、ワクチンを間違ったとかいうニュースが流れますが、そういったことへのミスの対応はどうされていますか。

○保健福祉課長（白川一雄君） それは予防接種等の話にはなってくると思いますが、もちろん案内する際の二重にならないような、案内から間違わないようにしているところでございます。そういったところの健康を害するところにつながりますので、十分なチェック体制をしているところでございます。今後もしていきたいと思っております。

○3番（森山 宏君） 53ページですね介護予防拠点施設整備補助金、これ存目計上になっておりますけれども、これいきいき健康教室の関連しての、俗にいうエアコン設置事業と思っておりますけれども、これが17分館だったですかね、あと残りの部分に関しては、全館設置するように進めていかれるおつもりなのでしょうか。

○保健福祉課長（白川一雄君） これにつきましては、通いの場ということで健康づくりあるいは、コミュニティの場ということで、各分館を利用した中でのそういったことへ取り組んでいただいて、介護予防につながる活動をしていただいているところについて、その施設を整備する。全額県の補助を元に、町から補助しましょうというところがございます。

これにつきましては、いま現在、19分館取り組んでいただいておりますが、県補助に平成30年度、間に合ったところが追加分も含めて18整備が終わっているところでございます。26分館ございますが、分館施設として24分館建物があります。その内、現在のところ牧良分館が全員浅鹿野のほうでされていますので、対象が23ございまして、あと19ですので4つございます。年度途中で始めました瀬戸口分館を含めると5つあと残っているということで、本町とすれば今すでに始められている分館の活動内容を紹介してですね、まだ実施していないところはいかがですかと案内をしていく、これについては強制的ではございませんので、自主的にやっていただくところに支援をしていくというスタンスで広げていきたいというふうに思っております。

○3番（森山 宏君） その補助を要件にですね、1施設に対して上限はありますか。

○保健福祉課長（白川一雄君） 1施設について最大850万までということでありませぬ。県の補助要項ではですね、新築するには足りませんが、大幅な改修はできるというところがございます。

ただ、これについてはあくまでも介護予防の活動に資する整備内容ということで、その内容に適したものを補助対象として認めて、県のほうに申請をあげるという形になっております

○3番(森山 宏君) これはですね、昨年うかがった時に、各地区上限が90万円というふうに認識していたものですから、850万円までであるという、そういう恐ろしい数字は分からなかったもので、90万円と伺っていたんですが、あれはまた違う意味だったんですかね。

○保健福祉課長(白川一雄君) あの90万円というところが、一人歩きたのではないかと思います、90万円と申しましたのは、現在の各地区分館の一番広い施設等を空調等でやった場合それくらいの金額が普通は標準的にかかるのではないかとということで、それくらいのところで、90万円掛ける分館数で予算的にいくらと説明してきたところでございます。各分館の整備の中で必要であればそういったところも必要性を確認した上で県のほうにも補助をあげるということで今までやってきたというところでございます。

○3番(森山 宏君) 是非、そういうふうに進めていってほしいんですけども、それに伴ってですね活動補助金ということで、電気代の月額3,000円、それを設置したところ、23分館の電気代の補助というふうにかがっておりますけれども、これは分館に対する補助ですかね、いきいき健康教室はまだ23ないんでしょう、月額3,000円、この根拠と、これは県の補助金がつかんことには、県から打ち切られれば1年で終わりばいという事業なんですか。

○保健福祉課長(白川一雄君) まずですね、23分館という意味は、先ほど申しましたように現在、30年度は19分館していただいております、最大23分館までは広がっていくと全地区となるということで、31年度に対象の分館全部がやってもらったら23分館まで対応できるということで予算をお願いしたところでございます。

また、月々3,000円という意味は、電気代のみではなくてですね、通いの場で寄っていただいているいろんな消耗品を必要として買って、その経費に充てたりとか、例えば語らいの場でお茶菓子であればそれにも使っているということで、この介護予防拠点としての活動の中の活動費として予算を編成したところでございます。

○3番(森山 宏君) 非常に手厚い補助だとは思いますが、これがずっと続くものか、31年度だけなのか、県の補助金ありきでこれは成り立っているものと理解しておりますので、補助金がなくなったら当然3,000円がなくなる、低くなったら2,000円、1,500円となっていく、そういうふうに理解してよろしいんですか。

○保健福祉課長(白川一雄君) 23分館分の月額3,000円の12月分ということで、82万8,000円を計上させていただきました。これにつきましては、全額町の自

己負担単独予算でございます。

と申しますのは、こういうふうに介護予防することで、病気の予防でありますとか、引いては介護度が重症になったり、新たに介護認定することがないようなところの生活をさせていただいて、今まで通り我が家で生活を続けていただくための支援という意味でございますので、それで目に見えない部分の大きな医療費でありますとか、介護の負担が減ってくれば、これ以上の効果が出てくるものと信じて計上させていただきました。

○6番（金子光喜君） お伺いするのは、児童福祉総務費の中にですね、児童虐待及びDV対策連絡協議会委員報酬等がでております。今連日テレビ等騒がしています児童虐待の事案があったりですね、国のほうでもそのへんの対応をしっかりとしなさいという流れがあったかと思えます。本町のほうではないものと信じたいところですけども、こういったしっかりとした組織を作って、ちゃんとした対応をされていると思えますけれども、委員さんについては何名おられるのかお伺いします。

○保健福祉課長（白川一雄君） 実際のところは10名程度おられていますが、報酬を払わなくていい方もいらっしゃいますので、そういったところで組織をしてですね町内の各家庭のいろんなことに個別なケースについて話し合いながら、どういうふうな支援が一番いいかということを協議させていただいているところでございます。

○6番（金子光喜君） まあいわゆる、今、言われているのは、児童相談所の機能が十分ではなかったとか、対応についての知識とかが不足していたり、積極的な対応がなくて結果的に残念な結果になってしまったという流れがありまして、そこをきちんとしていただく流れをですね本町としても作っていただくように、今回敢えて質問させていただきました。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので次に移ります。款4衛生費の説明を求めます。

○保健福祉課長（白川一雄君） 56ページからになります。款4衛生費をご説明申し上げます。衛生費は1億5,003万1,000円を計上しました。前年度と比較して1,138万7,000円の増であります。増の主な要因は、人件費と公立多良木病院企業団負担金の増であります。歳出に占める構成比は5.5パーセントになります。以下、目ごとに主なものや新規の項目を中心にご説明申し上げます。

項1保健衛生費、目1保健衛生総務費につきましては、環境衛生係担当職員2名の人件費、住民の各種健診及び保健事業に係る諸経費、保健センターの維持管理費、各種団体への補助金や公立多良木病院企業団負担金、子ども医療費助成金等5,347万6,000円を計上しました。

節1 報酬及び節9 旅費に乳幼児等の各種健診や予防接種医師報酬及び健康づくり推進委員の報酬、費用弁償などをそれぞれ計上しました。

58ページの節1 3 委託料の保健センター空調更新工事設計業務委託料は、保健センターが平成12年度建設で18年が経過し昨年度の空調機器の故障の際には部品の確保が困難を極めたという状況であり、今後の故障の際には、部品の確保ができず猛暑の時期や寒さの厳しい時期には保健福祉の拠点としての役割ができず町民の皆様にご迷惑をかけることが予想されますので、空調機器の更新を予定しました。今後、設計を行い工事費と監理業務委託料を計上予定であります。財源については過疎対策事業債を予定しております。

59ページの節1 9 負担金補助及び交付金の公立多良木病院企業団負担金は、普通交付税で措置される職員の児童手当分と特別交付税で措置される共済費の追加費用の増と前々年度が赤字であったために新たに今年度特別交付税で基礎年金拠出金が措置されることとなったため、本町負担分は554万5,000円増額の1,091万4,000円を計上しました。

節20 扶助費は、中学校3年生までの子ども医療費助成金について30年度実績を基に1,536万円計上しました。目2 予防費につきましては、各種予防接種に係る医師報酬、各種がん検診及び各種ワクチン接種委託料など3,253万5,000円を計上しました。

60ページの節1 3 委託料は、5月に保健センターで実施します集団検診及び各医療機関で行います総合健診の委託料と各種予防ワクチン接種委託料などを計上しました。高齢者肺炎球菌予防接種委託料は、平成26年度から65歳到達時と65歳以上にすでになられている方は5歳刻みごとに予防接種対象者とする事で、5年間で65歳以上のすべての方が予防接種を受けられるようにしたものです。平成30年度で5年が経過し一巡しましたので平成31年度からは65歳になられた方だけの接種予定でしたが、まだ受けられていない人が一定程度いるということでさらに5年間延長されることになりました。5歳刻みごとに5年前に受けてもらえない方の予防接種委託料を計上しました。

また、61ページの風疹抗体検査委託料及び風疹ワクチン接種委託料は、現在の風疹の発生状況を踏まえ、風疹の感染拡大のための速やかな対応をとることが必要と国が政策判断しました。そのため、抗体保有率の低い世代の男性で現在の39歳から56歳を対象に抗体検査、予防接種を3年間にわたり無料で実施することとし、実施主体は市町村となりました。

このため、抗体検査委託料は、対象者397人の3割119人分を計上しました。抗体検査の結果、十分な免疫がないと判断されますとワクチン予防接種を受けていただく

こととなります。ワクチン接種委託料は、抗体検査した人の2割24人についてワクチン接種が必要と試算し必要経費を計上しました。

節19負担金補助及び交付金のインフルエンザ予防接種補助金は、現在、インフルエンザ予防接種を保健センターで11月下旬に集団接種しておりますが、病院に入院中の方や要介護認定を受けている方につきましては、予防接種を希望される方は病院での個別接種を受けることになり全額自己負担となっていました。このため、保健センターで行う集団接種に来ることができない、入院中の方や介護認定を受けている方を対象として、今年度から病院での個別接種を補助対象とし、その自己負担1,500円を超えた金額を補助するため予算を計上しました。

目3環境衛生費につきましては、環境保全及び衛生管理など701万9,000円を計上しました。

節19負担金補助及び交付金の人吉球磨広域行政組合水上斎場分につきましては、昨年度は火葬炉1炉の大型改修修繕を行ないましたが、今年度は渡り廊下と火葬棟玄関屋根補修を予定しており132万3,000円減の443万1,000円を計上しました。また、合併処理浄化槽設置補助金は5人槽3基198万6,000円を計上しました。

項2清掃費、目1塵芥処理費は、ごみ収集運搬業務委託料、人吉球磨広域行政組合負担金など4,350万円を計上しました。

節13委託料は、ごみ収集運搬業務委託料を消費税分を加味しまして676万3,000円を計上しました。

節19負担金補助及び交付金は、人吉球磨広域行政組合へのごみ処理負担金として前年度より65万3,000円増の3,645万5,000円を計上しました。赤池ごみ処理施設では、来年度までの2ヵ年でごみ焼却棟機器制御装置シーケンサの更新が予定されております。また、ごみ処理容器設置事業補助金として前年度同額の27万円を計上しました。

目2し尿処理費は、汚泥再生処理センター運営等に係る負担金を計上しました。し尿処理負担金として前年度当初予算より81万3,000円の減の1,350万1,000円を計上しました。

以上で款4衛生費の予算説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、款4衛生費の質疑を行います。

○7番（高橋一雄君） インフルエンザの保健センターでの集団接種に参加されない方も病院で受けられたときの補助がでるとのことですが、こちらは本人なり家族が申請してからその補助が出るのですか、それとも病院のほうで話しが通っていて病院と保健センターのほうでしてくださるのでしょうか。

○保健福祉課長（白川一雄君） これにつきましては集団接種をした場合の町の経費と病院での直接病院でされた場合の経費と試算されていますが、やはり集団接種のほうが安く済むところがございます。今回補助対象としますのが、先ほど申し上げましたが、病院に入院の方や、介護度があつて保健センターになかなか来られないという方を対象とするものでして、そういう方々に対しまして病院で受けられたときに領収書を持ってきていただければ、1,500円を超えた分を補助するという事で制度を始めたいという事で考えているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 59ページの子ども医療費助成金についてお伺いします。これは当初中学校までの無償化ということで、高校生を対象にするかどうかは、次期町長に提案されていく方向なのか、それとも今年度については考えていないのか、いかがでしょうか。

○保健福祉課長（白川一雄君） 子ども医療費の助成につきましても、人吉球磨管内の状況を見てみますと、中学校3年生までとしているのが町村で言えば人口の多い錦町、あさぎり町と本町のみと、あとのところは全部高校まで引き上げ済みというところがございます。高校生までの引き上げにつきましては、本町にとって緊急の課題であると認識をしております。新町長誕生後に協議をさせていただきまして、できれば6月議会に提案をしてですね、9月の医療費分から適用できないかということを考えているところでございます。

○6番（金子光喜君） 60ページに委託料が数々計上されています。町民の方の健康診断、基本検診といいますが、そこが受けられていて健康づくりにしっかり気を配っていただくような流れがあればいいなと、つくづく思っておりますけれども、現状での検診の受診率というのを伺いさせていただきたいと思えます。

○保健福祉課長（白川一雄君） この受診率を分母をどう見るかということでして、対象年齢の人口を拾うのか、希望されたところを分母とするのかでだいぶ違うところがございます。希望された対象者にすれば、90パーセント位までいくわけがございます。

国保のほうで特定検診等の受診率で、対象年齢の50を超えてくださいというところで、今、言われているところでございます。なんとか湯前町が30年度、50を超えたところで、これからまた引き上げを図って行きたいなと考えているところでございます。

○6番（金子光喜君） まず、いじわるな質問だったかもしれませんが、要するに受診する方を増やしていくような取り組みをですね、しっかりしていただくことが大事なのではないかと思っておりますので、ある程度、町民の方も聞いておられるなら、受診していない方に勧めるなり、受診を勧めるような空気を醸成していくような流れを聞いたところでした。

そこです、もう一つですけれども、風疹の抗体検査の委託料があります。年齢言われ

ましたけど、私と椎葉議員が確かドストライクだと思いますけれども、今後、こういった形で呼びかけなり対応されるのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（白川一雄君） 3月の30年度の補正予算でシステムの改修ということで認めていただきました。それにより対象者が自動的に住民票から上がって参りまして、その年代の方に案内を送るところまでシステムができあがりますので、直接案内を送ってですね、まず抗体検査を受けてくださいということで案内をしていくところがございます。

先ほどから申し上げますように、現在までの風疹というのは、1歳から2歳までに1回と、小学校入学前までに1回しているということで、2回されているが、ちょうど39歳以上の男性の方が接種の機会がなかった、56歳以上の方は風疹等が流行って、ある程度抗体を持っておられるということで、平均で言えば90パーセントの方が抗体を持っておられた、ちょうど39歳から56歳までの対象の方が、2割の方が抗体を持っていないという統計がでてきているということで、なっているところでございます。

本町は先ほど申し上げましたが、対象の方が397名おられましたので、直接案内を送りまして、まず抗体検査から受けていただくということでしているところです。これにつきましては、県医師会と委託契約を結びまして、窓口での負担がないようにしていきたいというふうに思っております。

あと各職場での検診でありますけれども、今後の血液検査の中にですね、風疹抗体検査という項目も入ってくるというふうに思っております。そのように血液検査の一つの項目としても、風疹の抗体検査という項目が今後新たに入ってくるというふうに理解をしているところでございます。

○6番（金子光喜君） いわゆるお子さんがうまれるときにですね、妊娠期間中の方が罹患した場合に障害のあるお子さんがうまれる可能性があるということで、非常にもしそうな場合は残念な結果になるということは、町民の方のみならず、日本国中でいわれておりますので、しっかりとした対応を希望いたします、以上です。

○1番（遠坂道太君） 61ページですが、ごみの処理につきましてお尋ねします。昨年度広域組合のほうに負担金として3,580万2,000円、今年は3,645万5,000円ということで若干増えています。まあ生ゴミが一つの問題ではなかろうかと私は感じているんですよ。その中で、町として今後はどうようなごみの分け方をするのか、それについてお尋ねいたします。

○保健福祉課長（白川一雄君） 平成30年度で見ますと、湯前町は郡内町村の中で数少ない可燃ごみ等が減少した町村ということにはなっています。ただ、ご指摘のように、ごみの焼却については多額の費用を要しているというふうなところでございます。大まかに言いますと、可燃ごみ1袋出したときに、あの1袋処理するのに500円ほど要してい

るという現状でございます。

その中で、やはり重量も多いし処理するのに大きいのが生ゴミというところがございます。これにつきましては生ゴミ処理容器購入補償とコンポストの購入補助を数年やっているところがございますが、コンポスト等は3,000円くらいのものでございます。これについては買われた際に領収書を持ってきていただければ、補助しているということでございますが、生ゴミ処理容器につきましては、数年前に補助率を2分の1まで引き上げたところですが、限度額が3万円としているところがございます。おおよそ8万円ほどの購入費がいるみたいで、2分の1にしましたが、2分の1までは補助できていないというところでなかなか処理器の購入の台数が増えていないというところで、それについて、今後、補助率の見直し、限度額の見直しをしながらも、さらに使いやすい購入補助になっていければなというふうに思っているところがございます。

○1番（遠坂道太君） 多良木町、あさぎり町については、生ゴミは堆肥センターのほうで処理しているという形をとっておられます。その中で町においては堆肥センターがございません。その中で一家庭、家庭での処理を的確にやっていくというのがひとつの考えではなかろうかということで、やはりこういう処理器あたりの普及等をとっていただければと考えておりますよろしくお願いいたします。

○4番（黒木龍次君） 59ページでございますけれども、公立多良木病院企業団負担金これが、554万5,000円増えているというふうなことになってはいますが、増えた理由、確か課長は説明されたと思いますけど、詳しく説明をお願いいたします。

○保健福祉課長（白川一雄君） 公立多良木病院企業団につきましては、4ヶ町村が設立した企業団でございまして、働いている職員も市町村職員と同等の扱いを受けているというところがございます。

まずは、人件費の中で、児童手当分は公務員でございますので、その団体が払わなければならないということで、その分を負担すると交付税でみるという制度がございます。これは湯前町の自治体もそうなんですけど、そういったところで普通交付税で措置される公立病院職員の児童手当分と、もう1つ特別交付税措置される共済費の追加費用、これは厚生労働省で定められます追加費用の額が示されるわけですけども、これは追加分として毎年1回払っているわけですけども、これについても特別交付税措置されるというという意味で見ると、そして今回新たにですね、前々年度2年前が赤字であった病院については、人件費分の基礎年金拠出金が共済費のほうにございますが、これも特別交付税措置されるということで、そういった理由からこの分については、4ヶ町村でみて、出してくださいということでありましたので、その分は計上させていただいたというところがございます。

一つ問題はですね、特別交付税というのは、底なし沼みたいなのがございまして、

見た見たと言っても、総額は増えないところで、実際の町村の収入は全然増えないというところで、災害とかあったときには増減しますが、主な部分は特別交付税でみたと言っても、実際の収入はなかなか増えないという現状であるというところがございます。

そういった中で、市町村立病院、特にこちらは僻地病院となっておりますので、本来黒字経営が難しいというふうなところで、赤字分の仕方ない部分は、設立する市町村の一般会計から出してくださいということで、操出基準というものがございます。そういったところの説明があるものですから、今後は一般財源である特別交付税を見た分を市町村が病院の支援のためにどこまでだせるかという大きな問題に直面しているというところがございます。

これについては今までですと病院自体はできるだけ企業団として黒字経営をめざしますというところでしたが、今年数年は億単位の赤字が続いているということで、それを4ヶ町村でどう支援していくか、どこまで支援できるか、病院としてどこまで必要なのかを含めて、大きな課題ができていくというところがございます。

○4番（黒木龍次君） 交付税の中でみてあるから、その分を補填しなくてはならないということがございますけれども、今課長の説明の中で、はっきりした金額というのは、交付税のなかではわからないというふうなことでございますけれども、企業団として赤字が大きくなってくれば、またそれに増して負担していかななくてはならないという現状が生じてくるわけだと思うわけでございますけれども、病院も一つの企業として、黒字を目標にして経営するのが当然あって、それが赤字だから赤字だからということで、4ヶ町村でみていくという方向ばかりじゃなくて、企業としても最大限の努力をしていただいて、なるべく4ヶ町村で負担をしなくてもいいような経営努力をやっていただきたいというふうにお願いしておきます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

ここでお諮りします。

議案調査のため、明日3月9日から3月12日までの4日間、休会としたいと思います。ご意義ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、明日3月9日から3月12日までの4日間、休会とすることに決定しました。

ここで、お諮りします。ただいま、議案第16号、「平成31年度湯前町一般会計予算について」の審議の途中ですが、本日の会議は、これで延会したいと思います。

ご意義ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議は3月13日午前10時に開きます。議事は一般会計予算等を予定していますので、ご参集願います。

本日は、これで延会します。

-----○-----

延会 午後3時03分

第 4 号
3 月 13 日（水）

平成31年第3回湯前町議会定例会

[第4号]

平成31年3月13日
午前9時59分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1 議案第16号 平成31年度湯前町一般会計予算について

2. 応招議員

1番 遠坂道太	3番 森山宏
4番 黒木龍次	5番 味岡恭
6番 金子光喜	7番 高橋一雄
8番 黒木喜巳男	9番 山下力
10番 倉本豊	

3. 不応招議員

2番 椎葉弘樹

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

不応招議員に同じ

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 議会事務局主事 黒木あさみ

7. 説明のために出席した者

町	長	鶴	田	正	已	教	育	長	中	村	和	弘
教	育	中	村	和	弘	総	務	課	長	高	橋	誠
会	計	愛	甲	正	之	税	務	町	長	堤	田	真
教	育	北	崎	真	介	保	健	福	長	白	川	一
建	設	皆	越	克	己	企	画	観	長	本	山	り
農	林	稻	森	一	彦	農	業	委	長	吉	田	精
情	報	有	馬	博	士	農	林	整	長	椎	葉	泰
学	校	栗	原	利	香	管	理	係	長	浅	田	徹

開会 午前9時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから平成31年第3回湯前町議会定例会、第8日目を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第1 議案第16号 平成31年度湯前町一般会計予算について

○議長（倉本 豊君） 日程第1、議案第16号、「平成31年度湯前町一般会計予算について」を議題とします。

ただいま款4衛生費の質疑が終わったところです。

款5農林水産業費の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（吉田精二君） おはようございます。それでは、款5農林水産業費についてご説明いたします。ページは62ページからになります。

農林水産業費は、総額で2億1,979万3,000円を計上しております。前年度と比較して3,116万3,000円の増となっております。一般会計・歳出予算総額に占める割合は8.11パーセントです。

項1農業費、目1農業委員会費についてご説明いたします。農業委員会費につきましては、2,423万5,000円を計上しました。前年度と比較して337万9,000円の減となっております。減額の主なものは、節18備品購入費の減によるものです。

節1報酬から、節4共済費につきましては、農業委員8名及び農地利用最適化推進委員7名の報酬並びに事務局職員2名分の人件費等の経常的経費を計上しました。

節9旅費につきましては、農業委員費用弁償、委員出張に伴う費用弁償、最適化推進委員費用弁償、普通旅費を計上しました。

63ページに移りまして、節13委託料につきましては、委員出張に伴うマイクロバス運転委託料と、農地地図システム保守点検委託料並びに全国農地情報公開システム農地地図更新委託料を計上しました。

節14使用料及び賃借料につきましては、農政業務支援システムリース料を計上しました。

節19負担金補助及び交付金につきましては、球磨郡市農業委員会協議会負担金を計上しました。

以上で、目1農業委員会費の説明を終わります。

○農林振興課長（稲森一彦君） 次に、63ページです。

目2農業総務費につきましては、4,856万8,000円を計上しました。人件費などの増により、前年度と比較しまして371万2,000円の増額となりました。増

額の主な要因は、職員給与等の人件費の増となりますが、節3の中の時間外勤務手当等では、前年度実績を見込み計上した農林振興課職員の時間外勤務手当以外に、本年度から新たに年2回のJTの森林保全活動における役場職員に対する休日勤務に要する時間外手当を計上しましたので増となるものです。

なお、昨年度までは半日単位の振替休日での対応としていましたが、JTの森林保全活動では約6時間程度を要し、これまでどおりの半日単位の振替休日と残り2時間分の対応として時間外勤務手当を計上させていただきました。

節1報酬、節9旅費の費用弁償に、農振整備促進協議会委員9名の3日分、人・農地プラン検討委員会委員3名の1日分を計上しました。

所得経営安定対策事業に要します経費として、節7賃金に臨時事務職員の賃金25万8,000円と臨時職員の社会保険料3万9,000円を計上しました。

節19負担金補助及び交付金では、球磨川漁協へ稚魚放流補助金として10万円を計上しました。

経営所得安定対策、担い手育成、耕作放棄地対策等協議・執行していきます、湯前町農業再生協議会の補助金124万円を計上しています。この協議会の中では、廃目しました地域再生戦略推進費の中の生き残り事業推進連携協議会で検討していました、地域農業のあり方、新規就農者支援対策等について更に推進できるよう努めていきたいと思えます。

目3農業振興費に、9,033万3,000円を計上しました。需用費と使用料及び賃借料の増及び負担金補助及び交付金の減により、前年度と比較しまして、176万1,000円の減額となりました。

節8報償費に、カラス等捕獲報償費として、本年度よりアナグマ捕獲分を加えての報償費としました。

65ページになります。節11需用費で、昨年度まで地域再生戦略推進費で計上していた修繕料を組み替えて農業振興費に計上しました。本年度は指定管理による下村婦人会が使用している塩蔵庫内の施設の修繕を計画しています。また、球磨地域振興局農林部と湯前町との意見交換に要する経費を食糧費に計上しました。国・県の事業や町の事業等について意見交換を行い、今後の農林業の振興に努めてまいります。

節14使用料及び賃借料で、これも昨年度まで地域再生戦略推進費で計上していた公用車リース料を組み替えて農業振興費に計上しました。

節19負担金補助及び交付金に7,776万4,000円を計上しました。主な内訳としまして、中山間地域等直接支払交付金、26集落380.429ヘクタール分3,111万4,000円を計上しました。

農業経営振興補助金は、各農家・各種農業団体等の研修補助、振興作物の種苗補助等を行ってきましたが、改選後に新しい町長の考えなどを考慮するというようなことから存目計上としました。

また、鳥獣被害防止対策協議会補助金は61万円を計上し、環境保全型農業直接支払交付金につきましては、環境に優しい農業に交付されるもので、45.29ヘクタール分347万4,000円を、農業次世代人材投資事業補助金は、就農直後の経営確立を支援するもので、3名分375万円を。多面的機能支払交付金は農地維持・資源向上共同活動及び長寿命化含めまして、3,379万1,000円を計上しました。

農地中間管理事業補助金につきましては、農地中間管理機構に貸し付けた所有者等に機構集積協力を交付するもので、存目計上しました。

町単独補助事業である、土地利用型農業経営確立支援対策補助金、農業機械施設等導入補助金、施設園芸規模拡大等支援補助金は、いずれも規模拡大等を図る農家に対し、強い農業経営体を育成・支援する目的であるため、3つの農業支援事業をひとつにまとめ、本年度から農業機械施設等導入補助金としました。事業の要望があり、要望内容精査・審査等を行いましてから補正予算にて対応をさせて頂きたいと思えます。

農業後継者等支援補助金は、町の基幹産業である農業支援のため町独自の補助金で、3名分264万円を計上しました。

湯前版中山間地域直接支払補助金につきましては、3集落分としまして202万5,000円を計上しました。

66ページになります。狩猟免許取得支援補助金は、免許取得の際に必要な費用の一部を補助するもので、4万円を計上しました。

節21貸付金に、農協預託金として前年度と同額の1,000万円を計上しました。

次に、目4畜産業費につきましては、160万1,000円を計上しました。前年度と比較しまして263万円の減額となりました。

節8報償費に、各種品評会の賞品代23万9,000円を計上しました。

節19負担金補助及び交付金に、111万5,000円を計上しました。主なものとして、料金の4分の1を補助する酪農ヘルパー制度補助金に過去の利用実績などを参考し104万4,000円を計上しました。

畜産奨励補助金につきましては、繁殖素牛、乳用牛素牛、肥育素牛導入事業などによる畜産の振興を図る目的の町単独補助金ですが、改選後に新しい町長の考えなどを考慮するというようなことから存目計上としました。

67ページになります。目5農地費につきましては、3,972万2,000円を計上しました。本年度は、昨年度からの継続事業として、植木地区用水路改修工事を県へ要望しています額を、歳入・歳出共に当初予算で計上しており、前年度と比較しまして

3, 565万8, 000円の増額となりました。

節11 需用費の修繕料は、農道・排水路などの維持管理的な修繕、改善に要します経費として前年度と同額の150万円を計上しました。

節13 委託料につきましては、昨年度は、新たな県営事業であります蓑谷地区ため池等整備事業採択の要件であります。ため池内の名義を町へ登記するための経費も計上していましたが、本年度は、農道等管理委託料分のみとなります。

なお、本年度の予算は30万円としており、昨年度まで節14. 使用料及び賃借料を合わせた予算とし、農道などの除草や横断溝、幹線的な排水路の土砂上げ等に対応したいと思います。

節15 工事請負費に、植木地区用水路改修工事は、昨年度からの継続事業であり、下村区方面から植木公民館付近までの幹線、支線の用水路改修工事3, 600万円を計上しました。施工延長は約1, 800メートルを計画しています。それから雑工事として100万円を計上しました。これは農業用施設等の工事に対応するものです。

節16 原材料費は、農道のコンクリート舗装や農業施設の修繕などの材料代として60万円を計上しました。

節19 負担金補助及び交付金につきましては、県土地改良連合会負担金は一般賦課金1万円と、特別賦課金は存目計上しました。

県水土里情報利活用協議会負担金として13万8, 000円を計上しました。土地情報システム、オルソ画像等農地情報として活用するものです。

蓑谷地区ため池の県営農村地域防災減災事業負担金、仁原地区揚水の特定農業用管水路等特別対策事業負担金はそれぞれ存目計上としました。また、農業農村整備事業調査負担金は、蓑谷ため池堤体工事は平成32年度採択に準備がされることに伴い、県が実施する国庫補助事業申請のための概算事業費、計画図作成、基礎資料作成などの町負担金となり、存目計上しました。それぞれ、県営事業になるものにつきましては、事業費が確定しましたときに補正をお願いしたいと思っています

○教育課長（北崎真介君） みなさんおはようございます。67ページの下段から私のほうからは、目6 農村環境改善センター管理費につきましては、257万3, 000円を計上しました。改善センターの維持管理に要する経常的経費が主なものです。

昨年より5, 000円の減となっております。減の主なものとしまして、節14 使用料及び賃借料のテレビ受信料の減によるものです。

また、節13 委託料に改善センター等改修工事实施設計業務委託料として、存目計上しております。これは、主に防災・避難施設としての機能を持たせるため、吊り天井及び空調、照明等の改修を目的としたものです。

よろしく願いいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 68ページになります。目7干害対策費につきましては、存目計上しています。

68ページから69ページにかけてとなります。項2林業費、目1林業振興費につきましては1,275万4,000円を計上しました。前年度と比較しまして43万2,000円の減額となります。

節19負担金補助及び交付金に1,259万2,000円を計上しました。主なものにつきましては、上球磨地区林業振興推進協議会負担金に昨年と同額の50万円を、上球磨森林組合が実施します労働安全大会や作業班育成対策研修事業補助として、湯前・水上林業者大会補助金6万2,000円を計上しました。

森林組合作業班対策事業補助金は、年間100日以上林業労働に従事された作業員の方に、本人、森林組合、町村がそれぞれ200円の計1日600円を積立し交付するものですが、森林組合の雇用条件改善の取り組みより、日給月給の林業従事者の方を正規雇用とされたことにより、本町より森林組合作業班対策事業の該当される方が平成30年度ではなかったことから、本年度は存目計上としました。

林業・木材産業振興施設等整備事業補助金、くまもとの森林利活用最大化事業補助金は、それぞれ存目計上しました。事業が採択されましたら補正をお願いしたいと思いません。

湯前町地域産材需要促進事業補助金は、昨年と同額の300万円を計上しました。

有害鳥獣捕獲補助金につきましては、シカ600頭、イノシシ200頭、サル20頭分の880万円を計上しました。

林業成長産業化地域創出モデル事業補助金、2万円を計上しました。林業成長産業化地域に指定され、奥球磨地域構想の実現に向け、地域林業事業体、行政などによる事業推進体制となる協議会を設置し、川上から川下までをICTを用いて木材の生産等の森林情報整備、流通・販売等の需要拡大や林業労働者の人材育成等を推進していくソフト事業に対する補助金となります。このソフト事業に対する国庫補助金の交付決定が6月ごろになるので、それまでに必要となる経費を当初予算として、2万円を計上し、国からの交付決定後に、協議会運営経費、販売促進、人材育成などに要する経費を補正予算にて対応をさせて頂きたいと思えます。

なお、当初予算で計上しました、2万円は協議会会員である町以外の6団体からも負担いただくようにしています。

以上で、款5農林水産業費の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（倉本 豊君） これから、款5農林水産業費の質疑を行います。62ページから69ページです。

○1番（遠坂道太君） おはようございます。私のほうからページ63ページ、農業委員

会費、節14使用料及び賃借料で、農政業務支援システムリース料ですけど、昨年度は補助事業で440万円の計上をされとったわけですが、本年度からリースで対応されるのかそのへんお願いいたします。

○農業委員会事務局長（吉田精二君） 本システムにつきましては、前のシステムのOSのサポートが終了しましてから、機種変更のために昨年の9月議会で補正をお願いして、今年の1月からリース契約をしておるものであります。議員言われますように、当初は電源立地の交付金を充当しまして、地籍管理システムを一括購入を予定しておりましたが、この交付金の補助対象外となりましたために、地籍管理システムと別々のリース契約としたものであります。当初は備品購入費で組んでおりましたけれども、9月で減額しまして、リース契約となっておりますのであります。

○1番（遠坂道太君） 経費的にですね毎年75万円くらいかかっているということになれば、440万円、5年くらいの更新と同じくらいですよ、考えれば、やはり今後いろんな事業体制の中でも、補助事業等を模索した中でとりあげられるものであれば補助事業等を生かして購入すると、今後検討していただければと思います。いかがでしょうか。

○農業委員会事務局長（吉田精二君） この機種更新につきましても、いろんな補助金はないだろうかと模索しておりましたけれども、農業委員会のほうの補助としましては、新規に導入する場合につきましては、いろいろ補助があるわけですけど、機種更新につきましてはなかなか補助が見つからないわけですけど、今後、次の更新の場合につきましては、やはりそのような補助が導入できるような補助をみつけて、導入できればと考えております。

○6番（金子光喜君） お伺いいたします。64ページの農業振興費の中の、カラス等捕獲補償費の中で、今年度からアナグマに対する補償費が計上されているということですけど、アナグマ1頭あたりいくらとか、周辺町村との協議はそういうことをされたのかお伺いいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 郡内の町村を調べたところによると、いま郡内では2町村がされているということです。その町村のなかでの単価が1,000円ということでございましたので、湯前町としてもこの単価を元に考えているところです。

○6番（金子光喜君） 積極的にですね、捕獲してもらう流れを作るためには、1,000円でいいのかなという議論も必要なのではないのかなと思いますけども、実際に捕獲をお願いする方々は、その金額についてはご理解いただいているのでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 具体的な対策とか協議につきましては、猟友会さんとも今から協議となっておりますけれども、考えていますところは、捕獲補償費以外で、アナグマにつきましては、罠ですかね、箱そういう分は、町のほうから購入してそれを貸し付ける、というようなことも今後検討していきたいというふうに思っております。

○6番（金子光喜君） せっかくそういう流れができたのであれば、集中して捕獲するようにしたほうが生息数が減ると思いますし、その効果も上がるのかなと思いますので、しっかり対応いただければと思います。

それともう1点お伺いさせていただきます。その次のページの経営体育成支援事業補助金のほうが存目で計上されています。まあここ数年ですね、なかなか県のほうの予算がつかないのか、本町での採択は少ないように聞いておりますが、本年度の見通しとかありましたらお伺いさせていただきます。

○農林振興課長（稲森一彦君） これは認定農業者の方が機械導入だったり、施設整備等に関わるものの、国庫補助金、国庫への申請になっておりますけれども、これの要望のほうは、2月頃から行いまして今のところとりまとめができていますところでございます。

これは今から県のほうに申請というふうな形になろうかと思っておりますけれども、この事業につきましては、採択にあたりましては、いくつかのポイント制というふうなことでございます。この交付金の流れといたしまして、全国的なものでございますので、まず国のほうで、それぞれその採択点数のほうの振り分けがされると思います。それによって、各都道府県のほうに振り分けがございまして、その中で採択ポイントの高いところから振り分けというふうなところになろうかと思っております。

これは昨年度でございますけれども、この採択ポイントの点数にしましては熊本県におきましては10ポイントちょっとだったということで聞いております。それがまあ大きな基準になってきますので、そのポイント数に満たさない時には、国からの交付金が下りてこないということになろうかと思っておりますけれども、町につきましては、これら等に対応するため町単独のですね、補助金等で対応できるようには考えておりまして、その分につきましては、その申請内容を精査、診査しましてから次の補正予算で対応できればと考えております。

○6番（金子光喜君） 要はですね、国・県の対応ができるのであればですね、町の予算としても少なくとも済むわけですし、まあ別に考えれば上乗せでもできるのかなあと思っておりますので、そのへんのですね、本年度の流れといたしますか、対応していただける枠が広がったりですね、農業振興に力を入れていただくような、県の流れ等があれば、もっといい形ができるのかなと思われましたのでお伺いさせていただきました。今後もしっかりそのへんの対応は願いたいと思います。

○1番（遠坂道太君） ページ64ページでございます。農業総務費の中で、節19湯前町農業再生協議会ですが、これは年に何回ぐらいの開催をされているんでしょうか、まずそれをお聞きしたいのですが。

○農林振興課長（稲森一彦君） 協議会としましては、まず年度当初の総会とその他に1回と、協議会は2回でございますけれども、この中で事務局会というのを作っておりま

す。事務局会につきましては平成30年度におきましては、5回程度行っておりますので、事務局会5回、協議会自体としては2回、合計7回くらいは会議等を開催しているという状況になっております。

○1番（遠坂道太君） 総会と、あと全体的な会議が1回と、事務局会というふうには回答されましたけれども、この協議会というのを考えますと、一つは湯前町の農業の基本となる部分を立ち上げていくというのが、一つの協議会ではないでしょうか、と思うわけでございます。その中でやはりこうその部分のですね、会合の内容というのも問題視していかなければいけないと思いますが、やはり密度のあるですね、協議会になっているのか、そのへんをお聞かせいただけますか。

○農林振興課長（稲森一彦君） この協議会の中でですね、経営所得安定化対策の推進のためということで、行政と農業団体の連携により、戦略作物の生産振興や、地域農業の振興を図るといったようなことがなっております。あとこのほかにですね、農地の利用集積、耕作放棄地対策、担い手の育成確保に対することなどを行う協議会というふうになっております。議員がおっしゃるとおりの町の振興を図ることをすすめていく協議会というふうになっております。

先ほどですね事務局会というふうなことで、お話ししましたが、この中で、国や町の単独補助事業であります新規就農者の方への支援、補助金等も出しておりますけれども、こういう方々につきましては、就農後のですね就農状況や、今どういようなことで困っておられますかとか、何かありませんかというふうなことのフォローアップ等のための聞き取り等も行っております。

まあ、そういうようなことを行っている協議会ということで、先ほども申しましたが、先ほども議員がおっしゃるとおり、町の振興を図っていく基本となるような協議会というふうな位置づけになっているところでございます。

○1番（遠坂道太君） 課長にいろいろ説明していただきましたが、その中でもいま存目に上がっております農業の助成金ですね、それについてもやはりみなさんで、メンバーの中から意見を聞くのも一つではないかと思うわけですよ、やはり先ほど言いましたように、農業振興作物の中でもやはりどの作物にするのかなという形も出てきます。その中でもやはり農家というのは、農業の基本となる柱があるわけですよ、それが町の農業の振興品目というふうになると思うんですよ、生活の基盤になるものですね、他に今ある品目の現状を聞きますと、これほとんど枝葉ですよ、作物でいったら、やはり主力となる部分についてのことを今後検討していただくことをお願いします。

それとですねもう一つ、農業の用水路につきまして質疑いたしますが、昨年3月にも私が一応質疑したわけですが、上溝と中溝の件でございます、いま現在どのような進捗状況になっているかお尋ねしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 現状というところでございますけれども、私たぶん前回お答えしたときに、受益面積的に経営規模になるのではないかというふうなことで答弁したと思っております。これにつきましては、県のほうに早々に、新年度になりましてから、まずは相談に行くべき案件だろうというふうに思っております。これにつきましては、新年度になりましてから県のほうに相談いたしまして、県のほうともいろいろ協議していきたいというふうに思っております。

すみません。大変申し訳ございませんでした。現状ということでお知らせしなければなりませんでしたが、現状につきましては、まだ何もしていないという現状でございますけれども、中溝、上溝以外にも、他にも団体、町でするようなこともございますので、それらといま現在まとめているというところがございます。それを持ちまして、先ほどもうましたとおり、上溝中溝につきましては受益面積的に経営規模になるかということでこれについても、現状まだ実質はまだ動いていないということでございますので、新年度より早々に動いていきたいと思っております。

○1番（遠坂道太君） いま課長のほうから答弁ありましたように、今後、県のほうと協議されて、非常に支線はまだですし、路線のほうはある程度できあがっていますので、支線のほうを早めをお願いしたいと思っております。

次に67ページの畜産業費で質疑しますが、酪農ヘルパー制度は補助金はある程度固まってきておりますが、これも私のほうから一昨年度から質問をしまして、町長の答弁の中でもありましたように、現在JAさんと畜協との協議で行って、ある程度進行中ということでございますが、現状いつ頃どのような方法ですすめてられていくのか、それをお尋ねしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 和牛ヘルパー事業の現状と、進み具合ということでございますけれども、平成31年度よりですね、球磨畜産農業協同組合のほうを事務局としたものと、いま聞いております。この内容につきましては、球磨地域における畜産ヘルパー制度がいま現在確立されようということですので、その内容としましては、複数単位の市町村です、和牛ヘルパーに従事される方を登録されまして、病気やけが等に対する飼育管理などに対応できるようなものにしていきたいというふうに聞いております。

また、その料金やその関係の規約等の整備があると思っておりますけれども、現在その準備中という段階と聞いております。各地区の総代さん等の中には、平成31年度から制度を始めたいというような説明はされていますけれども、最終的には総代会等で正式に発表されるのかなと思っております。

○1番（遠坂道太君） この事業もですね、繁殖牛にしろ、年配の方、非常に多ございますし、そういうふうなかたちで取り組んでいただければと思います。

次もう一つ質問いたします、ページ65ページですね、環境保全型農業直接支払交付金

について、面積のほうもお伺いしましたが、国の基準に基づいてのかたちの事業と思いませんけれども、これに関連するかたちの中で、私、議員になる前に杵つき精米所ができておりますが、いま現状どのような稼働をされているのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 平成29年度の実績といたしまして、だいたい年間200件程度が、精米所へ加工依頼があっているというふうに聞いております。この中にですね玄米の精米の他に、小麦、押し麦などの加工等を含んだ200件程度というふうに聞いております。平成30年度についてはまだ集計等いただいておりますけれども、平成30年度におきましては、ふるさと納税返礼品として扱ってございました、農業公社が実施されていましてけれども、精米等は減ったものと推測しております。また逆にですね、小麦粉等の加工等は平成29年度と比べましたら少しは伸びているものというふうに考えております。

○1番（遠坂道太君） 実績のほうは、現状だと思っておりますが、これは当初どのような考え方で作られたのか、それをもう一回教えてください。

○農林振興課長（稲森一彦君） この精米所建設等については、平成23年度にですね、自然農法をされている組織のほうから、当時はですね、当時の精米所のあった場所などを、設備を整備して使用したいというふうな相談があったというふうに、ちょっと記憶しております、それを受けまして、町のほうでも協議をいたしまして、現在の場所に移築をしたというふうなところになっていると思います、これにつきましては、町の農業振興のためということで、現在の場所に今整備がされたものというふうなことになっておるところでございます、

○1番（遠坂道太君） であればですね、自然農法の方を中心にされているということで作られたということになっておりますが、現状、自然農法の方は使用されているんですか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 建設当時は先ほど申しましたとおり、自然農法の方からの相談等がございまして、先ほどもうましたように農業の振興を図るということで、精米所を建設したわけでございます。平成24年度から当初相談がありましたように自然農法の方に指定管理としてお願いをしたわけですが、その後現在になりますけれども、農業公社のほうに指定管理として精米所の運営にあたっているところでございます。

○1番（遠坂道太君） 私が言ったのは、その農家の方が利用しているのかということをお尋ねしたのですが。

○農林振興課長（稲森一彦君） 細かい数字まで調べておりませんが、憶測になりますけれども、どれくらいかわかりませんが、そんなにはおられないというふうに思います。

○1番(遠坂道太君) 私はこの環境保全型農業直接支払交付金を通じた形で作られたというふうに聞いていたんですよ。その中で利用があんまりなくて、今の実績等を見ても、何千万円かけて作ったものが、無駄になっているということです。はっきり言ったら、やはり全体が使えるような問題で考えしてほしいと思います。このように質問しましたが、これで終わります。

○7番(高橋一雄君) 68ページの農村改善センター等改修工事実施設計業務委託料について質問いたします。改善センターの改修について、存目計上されていますが、議会のほうでは、教育課の説明では、改善センターと中央公民館、まんが美術館とセットでの改修の説明を受けていましたが、今回の改修は課長の説明のとおり、つり天井を廃止して安全な大会議場にするのと、それから空調の設備その2点に絞られていると確認していいですか。

○教育課長(北崎真介君) 天井と空調、2点ではございませんで、照明も一応考えております。これまで説明してきました中でですね、一度にやるという話ではなくてですね、事務所の移転ですとか、美術館の改修、公民館の改修というのは、どうしても予算の関係とですとか、財源の関係で、あと場所の移動とかですね、そういったものによって、左右されますので、優先順位をつけてやっていきたいというふうに思っております。

今回は一番重要性の高い防災避難施設ということで、防災減災等を考慮して、まずこれを行うということでやっていきたいと思っております。

○7番(高橋一雄君) 熊本地震等の各地での災害を見ますと、既存施設のなかでは学校施設が一番安全であったという、学校の体育館等が数ヶ月間の避難生活に使われていますが、これは学校教育の大変な支障になりますので、この改善センターを避難所として使えるように改修されることは、喫緊の課題だと私は捉えておりますので、スピード感をもって取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

○9番(山下 力君) 農業振興地の見直しは、平成31年度に行われると聞いております、今回の見直しについてですね、いわゆる協議会にですね町として、白紙で協議していただくのか、あるいは今、今般の状況を鑑みて町としてこういう考え方で協議をしてくれというのか、どちらか、その他ありましたらお聞かせください。

○農業委員会事務局長(吉田精二君) 農業振興地域整備計画、平成31年度で全体見直しを計画しております。その中で農地利用計画というのがありますけれども、この見直しにつきましては、まず事務局のほうで、農林のほうと協議しまして、まず候補地を考えているということ、まず皆さんにお知らせしてから、それでそれを協議していただいて、除外するのか、利用するのかということ、協議していただきたいと思いますので、現在はそういうことで候補地を絞っているところであります。

○9番(山下 力君) 局長、町は白紙委任ではなくて、町の考え方を示して協議してい

ただくということですね。

○農業委員会事務局長（吉田精二君） はい、お見込みのとおりでございます。

○9番（山下 力君） 町の考え方を、そうですねもう少し具体的にお願いしたいと思えます。

○農業委員会事務局長（吉田精二君） この話につきましては、今度の15日の日に、平成30年度の振興審議会を開催する見込みであります。まだ町の考えと申しますか、町の中山間部分にあります狭い農地等につきまして、除外をしたかどうかということで、数カ所10ヘクタールほど、放したいということで計画を作っているところであります。

○9番（山下 力君） 今の局長の説明ではですね、町の考え方イコールとは違うんですよ。町としてですね、町長、今般の就農者の高齢化とか、いろんなことを考えましたら、積極的に農家の声等を聞いてですよ、外すところは外すという考えが必要ではと私は思うんですよ。先ほど局長は担当課と協議をしました、と言いましたがけれども、担当課と町長も踏まえてですよ、もう少し積極的な協議をして、その協議会のほうに示していただきたいというふうに思います。

いま局長は、特別10ヘクタールくらいの言葉を使いましたけど、話を聞くともう現在、耕作放棄地等々になって、もうどうしてもできないようなところを外すというような、消極的な考え方だろうと思うんですよ、ですからもう一步踏み込んでですよ、ここ将来的には農業振興地域には無理だと、早め早めに外していただければというふうに思いますけども、町長の考えと局長の考えをお聞かせください。

○町長（鶴田正巳君） 議員ご指摘のように、現在の耕作状況でありましたり、今後の見込みというふうなところも当然重要になってくると思います。そういった農地につきましても、農業委員会のほうでも、それぞれ協議、調査もいただいておりますので、この協議は今後も重ねて行かなければならないというふうに思っております。

○農業委員会事務局長（吉田精二君） それで、今度の15日の日に、今年の第1回目の振興協議会を開きまして、委員さんに町の素案を提示していただきまして、それを検討して、来年の今頃ですね、1年後ぐらいに県のほうに最終の計画案を出したいと思えます。それまでに何度か皆さんお集まりいただいて、協議をいただいた上で、最終的な結論を出していただければと思っております。

○9番（山下 力君） 農業振興地域は直接、中山間地の直接支払制度と絡んでくるんですよ。ですから、しかしながらですね、将来的に山間部に接して、農業振興に図れない地域は積極的に外すというか、していただくような協議、そして結果がでるように要望しておきたいと思えます。

そして、町長は先ほど協議、協議と言いますが、協議だけしとっても、考えを示さないと、前に進みませんので、ちゃんとした協議をして考え方を示していただきたいというふうに思います。

それから畜産費で畜産農家を起因とする環境問題で、今、北部のほうの地区から苦情が町のほうに寄せられていると聞いています。担当課、町長、どのような苦情を聞かれておられるのかまずお聞かせください。

○農林振興課長（稲森一彦君） この問題につきましては、常々過去からあったものだと思いますけれども、平成29年度におきまして関係者のそういう苦情がありまして、ハエであったりとか悪臭とかそういう臭い等の苦情があったり、道路等に農業機械で搬出搬入される際に、道路等にも土であったり、堆肥の一部等が落ちているというふうな苦情があっていることは聞いております。

○町長（鶴田正巳君） 畜産の堆肥の問題等々につきましては、臭い、それから担当課長が申しましたように、道路への飛散、それから野積についてというふうなことで、担当課でも聞いていると思いますし、私もそのような意見は聞いております。

○9番（山下 力君） 私が聞く限りですね、もう数回要望していると、何の反応もないというふうなことなんです。これについて町長は、当然、現場はわかっておられると思いますし、見られていると思います。どういった対応をされているのかお聞かせください。

○町長（鶴田正巳君） 伺いました情報を受けまして、担当課のほうに適切な対応をいただくように指導をするようにということで、申し上げております。

○農林振興課長（稲森一彦君） この件につきましては、担当課としましても、まず関係者、畜産農家のほうになるかと思えますけれども、その関係者に事情を聞いたりですね、その際には、適正に処理していただくように、直接集まっていたいで話をするようにしています。

また、畜産農家全戸に対して、堆肥の適正管理を行っていただくように通知を行っているところでございます。

○9番（山下 力君） 平成16年の11月からですね、家畜排泄物処理法が適用されまして、それに湯前町は畜産農家を起因とする、環境問題を解消するために、国、県、町の補助率合わせて97パーセントの補助率で、堆肥舎を5カ所ですか建設したんですよ、これはもう当時の関係者として、間違った判断ではなかったと思っております。

しかし、今回のように、ここから外れてですねそういった環境問題を発生しているということでは、やはり問題があると思うんですよ、ですからもうここでは、いろいろ言いませんけども、しっかりと協議をして何が原因だったのか等々を考えて、対応をしていただきたいというふうに思っておりますが、町長どうでしょうか。

○町長（鶴田正巳君） 畜産の振興していく場合、また畜産の規模拡大を図る場合に、その堆肥でありますとか、それから屎尿の問題、臭いの問題、ハエの問題、こういったものとのセットで協議をしなければ、なかなか施設の拡充であったり、拡大もできないのではないかと思います。そういったことを先ほど議員おっしゃいました、平成16年の法改正をうけまして、高額補助の堆肥舎等も建設等もされているということだと思います。

そのことと、畜産の日々の日常の管理というものはしっかりやっていただくために、そういった高額補助を出しての整備ではなかったかと思えます。そういった整備をして、その結果また別の問題が生じるということであれば、その対策なり、もちろん原因等々も聞き取りをしながら、対策を打っていかねばいけないし、また作った時点での基準でありますとか、そういったこともしっかり現象していただくことも、重要なことだと思いますので、そのへんは繰り返しの協議、指導を、あるいは改善の対策になっていこうかと思えます。

○9番（山下 力君） 何回も住民を代表されて、町のほうに苦情をされている方に対してですね、やはり何らかの対応をすると、いった返事をしていただきたいというふうに思えます。この寒い時期はよほどいいんですよ、これが4月、5月になったら、臭いとハエの発生がとにかくひどいそうです。とにかくまずすることは、要望された方に、なんらかの返事をするを、まずしていただきたいというふうに思えます。

○議長（倉本 豊君） ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時01分

再開 午前11時14分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。発言を許します。

○農林振興課長（稲森一彦君） 先ほどの件でございますけれども、まあ地域の事情とかそういう状況を、役場のほうに来られた方はわざわざ時間を調整していただいて、役場のほうに足を運んでいただいたものというふうに思っております。それに対して役場側としての対処をしたことに対する報告がなかったことにつきましては、こちら側の配慮不足だったというふうに思えます。今後はそういうことがないように、十分に注意していきたいというふうに思えます。

○9番（山下 力君） 次にいきますが、いま水路の改修で中山間地の支払制度の、交付金を積み立てて、31年度は植木地区を改修されます。昨年も申しあげましたけれども、いわゆる中山間地の地域でない地域、でまあ町長の配慮で湯前版の中山間地域を作っていたいただきました。湯前版に入っている地区は、植木地区とまあどこか知りませんが、まだ入っていない地域があると思うんですよ、そういったところがもしあればです

ね、やはり用水路の改修は当然必要になってくるかと思えますし改修をする時期がくると思うんですよね、その時にその地元負担、受益者負担金にそれを充てるんだったら、やはり湯前版に管理をしてない地域は、湯前版に加入、参加してくれというような指導も必要ではないかというふうに思います。

聞きたいのはそういう地域があるのか、あったらそういう指導をされるのかお尋ねします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 現在、湯前版の中山間地域につきましては3集落になっております。それ以外につきましても同様な地域はあるところでございます。そういう地域の方にも、町としての制度があるとお話をしながらですね、将来に向けた対応について、当然話もしていかなければならないと、思っております。そういうことで今後も、そういう地域の方々ともお話をしながらやっていきたいというふうに思っております。

○9番（山下 力君） そういった指導をしていただきたいと思えます。それから町長にお尋ねですが、3月定例議会の議運の日に、いわゆる国有林の長期伐採が可能になったと、いわゆる林野庁長官からそういう話を聞いたという話を少しされました。この件についてもう少し詳しく説明をお聞かせいただけないですかね。

○町長（鶴田正巳君） 私が要望に行きました際に、林野庁長官との時間を、町村会で持たせていただきました。その時に、実は、私どもの町は国有林野率が非常に高いという地域であるということ、そのことと合わせて民有林との一体的な管理等々をできるようにはならないかというお話を申し上げたところ、林野庁長官はその作業効率であるとか、それから作業道の利用であるとか、そういった面からみれば一体的な管理をできるようにしたいというふうにお答えをいただいたと、私がこれまで十数年要望にいきまして、そういった回答をいただいた長官は、初めてだったと、非常に印象に残っているところでございますけれども、その先の具体的なことについては、今後の話で長官としては、民有林、公有林、それから国有林の一体的な施行等々が必要になるのではないかということが、お答えであったということでありませう。

○9番（山下 力君） まあよその地域は別としてですね、湯前と水上、上球磨森林組合もあります。湯前町と水上村で国有林が4,100ヘクタールあるんですよね。それを活用して雇用の場をするために、この地域では重要な課題ではなかろうかと思っております。この制度についてはですね、安倍内閣の閣議でそのようにしたいという決定がされています。そして、いま国会で法案が提出されていると思うんですよね。6月末までにそれが可決されましたらですね、やはり要望活動が必要になってくると思うんですよね。その前にですね湯前町と水上村で協議をしまして、まず林業を経営される方が、そういった国有林の伐採含めて、管理ができる仕事があるんだったら、やりますか、ちょっと無理かそういったところを確認してからですね、要望活動になると思うんですよ。

ですから、早速水上との協議をしていただきたい、そしてそういう林業関係者と協議をしていただきたい。そして両町村の考えをまとめていただいでですね、要望活動、その時は執行部も来て、議会の代表議長も、一生懸命努力をしていただければというふうに思いますので、そういった会合を是非やっていただきたいというふうに思います、町長も残り任期ありませんけども、しっかりと対応をしていただきたいと思いますけれども町長の見解をお聞かせください。

○町長（鶴田正巳君） 国有林の管理ということになれば、議員ご指摘のように、人材の確保でありましたり、それから仕事の量も増えてくるかと思えます。そういった時に地元の林業事業体様々にあるわけですけども、これまでなかなかそのへんには手が届かないというか、関係が薄かったわけですけど、湯前と水上、森林組合等々で組織しております。林振協議会等々もあるわけでございますので、そういったところでもまず事務レベルの協議から始めて、そして次第と要望活動へとつなげればということでございます。

ただ国の考え方それぞれあるようでございまして、林野庁長官の意向がそのまま通るかということは、議論の中であるのではないかと考えております。そういったことを含めての、状況を見ながらの展開になろうかと思えます。

○9番（山下 力君） 町長の見解ともう少し詳しく担当、わかってませんか。いわゆる林野庁発行の説明書と、それから日本農業新聞の2月27日に詳しく書いてあるんですよ、町長の説明に対して補足できればお願いします。

○農林振興課係長（椎葉泰裕君） 先ほどの山下議員の質問についてですけども、おそらく国有林野経営管理法改正についてのご質問だったかと思えます。国有林野経営管理法の改正につきましては、国有林を一定期間ですね、期間を定めまして、意欲と能力のある林業事業体に、伐採できる権利、をあたえまして伐採できる権利を取得したところは、自分の好きなときに伐採して立木を売ることができると、ただし再造林の義務も発生するというふうに認識しております。それからその伐採できる権利を取得するにあたっては、国にお金を払う必要があるということで認識しております以上です。

○6番（金子光喜君） お伺いたします。66ページにですね、城南地区家畜自衛防疫促進協議会負担金とありまして、現状中京地区で豚のコレラが発生して、非常に多くの殺処分の豚が発生してですね、農家の方も困っておられますし、お隣の国、韓国では、口蹄疫が依然として蔓延しておって、その防疫といたしますか、国内に引きこまないように、この地域にその病気が蔓延しないような形で活動をされていると思いますけども、現状どういった対応をまずとられているのかお伺いさせていただきます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 町のほうでは、近隣も含めてですけども、防疫体制の要領なりを作っております。これにつきましては、県がそういう発動した時にはその体制によって防疫体制に入るといような計画書でございます。

また、毎年ですね、県のほうからこういう関係の報告が出てくることもありますので、座学によったり、あるいは実地によるそういう研修がございますので、そこらへんは、担当のほうを出席させているというふうな状況でございます。

○6番（金子光喜君） いま答弁では知識の普及という、対応する側の知識を高めるところの対応をされてるという答弁でしたけれども、まあ実際伝染がこちらに及ばないように、中京地区では、猪にワクチンの混ざった餌を与えとか、そういった実質的な対応とかもとられているようですし、農水省のほうからも様々な通達が来ているのかなと思っております。

年が明けて来年になりますと、オリンピック等もありまして、たくさんの方が日本国内に入ってこられる流れもあろうかと思っておりますけれども、しっかりとした対応をする上で、以前は農家のほうに石灰を配布したりとか、まあそういったこともされていたと記憶しておりますが、現在ではあまり大きくその件は見えてきておりません。まあ防衛策として農家の方が自分でされるのが必要なのかなと思っておりますけれども、県のほうからもそれなりの対応といたしますか、石灰を配布したりとか、今はないのでしょうか。また、今後、そのへん検討されているのかお伺いさせていただきます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 石灰の配布でございますけれども、現在も続けているところでございます。ただ石灰のストック場所といたしますか、役場のほうにも設けておりますけれども、二月に一回は、家畜の町の品評会をしておりますので、役場のほうにもですけども、畜産センターにも2カ所のところに保管場所として、それぞれに取りに来ていただきやすいような環境はしているということでございます。

○6番（金子光喜君） ことが起こってからではですね、非常に大きな損害になりますし、緊張感を持った対応というのが、大事なのかなと思っております。確か以前お隣の宮崎県で発生した口蹄疫の際には、本町で防疫体制がとられたりとかですね、まあもし発生したときですね、対応とかもシュミレーションされたように記憶しておりますが、このへんの話も順次、逐次されているのかお伺いさせていただきます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 先ほどおっしゃられました、消毒箇所といたしますか、それにつきましては、県のほうからですね、湯前町についてはここ、多良木町についてはここというふうな通知も来ております。まあそれら等で確認をしておりますし、これらにつきましては、先ほどもうましたとおり、県のほうからも随時情報が流れて来ておりますので、まあそれらに基づいて実施していくというようなことになっております。

○6番（金子光喜君） 協議会の負担金というかたちで金額が上がってきておりますが、こういった活動をされているのか別としまして、しっかりと地域あげて協力体制とりながら、きちんとした対応をとっていく必要があると思っております。

金額がこれで足りるかなという心配もありますけれども、実際中京地区で発生してい

る豚のコレラにしてもですね、いざ入ったときには大変な損害になりますので、様々な対応策というのを、検討しながらですね、こちらにそういう事例がないよう望むところで。以上です。

○1番（遠坂道太君） 私ですね3月の一般質問で質問した内容の続きになるんですが、害鳥獣駆除補助金でございます。また、有害鳥獣捕獲補助金、それから協議会の補助金、それら3つありますけれども、これは見具合で駆除するための捕獲と私は理解してはいるんですが、害鳥獣駆除補助金ですよ、一般質問でもしましたように、いま現状、湯前町のほうは補助事業を使って、網を張っている、そのために網を張っているところがあれば、補助はおりないというふうに私は聞いているところでございます。それを張って、個人的に張ろうと思った人たちもいらっしゃるわけでございます。それに対する補助はできないかということで、私は一般質問しました。

その中で、答弁としましては、各市町村の状況を聞いて、そのへんで検討していくというふうな回答をいただいております、その中で補助事業でできない部分と、できるところ、そのへんの形の中で担当課長再度もう1回答弁のほうお願いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） まず、基本的なことになろうかと思っておりますけれども、中山間地直接支払制度でのその対象区域内のところおきまして、その中山間地直接支払制度の補助金で対応できる部分是对応していただきたいと、そういうことが、基本的なことだと思っておりますけれども、中山間地域の対象になっていないところもございまして。そういうところにつきましては、別の補助事業が該当するかと思っておりますので、それが該当するものであれば、それらについて対応していかねばならないのかなというふうに思っております。

また、個人の方のことであろうかと思っておりますけれども、個人の方につきましても、中山間地直接支払制度を、その地区、地区での取り組み方も違いがあらうかと思っておりますけれども、その中で対応できるものは、それにさせていただくというのが基本的なことだと思っております。

また、多少その状況も調べているところでございます。他町村のところも見てみますと、やはり中山間地がまず基本ということになっています。それで対応できないことあるかと思っております。またですね、個人等でされるのではなくてですね、3戸以上というようところで申し込みをいただければ、町単独等でも考えていかねばならないのかなというふうに思っております。

○1番（遠坂道太君） これについては私も前、聞いたんですがね、でも中山間地でできない、その3戸以上ということもできないというところもあると思うんです。そういった形の中で、やはり個人でされるところを対象にするといったら、駆除の補助金というような形も考えるべきじゃないかなというふうに私は捉えているんですが、そのへんいかが

でしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 駆除につきましては、個人でできる、できないかというのがあると思います。まあそういう狩猟免許を持たれる方、ということもあろうかと思っておりますので、それにつきましては狩猟免許を持っておられる方等になるかと思っております。あと個人の方につきましても、なかなかに対応するのも難しいところがございますので、3戸以上とかというふうなことも先ほどもうましたとおり、そういうことでまずご相談いただければというふうに思っております。

○1番（遠坂道太君） まあですね、戸数を制限してしまうと、できるところとできないところが発生するのではなかろうかと思うんですよ。だからやはりこう、場所の確認はされると思いますがけれども、やはりこう、対応すべきところは、全額を補助するのではなくて、やはり一部補助というようなとらえ方をされると、農家のほうも取り組まれるんじゃないかと思うんですよね、そのへんについてはいかがでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） そうですね、個人の方への対応も当然必要になってくるかと思えます。それにつきましても今後の検討課題かなど、そのへんはしっかりと私たちのほうでも検討していきたいというふうに思います

○1番（遠坂道太君） 一応、隣の水上村を確認しましたところ、補助事業でできないところをは、そういう事業で対応してますよ、というふうな回答でありました。だからこうできる町村もあるわけですよね、今後そういうふうなかたちで検討していただきたければと思います。

○8番（黒木喜巳男君） 65ページの負担金補助及び交付金のなかで、多目的機能支払交付金に3,379万1,000円が計上されています。この事業に対しまして、先日の補正予算によりまして、271万8,000円が更正減額されておりました。

これについて説明をお願いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） これにつきましては、国からの交付金というかたちになっております。で国のほうにおかれましては予算の範囲内ということになっておりまして、町からの要望した100パーセントの配分された額より低かったということで減額したということになっております。

○8番（黒木喜巳男君） すると100パーセント達成しないから、国県の補助金でありますので、国庫に返上されたということとということですけど、また同じことで、今年は去年と同様額上がっておりますので、また今年はその可能性があるわけですか、100パーセント利用する。

○農林振興課長（稲森一彦君） 返還したわけではございませんで、要望した額に対して国からの配分が少なかったということとございまして、今年度の予算につきましても、要望していますのは、100パーセントで要望しているというところで、予算は計上してい

るということでございます。

○8番（黒木喜巳男君）　そういうことですか、一応申し込んだけれども、それだけなかったから、減額をされたというわけですか、そういうことなら一応わかりました。

ただですね、この事業は農道とか、水路とかの整備とか、修理に使用するというようなことを聞いておりますが、その中で例えばうちの県道を申し上げますと、当初は工事を300メートル位いっぺんにいたしました。というのは違うところから借りまして全額をしたわけですが、1期目が終わりました、今期に入りましたら、単年度にするということでしたので、単年度ならば1年1年数メートルしかできません。金額が小さいもんですから、だからですね前のようにですね、よそから金を借ってでもですね、一気にすれば、前は300メートル位すみしました。

今期につきましては、5年くらいたちますけれども、数十メートルです、だからもう経費の関係とかありますので、そういうところをですね是非できるようにですね、測量費もされまして検討の話もあるということでしたので、そのへんのところを要望していただけないでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君）　この件につきましても、国とか県のほうにもですね、満額配分があるように、ということで要望はしていくべきだというふうに思っております。

○8番（黒木喜巳男君）　要望は当然ですけども、このような単年度決済をですね、例えばさっき申しましたように、300メートル位よそから借りてでもですね、済むわけですよ、それはだめだから、単年度決済だから10メートルくらいしか進みません。よそから金融機関から借りてでもですね是非一括で済むようにというようにできませんでしょうかというのを、お願いしてもらいたいと言うわけです。

○農林振興課長（稲森一彦君）　まず国の制度が変わってきておりまして、その施行内容等についても、以前とくらべれば絞られてきているということになっております。そういうようなことになっているわけです。他のところからという話もございますけれども、単独の集落でされているところ、また広域でされているところもございます。広域のところに入ってもらえばそういうところも少しは可能になってくるのかなというふうに思いますので、そういうことも利用していただければなと思っております。

○8番（黒木喜巳男君）　単独はちょっと厳しいから、全部のに入ってそれを集中的にされるというわけですかね。

○農林振興課長（稲森一彦君）　広域に入ってもらえば、その中でも利用調整ができますので、そのところにつきましてもいろいろ調整しながらやっていけるのではないかなというふうに思っております。

○8番（黒木喜巳男君）　是非、そういう対応を、せつかくの補助金ですので、対策を講じてがんばっていただきたいと思います。

○9番(山下 力君) 町長の開催日に行政報告の最後のほうで、農業公社について触れられました。まあその中で平成31年度は水稻等の生産は行わないという報告がありました。これ当然1月末の理事会と、2月の理事会で決定した事項だと思いますけれども、この栽培しないということの他にですね、どういうことを協議なされたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○町長(鶴田正巳君) 理事会3回ほど年明けに開いたわけでございますけれども、まずもって理事長の選任ということで、私が理事長になる、それから職員2人が3月末で退職という意向がでましたので、そのことについての報告をいたしました。まあそのことを受けまして、職員もいなくなるという現状の中で、どうしていくのかというところを協議したところでございます、それ以前に私も4月で任期がくるということを受けまして、次の理事長の経営方針や雇用計画等々の動きになってこようかと思う。ただ、それに行き着くまでのしっかりとした継続的な管理をしていかななくてはいけないという協議しました。

その作付けしてもしなくても、維持管理というのはかかるわけでございますけれども、当然のことながら直営での作付けは厳しい。であるならば、農地、水稻が栽培できる農地であるならば、そのことを公社ほかの個人また法人等々に委託をして水稻を作ることができるのか、それとも水稻を作らないほうがいいのか、という議論があったわけですが、その前にもう1回その作る作業をする人がいないのであれば、現在の水稻を作付けしているという農地については、水稻は可能であるということであれば、そのことを農業委員会を通して、合意解約の後に、引き受けていただける方がいるか、いないかを探してみようということが1つございました。

その引き受けていただける農地については、そういった方に引き継ぐということもございます、残った農地、これはもう条件があまりよくない農地であるとか、畑ということになってくるわけですが、それについては、公社が借り受けをしているということで、管理はしなければいけないというようなことがございます。

まあ、その管理について、どうしていくのかというような協議したところでございますけれども、先ほど水稻については、もう公社ができない以上委託するか、それとも管理だけしていくかという協議をしたところでございますけれども、委託をして水稻を作付けした場合もどれだけの収量が見込めるか、そういったこともなかなか厳しいんじゃないかというご意見もあって、それでは残った農地を他の方が引き受けていただく農地以外については、管理だけをしていくようにすればいいかというようなことでもありました。で、そのことについてはどうやってということで、意見もそれぞれ出していただいたんですけど、地域の皆さんに公募をして、その管理をしていただける方、そういった方を見つけてはどうかというような話もしていただいたところでございます。

間もなくその水稻を引き受けていただけるような農地についての、借りてというのは、数字が出て来ようかと思えます。その数字が出てきた残りの農地についての管理については、公募をかけるにしてもどのくらいの経費が必要なのか、それからどのくらいの労働力になるかとか、そういったものを試算して、見積書提出なのか、あるいは言い方は定かではございませんけども、入札方式にするのか、そういったことの中で協議をしてはどうかというようなことを協議しております。

公社から次のかたへ引き受けていただくような農地の面積等については、いま掴んでいる分は担当のほうでつかんでいるというふうに思っておるところでございます。いずれにしても、これまで作付けをしてきた場合の、収支というのが、なかなか厳しいものがある、それから、雇用している方も、そういう意向であれば、そのへの整理をしてなるべく負担が少ない形で、次の展開が図れるようなことで、引き継ぎをしなければいけないというのが、私の今の思いでありまして、その先の様々なことについてはまた先の協議になるかと思えますけれども、預かっている農地の管理、それからどうやって次の理事長に引き継ぐのか、というようなことを、いま協議をしているというところでございます。

○9番(山下 力君) 今の説明の中でありましたけれども、約4町くらいの水稲面積がありますよね、預かっている農地で水稻栽培をされておった農地が、これは農業委員会のほうに、いろいろご苦労いただいて、隣接の農家の方がいろいろ努力をされた結果が報告受けてないんですよ。まあ担当わかっているれば、だいたい数値そして、それは平成31年度限りなのか、それ以降も引き続き受諾していただけるのか、そののところ分かっているればお聞かせください。

○農林振興課長(稲森一彦君) 公社が借りていた農地で水稻等ができる水田が、約3.5町ですかね、になっております。これにつきましては先ほど町長のほうの答弁にもありましたとおり、農業委員会のほうにお願いしたいというところでございます。農業委員会につきましては、3月の農業委員会のほうが、先日あったというふうなことを聞いております。その全てが、3.5ヘクタール分が、3月の農業委員会のほうで、推されたということは、まだお伺いはしておりませんが、そして、当然、次の方といいますか、契約期間がございますので、平成31年度限りということではないかなと思っております。

○9番(山下 力君) 議会のほうもですね、議長の指示で議員一人一人、今後の農業公社についての、いわゆる考え方を聞いております、まだまとめておりませんが、今の状況を続けていくことはちょっと無理だと、ですからこの1年間は休止して、再スタートできるような協議を重ねていきたいというのが、まだ議会のたぶん皆さん方のご意見だろうと思うんですよ。執行部もただ水稻を栽培しないということだけではなくてですね、いろんな話を協議をしていただきたいと思うんですよ。これは今後のことですから、担

当のほうで十分課題はわかっていると思いますので、協議をしていただきたいというふうに思います。

その内の中で2、3聞きますけど、農業公社で作っておった米ですね、これをふるさと納税の返礼品と湯楽里のレストランで利用されておったと、これに対しての対応はどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○町長（鶴田正巳君） 本年度、夏場までの米は確保いたしておるということでございますけれども、従前農業公社が湯楽里、まあそのころはふるさと納税ございませんでしたけれども、湯楽里で使う分についてはですね、その前はJAのライスセンターのサイロに玄米で保管をいただいて、湯前ということで保管をいただいて、必要量に応じて精米をして現場で使っておったというようなことだと思っております。そんなことが従前ございましたけれども、ふるさと納税あるいは、湯楽里の米についてですね、どこのものをどうやって活用するというのは、今後の検討課題というふうに思っておるところでございます。

○9番（山下 力君） せっかくですから、湯前産のお米はおいしいところもありますので、湯前産を利用していただくような検討をしていただきたいと、まあ当然、執行部と議会の協議も必要でございますので、それをお願いしておきたいと思います。

もう1点は、先ほど2人が3月末で退職されるということの説明がありましたけれども、他に事務される方と、精米所で仕事をされる方がおられます、この2人に対する対応はどのように対応される考えですか。

○町長（鶴田正巳君） 事務局体制につきましては、現行多面的の事業によりまして、雇用しておるわけございまして、そのことについての事業は今後も継続していくということでもあります。ただその割合として、7対3であるとか、6対4であるとかいう割合で、今、公社の事業もしていただいておりますけれども、公社の事業がなくなった場合にはどうなのかというようなことも、実はお伺いしたところでもありますけれども、多面的の事業がですね、今後今までもう一方、時間で来ていただいておりますけれども、その方も退職をされるということで、多面的の部分でも十分1人では、ちょっと1人では大変なくらいの仕事量になってくるというのもございますので、事務方の雇用については、農業公社がもし事務的な事業がなくなるということであれば、多面的のほうでの対応になるのかなというところがございます。

それから精米所を担当していただいております方につきましては、5月末日までの、1年間ということでございますけれども、これはそれぞれご意見あるかと思っておりますけれども、今それぞれ、請負で精米、製粉あるいはその他の加工も入ってきているところでございます。

そのことと、それから、公募をかけるのかということもまだ決定はしておりませんが、先ほどもうましたように、農地の管理があるということでございますので、その公募

をかけた場合であるとか、別の方をお願いするまでのつなぎということ、それから精米所の稼働について、次の段階での判断ということになるかと思いますので、そういうところでのお願いをしなければいけないのではないかというふうに思っております。

○9番（山下 力君） 一応、日本の宿命ですね、会計年度でいろんなところが進みますから、もう3月の中旬です。ですから3月末までにですね、いろんな判断をして、やはり言うべきところは言っていたきたいと思えます。先ほど事務の方の多面的と公社の割合の話がございましたけれども、その多面的のほうの責任者の方と、そういった話、協議等なされたことがありますか。

○町長（鶴田正巳君） 昨日でございますか、決済の際にお見えいただいた時に、そういう協議をしましたところ、そういう現状でのお話をいただいたというところでございます。

結果としましては、多面的だけれどもこれからは、ちょっと大変になるのではないかなというふうなこともあって、その方は自分は続けていかなければいけないという意向でございました。

○9番（山下 力君） 町長は昨日ですが、私は2、3日前ですよ、全く話がなかったという話を聞いておりましたので、お尋ねをしたところでございます。やはりですね、先手、先手をお願いするんだったら、話をするべきなんですよ、それと精米所の方、他県のある町の、ある業者の請負ていうか、契約かなんかされて、仕事しているんですよ、全く採算がトントン位だったら私はやめていたきたいと思うんですよ。どうせやるんだったら、その湯前町で小麦とか大麦とかを作っていたら、湯前町の農家のためになるんだったら、トントンでも少々赤字でもいいと思うんですよ。

いま現在ですね、その採算面からいってどうでしょうか。何回も数字を出せと言いますけれども、出していただけませんけれども。

○農林振興課長（稲森一彦君） いま現在、他県のほうからも依頼をいただいておりますけれども、まあそのほとんどが小麦であったり等の製粉が主でございます、これをちょっと計算してみますと、赤字にはならないというところの試算はできているところでございます。

○9番（山下 力君） その赤字にならないから、余計な利益は出てないと思うんですよ。ですからそういう販売先があるんでしたらですね、湯前の農業の振興のほうで、考え方を覚えてくれと私は言いたいんですよ。ですからその宮崎県のまあどういうところか知りませんが、契約でなからんばですね、やはり年度で私は終わっていただきたいというふうに思いますけれども、この件についてはどうでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） まあ書類を交わした契約ということではございません。この他、県のほうから聞きましたが、昨年30年の11月からの依頼ということで受けて

いるということでございます。

まあ、本当議員おっしゃるとおり、他県のほうからの依頼も当然でございますけれども、基本的には湯前町のを中心に依頼が農業公社のほうにあるべきだというふうに思います。

また、あの依頼があったものを、またひょっとすれば公社としても販売促進作業をしていくのも、今後の一つのやりかたの一つにはなってくるのだろうということは思っております。

○議長（倉本 豊君） ここで昼食のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午後 12時00分

再開 午後 12時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、款5農林水産業費の質疑の途中です。発言を許します。

○9番（山下 力君） 町長にお願いしてある農業公社の7年半の総括、これをしっかりとしていただかないと、平成32年度から再スタートできるか、できないかということになりますので、そこのところはしっかりと総括をしていただきたいというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） 総括もございますので、これで款5農林水産業費の質疑を終わります。

款6商工費の説明を求めます。

○企画観光課長（本山りか君） ページは、69ページをお願いします。

款6商工費についてご説明します。商工費につきましては、前年度と比較しまして200万1,000円減の9,453万6,000円を計上しました。一般会計総額に占める割合は3.5パーセントとなります。

目1商工総務費につきましては、1,734万5,000円を計上しました。商工振興、観光推進係3名の人件費となります。

目2商工振興費につきましては、2,585万9,000円を計上しました。商工振興関係の事業費及び避難防災交流施設に係る事業費となります。前年度と比較しまして165万8,000円の増額となります。増額の主な要因は、避難防災交流施設の維持管理費の増によるものです。

主なものについてご説明いたします。

70ページをお開きください。節13委託料は、避難防災交流施設、通称「湯〜とびあ」の指定管理料353万3,000円を計上しました。光熱水費等の実績により昨年

度に比べ増額となっています。また、レールウイング複合施設の飲食提供施設、つまりカフェに係る経費を除く指定管理料397万8,000円を計上しました。平成30年度に整備しましたモニュメント・トイレの管理に要する経費等が増えたため増額となりました。

節18備品購入費は、レールウイングの展示体験販売施設にICT機器を収納するためのキャビネット及びまんが図書館で使用するためのパソコンの購入費、合わせて15万円を計上しました。

節19負担金補助及び交付金は、商工会補助金、商工会青年部女性部活動補助金を計上しました。いずれも前年度同額となります。湯前町小規模事業者持続化補助金は、国の補助事業の交付決定者に町の補助を上乗せするもので、実績に応じて交付するため存目計上しました。交付対象となる申請がありました際に、改めて補正をお願いしたいと思います。くまもと県南フードバレー推進協議会の負担金19万7,000円は、これまで総務費の地域再生戦略推進費に計上しておりましたが、この事業の主な内容として、現状、商工業者の販売促進に資する活動が中心となっていることからこの費目に移しております。また、県商工会青年部連合球磨大会負担金9万6,000円を計上しました。県下49の町村商工会で組織される県商工会連合会及び青年部連合会の事業として、青年部合同研修会と親善ソフトボール大会が県内9ブロックによる持ち回りで毎年開催されていますが、平成31年度は6月22日、23日に人吉球磨地区で開催されることになりました。つきましては、その大会に要する経費への助成要望がありましたので計上しております。1,000名程度の青年部員が参集され、部員の資質向上や地域振興発展のために寄与することを目的として開催されるとのことです。人吉球磨管内各市町村に対し80万円の助成要望がありましたので、均等割と青年部会員数割を算出根拠として当町の負担分を予算計上したものです。

節21貸付金につきましては、商工会預託金として前年度同額の1,000万円を計上しました。平成30年度の実績を踏まえ計上しました。

目3観光費につきましては、5,133万2,000円を計上しました。前年度と比較しまして216万6,000円の減額となります。節1報酬に、観光振興に携わっていただく地域おこし協力隊1名分の報酬を計上しました。節4共済費、節9旅費の一部、節11需用費で消耗品の一部、節14使用料及び賃借料の一部にも活動に係る経費を計上し、合わせて310万7,000円となります。

71ページをご覧ください。節9旅費40万4,000円は、各種観光協議会事業に伴う旅費及び福岡市、熊本市等への観光客誘致活動に伴う旅費等を計上しました。

節13委託料の中で、グリーンパレス指定管理料1,226万9,000円を計上しました。前年度に比べて40万円程度の増額となりましたが、消費税率の引き上げ、最

低賃金の改定及び公園管理に係る消耗品費の増などが主な要因です。また、湯楽里・グリーンパレス施設改修工事設計監理業務委託料2,030万円を計上しました。「ゆのまえ温泉湯楽里」は、地元食材を提供し、利用客の生きがいや健康づくりの各種メニュー等に取り組む「食と健康の拠点施設」として、平成10年にオープンしました。それ以来、たくさんのお客様にご利用いただくとともに、地域住民の健康増進はもとより都市と農村の交流人口の拡大に大きく貢献してきました。天然温泉、宿泊施設、地元農産物やジビエ等を提供するレストラン、地域の特産品を販売する販売所、パンや郷土料理作りが体験できる加工体験室などの機能を備え、年間約10万人の利用客があり、当町の観光拠点施設として、また町内唯一の温泉宿泊施設としての役割も果たしてきたところです。

しかし近年では、施設の老朽化に伴う修繕箇所が増大とともに、周辺の温泉・宿泊施設の開発やリニューアル等に伴い、オープン時と比べ温泉宿泊施設としての魅力や話題性が徐々に弱まり、来訪者、特に宿泊者の低迷が続いています。

そこで、今回、施設を改修し、レストランや温泉施設、宿泊施設を利用される高齢者や身体のご不自由な方々にも配慮した機能強化を図るとともに、施設のイメージを刷新することで利用者数の増加、収益力の向上、町全体の活性化や賑わいづくりにつなげ、あわせて、隣接するグリーンパレスやB&G海洋センターと連携したメニューの開発を行うことで新規顧客の開拓を目指したいと考えます。本事業を実施することにより、当施設が観光拠点施設として、交流人口拡大、雇用創出、町民の健康増進を図っていきいたため、湯楽里本館及びグリーンパレスの大規模改修に着手したいと考えております。

なお、大規模改修の中で空調設備更新に係る工事につきましては、平成31年度における熊本地震復興基金交付金事業の内諾を受けておりますので申し添えます。

また、この経費には湯楽里で徴収させていただきます入湯税を充当させていただくこととしています。入湯税は、関連施設の整備や観光振興に要する費用に充てる目的税であることから、その用途を予算書等で明示することになっておりますため、カッコ書きにてその旨記載しております。

節15工事請負費に湯楽里・グリーンパレス施設改修工事費を存目計上しました。設計業務が終了後、所要額を補正させていただきたいと思っています。

節19負担金補助及び交付金は、716万4,000円を計上しました。各種観光協議会補助金の他、町観光物産協会への補助金、町観光案内人協会補助金等を計上しました。その中で、日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会 派遣職員にかかる負担金は、平成30年度においてこの協議会に各市町村から出向しておりました職員の人件費の本町負担分となります。存目で計上しておりますが、実績が確定した時点で、請求がなされる予定のため、補正をお願いする予定としております。

また、人吉球磨地域サイクルツーリズム推進協議会負担金2万2,000円を計上しました。この協議会は、平成30年7月に管内10市町村、国、県及び関係団体を会員として発足したもので、人吉球磨地域におけるサイクルツーリズム環境の向上をハード・ソフト両面から支援することで来訪者の増加や地域の賑わいを拡大させ地域振興を促進すること、を目的としております。平成31年度の事業内容として、サイクリングルートの設定、情報発信・プロモーション、サイクリストの動向調査、サイクルトレインの試験運行の検討などが予定されています。

なお、これまで計上しておりました湯前人吉自転車道活性化推進協議会負担金は、この新しい協議会に統合される予定となっているため、計上しておりません。

以上で款6商工費の説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、款6商工費の質疑を行います。69ページから72ページです。

○1番（遠坂道太君） 72ページの観光費につきまして質問いたします。観光案内人協会活動補助金につきましてですが、一昨年度は30万円の予算でありましたが、本年度は20万円というふうに減額になっております。それにつきましての理由をご説明いただけます。

○企画観光課長（本山りか君） ご承知のとおり、湯前町の観光案内人協会様につきましては、本年度設立をされましてですね、本年度から具体的な事業の実施に入っておられます。昨年度につきましてはですね、設立当初ということもございまして、初期投資と申しますか、いろんな備品関係ですね、そういうようなものを揃えられましたので、それに対する補助を行ってございまして、今年度はですね、協会の皆様のいろんな事業を推進はされるんですが、経費はその導入経費がなくなったということで、10万円の減額となったということです。

○1番（遠坂道太君） 内容につきましては、承知しました。でもやはり今後いろんな部署での観光の中でも案内をしていただくわけですが、その中でやはりこう、もっとよその地区にいかれて、勉強していただきまして、取り組まれますように、必要なものは、必要なかたちとして頑張らせていただければと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○9番（山下 力君） 湯楽里の改修についてお尋ねをいたします。2月20日にですね、担当課長のほうから、いわゆる説明がありました。いわゆる緊急度1が5ヶ所、緊急度2が15ヶ所、そしてグリーンパレスですけども、まずグリーンパレスはおいといて、湯楽里の施設のほうですけど、この改修の理由が全て経年劣化によるものですね。

そこで、町長にお尋ねをいたしますけど、昨年9月議会までに、全く湯楽里の改修の話がなかったんですよ、そしてその証拠に湯楽里の改修計画、財源をどうするかという計

画がなかったということがありました。今回その改修にあたって、その理由が経年劣化ということですよ、12年間社長をしておいてですよ、町長の反省の弁をまず聞きたいと思います。

○町長（鶴田正巳君） 現場におきまして、あるいは取締役会におきまして、それぞれの課題それから改修等々については協議をしてきたところではございました。ただ議会の皆様にご報告申し上げるまでのまとまりがなかった、それぞれにおいては、ご説明申し上げたところもあったんですけども、それぞれの部署、部署、それからそれじれの改修箇所等については協議をしてきたところではございますけれども、20年を経過して、まあよその施設もそうでありましたけれども、大きな改修が必要になってきたということ、そのことを受けて、じゃしっかりとしたまとめをしながら、そして改修にあたっては、休業の期間をなるべく短くしたり、そういったことを念頭に置きながら、繰り返し繰り返しその現場との協議はしてきたつもりではございますけれども、そのことについての経過、あるいは計画について、議会の皆様に事前の、あるいは入念な説明をしてこなかったというのは、私も落ち度かというふうに思います、このへんにつきましては、お詫びを申し上げたいと思います。

○9番（山下 力君） こういう単純な質問は、もう言い訳はよかったです。実際なかったんですから、ですから反省しておりますの一言でよかったです。

それからですね、今回は担当のほうは、いわゆる業者を入れて、改修する箇所を調査をされまして、今回の改修計画ですが、20年間のいわゆる湯楽里の施設はお客様との施設ですので、お客様の声としては、どういう声があって、その声を今回の改修計画に入れられたのか、そここのところの説明をいただきたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） お客様の声なんですけど、あのアンケートとかそういった形式での聴取は実際いたしておりません。ただし現場のスタッフがですね、随時お客様ご対応の際にですね、申し受けました内容、ご要望、クレーム、それらを解消するための工事ということで計画をさせていただいているところです。

例えばですね、電気風呂を増やしてくださいとか、露天風呂に屋根をかけてくださいとか、そういったことですか、細かいことを言いますとですね、ここを自動ドア化してくださいとかですね、そういったお客様の声というのは当然拾いながらそれをここに網羅していると、でもそれでもですね、なおさら抜けるところがあるかもしれませんが、それは工事をやる中ですね、またご要望等はですね、現場のほうで受け付けていくと思いますので、それを私たちが把握しておくようにはいたしたいと思っております。

○9番（山下 力君） いま言われた電気風呂ですね、これ非常に、男性も女性もお客様の要望として多いと思いますので、是非電気風呂は増設をしていただきたいと思います。課長即答できないでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 全協時のですね資料等にも掲載しておりましたが、一応浴室のところにですね、電気風呂ということで、増設分は見積もりを徴集しまして、ご要望全てに、なんですか、量的に叶えられるかどうかは別としまして、一応、今回増設は計画をしております。

○9番（山下 力君） 今回の改修計画の一つに、玄関前の石畳のところの、改修も計画されていますけれども、あそこは駐車場じゃないんですよね、ちょっと確認したいんですけど。

○企画観光課長（本山りか君） はい、あその位置づけとしましては、エントランス、玄関口という位置づけで、まあ現状はですね、湯楽里のすぐ出動できるような、車の1台の配置と、それと後はお体の不自由な足の不自由な方のロータリーみたいな感覚でですね、一応そこには乗り入れはできますが、そこにおきまして、あその石畳がかなり傷んでいるという状況もございますので、まあ現状駐車場ではないということでございます。

○9番（山下 力君） お客様の中でですね、いわゆる体の弱い人、それから悪い人の利用は確かにいいと思うんですよ。ただ健常な方がですね、上る人がいるんですよ、ですから駐車場からちょっとした坂道に、大きな看板をですね建てていただきたいと思うんですよ。ここは駐車場じゃないと、もうはっきり健常者の方は、進入するなど、まあそういった姿勢も示したほうが、施設のいわゆる長命化にもつながると思いますので、そこはしっかりと指導していただきたいと思います。

それからあの目的の中でですね、いわゆるお客様を増やしたいとか、売り上げを伸ばしたいという文言も入っております。これは今から検討されると思いますけれども、まあ今の時点で、こういったところでという考えがありましたならお聞かせいただきたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） はい今回はですね、これまでのご要望とかクレームですとかを解消するための、あの計画となっておりますし、当然そこにですね利便性の向上ですとか、機能の向上ですとか、そういったことも含み合わせてですね、計画を立てております。そのリニューアルを全体的にやってですね、まず対外に向けて、非常に湯楽里はリニューアルされてきれいになったんだというふうなことをですね、発信をしまして、お客様にまずはそれを認知していただくことを、一生懸命やっていきたいと思っております。

で近隣施設との違いですね、湯楽里の良さ、そういったところも現場スタッフと一緒にですね、発信をしていけたらと思っております。でそれによりましてですね、当然収益向上、そういったところにつなげていきたいと考えております。

○9番（山下 力君） それと今回事業費が3億5,000万円という事業費でございます。で財源が90パーセント以上過疎債なんですよ、他の事業にも過疎債を借りる場合がたくさんあると思うんですよ。そうしたときに、湯楽里が当初できるときに、資本金の

1億円の、まあ今お金に資本金とか、保留の貯金ですから名前はついてないと思いますけれども、その湯楽里が持っているお金ですね、これも今回は使うべきというふうに思うんですよ。

いわゆるいま湯前町の財政状況を考えたら、公共施設等の更新も、基金も約5億円しかありませんので、他のいろんな改修を考えますと非常に厳しいと思うんですよね。ですから、そここのところの財源の確保の面から、町長どうお金はどういうふうに考えておられますか、いわゆる湯楽里と町の協定書ではですね、100万円以上は町というふうになっておりますし、町の施設だから、いま町のほうというふうなことになっておりますけれども、今回はちょっと特別に、考えるところがあるんじゃないかというふうに思います。町長の見解をお聞かせください。

○町長（鶴田正巳君） たいへん大きな金額の改修ということになりますので、第一義には過疎債を枠を取りにいきたいということ、それからご指摘のように他の事業との兼ね合いもございますので、その後の資金手当をどうするのか、これは施行年度の分割化とか、そういったことも含めるとは思います、その資本金についてもですね、取締役会でも活用については、あつてしかるべきではないかというご意見もいただいておりますので、資金の調達等々の協議の中で、また協議になっていこうかと思えます。

○9番（山下 力君） 平成29年度の決算のところでの監査委員の意見としてですね、30年度に繰り越すお金が2億5,000万円くらいあったんですよね、それを監査委員が少しでも公共施設の改修等に回すように、基金のほうに考えてほしかったということを書いてあったんですよ。ですから今回ですね、湯楽里にしても、他のことにしても、今からでてくる教育関係のことも、全て、まず計画性が不足しておった、それからそれに充当する財源の問題、計画が不足しておったということは、もう事実なんです。そういったところも今後注意していただいて、湯前町の財政に応じた無理のない方針をしていただきたいというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（味岡 恭君） 71ページですね、観光費の中の備品購入費がございます、グリーンパレスの備品購入費が、まあ500万円程度みでありますけど、何をどう買うのかお尋ねをいたします。

○企画観光課長（本山りか君） 71ページの節18備品購入費で482万4,000円を計上させていただいております、これグリーンパレスの備品購入ということで、ゴーカートを更新をやりたいということで考えておまして、台数は4台の更新を考えております。

なおですね、これにつきましては、あの財源のほうですね、あの電源立地地域交付金のほうに求めておまして、これも今年度いろいろありましたが、4月あたりに県との協議

がございますので、その際に協議、申請をさせていただければと思ひまして、その採択をうけたらその財源を充当したいと考えております。

○5番(味岡 恭君) いま課長から説明がありましたとおり、電源開発の資金を利用するというごさいますが、あの電源開発の資金は利用できるんでしょうか、そのへんをお尋ねいたします。

○企画観光課長(本山りか君) はい、メニューとしましてはですね、観光施設の施設整備といったことにも使えるということで、広く電源立地地域の振興を図る目的のためなからですね、ある程度適用になるというような見解でございまして、あの国のほうにですね、実はこういったことで大丈夫ですかと、打診も差し上げておりますときにですね、ある程度あんまり事例はないことですが、そもそもゴーカートを持っている自治体が少ないということもありまして、まあケースとしては、まれですが、趣旨には反することが、現在のところは聞いておりません。

ただ、検討の協議をきちんとやった後でのご回答が、本当の回答になります。すいません。

○5番(味岡 恭君) ゴーカートのその、いま燃料で走っていると思うんですが、まあ電気もあるかなと思ひますけれども、そのへんの検討はされたんでしょうか。

○企画観光課長(本山りか君) はい、ゴーカートの種類も様々あるかもしれないですけども、現状使っていますものの更新ということになります。

一度もまだ更新したことがございませんで、今もう修理、修理で対応してございまして、実はですね修理業者のほうもですね、ある程度制約がございまして、今年度におきましても、なかなか受けていただくところがなかったというような状況で、もし町内業者の利用は当然させていただいているんですけど、そこがもう利用できなくなったということになればですね、このゴーカートの購入につきましてもですね、あの限られた業者での購入になりますので、そういった時にですね、ここの機種を使うということになります。

○5番(味岡 恭君) ちょっと説明が、答弁がまちがっているのかなと思ひます。私が聞いたのは、いま電気のゴーカートなんかもあるのかなということで、その燃料と電気代、検討されたことが、あるのかないのかをお尋ねしたんです。

○企画観光課長(本山りか君) はい、すいません。ちょっと質問の趣旨をはき違えまして、あの電気か燃料かというところですね、すいません私たちが勉強不足で、そこまで検討にはいたっておりません。

○5番(味岡 恭君) 値段的にのどうか私にもわかりませんが、一応検討だけしていただければと思ひます。

○9番(山下 力君) あの、駅周辺事業ですね、これについて、今後の見解についてお尋ねをいたしたいと思ひますが、いま私が聞く限り、湯前町民の方の声として、農業公社

とこの駅周辺事業について、ちょっと理解不足というか、批判が多いんですよね、ですから、なぜかと言いますと、まあ農業公社の件はおいといて、駅周辺事業これは、平成28年の3月から、いわゆる策定メンバーによってその駅周辺の戦略を策定されました。レールウイング上にまんが図書館とかカフェとか複合施設、いろいろ作ってきました。それに対しての雇用の場も確保されましたし、まあ効果も出ていると思います。

しかし、今後あそこをどうするんだという、将来の説明が町民になされていない。発信してない。町として、そこが大きな問題ではなかろうかと思っております。今後町長としてはどのような駅周辺にしたいのか、構想をお聞かせください。

○町長（鶴田正巳君） 湯前町にあって、球磨川鉄道の終着駅の効果を活用したというような計画書を策定していただいたというところでございます。私どもの町の中心部がありますし、それから交流人口の拠点でもあろうというようなこと、そういったことで、街場ににぎわいを作りながら地域への経済効果を目指すということが一つと、それから従来持っておりました、まんが美術館でありますとか、そういったもの、それから御大師堂でもそうでございますし、それから都川等にも、手を入れてきたということでございます、観光であったり、それから湯〜とぴあの物産館もできております、まあそういったことで、町の中心部としての活性化、それから有効活用というようなことを、目途としてそして今後の展開としましては、それによって、更に交流人口を増やししながら、そして観光拠点として、あるいは町の中心としての集約化による賑わい作り、というようなことが目途というふうに私の中では持っております。

○9番（山下 力君） 町長はもうあと1ヶ月半で終わりますんで、それ以上言いませんけど、担当課長ですね、今後、新しい町長が誕生された場合、課長はいろんな見解、私見はもっておられると思いますけれども、いわゆる町としてですね、やっぱり何らかの、こういう展開をするんだ、こういう周辺にするんだというところをですね、やっぱり住民に知らせてほしいと思います。でないとせっかく一生懸命やっているのに、なかなか浸透してないというのが現状ですので、そこのところを、今後の検討課題として、しっかりと対応していただきたいと思っております

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、款6商工費の質疑を終わります。

次に、款7土木費の説明を求めます。

○建設水道課長（皆越克己君） 款7土木費についてご説明いたします。ページは72ページから76ページになります。土木費につきましては、前年度より8,405万9,000円減の2億898万6,000円を計上しました。歳出総額に占める割合は7.7パーセントになります。

次に、項、目ごとに説明いたします。72ページ、項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、前年度より190万2,000円増の3,171万4,000円を計上しました。職員4名分の人件費など経常的経費が主なものです。

節1報酬及び節9旅費に嘱託職員1名分の予算、併せて158万9,000円を計上いたしました。課職員1名の私傷病による長期休暇見込みにより、本年度、計上させていただいたものです。

そのほか変更点として、節11需用費の燃料費に公用車燃料費として15万2,000円を道路維持費から組み替えました。公用車に関する経費を土木総務費に纏めたものです。

また、節19負担金補助及び交付金に、一番下の欄になりますが、新たにブロック塀等耐震化支援事業補助金として80万円を計上しました。これは、地震に伴うブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、ブロック塀等の所有者が実施する診断・除却・新設までを含めて改修等費用の補助を行うもので、全体事業費120万円のうち事業実施者3分の1、国費3分の1、県費・町費併せ3分の1それぞれ負担するものです。

また、引き続き、耐震改修等補助金も100万円計上しました。昨年度実績はありませんでしたが、ブロック塀等耐震化支援事業と併せ、引き続き、周知を図り、利用増進に努めたいと思います。

次に項2道路橋りょう費、目1道路維持費につきましては、前年度より8,163万6,000円減の5,168万4,000円を計上しました。町道の維持管理に要する経費を計上しています。

維持管理以外の事業などに関する予算につきましては、74ページになります。節13委託料に、現在まで順次取り組んでいます歩道整備に伴う建物調査等業務委託料150万円、登記手数料101万7,000円。

また、同様に実施しています、橋梁長寿命化計画により、本年度は中牧良橋の橋梁補修詳細設計業務委託料500万円、農道の町道移管に係る道路台帳作成業務委託料につきましても2路線、1,440メートルで170万円を計上しています。

また、今後、計画・実施するための準備としまして、舗装構造調査業務委託料として3路線5.8キロメートルで、850万円を計上しています。道路の傷み具合などを把握するための調査で、舗装内部や舗装構造を調査するため、たわみ量測定や切り取りコアの採取などを実施するものです。

また、節15工事請負費では、平成30年度から設計に取り組み、多良木町、水上村から事業費の分担をしていただいています古淵橋補修工事として2,500万円を計上しています。

節17 公有財産購入費につきましては、歩道整備用地購入費としまして263万6,000円を計上しました。

次に、75ページになります。項3 河川費、目1 河川総務費につきましては、河川の維持等に要します経費になります。前年度より6,000円減の134万7,000円を計上しました。

節13 委託料につきましては、都川排水樋管操作委託料4万4,000円、河川管理委託料に、県管理河川委託として65万円を計上しました。

項4 都市計画費、目1 公共下水道費につきましては、下水道特別会計への操出金として、前年度より464万7,000円増の8,428万円を計上しました。

目2 街なみ環境整備事業費につきましては、7,000円を計上しています。

節13 委託料、湯前町サイン計画策定業務委託料は存目計上しています。

次に、項5 住宅費、目1 住宅管理費につきましては、前年度より103万7,000円増の3,995万4,000円を計上しました。町営住宅の維持管理、修繕等及び住宅整備に関する経費が主なものになります。2ヶ年度目となります若者向け住宅・中里団地につきましては、引き続き予定しており、関係予算として、節12 役務費に建築確認申請手数料4万9,000円、節13 委託料に一般住宅建築監理委託料210万円、節15 工事請負費に一般住宅建設工事として、1棟3戸建の建設及び外構工事併せて3,100万円を計上しています。その他では、上牧原住宅の2戸の解体工事180万円を計上しています。

以上で土木費の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから、款7 土木費の質疑を行います。

○3番（森山 宏君） 74ページですね、舗装構造調査業務委託料、これは路面性状調査とはまた違うんですかね。

○建設水道課長（皆越克己君） はい、一応、表面上の調査はというのはまた別に、先に実施はしておりますけれども、今回の調査内容につきましては、たわみ量測定とか、コアの採取ということで、舗装構造上がどういった状態になっているかという調査ということになっておまして、より詳しい調査になっております。

○3番（森山 宏君） まずですね、オーバーレイなど舗装修繕工事とか、本復旧舗装工事とか、それから路面性状調査ですか、それが必須でしたね。それに加えてさらに詳しい調査、今度の調査があるわけですね、今、現況のですね、路面で区画線、停止線、路肩線といいますか、これがかすれて、もうちょっと判別できないところもあると思います。これの管轄が町なのか、県なのかちょっとわかりませんが、あの、この調査の時に、白線なり、黄線、区画線ですね、路肩線てゆう調査は行っておられるんですかね。また、その補修とか考えておられるんですかね。

○建設水道課長（皆越克己君） 今回、舗装構造調査につきましては、先ほども申しましたとおり、構造内部がどういった状態になっているかを把握するための調査になっておりまして、直接的には白線等々の調査ということでそれについての調査ではありませんで、白線に関しましては、道路管理者の方ということで、まあ町道であれば町のほうということになりますし、黄線は公安委員会のほうが、警察署が管轄するということになります。

○3番（森山 宏君） 施工の管理者はどこでもいいんですけど、生活安全上ですね、他の自治体のところは、通学路をカラー塗装したりとか、やっておられます。本町におきましてもですね、通学路ではなく生活の区画線ですか、止まれとか、私はよく切り取り線ていいますけど、あの中央線ですね、路肩線、ここのちょっと見えないとか、消えかかっているところが多々あるんですよ。それを町道でもいいんですけど、町道いく前に県道わたれるかもしれません。その時に県道だったら県のほうに、町道だったらうちの町はちゃんとするばいとかいう感じで、改築といいますか、もともと現況復旧しようということは、予算立てしてないんですか。

○建設水道課長（皆越克己君） 平成31年度当初予算の中ではですね、議員おっしゃられる白線、停止線であるとか、安全上の部分になるかと思えますけれども、それについては、まだ計画としては、当初の段階では入れておりませんので、まあどういったことで可能なのか、危険であれば当然早急に手当しなければいけない部分もあろうかと思えますので、そのあたりは今後また具体的にどういった方法があるのかも含めてですね、検討させていただければと思っております。

○総務課長（高橋 誠君） 町道に関しての白線部分、中央線部分、そういうものについては、総務費の交通安全対策費のほうで予算を計上しながら、できるところからやっているところですが、すぐ早々町内全部をとすることは、ちょっと不可能かもしれませんので、ここは順次、年度ごとに計画を立てながらやっていくところが今の現状でございます。

○3番（森山 宏君） すいません。課が違っていたのは、あの、年間約100万円の交通安全対策費と思えますけれども、調査も行っていない現状で、ましてや、予算処置で100万円の中で、防犯灯とかありましたよね、でそういうので残った分でやっていく、さっき課長からもいわれたんですが、起きてからじゃ遅いんですよ、人柱が立ってからじゃ遅いんです。ですから、逆に安全ていうのは、すぐ効果がないかもしれませんが、予防から考えて、防衛から考えていったら、あの検討しますじゃなくて、早急に取り組みますというほうに要望します。

○7番（高橋一雄君） 73ページの中の土木総務費の中の補助金で、ブロック塀等耐震化支援事業補助金がでています。本町では、北部大阪地震の後に、すぐ小学校の危険プロ

ックを対処なされたんですけれど、通学路とか、人通りの多いところにそういう危険なところがあるかという調査はされていますか。

○建設水道課長（皆越克己君） あの、主な主要道路に関しまして、建設水道課のほうでは現地確認等しております、ブロック塀等の危険箇所は確認をしております、学校関係につきましては、教育課さんのほうで、確認をされているかなと思っております。

○教育課長（北崎真介君） はい、まず学校敷地のほうも、学校のほうもうちから出向きまして確認しております。通学路に関しましては、小学校中学校いずれも即時に対応して、危険箇所ですとか、そういったところも、それに近いのじゃないかというようなところは、先生方も実際通学路に行かれまして、こういった通学をやってくださいというような指導もされております。

○7番（高橋一雄君） 北部大阪地震で、小学生の児童がブロック塀の下敷きになって、亡くなるという事件があり、新聞報道等では同じような事件がおきて、被害がでたら、所有者は被害者から訴えられれば、損害賠償しなければならないという論調だったんですけども、実際には熊本地震でブロック塀の犠牲になった方が、裁判に訴えられましたら、責任所在が曖昧ということで、訴えが退けられました。

そうなりますと、あの、損害賠償を求められるから、撤去しなきゃいけないというような論調から、責任の所在が不明だから、所有者が賠償しなくてもいいような、という判例になりますと、放置されるところが出てくると思っておりますので、これはやはり、怪我人や死者を出してはいけないということで、所有者の方にも、こういう補助がありますということ、周知徹底していただきたいと思えます。

○建設水道課長（皆越克己君） 平成31年度新規で設けます補助金と合わせまして、昨年度から実施しております補助金等、周知を図って皆様方に1件でも多く利用して、安全性の確保のために利用していただくために努力して参りたいと思えます。

○9番（山下 力君） 75ページの都市計画費の中に、街なみ環境整備計画策定業務委託料が、存目計上されています。ここについては今日質問しませんが、昨年予算を組まれて、全体の街並みの計画を策定されています。確認いたしますけども、全体計画の策定されたことを議会に説明されておりますかね。

○建設水道課長（皆越克己君） 平成30年度予算で計画策定業務を終了しておりますけれども、工期が3月半ばまでというところで、計画書自体は報告として上がってきております。議会のほうにご説明間に合えば、ご説明申し上げるべきでしたけど、次回の機会にですね、この計画につきましてはご説明申し上げたいと思えます。

○9番（山下 力君） 当初は6億円ぐらいという話でしたけど、全体的にまたそれよりも増えるという話を聞きますので、しっかりと報告をいただきたい。

○5番（味岡 恭君） いま山下議員の聞かれた関連ですけども、同じ質問になるかと思

います。

再度お尋ねします。あの、ページは75ページですけども、同じように、街なみ環境整備計画策定業務委託料、去年は委託料が690万円余り支出して委託料として計画してあるみたいですね。いかがなんでしょうか、それお尋ねします。

○建設水道課長（皆越克己君） 委託料につきましては、そういった金額だったのかなと思います。

○5番（味岡 恭君） 山下議員が言われたとおりのことを、再度言うのですが、計画は先ほど言われたとおり、6億円ばかりで、計画は何年くらいかかるのですかね。

○建設水道課長（皆越克己君） 平成30年度から一応10年間という期間を設けておりまして、5年ごとに見直しをするというふうなことで予定をしているところです。

○5番（味岡 恭君） あの、本腰入れてですね、歴史文化観光を目指す場合は、たぶん大きな費用数億円、先ほど言われましたけど6億円以上かかるんじゃないかと、私も見込んでおります。そういうことをですね、議会にも相談なく設計業務されたということ、なぜだろうといろいろ考えました。大きな予算が伴います。構想レベルの段階でですね、議会にもやはり相談をすべきではなかったかと、そのへんはいかがなんでしょうか、反省はあるんでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） 一応、計画策定の前の年度ということで、平成29年度のなかでは、今後こういうような計画ということで、アンケートを採ったり、まあ住民の方々の意見も求めたりということで、まあ調査に入りたいということでのご説明は申し上げたところではありますけれども、まあ先ほどあったように、計画書自体の内容等につきましては、また今後、議会のほうにもご説明は申し上げたいと思っております。

○5番（味岡 恭君） その説明があった時にもですね、言ったつもりです、慎重にやってください。費用がかかるから慎重にやってくださいと念をおしたつもりです。それが議会には全然相談もなく、委託設計されたということはですね、議会としても、大変不満を持っております。今後また説明をされるんでしょうけど、今後ですね、こういうことが度々ありますんで、やっぱり議会ともよく相談されてですね、審議をしていただきたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、款7土木費の質疑を終わります。

次に、款8消防費の説明を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） おなじく76ページです。款8消防費の説明を申し上げます。消防費は、1億743万7,000円を計上しました。前年度と比較して、1,733万7,000円の減であります。歳出に占める構成比は4.0パーセントになります。

目1常備消防費については、上球磨消防組合負担金8,059万8,000円、及び県防災消防ヘリコプター運航連絡協議会負担金、合わせて8,100万3,000円を計上しました。昨年度と比較して1,291万5,000円の減となっております。

主な減の理由は、平成30年度から32年度の庁舎建設、指令台施設、訓練棟、旧庁舎解体などの整備で、平成30年度実施の庁舎建設工事費、指令台施設更新などの整備の経費構成町村の4町村で負担分が減となっております。

なお、平成31年度は繰越による庁舎建設工事の繰越事業での建設を進め、予定では10月から11月に完成する見込みです。なお、外構工事、訓練棟、旧庁舎解体は平成32年度になります。

次に目2非常備消防費ですが、2,109万3,000円を計上しました。消防団の活動経費です。

節1報酬で消防団員年報酬800万1,000円を計上しております。また、節9旅費に訓練手当としまして、239万6,000円を計上しました。これは、非常呼集訓練、規律訓練、知識習得訓練等の経費を計上しているところです。なお、本年度はラッパ吹奏大会の開催年度となっております。

77ページをご覧ください。目3消防施設費については、533万7,000円を計上しました。消防施設等に係る維持管理経費を計上しているところです。

節11需用費、被服購入費に、団員20人の法被ヘルメットなど購入費を計上しております。

また、節13委託料の登記委託料、節15工事請負費の防火水槽設置工事、78ページの防火水槽用地購入費は、存目計上しておりますが、財源として県の補助率3分の2である球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金を活用するもので、2箇所の設置工事を予定しており調整が付き次第補正予算でお願いするところで考えております。

77ページをご覧ください。節18備品購入費は、消火栓格納箱とホース、消防本部用テント、ホース・吸管等購入を予定しております。

78ページです。目4水防費につきましても、それぞれ存目計上しているところです。

以上、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、款8消防費の質疑を行います。

○1番（遠坂道太君） 78ページの消防施設費でございますが、備品購入費の中で、昨年度は、ポンプのほうを購入されてはいますが、本年度はそういう計画はあるのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） ポンプの購入は計画しておりません。

○1番（遠坂道太君） であれば、何年か越しに取り替えているという計画でしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） はい、議員言われるように、年度ごとの計画でおりますが、今年度は購入をしない年度になっています。

○1番（遠坂道太君） であればですね、修理等も十分に、メンテナンスのほうも十分に取り組んでいただいて、火災の際、支障のないようなかたちでいただければと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで消防費の質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時01分

再開 午後2時15分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

次に、款9教育費の説明を求めます。

○教育課長（北崎真介君） 款9教育費についてご説明いたします。ページは78ページから96ページまでです。

教育費につきましては総額で2億2,496万5,000円を計上しました。一般会計予算に占める割合は8.3パーセントになります。

次に項、目ごとにご説明いたします。項1教育総務費、目1教育委員会費につきましては、前年度より13万4,000円増の92万7,000円を計上しました。教育委員の報酬、費用弁償等の経常的経費が主なものです。増の要因は、2年に一度開催の九州地区市町村教育委員大会研修費の計上によるものです。

79ページをご覧ください。目2事務局費につきましては、4,519万8,000円を計上しました。教育委員会事務局職員の給与等人件費の他、経常的経費と英語指導助手に伴う必要経費を計上しました。増の主なものは、節13委託料の外国語指導助手委託料の増です。県を通じて行われておりますJETプログラムによる英語指導助手の任期が前年度は7月までとなり、その後の9月からの分として、外国語指導助手委託料を計上したところでしたが、本年度は4月から翌年3月までの1年間分の計上となった事によります。新学習指導要領では、平成32年度より小学校高学年において英語が教科となる事に合わせ、熊本県内で2年前倒しで前年度より外国語活動が始まっております。本町教育委員会でも小学校を研究校として指定し、これまで以上に英語教育を推進し、小学生の英語への興味と学習の定着、中学校への円滑な連携、中学生への高度な英語教育を提供できるものと期待しております。

80ページをご覧ください。目3 学校施設整備費については、小・中学校屋根等改修工事設計業務委託料を存目計上しました。今後、新体制にて、具体的な計画を立て有効的な整備を図っていきたいと考えておりますので、整いましたら補正でお願いしたいと思っております。

項2 小学校費、目1 学校管理費につきましては、3,049万2,000円を計上しました。小学校経営に要します経常的経費が主なものです。前年度に比べ388万円の減となりました。主な要因としましては、前年度にお願いしました節18 備品購入費にパソコン室用機器があったためですが、次の教育振興費の8 報償費の校内講師謝礼も含め、教育委員会の外国語活動研究校指定に伴う経費を計上しました。

82ページになります。目2 教育振興費につきましては、274万9,000円を計上しました。準要保護・特別支援児童にかかる扶助費が主なものです。

また、節13 委託料に総合学習等で稲作実習体験として、農業体験学習委託料15万円を前年同様、計上しました。

83ページをご覧ください。項3 中学校費、目1 学校管理費につきましては、3,619万7,000円を計上しました。中学校経営に要します経常的経費が主なものです。前年度に比べますと404万5,000円の減となっております。

減の主な要因は、支援を必要とする生徒の増に伴う特別支援員を1名増員するための節7 賃金の増、道徳の教科化に伴う指導書、デジタル教科書等の節11 需用費の消耗品費の増はあるものの、前年度におきまして、節11 需用費の修繕料において、男子トイレ小便器や教室黒板の上下型やカーテンの取替修繕、加えて、85ページの節18 備品購入費では、ピアノ購入があった事により、大幅な減となりました。

86ページになります。目2 教育振興費につきましては、186万円を計上しました。準要保護、特別支援生徒にかかる扶助費が主なものです。また、総合学習において、例年、その活動が高い評価をいただいております伝統芸能継承関係の経費及び芸術鑑賞にかかる謝礼等に13万5,000円を計上しました。

項4 社会教育費、目1 社会教育総務費につきましては、1,051万5,000円を計上しました。社会教育に関する職員の給与等の人件費など、経常的経費が主なものです。前年度より1,174万9,000円の減となります。その主な要因は人事異動に伴います人件費の減であります。

88ページになります。目2 公民館費につきましては、1,222万1,000円を計上しました。公民分館長の報酬、費用弁償、その他公民館の維持補修に要する経費です。前年度と比較しまして992万3,000円の減となっております。その主な要因としましては、89ページになります。前年度に中央公民館改修工事設計業務委託料があったため

です。町民の皆様の利便性向上のためにも、財源等も含め、なるべく早期に取り掛かりたいと思っております。

今年度の分館施設整備補助金は、3分館からの施設整備の申請により、玄関増築及び改修を始めとする経費71万1,000円を計上しております。これからも地域分館の環境整備を図って参ります。

目3文化財保護費につきましては539万4,000円を計上しました。指定文化財の保全等に必要な経常的経費が主なものです。前年度と比較しまして648万円の減となります。減の要因としましては、前年度は補正にてお願いしました節1報酬に計上しております嘱託職員報酬233万1,000円の増と、前年度計上しておりました御大師堂周辺埋蔵文化財調査委託料及び防犯カメラ設置工事の減による差額が主なものです。防犯カメラ設置工事につきましては、御大師堂の改修後に、国重文、県指定等を中心に優先順位を考慮しながら、必要に応じて今後も計画的な設置を進めていきたいと考えております。

91ページになります。目4美術館費につきましては、1,044万9,000円を計上しました。まんが美術館の運営管理、まんがコンクール等に要する経費が主なものです。前年度より1,229万5,000円の減となっています。主な理由は、特別展に係る委託料及び備品購入費の漫画制作体験機器の減によるものです。

節13委託料に美術館特別展示業委託料を存目計上しております。内容としましては、あくまで案としてはありますが、新体制において検討し、ご提案できればと考えております。また、まんが美術館グッズ作成委託料50万円を計上しております。

これは、まんが美術館等活用計画に沿ったグッズの製作を行っていく上でのデザイン、意匠も含めて検討していくためであります。国の推進交付金を活用して実施していきたいと考えております。美術館のこれからの方向性とイメージを現実化していき、また、より親しみやすい美術館として、取り組んでいきたいと思っております。

92ページから93ページをご覧ください。項5保健体育費、目1保健体育総務費につきましては、2,841万8,000円を計上しました。社会体育に関する職員の人件費、スポーツ推進委員の報酬、費用弁償等経常的経費が主なものです。前年度比較で1,264万4,000円の増となりました。増の主な要因としましては、人事異動に伴います人件費によるものです。

節19負担金補助及び交付金で、今回で第7回目となります公認奥球磨ロードレース大会負担金を360万円計上しました。今回は、5年に一度のコース検定料や記録測定器等の導入、招待選手の状況等により経費が増加するおそれがあるためです。

また、平成28年度から3年をかけて検討を重ねて参りましたに小学校部活動社会体育移行に係る、総合運動クラブのバドミントンラケットやその他消耗品費を節11需用

費、消耗品費に27万7,000円、また、その講師謝金85万4,000円余りを含む109万6,000円を節13委託料に計上しました。平成30年度において、試行を重ねてきた上ではありますが、実際の活動が始まる事で、今後も留意して、児童の健全な発育と体力向上に努めて参りたいと思っております。

目2体育施設費につきましては1,277万5,000円を計上しました。体育館、プール、グラウンドなどの社会体育施設の維持管理に要する経費です。前年度比較で57万6,000円の減であります。その主な要因としまして、老朽化により修繕が出来ない事により機器装置の取替等を行いました改修B&G海洋センタープール改修工事の減によります。

94ページになります。その節15工事請負費にB&G海洋センタープール改修工事を存目計上しました。これは、プールの缶体老朽化により、底にヒビやはがれ等があり、これまでも担当により部分的な修繕・補修を行って参りましたが、追いつかなくなっており、今回は缶体そのものの改修を行うものであります。現在、財団の補助を受けるべく、進めております。今月末にヒアリングもございますので、6月の定例までに間に合えば、補正で計上したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。また、今後も海洋センターを活用した健康教室など、関係各機関と連携しながら、継続して住民の健康づくりを進めていきたいと思っております。

94ページから96ページにかけてになります。目3給食費につきましては、2,776万9,000円を計上しました。給食施設整備の維持管理費のほか、給食運営委員の報酬・費用弁償等の経常的経費が主なものです。前年度より78万8,000円の減となっております。主な要因は、節11需用費のうち水道光熱費の電気料が減少した事によります。節13委託料の学校給食センター調理業務委託料を前年同様、1,777万8,000円計上しました。

また、節19負担金補助及び交付金に学校給食費助成金を、前年同様、30万円計上しました。給食費の値上げを避け保護者の負担軽減を図るとともに、気候に左右される野菜や乳製品等の価格変化、消費税の税率にも対応し、児童・生徒への栄養価も考慮された、安定した給食の提供を行うためのものです。調理業務の委託体制になって本年度で3年目になり、学校給食の運営も安定してくると思われまます。これからも児童・生徒に安全安心の安定したおいしい給食に取り組んでいきたいと思っております。

以上で教育費の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（倉本 豊君） これから、款9は、まず、項1教育総務費、項2小学校費、項3中学校費の質疑を行います。78ページから86ページまでです。

○1番（遠坂道太君） 79ページの報償費のなかで、コミュニティスクールディレクター謝金ですけれども、これはコミュニティスクールの事業の一環だと私は理解してお

りますけれども、今後、何年後にコミュニティスクールを構築されるのか、それをお尋ねしたいと思います。

○教育長（中村和弘君） 今年度から正式に、学校運営協議会という組織を結成しております。そういう設置してある学校をコミュニティスクールといいまして、もう現在コミュニティスクールと呼んでもいい組織であります。ですから何年度というよりも、今年度からコミュニティスクールとして湯前町は活動しているということになります。

○1番（遠坂道太君） まあ、一応ですね、このディレクターの支払金もずっと、最初の方は教育長も専属をおいてというふうな考えでおられたと、私は思っております。その中でこういう臨時職というのか専門の方を常備必要な時に呼んでやるという形の中での取り組みというふうに理解してよろしいのか、いま現在コミュニティスクールの現状を、呼んでもいいですよというふうに言われましたけど、一貫校としての形ではないわけですよ、そのへんお尋ねします。

○教育長（中村和弘君） あの、小中一貫としてのコミュニティスクールというのは、また別でございますので、コミュニティスクールはコミュニティスクール、小中一貫校というのは、小中一貫校ということですね、それを元にしてですね、学校教育の9年間の義務教育と、コミュニティスクールを活用しながら、うまく小中連携をしながら、小中一貫校としての今目指している段階でございます。

コミュニティスクールディレクターといいますのは、コミュニティスクールの学校運営会の委員とかですね、学校関係団体との連絡調整など、コミュニティスクール、学校運営協議会にかかわる業務に携わる方でございます。ですから常時ということではございません。

○1番（遠坂道太君） はい、わかりました。それではやはりこう、今から目指す、一貫校としての中ですね、昨年度からALTの方も変わりました。民間の方に切り替えをされたようでございます。民間に変わっての、どういう効果があったかお伺いしたいと思います。

○教育課長（北崎真介君） まず、児童生徒に対する対面的なものは変わっておりませんが、実際学校での指導状況とかも、委託業者のほうに相当なノウハウがありまして、指導方法とかも相談ができるというようなことで、より高度な授業の提供ができていますものと思っております。

それと事務的なことで、こちらで、身の回りの世話ですとか、まず住宅料とか、報酬の支払いとか、水道料の支払いとか、そういったところも代行したり、いろんな手続きもこちらでやってのですが、そういったことが、もう委託になって、教育委員会の事務負担も軽減されたこともございます。

○1番（遠坂道太君） はい、まあ非常に効果がでていると、話聞きますと非常に効果が

でていると話でていると思います。それで本年度から湯前町教育委員会外国語活動強化校となっていくわけでございます。その中でやはりALTとの関係とか非常に大事なところではあります。やはりその関連性、お互い、児童、生徒との関連性の中でもどのような取り組みをしていくか、そのへんをお伺いしたいと思います。

○教育課長（北崎真介君） もちろん委託業者のほうにも、研究したいというところでお伝えしています。また、それにあったALTを派遣していただくことで、いま進めております。以上です。

○1番（遠坂道太君） また、そういう全く変わって違う方をやってもらう形だと思えますけれども、それによってやはりこう授業日数も変わってくると思います。

その中で、昨年度から夏休みを返上して時間の授業日数を増やしておられますし、本年度もそういう形だと思えます。そうすると、5年生で35時間、6年生で70時間と、とられておりますが、本年度はどういうかたちになるのか、それによって、学校給食も補助をいただいておりますので、日数的にはどのようになるのかお尋ねします。

○教育課長（北崎真介君） 平成31年度は、2日ほど前倒しになるという予定で今は進めています。給食のほうもそれに応じて補助金を上げるかという話もあつたんですが、それではなく、いろんな行事ごととかございますので、前年同様の日数で計算して、お弁当の日とか、行事の時とかですね、給食を提供しなくていい日がありますので、そういった調整ができないかというところで、今年度はご提案差し上げております。

○1番（遠坂道太君） はい、まあ一応そういうような形です。今後、英語教育には取り組んでいただきたいというふうに思います。やはりこう他校にないような考え方、教育指導を出していただければと思います。

○教育長（中村和弘君） 先ほど、授業日数の確認でございますけれども、3、4年生、中学年は、外国語活動として、35時間です、5年生、6年生は、来年度までは、外国語活動ですけども、32年度から教科になりますので、外国語教育になります。それが5、6年生は70時間になります。

○3番（森山 宏君） 85ページの一番上、中学校費の中に、印刷機等保守委託料というのがあります。それに伴いまして、逆にコピーが12万円ですね、中学校においては、そして印刷機借上料というのは2,000円なんですか。これと比較しまして小学校費のほうと著しく差があるんですけども、この内訳は内容が違うんですか。

○教育課長（北崎真介君） コピー機じゃなくて、印刷機のリース期間が終わりまして、新しいものに振り替えたので差がでていると思っております。

○3番（森山 宏君） 課長、印刷機においてはですね、保守委託料なんですね、印刷機とコピー機は違いますよね、あのコピー機はレーザー方式ですね、印刷機はインクです。

ですから違うんですよ機種が。昨年も聞きましたけども、小学校と中学校にあった場合には、リース期間が再リースをしなかったのが今期分を再リース、年間リースではなくて再リースをしたら普通安いんですね。それだけに差がでましたという答えだったんですが、今度、小学校においては、コピー機のリースが51万円であり、中学校においては12万円だったですかね、ですからあまりにも差があるので、小学校はまるまるリース、中学校は校長が置きみやげとしてではないんでしょうけど、教育委員会の指導かもしれませんが、再リースを行ったのかなと、そうしないと台数的には変わらないはずで、これだけ4倍もの差がでるのは、ちょっとおかしいんじゃないかと、あの即答せんでもよかです、後からで。

○議長（倉本 豊君） 暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午後2時42分
再開 午後2時42分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。次の質問に移ります。質問ありませんか。

○7番（高橋一雄君） 小学校、中学校の学校管理費についてお伺いします。熊本県では政令都市である熊本市を除いての、自治体の公立教育については、県教育委員会が職員も事務員も責任を持っているとされているんですが、湯前町でこの事務職員だしてあるのは、県から援助があっているんですか。

○教育課長（北崎真介君） いえ、助成とか補助とかはございません。

○7番（高橋一雄君） 学校の先生方自身も、事務処理の仕事が多くて、教材研究とか、子どもたちに向き合う時間が少ないと伺っていますが、事務職においても、小学校でも中学校でも県の職員だけではさばききれないから、自治体で職員をそれぞれ出しているんだと思いますが、本来はこれは、県の教育委員会が責任を持たなければならないことだと私は考えていますから、県のほうで各自治体、事務職員の完成ワーキングコアでやりなさいという指示だというふうに私は考えます。

まあ、町の教育課が、県の行政に文句は言えないと思いますので、今の私の意見で終わります。

○9番（山下 力君） 80ページの学校施設整備費の委託料、小・中学校屋根等改修工事設計業務委託料が、存目計上されております、まあ、教育長にお尋ねしますけども、この屋根工事について、いわゆる総合教育会議とか教育委員会でいつ頃からこういう話が出てきたのか、まずお伺いいたします。

○教育長（中村和弘君） 特に総合教育会議、教育委員会では出ておりませんが、校

長あたりの実情ということで、現場にも職員が出向いて確認をいたしておりますので、学習の場でもありますので、緊急性を要するために計上させていただきましたところでございます。

○9番(山下 力君) あの、もうご存じのとおり、教育委員会には予算の編成権がないんですよ、ですから当然予算に計上したということは、町長と協議しているんですよ、どのような協議をされていますか。

○教育長(中村和弘君) 予算編成の時に、実情を申し上げ、町長の承認を得ております。

○9番(山下 力君) じゃ町長、そのときの判断された考え方を、説明いただきたいと思います。

○町長(鶴田正巳君) えー、躯体そのものというよりも、雨漏りの対応ということで、それぞれ雨漏り箇所等々があるというようなことで、それぞれ担当職員でありましたり、当時、副町長が現場にも出向きまして、そして教育委員会のなかで、雨漏りを中心として、壁の問題もありますけども、そういったものについて、調査をして延命化を図ればというようなことでの提案とっておきまして、この委託料の存目計上ということでございます。

○9番(山下 力君) 今から半年前、昨年9月議会で、いわゆる公共施設の経年劣化をしている施設がいっぱいあるだろうと、その中で一番心配される施設はどこなのかと町長に聞いたときに、町長は小学校、中学校、いわゆる昭和56年、59年の建設ですから、その改修、改築工事が一番といわれております、して今回はそれおいといて、屋根工事、小学校の防水工事は、平成12年に一度防水工事をやっております。

それから20年なんですよ。で今回屋根工事をやったらですね、一番経年劣化をしている施設をおいといて、屋根工事をしたら20年近く改築工事はしないんですか。

○町長(鶴田正巳君) 私が聞いております中で、躯体についてですね、今後とも手を入れていけば、ある程度の時間は大丈夫であろうと、その際にですね、当然先ほど遠坂議員の質問にもございましたけれども、小・中学校の一貫校等々の問題もございましてけれども、それにはまだ時間がかかるであろうと、でその時に現在の小学校、中学校の延命化をどの程度手を入れて、どの程度金をかけることによって、どれくらいの延命が図れるか、その先に新しい校舎の建築等々の問題との整合性が出てくるであろうとの協議をしたというふうに思っております。今の学校について、躯体については、大きな耐震については問題なかったというふうに思っておりますけれども、その雨漏りでありますとか、外壁の問題等々が課題であるということであれば、そのことをどの程度費用をかけて、どの程度の工事になるかをつかまなければ、次の立て替えまでの時間の長さであるとか、そういったことの協議はできないであろうということで、この委託料が上がっているというふ

うに思っております。

○9番（山下 力君） この学校施設についてはですね、平成29年度の決算書、監査委員の意見でもですね、いわゆる小学校、中学校の校舎は老朽化、経年劣化していると、早急の検討が必要というふうにかかれておりますし、また昨年平成29年3月に策定された公共施設等総合管理計画、これでも指摘されているんですよ。そして昨年の平成29年2月に、全協で長寿命化計画、学校施設のですねこの説明を受けております。

当然、学校の施設の改築に近々そういうふうになるだろうと思っておったんですよ。そしたら突然雨漏り対策なんですよ、平成31年度の実施計画書を見ますと、小学校、中学校で約1億5,000万円の工事費がかかると、それも全協等で説明なしですよ。これは簡単に認めるわけにはいかないと思います。

議長ちょっとここで、休憩をいただきたいと思います。

○議長（倉本 豊君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時51分

再開 午後3時13分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○教育課長（北崎真介君） 先ほどの設計委託料の件でございますが、今後、また、個別計画を今作成中ですので、それができまして、新しい新体制になりましてからこちらでまた、話を練った上で議会の皆様にご相談申し上げたいと思います。よろしく願います。

○6番（金子光喜君） 一つお伺いさせてください。79ページの委託料の中に、学校ICT支援委託料がでております。支援を委託するというので、ICTの授業とかでサポートする方がおられるのでしょうか、聞いていませんでしたので、お伺いします。

○教育課長（北崎真介君） はい、業者の方に定期的に毎月回ってきていただいて、機器の調整ですとか、ソフトの使い方、また授業を見ていただいて、効果的な指導方法とかを仰いでいます。

○6番（金子光喜君） なかなか学校の先生たちだけでは、そこまで使い方について十分に習得されておられないところを、サポートしていただくということでよろしいでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） はい、おっしゃるとおりでございます。

○6番（金子光喜君） まあ、こういう支出については、来年も再来年もあるのでしょうか。ICTの機械に習熟されたら必要なくなるという費用でしょうか。

○教育課長（北崎真介君） まず、全くなくなるということはないと思います。先生方の

入れ替わりもありますし、しかしなるべくどの学校でも使えるような、汎用性のあるソフトをもちろん導入してですね、誰が来ても使えるような状態にしております。ですから来られる頻度自体は下がってきて、実際、額的には下がってくる可能性はあります。

○6番（金子光喜君） 授業の効率性とかですね、まあ、あのヴィジュアル性とか高めるために、ICTがあると理解しておりましたけれども、それでまた人手が必要であれば、まあどうなのかなというところはありまして、まあ、お尋ねした次第です。学校の先生たちも大変でしょうけど、しっかり技術の習得にも努めていただければなというところですよ。以上です。

○学校教育係長（栗原利香君） 先ほど森山議員の印刷機についてのご質問ですけど、中学校は印刷機の保守の委託料を2台分組んでおりまして、小学校の分は印刷機のリース料の中に、保守料が含まれているため差額が生じております。

○3番（森山 宏君） はい、あの、印刷機の件はわかりましたけど、コピー機の保守料、リース料が著しく違うんですよ。印刷機に保守が発生する自体がちょっと理解できないんですけど、コピー機のリース料だったら、保守も全部入っているんですよ、リース料の中に、ですから小学校費の中には、保守料というのはいないんですよ。中学校の場合は保守料があるっていうことは、結局買い取りなのか、結局、保守管理っていうのを、自前でするということなんですよ、ですからリース物件ではないなというふうに推察できるんですよ。ですからこの金額の差かなと、だから小学校の考えなる予算的に考えなる人と、中学校で考えなる人の、ここで事務的差が出て、どっちが経費が安くつくかなという、そういう賢者がおったのかなというふうに思って質問しているわけです。

○議長（倉本 豊君） これも後程の回答ということで、ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 次に、社会教育費、保健体育費の質疑を行います。86ページから96ページです。

○1番（遠坂道太君） 91ページですけども、まんが美術館グッズ作成委託料です、昨年度も50万円のかたちで先ほど報告がありましたが実績がなかったんですけど、グッズ作成のですね目的ですね、そのへん何かお尋ねいたします。

○教育課長（北崎真介君） これは、まんが美術館等活用計画に沿ったものでございます。まずグッズの製作を、われわれが考えておりますのは、その中では直接グッズ作成ではございませんで、製作を行っていく上でのデザインとか、意匠を含めて検討して、これを通して美術館のあり方を検討していきたいと思っております。

昨年は、これを行うには時期尚早ではないかということで、補正で減額させていただきましたけれども、今年度これを通して考えて作っていきたいと思っております。

○1番（遠坂道太君） 時期尚早で、昨年度しなかったということで、まんがの町作りと

いうことで取り組んできているわけで、そういう話をされたらビジョンが全くないような感じをうけるわけですが、そのへんはないですか。

○教育課長（北崎真介君） あくまで、もちろん、まんが美術館等活用計画が元にはなっておりますけれども、それをそのままやるのはやはり、いろんな環境とか財源のこともございますけれども、そういったところを考えますと、その通りにポンポン進んでも、本当に町の施設としてどうなのかと、われわれ自身もそう思っているところもありますので、もうちょっと活用計画を、よくよくもうちょっと検討して、具体的にどう表せばいいのかというのを考える時間が必要ではないかというところで思っております。

また、この財源につきましては、推進交付金がございますので、3年間、今年は2年目でございます。今年もそちらでお願いしたいと今進めておりますので、よろしくお願ひしようと思ひます。

○1番（遠坂道太君） 今の意見聞きますと、本年度もしかすると無いような感じを受けるような意見のように感じるんですね。だから僕さっき言ったように、ある程度ビジョンを持ったかたちで取り組んでいかないと、ただ目先の事業だけで考えているような感じをうけます。そういった委託料なんて、必要では無いと思ひます。だから先ほど課長が言うようにですね、やはりしっかりと協議をして、詰めていただければと思ひます。

○9番（山下 力君） 先ほど土木費のところ、建設水道課長に確認いたしました、いわゆる街なみ景観事業の全体計画が今年の3月までかかると、ですから議会には出来上がってから報告するという説明をうけております。確認しましたので間違いないと思ひます。

しかし、教育委員会では、湯前町歴史的風致維持向上協議会が開催されて、全体計画の報告書を示して、いろいろ協議をされているという話も聞いています。それが事実かどうか、確認をいたします。

○教育課長（北崎真介君） はい、開催をしております。全体の計画書は提出しております。説明だけです。

○9番（山下 力君） 町長、何でそういうふうになるんですかね。担当した建設水道課長は3月いっぱいまでに報告書はあがってくるから、あがってきた時点で議会には説明したいと、でも教育委員会ではその報告書を協議会で説明して、意見を聞いておりますよ、町長がその協議会の会長じゃないですか。

○議長（倉本 豊君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時27分

再開 午後3時27分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○町長（鶴田正巳君） その委員会をしまして、素案の案ができた、そしてその素案に対して第三者、そういうとりまとめを頼んでいるところに、最後のまとめを頼んで報告書として、出していただくという流れでございます。

○9番（山下 力君） まあ、とにかく全体の計画をですね、議会に説明する前にですよ。今からこういう形で進めます、これを報告なしで、もう次の段階に進んでいるんでしょう。いわゆる説明して別の資料を渡して意見を聞いていますよね、町長が座長でしょ、職員は誰が説明したんですか。

○建設水道課長（皆越克己君） 計画策定途中の段階で、歴まち関係の委員さんの会議を開きまして、現在このような意見でとりまとめを行っているふうなことで、皆さん方にもご説明を、途中経過として、結果報告をうける前にですね、概要としてご説明を申し上げている状況です。

○9番（山下 力君） それではですよ、建設課でいわゆる発注して報告書をまとめていただいたんでしょう。それをですよ教育委員会が設置している風致委員会協議会ですか、ここに建設課の職員が出向いて行って、何で説明するんですか、誰がこう職員は説明したんですかね。

○管理係長（浅田 徹君） まず1点目がですね、歴史的風致維持向上協議会の件でございますけれども、こちら一応、教育課と建設課どちらも所管ということもありまして、2課のほうで関係している団体であります。

それから、街なみ観光整備事業の全体計画ですけども、課長も申しましたとおり、成果品としての納品は3月になってからでございますけれども、協議会のほうでは、その策定過程の素案に対して意見をいただいて、その意見を計画に反映して、最終的に計画書を仕上げて納品するという流れになります。

その協議会の構成の中にですね、熊本大学の教授も入っておられて、町づくり専門、あるいは古い建造物の専門の方もおられますので、ご意見をたまわったと、そういった経過になっております。

○9番（山下 力君） いま説明しませんでしたけど、浅田係長が説明したということですね、町長、浅田係長に辞令はどういう辞令を出していますか。建設課の管理係長と、水道係長ですか、職員というのは、町長の命を受けて仕事をするんですよ。何で辞令を出していないんですか。とにかくもう行政全体がですよ体を成してないんですよ。

○町長（鶴田正巳君） 当初この歴町に取りかかりますときに、そのきっかけというのは九州整備局で開催をされました、町づくりの中で湯前町の特公賃についての住宅政策の発表をしてくれということでした。その中であってこの歴町のそういう催しがあって、担当課を出してくれという、それが翌日のことでしたので、建設課で、その日出席をしてお

りました。浅田が出席をしたということでございます。

それから、歴史的な建造物、あるいは文化財等々につきましては、教育課の所管であるというようなことがあって、いままでその両課で、前学芸員も含めて取り組みをしてきたところでは、

ただ、議員ご指摘のように、今の取り組みについて、担当課が適当であるかどうかということも、実は協議をしたところでございます。新年度にあつて、どちらがどう担当していくかということもしっかり決めなければいけないという協議もしたところでございませぬ、現行におきましては、建設水道課の担当がそのことを兼務しておつたということについては、お詫びをしなければいけないというふうに思います。

○9番(山下 力君) それではですね、町長は2期目、3期目無投票ですし、1期目の公約も、所信表明でも、施政方針でも一言も触れていないんですよ、これ町長の政策じゃないんですよ。いわゆる国交省から流れてきた政策なんですよ。そして事業費も最初6億程度の話でしたけど、それ以上になった。湯前町の財政を考えれば、やはり事業の選択が必要なんですよ。たぶんですよ。

この前、委員の方の意見もですね、費用対効果があるのか、そのような厳しい意見があつたと思うんですよ。その前にそういうことをする前にですね、町長としての取り組む姿勢と、そして議会とも協議をして、お互いが協調していくような政策でないと、今から先、無駄な仕事はしないほうがいいんですよ。そういった観点から今回一連の動き、非常に悪いんですよ。しかも毎月のように全協やっているんですよ。教育委員会のいわゆるそういった報告、協議事項、非常に少ないんですよ。それはもう反省してもらっていただきたいと思います。

いわゆる町づくりは、やはり二元代表で協議しながらしていくのがいちばんなんですよ、ですからこの件についても、建設水道課でも事業費を組んでおりますし、教育課のほうでも組んでいますけど、これはもう新しい町長の元でですね、事業選択する必要があると思います。しっかりとそれは、引き継ぎをお願いしたいと思います。

○議長(倉本 豊君) ほかに、ありませんか。

○9番(山下 力君) もう1点、学校の部活動、これが社会教育に移行になりましたよね、これもいわゆる教育行政の制度の移行なんですよ、これも全協1、2回説明がありましたけれども、最終的には報告なんですよ。他の学校がどういう取り組みかたをしよるかわかりませぬけども、いわゆる小学生の児童というのは、一番心も体も成長する時期、大切な時期なんですよ。ですから教育長は、湯前町は指導者に恵まれておりますということをおっしゃいましたが、まあ、今回はそれでいいとしましてですよ、次、やはり若い人に指導者になっていただきたいと思います。

そのために、やはり財源が心配ということでしたら、一つの案としてですね、地域協力

隊でこういった部活の指導できる人を公募できないものか、総務課長そのところ、地域おこし協力隊は公募はできる、できない、どちらですかね。

○企画観光課長(本山りか君) あの地域おこし協力隊の担当所管が、企画観光課になっておりますので、私のほうから、回答させていただければと思います。

地域おこし協力隊はですね、まちづくり、総括的にいいすまちづくりに協力いただく、都会からお出でいただく方になっております。で、そういったまちづくりに関することであればですね、何も役場庁舎内におられることもなくですね、今、観光のほうで任用させていただいております方についても、観光物産協会のエリアのところですね、案内業務をやっていただいておりますようにですね、そういったことのニーズがありましたら、それは、叶うことだとは考えております。

ただし、その財源が3年間ということと、来ていただく方はそういった都市圏からお出でいただく、そして定住に向けた取り組みをやっていただく、といったことが条件になっておりますので、その一定の条件を満たせばですね大丈夫なものと考えております。

○9番(山下 力君) あの、できるんだったら、公募してほしいと思います。そして3年間国の経費でみていただいて、定住していただいて、そして普通の趣味程度の考えではなくてですね、実際自分がアスリートとして頑張った人をに来ていただいたら、こどものスポーツに対する考え方、関心とかいろんな面でプラスになってくると思うんですよ。

ですから、一つの案ですけども、検討いただいて、そういった条件をいろいろ書いていただいて、是非募集をしていただければと思います。

そして、3年間の実績をみてですね、よかったら役場職員で採用でもいいんですよ。いわゆる子どもの身体的な教育をずっとできますから、ですから今回の社会教育の指導者も後継者として、即そういう行動に動いていただければと思いますので、教育委員会とその担当のほうで、いろいろ協議をしていただきたいと思います。

○教育長(中村和弘君) 先ほど議員の皆様方には、指導者が10名程いるということで、お話ししたことがあると思いますが、今度スポーツ委員さんも公募いたしまして、前年度よりも数が増えております。まだ若い方も含めていらっしゃると思いますので、運動関係のやる気のあらわれる若い方も入っていらっしゃるみたいですので、その方も部活動に、社会体育に協力していただくとともに、また、関係課とも協議して参りたいと思っております。

○9番(山下 力君) あの、聞く限りですよ、例えば柔道とか剣道は、ある程度若い人の指導者がいるからあると、野球とか、サッカーとか、水泳とか、いろんなところは、したい人はそういうところへ行きたいと言う話があるんですよ。ですから、そういう人たちのためにもですね、先ほどの話は必要と私は思うんですよ。ですから、是非、必要性を感じていただければ検討していただきたいと思います。

○教育長（中村和弘君） 先日、社会体育移行の検討委員会から、答申をいただきました。最近いただいたばかりですので、まだ議会の皆様方には報告しておりませんが、また、近々する機会があれば、報告したいと思います。

その答申の中では、部活動、社会体育の中身については、総合運動クラブということで、小学校段階では、いろんな体験をしながら、スポーツの種類をですね体験しながら、活動するという中身になっております。また、専門的にやられる方がいらっしゃれば、また、だんだんあたりもまた連携しながら、やって参りたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、次にお諮りします。

款10 災害復旧費、款11 公債費、款12 諸支出金、款13 予備費を一括して説明及び質疑行いたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。それでは、款10 から款13 まで説明を求めます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 96 ページをお願いします。款10 災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費、目1 農地災害復旧費、目2 農業用施設災害復旧費、目3 林業用施設災害復旧費、97 ページの項2 公共土木施設災害復旧費、目1 河川災害復旧費、98 ページの目2 道路橋りょう災害復旧費につきましては、存目計上としています。

以上です。

○総務課長（高橋 誠君） 98 ページをご覧ください。款11 の公債費について説明申し上げます。公債費は2億8,248万円を計上しています。前年度と比べまして4,864万8,000円の増です。歳出全体に占める公債費の割合は、10.4パーセントになります。

元金の増、利子分の減、その要因は、学校給食共同調理場建設で起債した年の過疎債の返済が始まるところが大きく増加したところで、また、過去の臨時財政対策債の今年度10年変動金利見直しによるものを見込んで、元金と利子分を調整して計上いたしております。一時借入金の利子につきましては50万円計上しています。

款12 諸支出金につきましては、存目計上です。

款13 予備費につきましては、40万円を計上しているところです。説明終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

ないようですので、以上で歳出の質疑を終わり、予算書の最初に戻り、議決に付された各表及び事項別明細書、歳入全科目を審議します。説明を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） 歳入についてご説明申し上げます。

議案説明資料4ページをご覧ください。一般会計の歳入全体に占める款ごとの構成比を円グラフで表わしております。当初予算は、地方交付税が半分以上を占めている状況です。

予算書9ページをお開きください。款1町税につきましては2億4,002万8,000円を計上しました。前年度と比較して、53万7,000円の増であります。歳入に占める割合は8.9パーセントになります。増額の主な要因は、個人町民税の増でございます。

目1町民税は、8,998万2,000円を計上しました。個人分は、所得割・均等割ともそれぞれ、平成30年度調定実績に基づき計上いたしました。

目2法人分は、法人税割、均等割とも調定実績により計上いたしました。

項2固定資産税は、9,778万3,000円を計上しました。

項3軽自動車税は、平成30年度の調定実績により1,581万9,000円を計上しました。軽自動車税について、環境性能割という項目を存目追加しております。これは税制改正大綱により「自動車所得税」が「環境性能割」という新しい税に変わるものです。課税される自動車は登録車と軽自動車、中古車も取得したときに課税されます。県が代行して収納し町に交付するというものです。導入は、消費税導入と同じ10月1日ということですので当初予算に存目計上したものです。

10ページをご覧ください。項4町たばこ税は、平成30年度調定実績により2,160万円を計上しました。

款2地方譲与税から、11ページの款7自動車取得税交付金までについては、国の地方財政計画を参考に試算し計上し、また、実績見込みにより計上しました。

11ページの款8環境性能割交付金は、新しい「款」を設けました。これは軽自動車税のところでも説明しましたが、地方消費税交付金については、税制改正大綱により「自動車所得税」が「環境性能割」という新しい税に変わるものです。普通自動車の部分になります。存目計上でございます。

款9地方特例交付金は、平成30年度調定実績により50万円を計上しました。

款10地方交付税につきましては、14億1,200万円を計上しました。一般会計歳入予算に占める割合は52.1パーセントとなっております。国が示す平成31年度地方財政計画の地方交付税の対前年度比0.2兆円上回る16.2兆円を確保されるということであり、本町への交付税見込みを前年度よりも上向き程度と見込み計上しました。

また、特別交付税は地域おこし協力隊人件費と活動費などを見込み計上しました。

予算書12ページをご覧ください。款12分担金及び負担金につきましては、2,244万6,000円を計上しました。前年度と比較して、284万1,000円の増であります。歳入予算に占める割合は0.8パーセントとなっております。

項1分担金、目1農林水産業費分担金は、植木地区用水路改修事業受益者分担金350万円を計上しました。

項2負担金 目1民生費負担金、1,354万6,000円を計上しました。保育所関係の入所児童保護者負担金等を計上し、病児・病後児保育事業町村負担金は、今年度、本町が事務局となるため3町村の負担金を受け入れるものです。

款13使用料及び手数料は、5,028万1,000円を計上しました。前年度と比較して、269万円の増であります。歳入予算に占める割合は1.9パーセントとなっております。

項1使用料、目1総務使用料、インターネット使用料は月額3,700円の380世帯分、1,687万2,000円を計上しました。

目4土木使用料の町営住宅使用料は、2,751万円を計上しました。

13ページになります。中ほどの、項2手数料、目1総務手数料は戸籍住民印鑑証明及び税務証明手数料等203万円を計上しました。目4教育手数料、美術館観覧料は120万円を計上しました。

款14国庫支出金につきましては、2億2,402万2,000円を計上しました。前年度と比較して、3,551万9,000円の減であります。歳入予算に占める割合は8.3パーセントとなっております。減額の理由は、土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金の減であります。当初予算ではなく確定後の6月議会での肉付け予算にて計上したいと考えております。

主なものは、目1民生費国庫負担金では、子どものための教育保育給付金、障害者自立支援給付費国庫負担金、障害児通所事業費等国庫負担金、14ページですが、児童手当国庫負担金など、それぞれ計上いたしました。

次に、項2国庫補助金では、目1総務費国庫補助金366万9,000円は、社会保障番号制度システム構築補助金、地方創生推進交付金など計上し、目2民生費国庫補助金1,263万2,000円は、地域生活支援事業補助金・障害者総合支援事業費補助金、延長保育事業補助金、病児保育事業補助金、放課後児童健全育成事業補助金などを計上いたしました。

次に15ページです。プレミアム付商品券事業補助金は存目計上しております。国の詳細額が決定しましたら補正予算で計上する考えでございます。

また、目3衛生費国庫補助金78万2,000円は、風疹関係の感染症予防事業費国庫補助金を、目4土木費国庫補助金1,828万円は、社会資本整備総合交付金関係で、土

木費補助金、住宅費補助金を計上し、なお、街なみ景観整備費補助金は存目計上しております。

次に、款15 県支出金につきましては、2億8,452万3,000円を計上しました。前年度と比較して2,629万6,000円の増であります。歳入予算に占める割合は10.5パーセントです。

増額の理由は、民生費県補助金で病児保育事業補助金を含む児童福祉費補助金の増、農林水産業費県補助金で、農地耕作条件改善事業補助金の増によるものであります。

主なものは、目1 民生費県負担金、1億1,245万2,000円で、子どものための教育保育給付費県費負担金、熊本県障害者自立支援給付費等負担金、障害児通所事業費等県費負担金、16ページですが、国保保険基盤安定制度負担金、後期高齢者保険基盤安定拠出金を計上しました。

中ほどの、項2 県補助金は、目1 総務費県補助金440万2,000円は電源立地地域対策交付金を計上し、目2 民生費県補助金、3,247万6,000円は、17ページですが、児童福祉費補助金1,839万4,000円は、熊本県多子世帯子育て支援事業補助金ほか各県補助金等を、そして、障害者福祉費補助金881万8,000円は、熊本県重度訪問介護等の利用促進に係わる市町村支援事業費補助金を計上しました。

18ページですが、目4 農林水産業費県補助金1億2,468万5,000円は、植木地区の用水路工事関係、農地耕作条件改善事業補助金、中山間地域等直接支払交付金、農業次世代人材投資事業補助金、多面的機能支払交付金を計上いたしました。

また、林業費県補助金4,065万7,000円は、森林環境保全整備事業補助金ほかそれぞれ計上しておりますが、19ページ、林業成長化地域創出モデル事業補助金は存目計上いたしております。

目5 商工費県補助金は、熊本地震復興観光拠点整備等推進事業費補助金は、湯楽里グリーンパレス改修に要するもので、補助金の確定がなされましたら補正計上するという考えでございます。

目7 土木費券補助金は、耐震改修等補助金70万円を計上しました。

項3 委託金は、目1 総務費委託金から目3 土木費委託金まで、それぞれの項目を計上いたしました。なお、目4 民生費委託金は廃目しております。

20ページになります。款16 財産収入は、2,949万円を計上しました。前年度と比較して643万1,000円の増であります。歳入予算に占める割合は1.1パーセントです。

項1 財産運用収入につきましては、土地貸付収入や各基金の利子を計上しております。

21ページになります。項2 財産売払収入の生産物売払収入として、木材売払収入の2,914万3,000円を計上しております。

款17寄附金は、一般寄附金にふるさと納税分3,000万円計上をいたしました。

款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、平成31年度当初予算の財源調整のため7,000万円を計上いたしました。

また、ふるさと納税の寄附金は、歳出で若者住宅建設、住宅リフォーム空き家リフォーム補助金等に活用するため、ふるさと応援基金繰入金3,570万1,000円を計上いたしました。

○議長（倉本 豊君） 本日の会議は、会議時間を延長します。

お諮りします、会議時間を延長したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。会議時間を延長します。

○総務課長（高橋 誠君） 続けて説明申し上げます。

22ページです。款19繰越金につきましては、前年度繰越金8,700万円計上しました。

款20諸収入につきましては、4,159万8,000円を計上しました。前年度と比較して257万2,000円の増であります。歳入予算に占める割合は1.5パーセントとなっております。

主なものは、預託金元金収入、がん健診など各種健康診断の負担金収入、23ページ中ほどですが、JTの森造成事業助成金、中長期派遣職員の派遣先である御船町からの負担金収入等です。

24ページです。款20町債につきましては、8,880万7,000円を計上しました。前年度と比較して、1億3,451万3,000円の減であります。歳入予算に占める割合は3.3パーセントとなっております。減の理由は、平成30年度実施の庁舎議会棟側の耐震補強工事分緊急防災減災事業債の計上分の減、社会資本整備交付金の道路整備債の減によるものです。

主なものは、臨時財政対策債ほか、かんがい排水事業債、道路事業債、拠点整備事業債、保健センター整備債を計上しておりますが、今後、6月補正予算で肉付け予算を提案する場合は、それぞれの町債の項目に増額追加による計上を行う考えでございます。特に、湯楽里グリーンパレス改修関連の大きな過疎債の借入には、4月に九州財務局との協議を予定しています。

6ページをご覧ください。第2表 地方債です。歳入の町債で説明いたしました起債の目的ごとの限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載いたしております。

100ページ以降に附属書類等を付けております。説明は省略させていただきます。以上説明終わります。

○学校教育係長（栗原利香君） 先ほど、森山議員のご質問のコピー機使用料についての

説明をいたします。小学校のほうでは、82ページの節14に、使用料及び賃借料に51万円上がっておりますが、中学校のほうでは、85ページに同じく使用料及び賃借料に、コピー機使用料が12万円上がっておりますが、中学校のほうは、複写機借上料の10万8,000円も入っております、その他に職員室プリンター借上料の5万1,000円も入ったのコピー機使用料になっているそうです。この2つを比較しましても、23万円ほど差が出ております、小学校のほうで23万円多いのは、学年がやはり6学年、中学校が3学年、職員の数も違っておりますので、ここで差が生じるものと思われまます。以上です。

○議長（倉本 豊君） ここから、ただいま説明のあった議決に付された各表及び事項別明細書、歳入全科目の質疑を行います。

○議長（倉本 豊君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後4時02分

再開 午後4時08分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。歳入の質疑の途中です。

○5番（味岡 恭君） あの、ページ11ページですね、地方交付税、この中に地方交付税と、特別地方交付税がございます。実はあの黒木議員からも質問がでましたが、公立病院のですね、今度、支出金がでてきます。その中でですね、基礎年金の支出金、公的負担金が300万円程度あるのかなと思います。これはどこに入っているのか、ちょっとお知らせをお願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 公立病院の特交分で負担する分ということですが、これについては、特別交付税、1,200万円の中に入ってくるということでございます。

○5番（味岡 恭君） 今年度はだいたいどれくらいになるのですか、金額的に。

○総務課長（高橋 誠君） 平成30年度で申しますと、12月と3月にそれぞれもらっている分と、今度3月にもらうんですけども、12月にもらっている分の内訳をいいますと、93万円程、はい、あの、正確な数字は覚えてませんが、93万円と公立病院が示されている額とほぼ似たようところで入ってきているというところで認識しております。

○6番（金子光喜君） 12ページですね、総務使用料にありますけれども、インターネット使用料です。毎回議論にはなっておりましたが、前回かなりの大幅な値下げをされまして、加入された世帯も大きく増えたように聞いております。それによってかなり全体の収入も上がってきたわけですけど、この金額については、3,700円でしたか、ちょっと金額的には、キレが悪いような気がしますけれども、そのへんの議論の経緯とかありましたら、お聞かせいただければと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 昨年の4月から値下げをしたということで、3月の議会のほうで説明したと思っておりますが、まあ、インターネット使用料に要する費用、情報通信管理費の経費と、またそれに見合う料金設定というのは、どこがその分岐点なのかというところを見定めまして、400世帯と仮定したときに、3,700円というところが決まった根拠になるかと思えます。またこの400世帯の、今、目標を持ってしまして、またそれを超えると料金のあり方については、考えるところもあるかと思えます。

○6番（金子光喜君） いわゆるADSL回線ですかね、それが将来、近々なくなるような話も聞いております。各ご家庭でもインターネットは不可欠な、通信手段になってきておりますので、まあ、特にスマートフォンを使った場合ですね、Wi-Fi環境をして、通信料金を下げるというのは、どこの家庭でもされている流れがございますので、そのへんを鑑みますれば将来もっと増えるのではないかと思っております。金額的な設定ラインがですね、加入者増で余裕が出てくるのであれば、もう少し下げること、ご検討いただくような心構えを持っておられるということで、確認させていただきたいと思えます。

○総務課長（高橋 誠君） やはり、あの、インターネットの世代がかなり普及してまして、これがなくしては情報通信がないということでございます。また、各家庭でも町Wi-Fiですか、それを使って楽しまれているということは、非常にいいことだと私自身思っております。この普及についてはまた伸びるという予想はしておりますので、そのへんを加味しまして料金のあり方も考えたい、というところで考えたいと思っております。

また、先ほどの味岡議員のご質問で、特交は追加費用の方でいただいている分が、その金額ということで、ご理解いただければと思えます。

○3番（森山 宏君） 歳入のほうでですね、今度10月から、消費税がもしも上がった場合、その時に環境税ですか、環境性能割交付金これが存目計上されておりますけれども、あの、現状の場合と、これに移行した場合は、地方交付税に戻ってくる分は、増えるんでしょうか、ましてや、今度中古車に関しても、あの税金というのが課せられるという話なんですけど、個人にとっては結局は、負担増になるわけですか。

○税務町民課長（堤田真由美君） はい、これに関しましては、自動車取得税が今3パーセントかかっておりますけれども、環境性能割になると、軽自動車と普通車と同じだったんですが、2パーセントになりますので、個人に関しては減になります。

それでまたですね、もう一つ消費税関係で軽減がありまして、また1パーセント個人負担分が減になります。減になりますけれども、交付税として入ってくる分については、国が全額負担して、交付税としてみてくれるということになっております。

○3番（森山 宏君） 3パーセントが2パーセントになる、消費税増税に伴ってというのはわかりましたけど、1パーセント下がると、それからまた個人においては1パーセント国が面倒みるからとゆう説明だったんですけども、個人負担は1パーセントという

ことですか。

○**税務町民課長（堤田真由美君）** すみません。ちょっと、そちらのほうについては、明日ですね正確にお伝えしたいと思います。すいません。

○**議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。
[「ありません」の声あり]

○**議長（倉本 豊君）** ここで、お諮りします。

ただいま、議案第16号「平成31年度湯前町一般会計予算」の審議の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議は、明日午前10時に開きます。議事は一般会計予算、特別会計予算等を予定していますので、ご参集願います。

本日は、これで延会します。

-----○-----

延会 午後4時18分

第 5 号
3 月 1 4 日 (木)

平成31年第3回湯前町議会定例会

[第5号]

平成31年3月14日
午前10時01分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	議案第16号	平成31年度湯前町一般会計予算について
日程第 2	議案第17号	平成31年度湯前町国民健康保険特別会計予算について
日程第 3	議案第18号	平成31年度湯前町下水道事業特別会計予算について
日程第 4	議案第19号	平成31年度湯前町介護保険特別会計予算について
日程第 5	議案第20号	平成31年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について
日程第 6	議案第21号	平成31年度湯前町水道事業会計予算について
日程第 7	議案第22号	平成30年度湯前町一般会計補正予算(第14号)
日程第 8	報告第 1号	一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について
日程第 9	同意第 1号	湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第10	同意第 2号	湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第11	同意第 3号	湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第12	同意第 4号	湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第13	同意第 5号	湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第14	同意第 6号	湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第15		委員会報告(総務常任委員会、厚生文教常任委員会、経済建設常任委員会)
日程第16		議員派遣について
日程第17		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第18		厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第19		経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第20		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番	遠坂道太	3番	森山宏
4番	黒木龍次	5番	味岡恭
6番	金子光喜	7番	高橋一雄
8番	黒木喜巳男	9番	山下力
10番	倉本豊		

3. 不応招議員

2番 椎葉弘樹

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

不応招議員に同じ

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 議会事務局主事 黒木あさみ

7. 説明のため出席した者

町	長	鶴田正巳	教	育	長	中	村	和	弘
総務課	長	高橋誠	会	計	管	理	者	愛	甲
税務町民課	長	堤田真由美	教	育	課	長	北	崎	真
保健福祉課	長	白川一雄	建	設	水	道	課	長	皆
企画観光課	長	本山りか	農	林	振	興	課	長	稲
農業委員会事務局	長	吉田精二	教	育	課	主	事	工	藤
									陽
									平

開会 午前10時01分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから平成31年第3回湯前町議会定例会、第9日目の会議を開きます。椎葉議員より昨日、3月13日と、本日3月14日の欠席届が提出されております。そしてまた、議会だよりの掲載のための写真を、撮影を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 議案第16号 平成31年度湯前町一般会計予算について

○議長（倉本 豊君） 日程第1、議案第16、「平成31年度湯前町一般会計予算について」を議題とします。ただいま歳入の質疑が終わったところです。

100ページからの給与明細書及び各調書の説明は省略し、これらも併せて、予算案全体にわたって補足又は総括して質疑を行います。

質疑を許します。

○1番（遠坂道太君） おはようございます。ページ34ページでございますが、交通安全対策費の中での、LEDのほうが一応、存目で計上してありますが、本年度あたりはどのような計画をされているのか、そのへんのところをお尋ねしたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） LEDへの防犯灯の交換のほうで、今、進めさせていただいております。平成30年度については98基を予算の範囲内でさせていただきました。これについては、通学路の幹線部分を主体にさせていただきました。

平成31年度については、存目計上しておりますが、これはふるさと納税の基金を財源としておりまして、平成30年度頂戴いたします寄附金の状況を見て、この防犯灯の設置台数の数を決めさせていただきたいところでございますが、6月の肉付けで考えさせていただきたいと思っております。

○1番（遠坂道太君） まあそのように、平成31年度ですね、防犯灯使うLEDのほうを、よろしく願いいたします。

次に、39ページですが、総務費の中で、町ホームページリニューアル業務委託料ですが、これ椎葉議員から聞いてくれということで、私のほうも一貫してするのですが、作業部会で検討してあるホームページの案と、予算の根拠の説明を受けて、ホームページの構成や内容次第で初期費用の874万5,000円を抑えることができるということを確認したと、椎葉議員からお聞きしております。

その中で、2点ほど確認をさせていただきたいということでございます。プロポーザルで製作会社を公募するときですね、できるだけ上限を抑えるような利用に努める考えはあるのかということでございます。

それともう1点は、プロポーザル用のホームページの仕様書を作成されると思います

が、公募の前に作業部会だけでなく、有識者なり、その前に全協を開いて議会のほうでも意見いただくとか、そういう考えはあるのか、その2点でございますが、よろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 今回、当初予算のほうで計上しております業務委託料874万5,000円、これが上限と私のほうは捉えておまして、業者選定のほうは、議員おっしゃいますように、プロポーザル形式で行わせていただきたいと思っております。これが初期費用になりますけれども、この仕様書の中に一番ポイントになるのは、ランニングコストも一番重要なと私は思っております。

そういったところをかみしめながら行いたいのが1つと、この仕様書につきましては、今、町職員のプロジェクトで回答されたものを、この業務委託の中でしようとして、しているんですけども、これについてはまだ議員の皆さんにも説明しておりませんので、実際に入札業務、業者選定業務に入る前にはお示ししたいと、別に説明させていただきたいというところで考えておりますし、仕様書の中身についても、有識者の方にご相談させていただきたいというふうには思っております。

○1番（遠坂道太君） はい、まあそういうかたちのなかで取り組んでいただければと思いますが、まあいつ頃これ、完成の予定はあるのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 平成31年度中には完了させていただきまして、供用開始を平成32年4月からと考えております。

○1番（遠坂道太君） はい、平成31年度中ということで、来年の4月からということですか、その前にであれば、この初期費用も抑えられるんじゃないかなというふうに、感じたわけであります。

次にもう1点ですね、お尋ねいたします。広報、旬報のデザイン作成ソフトですけども、経費削減の効果で860万円の根拠を求めた件について、椎葉議員のほうから、尋ねてくれということでございます。デザイン作成ソフトの現状作成ソフトを代表するものであるということで、誰でも簡単に操作できるようなことは確認をしたということです。2点ほど、確認をしたいと思えます。経費節減だけでなく、担当者の作成稼働も削減できたのか、それと、デザイン作成ソフトの効果が確認できれば、町議会の議会だよりの作成にも水平性化することができるのかという、2点でございますので、そのへん2点ほどお尋ねします。

○総務課長（高橋 誠君） 今回のデザイン作成ソフトには、説明したように、作成コストの削減、また担当者の広報作成、旬報作成に要する時間の短縮、その分をほかの業務に回せるというふうな目的で、今回計上させていただきました。今回のソフトについては、ワード、エクセルを使える職員なら、誰でも取り込める、習得しやすいところのソフトでございますので、例え人事異動等ありましても、その担当者はこのソフトは容易にできると

いうところがございます。球磨郡内でも、このソフトを使っている市町村もありますし、県内でも11町村ほど作成のために導入されております。そういったことでございます。この汎用性ですが、議会だよりのほうにもですね、活用できるのであれば、そのように活用できるようなソフトの導入を考えたほうが良いとは私も思っております。

○1番（遠坂道太君） 今後、誰がですね広報担当になっても、現状のレベルが維持できるような仕組みを作っていただきたいと思います。

また、先ほどの質問の中での訂正をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。一応この、椎葉議員と言いましたけれども、一応、私も考えていた意見ですので、そのへん訂正していただきたいと思います。

○7番（高橋一雄君） 子どもの健全育成について、教育委員会に伺います。町内には、コンビニエンスストアがございます。その店の一角に、成人向け雑誌のコーナーがございます。成人向け雑誌というのは、女性の性を商品化し、女性の人格を損なうものです。合法的な雑誌ならば、出版、販売する権利が出版社にございますが、コンビニエンスストアというところは、家族づれや、児童生徒、学生が自由に出入りし、購買するところであります。

子どもの目につかないような場所にあるならともかく、洗面所の前のコーナーにあり、誰でもそこを、小学校の生徒の目線からでも、見えるようになっております。全国団体である、全日本女性の会がコンビニエンスストアの本部とも掛け合って、将来的には販売中止にすることですが、町内に1店あるコンビニエンスストアのオーナーさんも、子育て世代ですし、教育委員会として、教育委員会の中にも、女性の委員がいらっしゃいます。

ですから、コンビニエンスストアに対して、教育委員会として、本部が中止をする前に、湯前では、前倒して、販売中止にしてはどうかという提案をされるべきだと思いますが、いかがですか。

○教育長（中村和弘君） 今、議員がおっしゃったことは、全国的にもですね、危惧されていることではないかなと思っております。教育委員会でもですね、単独でですね、特定のところに、どうのこうの、というのはなかなか厳しい状況でございますけれども、いろんな社会情勢をみながら、それに沿った対応をしていきたいと思っております。

○7番（高橋一雄君） 児童生徒の保護者である、PTA等にも相談して、是非、湯前町では前倒して販売中止になるように取り組んでいただきたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○税務町民課長（堤田真由美君） 昨日の森山議員さんの質問を、お答えさせていただきたいと思います。環境性能割についてなんですけれども、資料のほうがお手元のほうに置いてあると思いますが、こちらのほうもご覧いただきたいと思います。

まず、交付金から説明いたします。自動車取得税・環境性能割共に、課税の仕方について

ては、課税標準基準額プラス、オプション価格に、中古車の場合はこれに、残価率をかけて、税率、普通自動車の基本3パーセント、軽自動車の基本2パーセントの率をかけ、算出します。それを、平成31年9月までの購入分については、款7自動車取得税交付金として徴収額の95パーセントの70パーセントを県から交付されます。

10月以降については、資料のほうの右側のちょっと色がついているところがありますが、二つに分かれまして、普通車分については、款8環境性能割交付金として、徴収額掛ける95パーセント掛ける65パーセントで算出された額と、それからその下にあります軽自動車分については、款1軽自動車税環境性能割分に、徴収額掛ける100パーセントが交付されます。ただし、款1については、翌年に徴収事務取扱費として、県に5パーセントを交付することになっています。

款8環境性能割交付金については、交付率が70パーセントから65パーセントということで5パーセント下がることにはなりますが、款1軽自動車税環境性能割分については、100パーセントの徴集になりますので、徴収事務取扱費を差し引いても、上がることになると思います。それから、10月以降については、交付される額には、消費税引き上げに対する軽減策として一律1パーセントの軽減を来年9月まで行いますが、その分を全額国が見てくれる額もはいつていることにはなります。

個人の負担分についてですが、自動車税3パーセント・軽自動車税2パーセントの税率は基本変わりません。資料中の燃費性能とありますが、その種別によっては、増税になるものもあります。しかし、消費税引き上げに対する軽減策1パーセント減がなされますので、来年9月までの購入分については、個人負担分は減ることになるかと思いません。

資料のほうの下の方にですね、例として、取得価額100万円の、平成32年度燃費基準達成の軽自動車の購入のところで、ちょっと例を書いておりますが、9月までに買った分については自動車取得税として、8,000円がかかります。10月に買った場合は、性能割分については、本来は1万円なんですけど、それが、1パーセントが非課税になりますので、その分で0円になることです。

しかし、消費税が2パーセント上がるので、トータル的には、増税になっていくのかなというところになるかと思いません。以上です。

○9番(山下 力君) 補助金改革、いわゆる見直しについて町長にお尋ねしたいと思えます。同僚議員のほうから、28年の9月に補助金改革、いわゆる見直しをしたらどうかという指摘をされております。まあそれから1年後に各課の職員によりまして、プロジェクトチームが発足して、町長のほうからいわゆる、今までの補助金を検証して、しっかり精査をし、方向性を示してほしいと、委嘱をされております。そしてその委嘱をされて1年半の現在、方向性は示されたとお思いですか、町長の見解をお聞かせください。

○町長（鶴田正巳君） そのプロジェクトの答申をいただきまして、いま民間の方のご意見もお伺いしているというところでございますけれども、それぞれの課の思いもございまして、これが結論かというところまでは、行ってはいないところかなと思います。

○9番（山下 力君） そういう答弁ではなくて、いま現在、方向性が示されたとお思いですかと言っているんですよ、ですからいま現在まだ方向性が出ていないなら、出ていないという答弁をしていただきたいと思います。

○町長（鶴田正巳君） まだ、最終的な結論は出ていないというふうに思っております。

○9番（山下 力君） いわゆるその職員のプロジェクトチームが、まあいろいろ検討されたと思います。そして昨年10月25日に全協のほうに補助金の見直しの方向性を示す答申書が出ました。その中身を見ました。その後今度は、行政財政推進なんとか協議会というところで、この行政改革案ができました。そして今議会で予算編成方針のなかで、行財政運営のところ補助金について書いてあります。

いずれも、今から検討しますとか、補助金の見直しが必要ですよという文言なんです、ということは、平成29年の10月に委嘱をしたことが、まだ全然進んでないということなんですよね、その結果が平成31年度の当初予算の各課のかくかんの補助金になっていると思いますよ、いわゆる前年どおりですよ、まあ農林課を外せば、まあそこで、見直しができなかった理由というか、町長はどのようにお考えですか。

○町長（鶴田正巳君） 端的に申し上げますと、その、それぞれの協議の推進が遅かったというふうに思っております。

○9番（山下 力君） 私はですね、まず平成29年の10月、職員のプロジェクトチームに委嘱ではなくてですね、自分の任期が今年の4月ですね、それ以前に方向性ができるように、期限付きでやはり、諮問すべきだったと思います。委嘱じゃなくて諮問、それがなかったこと、そして昨年10月に答申が出たときに、それに対しての町長の意見でどうか、考えてどうかそういう指摘がなかったんだろうと思うんですよ。そしてまあ今になっていると、まあそういうことを考えますと、ちょっと町長として指導不足があったのかなというふうに思います。まあこれに対して、町長の考え方をお聞かせください。

○町長（鶴田正巳君） 事業の進捗も含めて、結果でございますので、そのことについて、私の指導が足りなかったということになるかと思いますが。

○9番（山下 力君） 総務課長これは、今からの大きな課題になると思いますので、早急にですね、新町長の下でしっかりと議論をしていただきたいと思います。

○5番（味岡 恭君） 今のもちょっと関連するかもしれませんが、先日からのいろいろ予算の中で、協議会負担金が数十件でています、そんな中ですね、町長や担当職員が各協議会に出席されていると思うんですが、なかなか動きというんですか、そのあれが見えない、報告がないもんですから見えないんです。で、ところでですね現在の行政報告は、

今まで私たち6年か7年近くなりますけれども、その中では、報告だけ聞いております。出席しましたとの報告だけ聞いております。

内容について聞いておりませんので、今後職員が出られる、町長が出られるにしてもですね、町長も交代されるもので、次の方に、新町長に引き継いで欲しいんですが、単なる出席報告だけでなくですね、課題や、決定事項等もですね、報告も含めてしていただきたいと思いますが、町長いかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○町長（鶴田正巳君） 一部協議の内容では、報告してあるところもあろうかと思うんですが、その内容についての報告が行政報告の中で必要と、ただ、ずいぶん長くなろうかと思いますが、そのへんも協議して、次の町長にはそのように伝えておきたいと思います。

○5番（味岡 恭君） 先日、昨日もその意見で町づくりの件で協議会のほうでも、伝達事項ができてなかったというのが、多々あります。先日、須恵文化ホールで、フォーラムがございましたが、そちらも私たちも、内容もよくわからないまま出席したこともあります、そういうことも含めて、こういうことがありますということも含めてですね、報告をですね、是非お願いしたいと思います。

○1番（遠坂道太君） 93ページですね奥球磨ロードレースの予算ですけども、負担金ですが、昨年度より30万円増えております、そのへんの理由についてお伺いしたいと思いますが。

○教育課長（北崎真介君） 今回30万円増えたこと理由といたしまして、5年に1度コースの検定が必要になってきます。その検定料や地点ごとに測定器を導入したいというところで、ゼッケンにチップが付いていまして、通過するとその時点でタイムがでるというソフトです。これはもう最近の公認レースでは、他所でも導入されているというものです。これがまだ見積もりがはっきりしないということで、金額はわからないと、それとまた、招待選手の状態によってですね、プロ選手とかいろいろありますんで、金額が不確定ということで、4月以降の実行委員会にて予算が決定されるということで、できましたら30万円程度で抑えたいということで、今、進めているところでございます。

○1番（遠坂道太君） 内容につきましてはわかりましたが、この負担金もまた、4月以降になったらもしかすると増えるという可能性もあるということですかね、それと12月だったですかね、補正で放映の問題もありましたが、あれにつきましてはどういうふうなかたちの予算を考えておられるのでしょうか。

○教育課主事（工藤陽平君） はい、ただいまご質問いただきました、12月議会でご審議いただきました、ロードレース大会のインターネット配信についてですね、進捗としてまずは説明させていただきたいと思います。昨年12月18日にロードレース大会実行委員会が開催されまして、その中でですね、会長のほうから、配信の計画と今後の検証についての協力委員会が実行委員会メンバーになされているところです。配信につきまし

ては、全国の大会の配信、SNSの連携、配信中のCMの挿入など、ロードレース大会の趣意書にありますように、奥球磨3町村の周知、PRなど観光推進にも繋げるべく今後取り組みを計画して参りたいと考えているところです。

第7回大会におきましては、番組製作をいただいております、TKUさんのご厚意によりまして、試験的ですが、役員向けのハーフの実況をいただいております。今後ですね、実行委員会のほうでも配信につきましては、TKUさんの協力をいただきながらですね、まずは協議を重ねて参りまして、配信について本格的な実況の目処がたちましたら改めまして実行委員会で諮りまして、その後議会のほうにご提案をさせていただければと思います。

○1番（遠坂道太君） はい、こういう放映権の見積もりとか、また再度取られていくのだらうと思います。やはりコストが下がるようなかたちでの取り組みをお願いしたいというふうに考えております。

○6番（金子光喜君） お伺いすること多いんですけど、まず始めにですね、元号改正に伴う対応についてお伺いさせていただきたいと思います。ご存じのとおり今年の5月にはですね、元号が変わるようになっておりまして、まあ国のほうでも様々に対応がなされていると思いますけれども、役場施設の中で、10連休に対する対応は窓口のほうは問題なくされるということでしたけど、様々に町民の生活に関連する部分が多いかと思えます。まあ例えばごみの収集とかですね、様々な町の対応とかですね、普通に10連休の間もできるのか、例えば役場の町民の窓口、それとあと保健福祉課の、窓口とか、できるようところがあるのかそのへん対応について協議はされているのか、まずお伺いさせていただきます。

○総務課長（高橋 誠君） 10連休の対応について、山下議員のほうからご意見いただきまして、その後、各課のほうにその対応についての詳細なところを調べておりまして、今日までがたぶん締め切りにしておりますので、それがまとまり次第お示ししたいと思っております。

○6番（金子光喜君） しっかりした対応を希望するところです。

もう1点お伺いさせていただきます。教育長の任期についてお伺いさせていただきます。平成28年の3月18日の定例会の最終日でしたけど、教育長の選任が行われまして、現在の教育長が就かれております。任期が教育長の場合は新制度になりまして、3年という任期になりまして、教育委員の皆さんはそのまま4年だったと思えますけれども、まあ、その差がありまして、今日ちょうど、議会の控え室のほうでも、退任の挨拶があるというような話を議長のほうから聞きましたが、そのまま退任ということであれば、非常に残念かなと思っております。今回、選任同意は出ておりませんので、このまま退任となった場合、今後あります教育関係の様々な行事、例えば入学式でありますとか、学校

の先生が、入って来られるときの対応とか、不都合な部分があるのかなど、危惧しているところでは。

平成27年の4月に確か制度改正があったと記憶しております、新教育長制度ということで、旧教育委員長とあと教育長を一本化した形で、制度が改正がなされて、今就いておられると思いますけれども、不在の期間が生じることに對して、どういった対応をまず考えておられるのかお伺いさせていただきます。

○教育課長（北崎真介君） はい、議員おっしゃるとおり、平成27年4月1日から、地方教育行政の組織及び、運営に関する法律という一部改正によって、新しい教育委員会制度が示されております。その中で教育長が不在の場合は、事前に職務代理者を指名するという、条項がございます、そこで、まあ、2通りあるんですけれども、本委員会の場合は、新教育長が選任されまして、最初の臨時会で指名するということになっておりますので、28年の4月に行われた、教育委員会臨時会において、指名はされております。

それで、4月1日からは、もし不在となった場合は、職務代理者が教育委員の中の職務代理者、指名された方が代行するということになります。

○6番（金子光喜君） 選任同意は町長の権限だと思っております。まあ今回出ておりませんので、私、出てくるのかなと思っておりましたが、出ておりませんので、町長の任期も残すところあとわずかかというところで、そこを控えられたのかなど、私、推測したところですけども、そのへんのご意見をお聞かせいただきたいと思っております。

○町長（鶴田正巳君） 意見と申しますより、私の考え方を申し上げさせていただくとすれば、新教育委員会制度の中で、教育長の任期が3年ということでございます。

そのことと、今回は私の任期と、ほぼ時期が同じということでございます。まあそういったなかで、組長が教育長を選任するという、今の制度でございます。まあそういったことを考えました時に、現教育長が、どうこうということではございませんで、これは制度的にですね、新しく就任される町長が教育長を選任されて、その後、また3年の任期で教育長の職務にあたっていただくということでございますので、私が任期、あと1月くらいでございますけれども、選任をして、次の町長に託すというのはどうなのかということ、様々に思案をしまして、現況にいたっておるということでございます。

○6番（金子光喜君） 教育委員会制度がですね、改正されますときに、様々な議論の中で、新しい教育委員会制度の意義とかですね、文科省のほうで通達されております。これまで取り組んでいただいたことに関してですけども、教育委員会制度の意義ということですね、政治的中立性の確保と、継続性、安定性の確保、地域住民の意向の反映と、組長からの独立性そして合議制、住民による意志決定というのが、示されております。

これまで、今までの教育長の中で、教育委員会の中でですね、コミュニティスクールでありますとか、様々に地域に密着した活動をされてこられた流れがありますので、そのへ

んをしっかり引き継ぐような流れがあったらいいなと私自身思っております。この継続性とか安定性とかを考えた時には、そのことを重視していただければと思っております。

次の首長になられる方のご意向というのが、一番大きいのかと思いますけれども、現教育長がですね、もしお気持ちがあられるのであればですね、次の教育長にですね、お話があったら、お受けされるのかと言うことも併せて、ここで伺いたいと思います。

○議長（倉本 豊君） その質問はどうか、今の質問ちょっと撤回をお願いします。

○6番（金子光喜君） 質問の内容を訂正しますが、これまでの取り組みについての、今の教育長の思いをお聞かせいただければ、それでいいかと思えます。

○教育長（中村和弘君） まああの、3月31日です、1期3年ということでございますけれども、本当に年次計画でいろんな学校づくり、地域と共にある学校づくりを取り組んで参りましたが、議会の皆さま、そして町民の方々のご協力により、私は少しずつではありますが、前進しているなという気持ちは持っております。

○6番（金子光喜君） 子どもたちですね、健全な教育環境を整備するという意味で、湯前町独自の取り組みをされてきたように私考えております。本町は小学校と中学校が隣どうしでありまして、希な教育形態がとれる、すばらしい教育環境だと思っております。そこをしっかりと理解していただいた教育活動ができていますのは、評価できることだと思っておりますので、もし変わられたとしても、しっかりとした教育体制を構築していただくような流れを願っております。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（味岡 恭君） 単純なことなんです、お尋ねします。各課の共済費というんですか、市町村共済組合負担金が、全体的に上がっているというふうに感じます。これなんか、負担率かなんかが変わったのか、お尋ねをいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 負担率については、毎年改正があっているところでございます。

○5番（味岡 恭君） 金額が、今質問の内容は、金額が上がったのが、その負担率が上がったのかと、金額がなぜ上がったのかを、お尋ねします。職員が増えたのか、消費税が上がるので、これも上がったのか、全体的に、建設課、農地課のところを見ても百何十万円、税務課も百何十万円上がっております、下がっているのは、若干下がっているのもあります。

○総務課長（高橋 誠君） 共済組合関係の負担率にですねは、やはりあの、掛け率が上がっているんですけど、その上がった理由についてはですね、共済組合のほうに問い合わせをしている資料があると思うんですけど、今日ちょっと持ってきておりませんので、後ほどご答弁させていただきます。

○企画観光課長（本山りか君） 私のほうから、先日の議会のほうで、議員各位からご質

問のありました、住宅リフォームの今後の対応についての協議の結果をお知らせさせていただければと思います。まず住宅リフォームのですね、ところでですね、予算額についてを、空き家と住宅リフォームの2つ要項がございまして、その配分を考えられないかというご質問がまずあったかと思えます。

これに関しましては、やはり私どもがですね、この住宅リフォームを設定した際に、移住定住という観点からの政策的な補助の作り込みをやっておりまして、今もその趣旨は変わっておりませんので、その住宅リフォームと空き家リフォームのですね、配分については、現在のまま進めさせていただければと思っております。当然、当初申し上げました通り、3年間の時限立法ということでございますので、その3年間の成果を踏まえて、その分析の内容をですね評価しまして、それからその評価の内容を皆様にお示しさせていただき、そこでまた、新たなるご判断をいただければと考えているところです。

もう1点ございましたのが、味岡議員からのご質問でしたけれども、その対象者の選定の方法、交付決定のやりよう、ということでご質問があったかと思えます。いま現況といたしましてはですね、要項に明記の無いものですね、一応先着順というやり方で進めさせていただきました。

ところが、やはりこの点に関しましてはですね、やはり、3年間の検証を待つことなくですね、担当の対応の分析の結果もですね、一応抽選というほうがですね、より住民のほうへの公平性を保つことに繋がるということに、結論に達しまして、まあ3年間の検証をということで、当初申し上げておりましたが、この件に関しまして、より住民の方のご理解がいただけたと思ひまして、抽選という方法に変更させていただければと思ひます。前年度のやり方と変えたことによりましてですね、前年度申請をされた方、それと今後申請をされる見込みのほうとの公平性が保たれるかどうかということ、また別の視点から考えさせていただくとしまして、今回ですねこの抽選というやり方に変更しまして、その旨要項のほうに明記させていただければと思ひます、以上でご報告いたします。

○5番（味岡 恭君） あの、とてもいい判断だと私も賛同します。住民に公平さがでるんじゃないかと思ひますので、是非、頑張ってくださいますようお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） お伺いします。あの、様々に予算があるわけですがけれども、いつも庁舎に行って思うことですが、植木鉢の花とか、飾り物とか、庁舎の雰囲気なんかあの、ソフトにするようなものが、本町の場合ないのかなというのが、非常に気づくところです、あの他所の町村では、議会の度にどこかの団体のほうからお花を差し上げたりとか、まあそういったものも、あるように聞いたこともございます。

まあどうしても予算が伴うこととなりますので、難しい部分もあるのかもしれませんが、庁舎内には是非、花の何鉢かを飾るようなですね、予算の流れができればいいな

と、常々思っておるところですけれども、そのことに関しての、担当課長の答弁を求めたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 職場の雰囲気作りとしては、花を飾るということは、大変私もいいことだと思っております。ただ職員の中でボランティア的な活動で、例えば玄関先のロータリーに花を植えたり、また駐車場に入るところの花壇に花を植えたりというところをする職員もおりますので、そういったところですね、ほかの職員もですね、加勢できるところは、加勢してそういった雰囲気を作ることは、一つ有意義なことだと考えます。

○6番（金子光喜君） 本町には、JAの育苗センターもありまして、そこでは、花の苗も作られておりますし、また店舗のほうに行きますと、花の苗もあります。加えまして、南陵高校という高校もありますけれども、そこでもしっかりとしたきれいな苗やお花がありますので、そんなに大きな金額でなくともですね、ちょっとした心が和むような空間を作ることはできるのではと思っておりますので、できればですね、そういったかたちでの対応を求めたいと思います。

以前、本町がフローレンスの町というような、キャッチフレーズでうっておられた経緯もあったかと思っておりますけれども、花のあるような環境というのは、非常に町民にとってもいいことかなと思っておりますので、前向きな取り組みを希望します。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、反対者の発言を許します。

[「ありません」の声あり]

次に、賛成者の発言を許します。

○8番（黒木喜巳男君） それでは、賛成討論いたします。平成31年度一般会計予算の賛成討論を行います。平成31年は来月4月までで、5月から新たなお御代替わりに伴い元号が変わり、平成が終わりを迎えます。また、本町も鶴田町長が勇退をされまして、5月から、新町長が就任され、まさに時が動いていると感じています。

昨今の現状は、米朝会談の決裂により、朝鮮半島問題も激しくなり米中の覇権争いにより、米中貿易戦争に伴い、我が国への、景気の影響が懸念されており、国内では本年度予算の101兆円を超え、借金は1,000兆円を超え、国債を日銀が買い続けているまさに、異次元の様子で、国家破綻のみちを進んでいるように私には思えます。

本町を取り巻く現状も厳しく、少子高齢化は歯止めをきかず、財政は経常収支比率も94パーセントと高く、今年も財政調整基を崩しながらの予算編成となっております。そのような中で、町長交代による予算編成である本年度の骨格予算であります。

湯楽里温泉も築後20年を経過し、老朽化したことに伴い大規模改修をはかり、リニュ

ーアルしお客さまのさらなる集客をはかる、大事業が予定されています。

また、農業設備といたしまして、植木地区の用水路改修や、出産祝い金も新設をされています。その他もろもろの事業も継続され、引き続き本町の継続が進むような予算編成となっています。

また、鶴田町長におかれましては、今期をもって勇退を表明をされました。町内外からも多数の勇退を惜しむ声も上がっています。まだまだ61歳と若く、今からであります。どうか健康に留意されまして今から長い人生を歩いてください。鶴田町長の先々に光明が差すことを願い賛成討論します。たいへんご苦労さまでした。

○議長（倉本 豊君） ほかに討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号、「平成31年度湯前町一般会計予算について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立、全員したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

ここで、議長席を副議長と交代するため、休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時51分

再開 午前11時06分

-----○-----

○副議長（味岡 恭君） みなさん、こんにちは。議長席を交代しました。会議を続けます。

-----○-----

日程第2、議案第17号 平成31年度湯前町国民健康保険特別会計予算について

○副議長（味岡 恭君） 日程第2、議案第17号、「平成31年度湯前町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○税務町民課長（堤田真由美君） 議案第17号、平成31年度湯前町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。平成31年度の予算は、歳入歳出それぞれ4億8,000万2,000円を計上し、前年度比2,462万4,000円の減となりました。運営主体が熊本県となって、2年目を迎えます。2月末の国保加入世帯数は605世帯、加入者数は1,007人となっています。

9ページをご覧ください。事項別明細書、歳出からご説明いたします。

款1. 総務費 目1. 一般管理費については、国民健康保険事業に係る人件費、物件費の経常的経費として、1,742万円を計上しています。前年度比21万8,000

円の増になります。主な増の要因は、節13法改正に伴う国保システム改修経費23万4,000円です。これは、旧被扶養者減免に対応するためのシステム改修費用です。財源については、国が全額補助する予定になっています。

その下の、番号制度に係る総合行政システム改修経費9万6,000円については、平成32年6月から外来の医療費に年間の上限が設けられ、合算の支給申請が始まります。その際に自己負担額証明書の提出が必要になりますが、それを省略できるようにするための改修費用になります。財源については、県が全額補助する予定になっています。

10ページになります。項2徴税费については、13万3,000円を計上しました。前年比15万2,000円減となります。主な減の要因は、印刷製本費において、在庫活用のため計上しなかったことと国保が所有している軽自動車の車検が本年はないことによるものです。

項3運営協議会費については、32万9,000円を計上しました。前年度比13万3,000円の増になります。委員さんの任期が満了する年になりますので、会議開催分を増額計上しております。

11ページになります。款2保険給付費については、過去データ等を参考に、節19負担金補助及び交付金に、見込み額として項1療養諸費に2億8,233万2,000円、項2高額療養費に3,746万円、12ページになります。項3出産育児諸費に126万1,000円、項4葬祭諸費に20万円、項5移送費に3万円を計上しています。

次に、款3国民健康保険事業費納付金については、県からの事業費納付金算定結果により、節19負担金補助及び交付金に、項1医療給付費分に、1億13万5,000円、13ページになります。項2後期高齢者支援金等分に2,527万4,000円、項3介護納付金分に980万円とし、合わせて、1億3,520万9,000円を県に納付する額として計上しました。

次に、款5保健事業費、項1特定健康診査等事業費については、特定健診委託料などに係る経費で、405万3,000円を計上しています。前年度比37万8,000円の減になります。減の主な要因は、国保加入者数の減による対象者の減となっています。

14ページになります。項2保健事業費については、年3回の医療費通知、ジェネリック医薬品を利用した場合の差額通知発送にかかる経費など、164万4,000円を計上しました。前年度比319万9,000円の減となります。減の主な要因は、13委託料の国保保健指導事業委託料の存目計上によるものです。この事業は、特定健診受診率向上を図るため、AIを利用した受診勧奨通知を作成、発送するもので、平成30

年度は、この勸奨で27名の受診増につながる実績がありました。平成29年度の数値で割り戻しますと、3パーセントも受診率が上がることとなります。この取り組みについては、非常に有効な手段と実感しておりますので、新体制執行部におはかりをして、補正予算にてぜひ取り組みたいと考えています。その際には、ご審議よろしく願いいたします。なお、この事業については、満額、特別交付金対象事業となります。

次に、款6基金積立金については、節25積立金に、国民健康保険 給付基金積立金に、当初より4万円を計上しました。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険税還付金、節23償還金利子及び割引料に、20万円を計上しました。目2から目8については、前年度同額を計上しました。

歳出の説明は以上になります。

次に、歳入についてご説明いたします。5ページをお願いします。

款1国民健康保険税については、合計で6ページの上段ですが、見込みにより9,442万8,000円を計上しました。前年度と比較して253万3,000円の減となっています。被保険者数の減少見込みなどを勘案して算出した結果になります。平成31年度の国保税算定に要する所得の決定が5月頃になりますので、再度、算定を行い、税率等の決定を行ってまいります。

次に、款3県支出金、目1保険給付費等交付金については、3億3,457万5,000円を計上しました。

節1普通交付金については、保険給付費の財源で事業費納付金を納める代わりに全額県が負担するものです。

節2特別交付金は、収納率向上分、特定健診の国、県負担分など特定事項の対象額が計上されるものです。昨年度を参考にした見込額ですが、変動が大きくなることも予想されるところです。

項2財政安定化基金交付金については、存目計上しました。災害等のやむを得ない事情により収納不足が生じ、県へ納付金を納付できない場合に交付され、交付後は、翌年度に交付額の3分の1を抛出しなければならない制度になります。

款4財産収入については、当初において、国民健康保険給付積立金利子4万円を計上しました。

7ページになります。款5繰入金、項1他会計繰入金については、一般会計からの繰入金として、節1保険基盤安定繰入金、保険税軽減分から節5出産育児一時金繰入金まで、前年度比148万5,000円減の4,954万2,000円を計上しました。普通交付税に算入される分で、国保財政安定化支援事業として、一般会計から繰り出してもらうものですが、県の試算により110万円の減となっています。

次に、款5繰入金については、存目計上しました。

款6繰越金、目1前年度繰越金として175万円を計上しました。

款7諸収入については、被保険者延滞金に、見込みにより、10万円増の40万5,000円を計上しました。以上で、歳入の説明を終わります。

次に、16ページから20ページまで、給与費明細書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

これで、平成31年度 湯前町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○副議長（味岡 恭君） これから質疑を行います。

○1番（遠坂道太君） 再度確認なんですけど、9ページですよね、一般管理費の委託料の中で、番号制度に係る総合行政システム改修業務委託料、それと14ページの国保保健指導事業委託料、2点について再度ご説明願います。

○税務町民課長（堤田真由美君） まず、番号制度に係る総合行政システム改修業務委託料につきましては、平成32年6月から、外来の医療費分について、年間の上限が定められます。その合算の支給申請が始まりますので、それについて、負担限度額というのを、添付する必要があるんですが、その必要が無くなるということです。

これについては、熊本県内が一つの保険者になっておりますので、町村間の負担が転入とか転出とかあった場合に、町村で国保の加入が違いますので、その時の負担限度額というのが変わってきます。その前の負担額の住所地からの証明ですね、そういうのを添付の必要が無くなるというシステムを作っていくということです。それらに対応するためです。

AIのほうの委託料関係なんですけど、国保保健指導事業委託料ですね、こちらのほうはですね、今、集団検診等々ですね、申し込みをいただいておりますけれども、特定検診というのが、40歳から74歳までの方には、必ず特定検診を受けなさいというのが科せられておりますが、その受診率がですね、目標が60パーセントだったと思うんですけども、そちらのほうですね、湯前町がまだ50パーセント台ですので、そちらのほうを60パーセント以上に行くように、国のほうが指導をしてきておりますので、そちらのほうになるべく届くようにですね、そういう指導を町のほうもしなければなりませんので、そのために勧奨をすると、検診を受けていない方々に受けてくださいねという勧奨をするものです。

これについては、受けない方々の心情とかですね、それから状況とかを勘案しながら、そういう人工知能を使って、こういう有効的な受診をするような手だてを、人工知能のほうが進んでくれて、勧奨に結びつけるような仕組みをとっておりますので、その受診率を向上するためにですね、行いたい事業の一つです。

○1番(遠坂道太君) このA Iのほうについては、わかったんですが、この最初のほうの、これにつきましては、なんか資料のほうがあれば、皆さんも詳しくはわかってないと思うんです、このへんの資料のほうがあれば提出いただければと思います。

○税務町民課長(堤田真由美君) はい、今のところまだ県のほうからも、詳しい資料が届いておりませんので、またこちらのほうが、県のほうにもお尋ねして、後日お渡ししたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○副議長(味岡 恭君) ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長(味岡 恭君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号、「平成31年度湯前町国民健康保険特別会計予算について」を採択します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長(味岡 恭君) 起立全員。したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3、議案第18号 平成31年度湯前町下水道事業特別会計予算について

○副議長(味岡 恭君) 次に、日程第3、議案第18号、「平成31年度湯前町下水道事業特別会計予算について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長(皆越克己君) 議案第18号、平成31年度 湯前町下水道事業特別会計予算について、ご説明いたします。

歳出からご説明いたします。8ページをお願いします。款1下水道事業費、項1下水道事業費、目1下水道事業費は、昨年度より195万円減の967万円を計上しました。

節1報酬、節9旅費の下水道事業審議会委員の報酬、費用弁償は、存目計上とし、下水道担当者1名分の人件費のほか、球磨川上流流域下水道事業工事負担金等の予算を計上しています。予算減の主な要因は、節19負担金補助及び交付金で、球磨川上流流域下水道事業工事負担金の減が、主なものとなっています。これにつきましては、予定していました事業を、平成32年度以降に繰り延べし、耐震関係事業のみ実施することとして、全体予算額5,140万円の予定で、本町負担金113万6,000円を計上し

ています。その内容は、汚泥棟耐震補強詳細設計、消毒用水処理施設耐震補強工事及び監理監督業務委託、災害対応資機材の備蓄が予定されています。

次に、9ページをお願いします。款2下水道維持管理費、項1維持管理費、目1公共下水道維持管理費につきましては、昨年度比22万4,000円増の4,075万円を計上しました。下水道事業の維持管理に要する需用費、役務費、委託料等の経費及び節19の流域下水道維持管理負担金などの経費になります。負担金が前年度比26万円減少していますが、終末処理場への流入汚水量が減少する見込みとなるためです。

次に、節11需用費の印刷製本費で、納付書印刷費として5万6,000円、節12役務費に公用車車検手数料として、10万5,000円を計上しています。

また、節13委託料に下水道資産台帳管理システム保守委託料27万円を計上しました。平成19年度以降の下水道台帳整備が完了し、システム稼働のためその保守管理委託料を計上したものです。

10ページをご覧ください。款3基金積立金については、積立金利子として存目計上しています。款4公債費、項1公債費、目1元金として、下水道事業債元金7,770万9,000円を計上しました。105万1,000円の増になります。

目2利子に、下水道事業債利子として1,450万3,000円を計上しました。116万9,000円の減になります。款5予備費として20万円を計上しました。

次に歳入です。6ページをご覧ください。款1使用料及び手数料については、節1現年度分として、見込みにより5,762万9,000円、節2過年度分として、10万円を計上しました。

項2手数料、目1下水道手数料については、昨年度同様、節1事務手数料を存目とし、節2督促手数料は2万円を計上しました。

款2国庫支出金については、節1下水道事業国庫補助金として、昨年度同様、社会資本整備総合交付金30万円を計上しました。

款3繰入金、目1一般会計繰入金につきましては8,428万円を計上しました。

項2基金繰入金、目1基金繰入金は、30万円を計上しました。

款4繰越金については、前年度繰越金20万円を計上しました。

7ページになります。款5諸収入、目1雑入については、存目計上しました。

款6町債、目1下水道事業債につきましては、存目計上しました。

款7財産収入は、積立金利子として、存目計上しました。

次に3ページをお願いします。第2表地方債についてです。下水道事業債として、現度額、存目計上しています。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○副議長（味岡 恭君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（味岡 恭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号、「平成31年度湯前町下水道事業特別会計予算について」を採択します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（味岡 恭君） 起立全員。したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4、議案第19号 平成31年度湯前町介護保険特別会計予算について

○副議長（味岡 恭君） 次に、日程第4、議案第19号、「平成31年度湯前町介護保険特別会計予算について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（白川一雄君） 議案第19号 平成31年度湯前町介護保険特別会計予算について、説明申し上げます。

介護保険制度の保険者として、介護を必要とする方が安心して適切なサービスが受けられるよう3年を一事業期間とする介護保険事業計画を定めており、平成31年度は第7期湯前町介護保険事業計画の中間年度にあたります。65歳以上の高齢者全体が少しずつ減少する中で、介護認定率の高い85歳以上の高齢者が増加するという介護保険財政に取りまして大変厳しい環境であり、今年度は介護保険給付基金を活用して、熊本県から前期事業期間に借り入れた資金の償還金と保険料不足分を補うこととしました。今年度も引き続き、高齢者の自立支援や介護状態の重度化防止に向け、各地区公民分館を活用した通いの場での介護予防を推進します。

また、町と地域の介護、医療、保健、福祉がお互いに連携をとり、その地域で必要なサービスの提供がきるよう、一人ひとりに応じたサービスを一体的に継続して行う地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。介護保険事業の推進にあたり、さらに保険給付費の適正化と健全な財政運営に努め、保険制度の理念である高齢者の自立した生活の支援を進めてまいります。そのような趣旨のもとで、歳出予算を編成し、その負担区分により歳入予算を計上したところであります。

平成31年度の予算は、歳入歳出それぞれ6億6,282万3,000円を計上し、前年度当初予算と比較して2,849万6,000円、4.1パーセントの減額となりました。減額の主な要因は、基金積立金の減であります。

9ページをお願いします。事項別明細書歳出から主なものを説明いたします。

款1総務費につきましては、介護保険事業に係る常勤一般職員2名の人件費、10ページの介護認定調査員及び認定事務員の2名分の非常勤職員の人件費、介護認定審査会及び介護運営協議会の開催経費などであります。

11ページの款2保険給付費につきましては、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費などに平成30年度決算見込額をもとに過去伸び率などを参考としながら計上しました。

項1介護サービス等諸費は、要介護1から5までの認定者を対象とした居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費など5億2,452万2,000円を計上しました。保険給付費の88.7パーセントを占めております。924万2,000円の増額となりました。

項2介護予防サービス等諸費は、要支援1、2の方のサービス給付費で介護予防サービス給付費など状態の改善と予防を目的としたサービス給付であり、介護予防訪問介護や介護予防通所介護が順次地域支援事業に移行しているため減額となっています。

12ページをご覧ください。項4高額介護サービス等費は、1,479万2,000円を計上しました。要介護、要支援認定者が1か月に支払った利用者負担が一定の上限額を超えた場合に申請により超えた分を払い戻すもので高額介護サービス等費、高額医療合算サービス費などを計上しました。

項5特定入所者介護サービス等費は、住民税非課税等の所得が低い要介護者の方が施設サービスや短期入所サービス等を利用した場合にかかる食費・居住費について負担限度額を超える分を町が負担するもので4,159万2,000円を計上しました。

13ページになります。款4地域支援事業費については、介護予防事業費と包括的支援事業・任意事業に、3,764万9,000円を計上しました。市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す事業費です。

項1介護予防・日常生活支援サービス事業費は、要支援・要介護になる恐れの高い高齢者を対象とした介護予防事業等に係る経費1,800万8,000円を計上しました。

節13委託料に、短期集中介護予防教室の作業療法士、理学療法士、運動指導士委託料など34万1,000円を計上しました。

節 1 9 負担金補助及び交付金に訪問介護サービス利用者に係る町負担分が変わる第 1 号訪問事業負担金 3 9 6 万円、通所介護サービス利用者に係る町負担分が変わる第 1 号通所事業負担金 9 2 1 万 6, 0 0 0 円などを計上しました。

次に、項 2 一般介護予防事業費は、全ての高齢者を対象とした介護予防に関する知識の啓発や介護予防水中運動など地域における介護予防活動への支援などに係る経費など 1 5 8 万 7, 0 0 0 円を計上しました。

節 8 報償費の介護予防日常生活圏域ニーズ調査謝金は、第 8 期計画策定に向けたニーズ調査を各地区の健康推進委員さんを通じて実施するため計上しました。

1 4 ページをご覧ください。項 3 包括的支援事業・任意事業費は、目 1 包括的支援事業費に地域包括支援センター事業委託料を計上し、目 3 任意事業費に家族介護用品支給事業などを計上しました。

目 4 在宅医療・介護連携推進事業費は、在宅医療・介護連携推進事業について市町村単独では実施がむずかしい事業を球磨圏域の市町村が共同で取り組むための経費として節 1 3 委託料に在宅医療介護連携推進事業委託料、節 1 9 負担金補助及び交付金に人吉球磨在宅医療介護連携推進事業負担金を計上しました。

目 5 生活支援体制整備事業費は、生活支援コーディネータ業務委託料を計上しました。

目 6 認知症総合支援事業費は、認知症に対する施策として節 1 3 委託料に認知症初期集中支援推進事業委託料などを計上しました。

1 5 ページになります。目 7 地域ケア会議推進事業費は、医療、介護の専門家など他職種が協業してケア方針を検討し、高齢者の自立支援、認知症の人の地域支援などを推進する経費を節 1 3 委託料に 1 3 8 万 8, 0 0 0 円計上しました。

款 6 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 2 償還金に第 6 期に熊本県財政安定化基金から借り入れました 2, 3 0 0 万円の 3 分の 1 の 7 6 6 万 7, 0 0 0 円を計上しました。

款 7 予備費については、前年度同額を計上しました。

次に、歳入について主なものを説明いたします。5 ページをご覧ください。款 1 保険料については、6 5 歳以上の第 1 号被保険者にかかる介護保険料を第 5 段階の月額 6, 2 0 0 円で計算し軽減分も考慮し計上しました。

国庫支出金、4 0 歳から 6 4 歳までの第 2 号保険料の支払い元である社会保険診療報酬支払基金、県支出金については、法で定められた負担率により計上しました。居宅給付費については、国 2 5 パーセント、支払基金 2 7 パーセント、県 1 2. 5 パーセント、町 1 2. 5 パーセントを、施設給付費については、国 2 0 パーセント、社会保険診療報酬支払基金 2 7 パーセント、県 1 7. 5 パーセント、町 1 2. 5 パーセントを計上し、包括的

支援事業・任意事業については、国38.5パーセント、県19.25パーセント、町19.25パーセントでそれぞれに計上しました。

7ページをご覧ください。款7繰入金については、項1一般会計繰入金1億1,156万2,000円を計上し、項2基金繰入金は、介護給付基金から県から借り入れました分の償還金766万7,000円と今年度の保険料不足見込み額600万円を計上しました。

款8繰越金については、当初予算編成の財源として、前年度繰越金92万4000円を計上しました。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、付属書類として16ページから20ページまで給与費明細書を添付しております。説明は省略させていただきます。

以上、平成31年度介護保険特別会計予算の説明を終わります。

○副議長（味岡 恭君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○4番（黒木龍次君） 介護保険について、1点だけ確認をさせていただきます。介護保険についてはですね、年々上昇の過程をたどっているというふうに思っているわけですが、この上昇過程がですね、いつまで続くのか、まあこれ想像に難しいところがあるかもしれませんけれども、今から何年先くらいがピークになって、これは、高齢化がどこまで続くかの問題が生じてくるかとも思いますけれども、そこのところの見解はどの程度考えておられるか、お尋ねいたします。

○保健福祉課長（白川一雄君） 第1号被保険者、まあ65歳以上の方の保険料、月額のことだと思っております。平成12年に始まりましたが、第1期は、本町であります。2,800円でございます。第6期の終了時点で5,000円ということでございましたが、先ほど申しましたように、まあ高齢化の進展によりましてですね、また、介護保険のサービスの利用が多くなってきているということも含めまして、保険料の上昇が見込まれたということで、第7期は実際のところは、7,000円ほどは必要であると試算されたところですが、5,000円から、7,000円になると、非常に負担が増えるということで、一般会計からの資金の支援もいただきまして、今期は6,200円に抑えたところで運営をさせていただく、どうかこの3年間をそれで乗り切りたいということで考えているところでございます。

第8期につきましては、やはり当初見込まれた、7,000円程度にはなるのではないかと考えておりまして、この負担率がこのままでいきますと、やはり上昇がしていくのはもう予測をされているということで、まあそれにつきましては、年金支給額は増加しておりませんので、その分につきましても、やはり制度面でも見直しが必要になってくるんで

はないかと思っているところです。

○4番（黒木龍次君） そうするとですね、これは7,000円程度が目に見えている負担金の割合ということでございますけれども、高齢者の年金が上がらないというふうなことで、負担することが、大変厳しい状況にあらうかと思うところであるわけですがけれども、まあ今から先ですね、私たちもまたお世話にならなければならない過程だと思っ
ているんですけど、まあ今後、高齢になればなるほど、頼るところは行政だろうというふう
に考えております。

それですと、行政のほうとしてですね、頼れる行政ということで、高齢者の手足とな
って、頑張って、介護に取り組んでいただきますことを、お願い申し上げておきます。

○保健福祉課長（白川一雄君） 介護保険につきましても、必要なサービスを提供する分
については、やはりこうしていかなければならないと思っております。ただ今、申しまし
たとおり、高齢者の自立の支援と健康介護度の重症化防止化ということで、できるだけ自
宅、今お住まいの地域の中で生活できるところの地域でのつながりでありますとか、自身
の健康の保持に努めていただけるような一種の協同の支援をしていきたいなというふう
に思っております。今後も更にですね、よろしく願いいたします。

○副議長（味岡 恭君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（味岡 恭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号、「平成31年度湯前町介護保険特別会計予算について」を採
択します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（味岡 恭君） 起立多数。したがって、議案第19号は、原案のとおり可決さ
れました。

-----○-----

日程第5、議案第20号 平成31年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算につ いて

○副議長（味岡 恭君） 次に、日程第5、議案第20号、「平成31年度湯前町後期高
齢者医療保険特別会計予算について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を
求めます。

○税務町民課長（堤田真由美君） 議案第20号、平成31年度湯前町後期高齢者医療保

険特別会計予算についてご説明いたします。

平成31年度の予算の総額は、5,730万3,000円となり、前年度に比べ171万1,000円の減となります。この保険の対象者は、1月末現在で、町内75歳以上の方986人と、要件により65歳以上の方30人を含み、合計1,016人が加入されています。実施主体は、熊本県後期高齢者医療広域連合が担っており、予算の数値は、広域連合が算出した推計値を基に計上しています。

町が徴収する保険料や一般会計からの町負担分を含む保険基盤安定繰入金等が歳入となり、これを事業の運営主体である熊本県後期高齢者医療広域連合へ納付金として納付する編成になっています。

では、7ページをご覧ください。事項別明細書、歳出からご説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、経常的事務経費41万3,000円を計上しました。

項2徴収費については、保険料の徴収に係る経費7万5,000円を計上しました。

次に、款2後期高齢者医療広域連合納付金については、節19負担金補助及び交付金に、被保険者保険料負担金3,346万9,000円と保険基盤安定負担金2,330万6,000円の合計5,677万5,000円を計上しました。前年度に比べ、176万6,000円の減になります。減の主な要因は、旧被扶養者といひまして、社会保険等の扶養だった方が、75歳になり、後期高齢者医療保険へ変わられた方に対する軽減見直しがなされ、平成30年度までは均等割の軽減が加入当初から継続してありましたが、平成31年度からは、期間が加入後2年間に制限されたことによるものです。

款3諸支出金については、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金、節23償還金利子及び割引料に3万円を、目2還付加算金は、節23償還金利子及び割引料を存目計上しました。

8ページをご覧ください。款4予備費については、前年同額の9,000円を計上しました。

次に、歳入を説明いたします。5ページをご覧ください。

款1後期高齢者保険料については、目1特別徴収保険料、目2普通徴収保険料の合計額3,347万1,000円を計上しました。前年度に比べ56万4,000円の増となっています。増の主な要因は、歳出で説明しました、旧被扶養者にかかる軽減見直しがなされたことによるものです。

次に、款3繰入金については、目1事務費繰入金と目2保険基盤安定繰入金の合計額2,379万4,000円を計上しました。前年度に比べ227万5,000円の減となっています。減の主な要因は、旧被扶養者に対する軽減が見直されたことによるものです。

保険基盤安定繰入金は、法に基づき低所得者の方の保険料の均等割額について、世帯構成と収入に応じて7割、5割、2割を軽減するもので、この総額を県が4分の3、町が4分の1の割合で負担し、一般会計で予算措置したあとに本特別会計に繰り入れています。

次に、款4諸収入については、前年度同額を計上しました。項2償還金及び還付加算金、目1保険料還付金に3万円を計上しています。還付が発生した場合は、その都度広域連合へ請求し、本科目で受け入れるものです。

次に、6ページになります。款5繰越金については、前年度繰越金を存目計上しました。

以上で平成31年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○副議長（味岡 恭君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（味岡 恭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号、「平成31年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について」を採択します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

[賛成者起立]

○副議長（味岡 恭君） 起立全員。したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6、議案第21号 平成31年度湯前町水道事業会計予算について

○副議長（味岡 恭君） 次に、日程第6、議案第21号、「平成31年度湯前町水道事業会計予算について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（皆越克己君） 議案第21号、平成31年度「湯前町水道事業特別会計予算について」ご説明いたします。

水道事業会計予算、第2条、業務の予定量は、前年度実績を勘案し計上しました。第3条、収益的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出につきましては、8枚ほど開けていただき、「湯前町水道事業会計予算に関する説明書」14ページをご覧ください。

平成31年度収支明細書、収益的収入、款1水道事業収益は、前年度比118万6,000円増の7,933万円を計上しました。増の要因は、項1営業収益、節1水道料金の

消費税2パーセントアップ分68万4,000円、項2営業外収益、節2有価証券利息50万円計上によるものです。

次に、15ページをご覧ください。収益的支出、款1水道事業費用は、前年度より231万9,000円増の5,036万7,000円を計上しました。増の主な要因は、項1営業費用、目1原水及び浄水費、節6修繕費、浄水施設設備修繕の中で砂洗機械が水源地にありますが、それが昭和55年製造のもので、その機械の分解、清掃、溶接などの修繕が必要であり、その費用146万円を計上しました。

また、目2配水及び給水費、節1委託料に、新規として、漏水調査業務委託料313万5,000円を計上しました。先の、2月20日開催の全協で、平成31年度事業説明の中で、この件につき触れたところですが、100パーセントに近いほど施設の稼働状況が収益に反映されているといえる指標、有収率が低下してきており、給水される水量が収益に結びついていないため、布設替えを実施した地域以外の全域を対象に、聴音による漏水調査を実施したく、お願いするものです。

次に、17ページをご覧ください。資本的収入です。前年度同額の5,000万2,000円を計上しました。

次に、資本的支出です。款1資本的支出に前年度比726万6,000円減の6,131万2,000円を計上しました。減額の要因は、項2企業債償還金、節1元金償還金の償還元金の減によるものです。

次に、前に戻っていただき13ページをお願いします。平成30年度予定損益計算書の最下段、当年度未処分利益剰余金は、4,200万6,000円を見込んでいます。

最初に戻っていただき、第5条、企業債につきましては、起債の目的が公営企業債限度額5,000万円、また、第6条、一時借入金の限度額は5,000万円としております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○副議長（味岡 恭君） これから質疑を行います。

○3番（森山 宏君） 15ページ、漏水調査の業務委託が上がっていますよね、これに伴いまして、今、現況、漏水はどのくらい発生しているんですか、利率で構いません。

○建設水道課長（皆越克己君） まあ、先ほど申しました、有収率という指標の中で申しますと、年間給水量とそれに対して、有収水量の率のところでの表示では、78.6パーセントの率になっております、これを高めたいというところで、80パーセント以上のところでなればというところで調査を実施したいということで予定を立てております。

○副議長（味岡 恭君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（味岡 恭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号、「平成31年度湯前町水道事業会計予算について」を採択します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長(味岡 恭君) 起立全員。したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

ここで議長席を議長と交代するためと、食事のため、休憩します。

-----○-----
休憩 午前11時59分
再開 午後12時59分
-----○-----

○議長(倉本 豊君) 議長席を交代しました。休憩を終わり、会議を開きます。

日程第7 議案第22号 平成30年度湯前町一般会計補正予算(第14号)について

○議長(倉本 豊君) 日程第7、議案第22号、「平成30年度湯前町一般会計補正予算(第14号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(鶴田正巳君) 議案第22号、平成30年度湯前町一般会計補正予算(第14号)の提案理由の説明を申し上げます。今回の予算につきましては、歳入歳出予算の総額から、それぞれ、4,855万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億558万6,000円とするものです。

補正につきましては、球磨郡公立多良木病院企業団負担金の確定に伴う補正、国の2次補正の社会資本整備、総合交付金事業による町道整備の補正になります。また繰越明許費、地方債の補正を行うものです、詳細については、課長に説明させます。よろしく願いいたします。

○総務課長(高橋 誠君) 一般会計補正予算(第14号)の内容についてご説明いたします。

事項別明細書の歳出13ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、球磨郡公立多良木病院企業団負担金の補正、及び国の2次補正予算に伴う社会資本整備総合交付金事業に係わる町道整備でございます。

款4衛生費、項2保健衛生費、目1保健衛生総務費、球磨郡公立多良木病院企業団負担金ですが、平成30年度の構成4町村の負担金額の確定が行われ、病院職員の児童手当分の町村負担、及び特別交付税における追加費用分の町村負担、それぞれ確定されました。先の補正予算13号で補正計上するべきところでした。大変申し訳ございませんでした。

款7土木費、項2道路橋りょう費、目1道路維持費、工事請負費は、道路舗装修繕工事1,700万円でございます。これはふるさと農道の町道浜川中猪線の舗装工事でございます。

次に、町道役場線歩道整備工事1,770万円でございます。これは、小学校西門側、NTT局舎から役場までの町道の歩道設置工事でございます。

次に、町道上里古城線歩道整備工事1,100万円でございます。これは、湯前保育園前の道路への歩道設置でございます。予算化のうえ次年度への繰越前提となるものでございます。

次に、12ページをご覧ください。歳入につきましてご説明いたします。

款9地方交付税は、今回の補正予算の財源の調整分として、1,269万2,000円の普通交付税を計上しました。

款13国庫支出金、目1土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金、2,286万1,000円を計上しました。

款20町債、目4土木債、道路整備債1,300万円を計上しました。

次に、6ページから8ページをご覧くださいと思います。第2表、繰越明許費は、本年度の繰越明許費の内容です。地方自治法第213条で定める歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものであります。今回10事業ありまして、事業名、繰越明許となった理由、事業費と財源内訳を付けております。繰越事業費総額が1億7,036万9,000円となります。

次に、9ページをご覧くださいと思います。第3表、地方債の補正で「変更」です。歳入で説明いたしました道路整備事業債の借入額変更に伴い限度額を変更するものです。

以上、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○6番（金子光喜君） 小学校、中学校の空調についてですけども、以前予算化されたときにもお尋ねしましたが、非常に空調設備会社のほうが、全国の需要に耐えきれずに、いろいろ仕事が遅れているような状況であるというふうな新聞報道とかありましたし、人材不足とかも相まって、なかなか予定通り進まないという話もありました。今回こういったかたちで、遅れるかたちですけども、十分、そのへんしっかりと対応できるようなか

たちになったのでしょうかお伺いします。

○教育課長（北崎真介君） はい、契約そのものは、全協でお話したとおり、もう済んでおりまして、前払い金を差し引いた額で繰り越しをさせていただくことです。

しかし、もう契約は済んでおりますので、速やかに4月から取りかかれるようにですね、工期を設定して、なるべく暑くなる前にとということで話は進んでおります。

○議長（倉本 豊君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号、「平成30年度湯前町一般会計補正予算（第14号）について」を採択します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 報告第1号 一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について

○議長（倉本 豊君） 日程第8、報告第1号、「一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について」を議題とします。本案の説明を求めます。

○町長（鶴田正巳君） 報告第1号について、提案理由のご説明を申し上げます。湯前農業公社のこれまでの経営を統括し説明するため、地方自治法施工例第173条第1項の規定に基づき関係書類を提出するものです。それでは、報告を申し上げます。

湯前町農業公社は、地域課題を克服し農林業を中核とした地域の維持と総合的な地域の活性化を図るため、「農地保全や町にある地域環境資源を次世代に継承する役割」並びに「町の生き残りのための産業を創出すること」を目的として平成23年度に設立し、現在7年が経過しました。

当初計画では高齢化の進行により徐々に農地の貸借依頼が増えていき、10年後、平成32年度には60ヘクタールの農地を貸借する計画としておりましたが、農地の集積進度が予定よりも遅く、平成30年度では8.5ヘクタールの農地を借り受けています。

これは、各農家の方の努力や担い手への農地の継承が行われた結果、当初の想定よりも農地の貸借依頼が少なかったものと考えます。ただし、今後高齢化や担い手不足が進展することは容易に想像できるため、公社が地域農業のセーフティーネットとしての

役割を十分に果たせるようにならなければなりません、その農地が真に守るべき農地であるかどうかの選択も同時に必要になると考えます。

作物の作付けについては、水稻を中心にWCSやほうれん草、かぼちゃ等の栽培を行ってきました。また、試作作物として、甘草や茎わさびを作付けしましたが、いずれも収益が見込めず栽培を中止しました。

依頼のあった圃場についても条件が悪く、町内一円に点在しているなど作物の生産においては不利な条件のもと経営を行ってきました。農業は天候にも左右され、栽培技術の未熟さ等により思うような作付けができず赤字の要因となりました。また、作付けしても収量の見込めない農地も貸借しており、そのような農地については維持管理のみを行っています。

平成28年度からは、指定管理により精米所の運営も開始しました。現在新たな取引も始まり、今後の展開によっては販路拡大等の可能性も広がっていくと考えています。

収支状況ですが、計画では10年後に収入と支出が逆転し、単年度で黒字化する計画でしたが、現在まで黒字化するには至っておらず、今後の見通しも厳しい状況です。当初、町から9,000万円の基金を受け入れましたが、残額が平成29年度末では2,860万円、平成30年度末では1,600万円程度になる見込みで、数年後には経営の継続が困難になる可能性があります。

これまでの経営を振り返りますと、農地維持保全や生産増大、雇用創出などの成果もありましたが、様々な課題や問題が生じたことも事実です。預かりました農地につきましては、耕作放棄地になり得るような農地でしたが、公社が管理することによって耕作放棄地になることを未然に防ぐことができ、一部の農地については担い手に引き継ぐことができたことは一定の成果でした。

一方で、新たな産業を創出すること、地域農業の中核として担い手の育成や営農支援、農産加工などの分野においては十分な成果を得ることができませんでした。また、公社の運営には地域との関わり、地域の力が必要だったと思いますが、地域を巻き込んだの取り組みに至らなかったことも反省点の一つであると考えます。農地を守ることと、収益を上げることの相反する部門を同時に経営することの難しさや農業の厳しさを痛感しているところです。

会社を経営する上で経営者の存在はかせないため、新しく理事長を招聘しましたが、一身上の都合により任期途中で辞任されました。経営にあたっては試行を繰り返し、人事についても手当てをしながら取り組んでまいりましたが、収支の改善に至っていないことや今後の展開まで作り得ていないこと等、経営のトップであります私の責任として重く受け止めており、町民の皆様、議会の皆様方にお詫びを申し上げます。

基本理念は今後もかわらず重要だと考えますが、その手法については今までの経営を踏まえて、変更していく必要性もあると考えます。今後も過疎化、高齢化は進み、担い手不足は加速度的に進行することが想定されます。その時に慌てることなく、農業公社が地域に必要不可欠な存在となれるよう、引き続き今後も関係者一体となって課題に取り組んでいかなければならないと考えます。

議会の皆様のお知恵をお借りしながらになりますが、是非とものお力添えをお願いいたします。総括いたします。

○議長（倉本 豊君） 以上で説明を終わります。質疑に入ります。発言を許します。
質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで報告第1号「一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について」の報告を終わります。

-----○-----

日程第9 同意第1号 湯前町政治倫理審議会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第10 同意第2号 湯前町政治倫理審議会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第11 同意第3号 湯前町政治倫理審議会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第12 同意第4号 湯前町政治倫理審議会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第13 同意第5号 湯前町政治倫理審議会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第14 同意第6号 湯前町政治倫理審議会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（倉本 豊君） 日程第9から日程第14までは、同じ人事の案件でありますので、一括議題についてお諮りします。

日程第9、同意第1号、日程第10、同意第2号、日程第11、同意第3号、日程第12、同意第4号、日程第13、同意第5号、日程第14、同意第6号を一括議題とし、説明及び質疑を一括して行った後、討論を省略し個別に採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。

よって、同意第1号、同意第2号、同意第3号、同意第4号、同意第5号、同意第6号

の「湯前町政治倫理審議会委員の任命につき同意を求めることについて」を一括議題とします。

○議長（倉本 豊君） 本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（鶴田正巳君） 同意第1号から同意第6号までを一括して提案理由の説明を申し上げます。湯前町政治倫理条例第6条第2項の規定により、政治倫理審査会委員を任命したいので、議会の同意を求めるものです。

まず、お一人目でございます、湯前町2595番地、氏名、深水俊一さんでございます。ご承知のように元議員でおられ、平成11年5月から平成20年11月までの4期、町議会議員としてのご活躍をいただいております。人格執権共に優れておられ、最適任者であり、継続してお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。

続きまして、湯前町5233番地、井上朋和さんでございます。同じように元議員でおられ、平成11年5月から平成20年11月までの4期町議会議員としてご活躍をいただいております。人格執権共に優れておられ、最適任者であり、継続してお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。

続きまして、湯前町1677番地3、氏名、中武義秋さんでございます。元湯前町役場職員であられ、退職後はシルバー人材センター事務局長、上里3区区長を歴任され、その職務について真摯に取り組んでいただいております、人格執権共に優れておられ、最適任者であり、同意を求めるものでございます。

続きまして、湯前町3138番地3、氏名、金山 充さんでございます。金山さんは、熊本商科大学短期大学部を卒業後、昭和48年4月から法務省矯正局河内少年院をかわきりに、平成22年3月法務省矯正局人吉農芸学院を法務教官として退職されるまでの間、少年への改善指導、矯正教育を通じて、社会復帰の実現を助けるなど、その職責を全うされております。人格執権共に優れておられ、最適任者であり、継続してお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。

続きまして、湯前町1988番地、氏名、右田秀美さんでございます。昭和51年3月法政大学法学部法律学科をご卒業後、司法書士等の資格を取得され、固定資産評価委員、行政相談員等の公職を歴代いただいております、人格執権共に優れておられ、最適任者であり、継続してお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。

最後に、人吉市西間下町132番地1、氏名、蓑田啓悟さんでございます。現在、蓑田法律事務所の弁護士であられ、人格執権共に優れておられ、最適任者であり、継続してお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（倉本 豊君） 以上で説明を終わり、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、同意第1号「湯前町政治倫理審議会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（倉本 豊君） ただいまの出席議員は議長を除き8人です。次に立会人を指名します。

お諮りします。同意第1号から同意第6号まで同じ人事案件でありますので、立会人を変更せずに行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。立会人に山下議員、遠坂議員を指名します。投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○議長（倉本 豊君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（倉本 豊君） 異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。

本案に賛成の方は、「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第83条の規定により「否」とみなします。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長（倉本 豊君） 投票漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 「投票漏れなし」と認めます。投票を終わります。

これから、開票を行います。山下議員、遠坂議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長（倉本 豊君） 投票の結果を報告します。

投票総数8票。有効投票8票。

有効投票のうち賛成5票、無効投票3票です。

以上のとおり、投票の結果は、賛成が多数です。

したがって、同意第1号、「湯前町政治倫理審議会委員の任命につき同意を求めること

ついて」は、同意することに決定しました。

○議長（倉本 豊君） これから、同意第2号、「湯前町政治倫理審議会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は議長を除き8人です。

立会人に山下議員、遠坂議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○議長（倉本 豊君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（倉本 豊君） 異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。

本案に賛成の方は、「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第83条の規定により「否」とみなします。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長（倉本 豊君） 投票漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 「投票漏れなし」と認めます。投票を終わります。

これから、開票を行います。山下議員、遠坂議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長（倉本 豊君） 投票の結果を報告します。

投票総数8票。有効投票5票。無効投票3票。

有効投票のうち賛成5票。

以上のとおり、投票の結果は、賛成が多数です。

したがって、同意第2号、「湯前町政治倫理審議会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

○議長（倉本 豊君） 続いて、同意第3号、「湯前町政治倫理審議会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は議長を除き8人です。

立会人に山下議員、遠坂議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○議長(倉本 豊君) 投票用紙の配布漏れはありますか。

[「ありません」の声あり]

○議長(倉本 豊君) 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(倉本 豊君) 異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。

本案に賛成の方は、「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第83条の規定により「否」とみなします。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(倉本 豊君) 投票漏れはありますか。

[「ありません」の声あり]

○議長(倉本 豊君) 「投票漏れなし」と認めます。投票を終わります。

これから、開票を行います。山下議員、遠坂議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(倉本 豊君) 投票の結果を報告します。

投票総数8票。有効投票8票。

有効投票のうち賛成8票。

以上のとおり、投票の結果は、賛成総数であります。

したがって、同意第3号、「湯前町政治倫理審査委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

○議長(倉本 豊君) 続いて、同意第4号、「湯前町政治倫理審査委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は議長を除き8人です。

立会人に山下議員、遠坂議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○議長(倉本 豊君) 投票用紙の配布漏れはありますか。

[「ありません」の声あり]

○議長(倉本 豊君) 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（倉本 豊君） 異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。

本案に賛成の方は、「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましても、会議規則第83条の規定により「否」とみなします。1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（倉本 豊君） 投票漏れはありますか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 「投票漏れなし」と認めます。投票を終わります。

これから、開票を行います。山下議員、遠坂議員、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（倉本 豊君） 投票の結果を報告します。

投票総数8票。有効投票8票。

有効投票のうち賛成8票。

以上のとおり、投票の結果は、賛成総数であります。

したがって、同意第4号、「湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

○議長（倉本 豊君） これから、同意第5号、「湯前町政治倫理審議会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は議長を除き8人です。

立会人に山下議員、遠坂議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配布）

○議長（倉本 豊君） 投票用紙の配布漏れはありますか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（倉本 豊君） 異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。

本案に賛成の方は、「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましても、会議規則第83条の規定により「否」とみなします。1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（倉本 豊君） 投票漏れはありますか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 「投票漏れなし」と認めます。投票を終わります。

これから、開票を行います。山下議員、遠坂議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長（倉本 豊君） 投票の結果を報告します。

投票総数 8 票。有効投票 8 票。

有効投票のうち賛成 8 票。

以上のおり、投票の結果は、賛成総数であります。

したがって、同意第 5 号、「湯前町政治倫理審査委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

○議長（倉本 豊君） これから、同意第 6 号、「湯前町政治倫理審議会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は議長を除き 8 人です。

立会人に山下議員、遠坂議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○議長（倉本 豊君） 投票用紙の配布漏れはありますか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（倉本 豊君） 異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。

本案に賛成の方は、「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第 8 3 条の規定により「否」とみなします。1 番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長（倉本 豊君） 投票漏れはありますか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 「投票漏れなし」と認めます。投票を終わります。

これから、開票を行います。山下議員、遠坂議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長（倉本 豊君） 投票の結果を報告します。

投票総数 8 票。有効投票 8 票。

有効投票のうち賛成 8 票。

以上のとおり、投票の結果は、賛成総数であります。

したがって、同意第 6 号、「湯前町政治倫理審査委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

○議長（倉本 豊君） 議場の出入口を開きます。

（議場開放）

○議長（倉本 豊君） ここで、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後 1 時 4 8 分

再開 午後 2 時 0 4 分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

日程第 15 委員会報告

○議長（倉本 豊君） 日程第 15、「委員会報告」

総務常任委員会における所管事務の調査が終了し、お手元に配付のとおり報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

厚生文教常任委員会における所管事務の調査が終了し、お手元に配付のとおり報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で厚生文教常任委員会の報告を終わります。

経済建設常任委員会における所管事務の調査が終了し、お手元に配付のとおり報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で経済建設常任委員会の報告を終わります。

日程第 16 議員派遣について

○議長（倉本 豊君） 日程第16、「議員派遣について」を議題とします。本件については、お手元に議案を配付しております。

お諮りします、会議規則第128条の規定により、一覧表のとおり議員派遣をしたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、そのとおり議員派遣することに決定しました。

日程第17 総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第17、「総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

総務常任委員会から所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第18 厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第18、「厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

厚生文教常任委員会から所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第19 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第19、「経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

経済建設常任委員会から所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第20 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第20、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました「次の議会の会期・会期日程等議会運営の基本に関する事項、及び前項以外の議長の諮問にかかる事項」について、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、すべての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本定例会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

○議長（倉本 豊君） ここで、教育長より、発言の申し出があります。

○教育長（中村和弘君） 皆様、こんにちは、退任とお礼のご挨拶を申し上げます。

平成28年4月1日から今年3月31日まで、鶴田町長の下、1期3年間の任期を全うできますこと、そして、湯前町の教育に教育長として、教育行政に関わらせていただいたことに、ただただ感謝申し上げる次第でございます。

まず、町づくりの基本は、人づくりであると思います。議員の皆様方の湯前町の教育への温かなご支援のもと、小中学校のICT機器の充実、特別支援教育支援員の増員、空調設備の充実等、学校における学習環境が整備され、たくさんの児童生徒の笑顔と、前向きな姿勢に出会うことができました。

次に、地域と共にある学校を目指して、義務教育9年間を見据えた小中学校共通の、学校教育目標設定による、小中連携の強化、コミュニティスクールの導入、小学校部活動の社会体育への移行等、皆様方のおかげをもちまして、計画的に湯前町の学校教育を推進することができました。議員の皆様方そして、町民の皆様方には、多方面にわたり支えてい

いただきました。心から感謝を申し上げます。

町民の皆様には、前向きに背中を押していただき、そして、多くの方々に、笑顔で接していただきました、私にとっては、とても大きな力をもらったように感じておるところでございます。誠にありがとうございました。最後に湯前町の子どもたちの今後の成長、そして活躍を心から祈念いたしますとともに、町民の皆様方のご健勝とご多幸を祈念申し上げお礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（倉本 豊君） ここで、鶴田町長からも、発言の申し出がありますので、これを許します。

○町長（鶴田正巳君） 本日までの3月定例議会におきまして、議会の皆様には、慎重審議をいただきまして、全議案ご可決いただきましたことに対しましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。私にとりまして、定例議会としましては、最後となりますので、議長のお許しを頂戴しまして、議会の皆様はじめ、町民の皆様にご挨拶を申し上げたいと思います。

平成19年4月から町民の皆様にお世話になり、町長としての仕事を始めさせていただき、今日まで、3期12年間浅学非才な私に対して、ご指導を頂戴しまして、まがりなりにも任期を終えることができますことを議会の皆様にお礼を申し上げます。湯前町の豊かな自然と文化、これまで先輩方が築いてこられた資源を活用しながら、進行する少子高齢化の中で、安全で暮らしやすい町、住民の福祉の充実、後継者の育成を始めとした、産業の振興、子育て、教育環境の充実、交流人口の増加による、商工観光の振興等を念頭に置き、政策を展開してまいったところでございます。

しかし、それぞれの課題は本町のみならず、地方が抱える、共通課題も多く、その解決に向けて各自自治体取り組みにあたっているところでございます。そうした中で、湯前町が今後も継続、発展していくためにも、あきらめることなく、繰り返し挑戦していくことが求められると思います。厳しい取り組みになることが予想されますが、町民の皆様の幸福度向上のために、今後とも、役場が先頭に立って課題解決に取り組んでいかなければならないと思います。

どうか議会の皆様におかれましては、執行部職員に対しまして、今後とものご指導をよろしく願います。今日までご指導、ご支援をいただきました議員の皆様、町民の皆様には心から感謝と御礼を申し上げます。併せまして、今後の湯前町の発展を祈念いたしましてご挨拶いたします。大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（倉本 豊君） ここで、私のほうから、一言ご挨拶申し上げます。

来る3月31日をもって、任期満了を迎えられます中村教育長、また、4月26日をもって、任期満了を迎えられます鶴田町長、お二人とも本日が最後の議会の定例会というこ

とでありますので、議会を代表いたしまして議長より労いとお礼の言葉を申し上げます。

まず、中村教育長におかれましては、平成28年第3回の定例会において、議員全員が賛成ということで同意し、その後1期3年間、教育長として、町の学校教育、社会教育全般にご活躍をいただきました。特に平成19年度から3年間、湯前町小学校の校長として赴任されておりましたので、湯前町の事情や町民の皆様をよくご存じであり、就任直後から、まさに精力的にお取り組みをいただいた姿が深く印象に残っております。

また、コミュニティスクール事業に積極的に取り組まれる等、地域全体で児童生徒の教育を推進したいという思いが非常に強く、立派な教育長ではなかったかと感じている次第であります。お人柄も非常に温厚で笑顔の絶えない誰からも好かれる教育長でありましたが、残念ながら任期ということでございます。これまでの中村教育長の本町教育行政に対するご尽力に対し心からお礼を申し上げ感謝の言葉に代えさせていただきます。中村教育長、誠にありがとうございました。

次に、鶴田町長でございますが、平成19年4月22日の選挙において初当選され、その後3期12年にわたり町政の舵取り役として、また町民の期待や要望を、時には不満を全て一人で引き受けなければならない非常に厳しい役割を精力的にこなしていただきました。それに対し、感謝とお礼を申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。

私の鶴田町長の一番の印象は、子どもから、お年寄りまで男女問わず町民に絶大なる人気を誇る町長であったと思います。2期目、3期目の選挙が共に無投票であったということは、まさにその証拠であるところでございます。

また、政治家として、大事な能力の一つ、政策を伝える能力、いわゆる、挨拶が特に秀でておられ、その雄弁に語るお姿は他町村の住民からもうらやましがられるほどの町長であったと認識しております。

また、外交にも長けておられ、多くの政治家や国、県及びJT、B&G財団等、多方面でその手腕を発揮されてきたことは、議会でも高く評価しておりました。この度は、ご本人の意志によるご勇退ということではありますが、政治家として最も難しい引き際の美学もお持ちの町長であると改めて感服した次第であります。

議会としましては、2元代表制を司る関係上、時には非常に厳しい指摘をした場面もございましたが、町民福祉の向上のため、私情を捨てて議会の使命を全うした結果だどご理解いただければ幸いです。

最後になりますが、鶴田町長、中村教育長におかれましては、ひとまずこれまでの疲れをゆっくり癒していただきまして、その後はまだまだお二人ともお若いので、湯前町の発展のため、様々な角度からご支援、ご協力いただきますことをお願いし、簡単ではありますが、お二人への感謝の言葉に代えさせていただきます。鶴田町長、中村教育長、誠ににお疲

れさまでございました。ありがとうございました。

○議長（倉本 豊君） 以上で、本日の日程は終了しました。
会議を閉じます。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） これで、平成31年第3回湯前町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後2時21分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

平成 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会副議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員

